

平成 4 年 10 月 5 日 開会  
平成 4 年 10 月 23 日 閉会

# 和泉市議会第 3 回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第3回定例会会議録目次

### 平成4年10月5日（月曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1"
○ 議事日程	3"
○ 開会宣告（午前10時05分）	3"
○ 市長開会挨拶	4"
○ 日程第1 議席の指定について	6"
○ 日程第2 会議録署名議員の指名について（友田博文・森 悦造・若浜記久男）	6"
○ 日程第3 会期の決定について（10月5日～10月27日 23日間）	6"
○ 日程第4 議長選挙について	7"

（午前10時20分休憩、以後再開されず自然散会）

10月6日（火曜日）～10月12日（月曜日）まで自然休会

### 平成4年10月13日（火曜日）第2日目

○ 出席議員・欠席議員	9"
○ 議事説明員、その他	9"
○ 議事日程	11"
○ 開会宣告（午前10時20分）	11"
○ 日程第1 議長選挙について	12"
○ 追加日程第2 副議長選挙について	13"

（午後1時35分休憩、以後再開されず自然散会）

平成4年10月14日(水曜日)第3日目

○ 出席議員・欠席議員	17頁
○ 議事説明員、その他	17"
○ 議事日程	19"
○ 開会宣告(午後3時40分)	19"
○ 日程第1 (議会議案第4号) 交通・公害対策特別委員会設置について	一 括 上 程 22頁
○ 日程第2 (議会議案第5号) 開発事業対策特別委員会設置について	
○ 日程第3 (議会議案第6号) 同和対策特別委員会設置について	
○ 日程第4 (議会議案第7号) 関西新国際空港対策特別委員会設置について	
○ 日程第5 (議会議案第8号) 土地開発公社特別委員会設置について	
○ 日程第6 常任委員会委員の選任について	一 括 上 程 23頁
○ 日程第7 特別委員会委員の選任について	
○ 日程第8 (選挙第3号) 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	一 括 上 程 25頁
○ 日程第9 (選挙第4号) 泉北水道企業団議会議員の選挙について	
○ 日程第10 (選挙第5号) 南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	
○ 散会宣告(午後3時50分)	26"
10月15日(木曜日)～10月18日(日曜日)まで休会	

平成4年10月19日(月曜日)第4日目

○ 出席議員・欠席議員	27"
○ 議事説明員、その他	27"

○ 議事日程		29頁
○ 開会宣告（午前10時25分）		29”
○ 日程第 1	一般質問について	
	1 番に 27番 早乙女 実 君	34”
	2 番に 5番 上 田 育 子 君	52”
	3 番に 26番 原 重 樹 君	66”
	4 番に 21番 辻 正 治 君	83”
○ 散会宣告（午後 4 時40分）		96”
	10月20日（火曜日）・21日（水曜日）休会	

平成 4 年10月22日（木曜日）第 5 日目

○ 出席議員・欠席議員		97”
○ 議事説明員、その他		97”
○ 議事日程		99”
○ 開会宣告（午前10時00分）		99”
○ 日程第 1	一般質問について	
	1 番に 25番 天 堀 博 君	99”
	2 番に 28番 猪 尾 伸 子 君	115”
	3 番に 18番 赤 阪 和 見 君	123”
	4 番に 29番 勝 部 津喜枝 君	142”
○ 散会宣告（午後 3 時50分）		155”

平成 4 年10月23日（金曜日）最終日

○ 出席議員・欠席議員		157”
○ 議事説明員、その他		157”

- 議事日程 159頁
- 開会宣告 (午前10時00分) 161頁
- 日程第 1 (監査報告第18号)  
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成4年3月分)
- 日程第 2 (監査報告第19号)  
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年3月分)
- 日程第 3 (監査報告第20号)  
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年3月分)
- 日程第 4 (監査報告第21号)  
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成3年度平成4年4月分)
- 日程第 5 (監査報告第22号)  
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成4年4月分)
- 日程第 6 (監査報告第23号)  
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年4月分)
- 日程第 7 (監査報告第24号)  
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年4月分)
- 日程第 8 (監査報告第25号)  
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成3年度平成4年5月分)
- 日程第 9 (監査報告第26号)  
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成4年5月分)
- 日程第10 (監査報告第27号)  
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年5月分)
- 日程第11 (監査報告第28号)  
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年5月分)
- 日程第12 (監査報告第29号)  
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成4年6月分)
- 日程第13 (監査報告第30号)  
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年6月分)
- 日程第14 (監査報告第31号)  
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年6月分)
- 日程第15 (監査報告第32号)  
定期監査 (平成4年度第一次分) 結果報告

一  
括  
上  
程

161頁

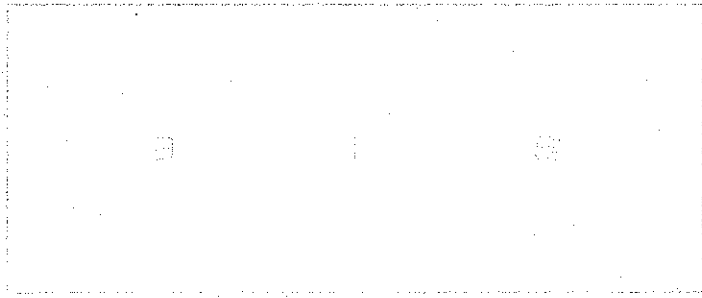
162頁

○ 日程第16	(報告第19号) 専決処分の承認を求めることについて (小学校児童の事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	162頁
○ 日程第17	(認定第1号) 平成3年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について	166"
○ 日程第18	(認定第2号) 平成3年度和泉市水道事業会計決算認定について	168"
○ 日程第19	(認定第3号) 平成3年度和泉市病院事業会計決算認定について	170"
○ 日程第20	(議員提出議案第9号) 決算審査特別委員会設置について	174"
○ 日程第21	決算審査特別委員会委員の選任について	175"
○ 日程第22	(議案第46号) 工事請負契約締結について(阿弥陀橋改築工事)	175"
○ 日程第23	(議案第47号) 工事請負契約締結について ( (仮称) 和泉市老人デイサービスセンター建設工事)	176"
○ 日程第24	(議案第48号) 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	186"
○ 日程第25	(議案第49号) 和泉市防災会議条例の一部を改正する条例制定について	190"
○ 日程第26	(議案第50号) 和泉市解放センター条例等の一部を改正する条例制定について	193"
○ 日程第27	(議案第51号) 和泉市保育所入所措置条例の一部を改正する条例制定について	195"
○ 日程第28	(議案第52号) 平成4年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	199"
○ 日程第29	(議案第53号) 平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	213"
○ 日程第30	(議案第54号) 監査委員の選任について	217"
○ 日程第31	(議案第55号) 公平委員会委員の選任について	218"

○ 日程第32	(議案第56号) 固定資産評価審査委員会委員の選任について	219頁
○ 日程第33	(議案第57号) 教育委員会委員の任命について	220 "
○ 日程第34	(議員提出議案第10号) 第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の投資規模の拡大に関する意見書	223 "
○ 日程第35	(議員提出議案第11号) 第11次道路整備五箇年計画の策定に関する意見書	225 "
○ 日程第36	(議員提出議案第12号) 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書	227 "
○ 日程第37	(議員提出議案第13号) 関西国際空港飛行コースの陸上ルートに反対する意見書	229 "
○ 日程第38	(議員提出議案第14号) 佐川急便事件の真相徹底究明を求める意見書	231 "
○ 日程第39	(議員提出議案第15号) エイズ予防対策に関する意見書	232 "
○ 日程第40	(議員提出議案第16号) 「小児糖尿病」を特定疾患として早期指定の実現に関する意見書	234 "
○ 市長閉会あいさつ		236 "
○ 議長閉会あいさつ		236 "
	閉会宣言 (午後2時35分)	237 "



第 1 日



平成4年10月5日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功	
助	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光	
助	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一	
収入	役	中塚白	同和对策部長	森利治	
市長公室長		堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治	
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	解放総合センター所長	戸口泰明	
同理事兼人権啓発室長		亀山学	兼総務課長	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田平之	
同次長兼人事課長		石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾守	
同秘書課長		木寺正次	市民生活部長	麻生和義	
企画調整部長		逢野博之	同理事(環境整備・	岸田秀仁	
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	ごみ減量対策担当)	池辺修次	
同副理事		吉祇利朗	同次長兼健康課長	長岡敏晃	
(施策推進第二担当)		今村堅太郎	同次長兼保険年金課長	大塚孝之	
同企画室長		井阪和充	産業部長	白樫通有	
同施策推進室長		油谷巧	同理事	松林保	
同企画室企画調整課長		神藤恒治	同次長兼農林課長	浅井隆介	
総務部長			参与兼建設部長		

同理事兼用地室長	奥村富彦	病院事務局長	橋本昭夫
同次長兼道路課長	谷俊雄	同 理 事	谷上徹
同次長兼建築課長	藤本仁	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長兼住宅課長	西岡政徳	消防長兼消防署長	高宮武男
都市整備部長	萩本啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬喜広
同 理 事	中野義裕	同次長兼消防署副署長	池野透
同理事(コスモポリス担当)	中辻寿夫	土地開発公社事務局長	中西淳富
同理事(コスモポリス担当)	尾崎秀忠	同次長兼総務課長	大宅清臣
同次長兼都市計画課長	中屋正彦	教育委員 長	藤原忠男
同次長兼公園課長	田中武郎	教 育 長	杉本弘文
同 次 長	山下喬三	教育次長兼管理部長	稲田順三
下水道部長	藤原清司	指 導 部 長	木村吉男
同 理 事	緒方和夫	同次長兼指導課長	西川義徳
同 次 長	山崎精二	社会教育部長	生田稔
同次長兼下水道工務課長	中野英二	同 次 長	明坂文嘉
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本孝二	同次長兼図書館長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	同次長兼社会体育課長	山本襄
同 次 長	厩田嗣夫	収 入 役 室 長	藤木意継
同次長兼用地課長	藤本英夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	同 事 務 局 長	着本善夫
水道部理事	仲田博文	監 査 委 員	庄司清三
同次長兼総務課長	城前伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田陽三
同次長兼工務課長	西尾浩	農業委員会会長	森口義忠
病 院 長	竹林淳	同 事 務 局 長	農 端 小 一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○  
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次 長	河原茂隆
議事係長	田中康弘
調査係長	井之上光一
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和京市議会第3回定例会議事日程

(10月5日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		議席の指定について	別紙
2		会議録署名議員の指名について	
3		会期の決定について	
4	選挙第1号	議長選挙について	別紙

(午前10時05分開議)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。本日は、一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うことになってございます。現在、出席されておられます中で木村静雄議員さんが最年長議員でございますので、臨時議長を務めていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、臨時議長さん、議長席の方へお願いいたします。

(木村静雄議員議長席に着く)

- 臨時議長(木村静雄君) ただいま御紹介にあずかりました木村でございます。はなはだ僭越ではございますが、ただいま局長から申されたとおり、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の故をもって臨時議長の職務を務めさせていただきます。何とぞ御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。  
ただいま26名全員御出席でございます。
- 臨時議長(木村静雄君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成4年第3回定例会を開催いたします。  
なお、ここで広報広聴課より和泉市政要覧の作成に当たり、本日、議場内の写真撮影の願い出がありましたので、御了承のほどをお願いいたします。

○

- 臨時議長(木村静雄君) この際、市長のあいさつをお願いいたします。  
(市長登壇、開会あいさつ)
- 市長(池田忠雄君) おはようございます。平成4年和泉市議会第3回定例会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。  
議員皆様方におかれましては、先般、施行されました市議会議員選挙におきまして広く市民の御信任を得られ、めでたく御当選の榮に浴されました。まずもって、心から御祝福を申し上げる次第でございます。本当におめでとうでございます。  
本日、ここに第3回定例会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。  
さて、本市も市制施行以来ここに37年目を迎え、今や人口15万人、関西国際空港建設で注目を浴びる南部大阪の中核都市へと堅実な発展を遂げてまいりましたことは、これひとえに市議会議員皆様方の日夜を分かたぬたゆまざる御努力、御支援のたまものでございまして、心から敬意と謝意を表する次第であります。  
御承知のように、昨今の都市行政をめぐる諸情勢は大変厳しいものがございます。とりわけ急速に進展する国際情報化時代、高齢化社会だと言われる21世紀を目前に控え、本市では市民生活に密着した教育や福祉の充実、国民的課題だとされる青少年問題や同和問題の解消を初め、関西国際空港関連事業として鋭意取り組んでおりますトリヴェール和泉ニュータウンの開発やコスモポリス計画、ラーバンライフリゾート構想、JR和泉府中駅前再開発事業あるいは新庁舎建設事業など、解決の急がれる課題や問題も山積みをしております。  
しかも、これらを賄う市財政は依然として脆弱であり、加えてバブル経済崩壊後の景気の後退も大きく懸念されるなど極めてシビアな状況にあり、市政に課せられた責務はまことに重大であります。私はこの厳しい実態を踏まえ、諸問題解決のため限られた財源を有効に活用し、

議員皆様方の深い御理解と力強い御支援、御協力を相賜りながら、今後とも積極的な都市行政を推進いたしてまいる所存であります。

特に平成4年度の市政運営方針につきましては、去る3月の定例会におきまして御議決をいただきましたように、

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

この5点を基本目標に掲げまして、本市第2次総合計画に基づきまして、総合的かつ計画的な行財政の運営を行っているところでございます。何とぞ議員皆様方におかれましては、一層の御指導と御支援を相賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

なお、本議会に御提案を申し上げます諸議案等につきましては、後ほど、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げたいと存じますので、何とぞ慎重御審議をいただき、御可決、御承認を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

なおまた、後刻行われます役員選挙につきましても、円滑に御選任を相賜りますようお願いを申し上げます、はなはだ簡単ではありますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく御願いを申し上げます。ありがとうございました。

○ 臨時議長（木村静雄君） ただいま市長のあいさつが終わりました。

次に、本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

---

○

#### 議席の指定について

和泉市議会会議規則第3条第1項の規定に基づき次のとおり議席を定める。

平成4年10月5日

和泉市議会臨時議長

木 村 静 雄

1番 友 田 博 文

16番 竹 下 義 章

2番 森 悦 造

17番 須 藤 洋 之 進

3番 若 浜 記 久 男

18番 赤 阪 和 見

5番	上田育子	19番	穴瀬克己
6番	田代一男	20番	並河道雄
7番	松尾孝明	21番	辻正治
8番	中塚新治	22番	西口秀光
9番	讚岐一太郎	23番	柳瀬美樹
10番	池田秀夫	25番	天堀博
11番	井坂善行	26番	原重樹
12番	大谷昌幸	27番	早乙女実
13番	柏富久蔵	28番	猪尾伸子
15番	木村静雄	29番	勝部津喜枝

○ 臨時議長（木村静雄君） それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「議席の指定について」を行います。

本件につきましては、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、さよう決定させていただきます。

それでは、氏名票をお立てください。

○

○ 臨時議長（木村静雄君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、1番・友田博文君、2番・森悦造君、3番・若浜記久男君、以上、3名を指名いたします。

○

○ 臨時議長（木村静雄君） 日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの会派代表者会議で決定いたしましたとおり、本日より10月27日までの23日間と決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月27日までの23日間と決定いたします。

○



選挙第1号

議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により選挙を行う。

平成4年10月5日

和泉市議会臨時議長

木村 静雄

記

議長当選者

氏名

- 臨時議長（木村静雄君） 次に、日程第4「議長選挙について」を議題といたします。  
お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。
- 18番（赤阪和見君） 今日、本会議が始まったことでもありますし、ただいま「議長選挙について」が上程されましたが、暫時、休憩をいたしまして、その後、代表者会議などを開いていただきまして、立候補の受け付け等を決めていただいた方がいいのではないか、かように思います。
- 臨時議長（木村静雄君） ただいま赤阪議員さんの方から暫時、休憩を、との御意見がありました。これに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議がないようですので、暫時、休憩をいたしまして代表者会議を開きたいと思っております。よろしくお願いをいたします。  
それでは、暫時、休憩をいたします。  
（午前10時20分休憩）  
（以後、本会議再開されず、自然流会）

Statement of Financial Position

As at 31/12/2018

Assets

Property, plant and equipment	1,200,000
Intangible assets	500,000
Financial assets	1,000,000
Trade receivables	200,000
Prepaid expenses	100,000
Other receivables	50,000
Inventory	150,000
Cash and cash equivalents	300,000
<b>Total Assets</b>	<b>4,500,000</b>

Equity and Liabilities

Share capital	1,000,000
Reserves	3,500,000
<b>Total Equity</b>	<b>4,500,000</b>
Trade payables	100,000
Other payables	50,000
Bank borrowings	1,000,000
Long-term debt	1,000,000
Provisions	100,000
Deferred tax liabilities	100,000
Other liabilities	100,000
<b>Total Liabilities</b>	<b>2,000,000</b>

The above statement is prepared on the basis of the information provided to the auditor.

Approved for and on behalf of the Board of Directors

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

Signature of the Director

第 2 日



平成4年10月13日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入	役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室	長	堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	解放総合センター所長 兼総務課長	戸口泰明
同理事兼人権啓発室長		亀山学	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田平之
同次長兼人事課長		石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾守
同秘書課長		木寺正次	市民生活部長	麻生和義
企画調整部長		逢野博之	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同次長兼健康課長	池辺修次
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室長		今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
同施策推進室長		井阪和充	同理事	白樫通有
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼農林課長	松林保
総務部長		神藤恒治	参与兼建設部長	浅井隆介

同理事兼用地室長	奥村富彦	病院事務局長	橋本昭夫
同次長兼道路課長	谷俊雄	同 理 事	橋本昭夫
同次長兼建築課長	藤本仁	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長兼住宅課長	西岡政徳	消防長兼消防署長	高宮武男
都市整備部長	萩本啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬喜広
同 理 事	中野義裕	同次長兼消防署副署長	池野透富
同理事(コスモポリス担当)	中辻寿夫	土地開発公社事務局長	中西淳富
同理事(コスモポリス担当)	尾崎秀忠	同次長兼総務課長	大宅清臣
同次長兼都市計画課長	中屋正彦	教 育 委 員 長	藤原忠男
同次長兼公園課長	田中武郎	教 育 長	杉本弘文
同 次 長	山下喬三	教育次長兼管理部長	稲田順三
下水道部長	藤原清司	指 導 部 長	木村吉男
同 理 事	緒方和夫	同次長兼指導課長	西川義徳
同 次 長	山崎精二	社会教育部長	生田稔
同次長兼下水道工務課長	中野英二	同 次 長	明坂文嘉
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本孝二	同次長兼図書館長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	同次長兼社会体育課長	山本襄
同 次 長	梶田嗣夫	収 入 役 室 長	藤木意継
同次長兼用地課長	藤本英夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	同 事 務 局 長	着本善夫
水道部理事	仲田博文	監 査 委 員	庄司清三
同次長兼総務課長	城前伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田陽三
同次長兼工務課長	西尾浩	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病 院 長	竹林淳	同 事 務 局 長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次 長	河原茂隆
議事係長	田中康弘
調査係長	井之上光一
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月13日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙第1号	議長選挙について	別紙

平成4年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月13日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	選挙第2号	副議長選挙について	別紙

(午前10時20分開議)

- 臨時議長(木村静雄君) おはようございます。議員の皆さんが方には、公私何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。  
ただいま26名全員御出席でございます。
- 臨時議長(木村静雄君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 臨時議長(木村静雄君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

- 臨時議長(木村静雄君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。これより議長選挙を投票により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は26名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票を願います。

- 市議会事務局長(北野敦雄君) それでは、議席番号順にお名前を読み上げますので、順次、投票をお願いいたします。

(投票)

- 臨時議長(木村静雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に2番・森悦造君、3番・若浜記久男君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



御異議ないもの認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

投票総数26票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票26票でございます。有効投票中竹下義章議員21票、天堀 博議員5票でございます。したがいまして、竹下議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

- 臨時議長（木村静雄君） ただいまの報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、竹下義章君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました竹下義章君が議長におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、議長のあいさつをお願いいたします。

(議長就任あいさつ)

- 議長（竹下義章君） 一言、ごあいさつ申し上げます。

ただいま議員各位の温かい御理解と御支援をいただき、議長に御推挙していただきましたことを心から御礼を申し上げます。私は、今までの22年間の市会議員の経験を生かし、皆様方とともに相談をしながら議会運営を進めてまいりたいと思いますので、どうか温かい御支持、御支援をお願いを申し上げまして、議長就任のあいさつに代えます。どうもありがとうございました。(拍手)

- 臨時議長（木村静雄君） 以上で私の任務が終わりました。何分不慣れなため、皆様方に大変御迷惑をおかけいたしました。皆様方の御協力によりまして、無事職務を終わらせていただくことができましたことを心より厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。どうもありがとうございました(拍手)

○

- 議長（竹下義章君） ただいまは本当にありがとうございました。先ほどごあいさつを申し上げましたとおり、よろしく願いをいたします。

この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。  
議案を配付させます。

(議案配付)

選挙第2号

副議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により選挙を行う。

平成4年10月13日

和泉市議会議長

竹下義章

記

副議長当選者

氏名

○ 議長(竹下義章君) 「副議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。ここで一たん休憩をし、この間に会派代表者会議を開いてこの扱いについて協議をしたいと思っておりますので、この際、暫時休憩をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 御異議ないようですので、ここで、暫時休憩をいたします。

(午前10時40分休憩)

○ (午後1時18分再開)

○ 議長(竹下義章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。これより副議長選挙を投票により行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

これより副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は26名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じ、順次、投票を願います。

- 市議会事務局長(北野敦雄君) それでは、議席番号順にお名前を読み上げますので、順次、投票をお願いいたします。

(投票)

- 議長(竹下義章君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

- お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に7番・松尾孝明君、8番・中塚新治君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

投票総数26票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票21票、無効投票5票。無効投票は白票の5票でございます。

有効投票中木村静雄議員21票。したがって、木村静雄議員さんが最高得票者でございます。

す。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） ただいま報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、木村静雄君が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

ただいま副議長に当選されました木村静雄君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、ここで副議長のあいさつをお願いいたします。

（副議長就任あいさつ）

- 副議長（木村静雄君） 一言、御礼を申し上げます。

先ほどは、私に対しまして副議長に御推挙をいただきまして、身に余る光栄と存じます。深く御礼と感謝を申し上げる次第でございます。浅学非才な私でございますが、議員各位の御指導、御鞭撻を受ける中で精いっぱい職務を務めるよう頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○

- 議長（竹下義章君） ありがとうございます。この際、お諮りいたします。

今後の議事予定としましては、常任委員会委員の選任及び特別委員会の設置及び委員の選任のほか組合議会議員の選挙などがあるわけですが、これにつきましては、各派の調整、申し合わせも必要かと存じますので、これより一たん休憩をし、この間、会派代表者会議、これに引き続いて議員全員協議会も時間があれば開催をするため、ここで休憩にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

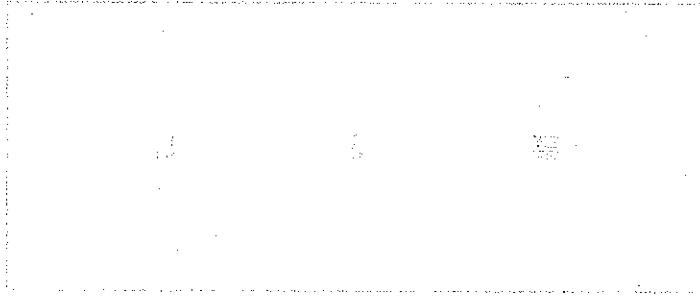
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ここで休憩をいたします。

（午後1時35分休憩）

（以後、本会議再開されず、自然流会）

第 3 日



平成4年10月14日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室長	堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	解放総合センター所長	戸口泰明
同理事兼人権啓発室長	龜山学	兼総務課長	戸口泰明
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼人事課長	石本博信	同理事兼児童福祉課長	坂田平之
同秘書課長	木寺正次	同次長兼総合福祉館長	松尾守
企画調整部長	逢野博之	市民生活部長	麻生和義
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同理事(環境整備・	岸田秀仁
同副理事	吉祇利朗	ごみ減量対策担当)	池辺修次
(施策推進第二担当)	今村堅太郎	同次長兼健康課長	長岡敏晃
同企画室長	井阪和充	同次長兼保険年金課長	大塚孝之
同施策推進室長	油谷巧	産業部長	白樫通有
同企画室企画調整課長	神藤恒治	同理事	松林保介
総務部長		同次長兼農林課長	浅井隆
		参与兼建設部長	

同理事兼用地室長	奥村富彦	病院事務局長	橋本昭夫
同次長兼道路課長	谷俊雄	同 理 事	谷上徹
同次長兼建築課長	藤本仁	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長兼住宅課長	西岡政徳	消防長兼消防署長	高宮武男
都市整備部長	萩本啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬喜広
同 理 事	中野義裕	同次長兼消防署副署長	池野透
同理事(コスモポリス担当)	中辻寿夫	土地開発公社事務局長	中西淳富
同理事(コスモポリス担当)	尾崎秀忠	同次長兼総務課長	大宅清臣
同次長兼都市計画課長	中屋正彦	教育委員長	藤原忠男
同次長兼公園課長	田中武郎	教 育 長	杉本弘文
同 次 長	山下喬三	教育次長兼管理部長	稲田順三
下水道部長	藤原清司	指 導 部 長	木村吉男
同 理 事	緒方和夫	同次長兼指導課長	西川義徳
同 次 長	山崎精二	社会教育部長	生田稔
同次長兼下水道工務課長	中野英二	同 次 長	明坂文嘉
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本孝二	同次長兼図書館長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	同次長兼社会体育課長	山本襄
同 次 長	帛田嗣夫	収 入 役 室 長	藤木意継
同次長兼用地課長	藤本英夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	同 事 務 局 長	着本善夫
水道部理事	仲田博文	監 査 委 員	庄司清三
同次長兼総務課長	城前伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田陽三
同次長兼工務課長	西尾浩	農業委員会会長	森口義忠
病 院 長	竹林淳	同 事 務 局 長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次 長	河原茂隆
議事係長	田中康弘
調査係長	井之上光一
議事係員	田村隆宏



本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月14日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議員提出議案 第4号	交通・公害対策特別委員会設置について	別紙
2	議員提出議案 第5号	開発事業対策特別委員会設置について	別紙
3	議員提出議案 第6号	同和対策特別委員会設置について	別紙
4	議員提出議案 第7号	関西新国際空港対策特別委員会設置について	別紙
5	議員提出議案 第8号	土地開発公社特別委員会設置について	別紙
6		常任委員会委員の選任について	別紙
7		特別委員会委員の選任について	別紙
8	選挙 第3号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	別紙
9	選挙 第4号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	別紙
10	選挙 第5号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	別紙

(午後3時40分開議)

- 議長(竹下義章君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。  
ただいま26名全員御出席でございます。
- 議長(竹下義章君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しております。

ので、本日の会議を開きます。

平成4年10月13日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	西口秀光
同	中塚新治
同	穴瀬克己
同	天堀博
同	松尾孝明
同	友田博文
同	若浜記久男
同	大谷昌幸
同	須藤洋之進

議案の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

記

議員提出議案第4号	交通・公害対策特別委員会設置について
議員提出議案第5号	開発事業対策特別委員会設置について
議員提出議案第6号	同和対策特別委員会設置について
議員提出議案第7号	関西新国際空港対策特別委員会設置について
議員提出議案第8号	土地開発公社特別委員会設置について

議員提出議案第4号

交通・公害対策特別委員会設置について

1. 本市議会に地方自治法第110条並びに和泉市議会委員会条例第3条の規定により、交通・公害対策特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、和泉市域における交通並びに公害に係る諸問題について、調査審査することを目的とする。
3. 本委員会は、委員12名をもって構成する。

4. 本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

#### 議員提出議案第5号

##### 開発事業対策特別委員会設置について

1. 本市議会に地方自治法第110条並びに和泉市議会委員会条例第3条の規定により、開発事業対策特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、和泉市域における開発に伴う諸問題について、調査審査することを目的とする。
3. 本委員会は、委員12名をもって構成する。
4. 本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

#### 議員提出議案第6号

##### 同和対策特別委員会設置について

1. 本市議会に地方自治法第110条並びに和泉市議会委員会条例第3条の規定により、同和対策特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、同和対策に関する諸問題について、調査審査することを目的とする。
3. 本委員会は、委員8名をもって構成する。
4. 本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

#### 議員提出議案第7号

##### 関西新国際空港対策特別委員会設置について

1. 本市議会に地方自治法第110条並びに和泉市議会委員会条例第3条の規定により、関西新国際空港対策特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、関西新国際空港建設に係る諸問題について、調査審査することを目的とする。
3. 本委員会は、委員8名をもって構成する。
4. 本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

#### 議員提出議案第8号

##### 土地開発公社特別委員会設置について

1. 本市議会に地方自治法第110条並びに和泉市議会委員会条例第3条の規定により、土地開発公社特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、土地開発公社に関する諸問題について、調査審査することを目的とする。

3. 本委員会は、委員12名をもって構成する。
4. 本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

○ 議長（竹下義章君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より日程第5までは、各特別委員会の設置についてでありますので、これを一括議題といたします。

なお、お手元に配付いたしております議案書等の8枚目以降の日付は、時間の都合上記入をいたしていませんが、御了解のほどをお願いをいたします。

お諮りいたします。本5件につきましては、提案理由の説明、質疑並びに討論を省略し、それぞれ原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本5件は、提案理由の説明、質疑並びに討論を省略し、それぞれ原案どおり可決されました。

○

#### 常任委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

平成4年10月14日

和泉市議会議長

竹下義章

#### 記

総務委員会委員（6名）

産業文教委員会委員（6名）

建設水道委員会委員（7名）

厚生病院委員会委員（7名）

#### 特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

平成4年10月 日

和泉市議会議長

竹下義章

## 記

交通・公害対策特別委員会委員（12名）

開発事業対策特別委員会委員（12名）

同和対策特別委員会委員（8名）

関西新国際空港対策特別委員会委員（8名）

土地開発公社特別委員会委員（12名）

常 任 委 員 会	総務委員会	6	並河道雄	池田秀夫	友田博文 早乙女 実	須藤洋之進	柳瀬美樹
	産業文教委員会	6	勝部津喜枝	上田育子	松尾孝明 原 重樹	井坂善行	穴瀬克己
	建設水道委員会	7	讃岐一太郎	森 悦造	柏 富久蔵 西口秀光	木村静雄 天堀 博	辻 正治
	厚生病院委員会	7	若浜記久男	中塚新治	田代一男 赤阪和見	大谷昌幸 猪尾伸子	竹下義章
特 別 委 員 会	交通公害対策 特別委員会	12	大谷昌幸	中塚新治	森 悦造 井坂善行 辻 正治 勝部津喜枝	上田育子 須藤洋之進 西口秀光	松尾孝明 穴瀬克己 原 重樹
	開発事業対策 特別委員会	12	赤阪和見	早乙女 実	友田博文 讃岐一太郎 須藤洋之進 猪尾伸子	若浜記久男 井坂善行 辻 正治	田代一男 柏 富久蔵 西口秀光
	同 和 対 策 特別委員会	8	穴瀬克己	西口秀光	友田博文 赤阪和見	大谷昌幸 原 重樹	柏 富久蔵 早乙女 実
	関西新国際空港 対策特別委員会	8	天堀 博	須藤洋之進	田代一男 辻 正治	松尾孝明 柳瀬美樹	井坂善行 猪尾伸子
	土地開発公社 特別委員会	12	西口秀光	上田育子	友田博文 井坂善行 穴瀬克己 原 重樹	田代一男 柏 富久蔵 並河道雄	讃岐一太郎 須藤洋之進 天堀 博

○ 議長（竹下義章君） 次に、日程第6及び第7は、各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

本2件の選任につきましては、先刻の全員協議会におきまして種々御協議を願った結果、お手元に配付した資料のとおりであります。このとおり選任するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、委員選任の件は、それぞれ選任することに決しました。

○

選挙第 3 号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合同規約第 6 条第 1 項の規定により選挙を行う。

平成 4 年 10 月 14 日

和泉市議会議長

竹 下 義 章

記

泉北環境整備施設組合議会議員 (5 名)

選挙第 4 号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第 5 条第 1 項の規定により選挙を行う。

平成 4 年 10 月 14 日

和泉市議会議長

竹 下 義 章

記

泉北水道企業団議会議員 (5 名)

選挙第 5 号

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について

南大阪湾岸北部流域下水道組合同規約第 6 条の規定により選挙を行う。

平成 4 年 10 月 14 日

和泉市議会議長

竹 下 義 章

記

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員 (3 名)

議 会 選 出 議 員	泉北環境整備施設組合議会議員	5	松尾孝明 池田秀夫 赤阪和見 西口秀光 天堀 博
	泉北水道企業団議会議員	5	田代一男 中塚新治 大谷昌幸 須藤洋之進 辻 正治
	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員	3	森 悦造 柳瀬美樹 早乙女 実

- 議長（竹下義章君） 次に、日程第8より日程第10までは、いずれも組合議会議員の選挙についてでありますので、これを一括議題といたします。

お諮りいたします。本3件の選挙につきましては、先刻の全員協議会で種々御協議を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より指名推薦をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。指名推薦については、お手元の資料のとおりであります。

お諮りいたします。それぞれ資料のとおり指名推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員は、地方自治法第118条第3項の規定により当選されました。

それでは、ここで泉北環境施設整備組合議会議員及び泉北水道企業団議会議員並びに大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

- 議長（竹下義章君） ここで、お手元の資料のとおり、各常任委員会正副委員長さんが互選されております。この際、各常任委員会正副委員長を代表してのごあいさつをお願いいたします。各常任委員会正副委員長さんは前の方へお願いいたします。

（常任委員会正副委員長代表あいさつ）

- 総務委員会委員長（並河道雄君） ただいまは、議員各位の御同意によりまして、私たち8名が常任委員会の正副委員長に就任することになりました。何分浅学非才、微力ではございますが、議員各位、理事者の皆さんの御協力をいただきまして、市政発展のため全力で頑張っていく決意でございますので、どうか最後までよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。（拍手）

- 議長（竹下義章君） 各常任委員会正副委員長のごあいさつが終わりました。正副委員長さ

んには、委員会の運営についてよろしく御協力をお願いをいたします。

○

- 議長（竹下義章君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。
- お諮りいたします。本日はこれにて散会をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。
- なお、明日15日より18日までは休会とし、19日に一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。
- それでは、本日はこれにて散会をいたします。
- （午後3時50分散会）



第 4 日



平成4年10月19日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入	役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室長		堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	解放総合センター所長 兼総務課長	戸口泰明
同理事兼人権啓発室長		亀山学	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田平之
同次長兼人事課長		石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾守
同秘書課長		木寺正次	市民生活部長	麻生和義
企画調整部長		逢野博之	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同次長兼健康課長	池辺修次
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室長		今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
同施策推進室長		井阪和充	同理事	白樫通有
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼農林課長	松林保
総務部長		神藤恒治	参与兼建設部長	浅井隆介

同理事兼用地室長	奥村 富彦	病院事務局長	橋本 昭夫
同次長兼道路課長	谷 俊雄	同 理 事	谷上 徹
同次長兼建築課長	藤本 仁	同次長兼総務課長	梅山 世紀
同次長兼住宅課長	西岡 政徳	消防長兼消防署長	高宮 武男
都市整備部長	萩本 啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜広
同 理 事	中野 義裕	同次長兼消防署副署長	池野 透
同理事(コスモポリス担当)	中辻 寿夫	土地開発公社事務局長	中西 淳富
同理事(コスモポリス担当)	尾崎 秀忠	同次長兼総務課長	大宅 清臣
同次長兼都市計画課長	中屋 正彦	教育委員 長	藤原 忠男
同次長兼公園課長	田中 武郎	教 育 長	杉本 弘文
同 次 長	山下 番三	教育次長兼管理部長	稲田 順三
下水道部長	藤原 清司	指 導 部 長	木村 吉男
同 理 事	緒方 和夫	同次長兼指導課長	西川 義徳
同 次 長	山崎 精二	社会教育部長	生田 稔
同次長兼下水道工務課長	中野 英二	同 次 長	明坂 文嘉
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本 孝二	同次長兼図書館長	北野 喜平
改良事業部長	富田 宏之	同次長兼社会体育課長	山本 襄
同 次 長	帛田 嗣夫	収 入 役 室 長	藤木 意継
同次長兼用地課長	藤本 英夫	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道事業管理者	田中 稔	同 事 務 局 長	着本 善夫
水道部理事	仲田 博文	監 査 委 員	庄司 清三
同次長兼総務課長	城前 伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田 陽三
同次長兼工務課長	西尾 浩	農業委員会会長	森口 義忠
病 院 長	竹林 淳	同 事 務 局 長	農 端 小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北野 敦雄
次 長	河原 茂隆
議 事 係 長	田中 康弘
調 査 係 長	井之上 光一
議 事 係 員	田村 隆宏

(午前10時25分開議)

- 議長（竹下義章君） 大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

- 議長（竹下義章君） ただいまの報告どおりであります。よって、本会議が成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○

- 議長（竹下義章君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月19日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成4年10月第3回定例会)

発言順	1	発言者	早乙女 実 議員
発言の要旨	<p>1. 学校5日制について                      -社会教育施設の充実と学童保育-</p> <p>2. ゴミの分別収集について</p> <p>3. 高齢者福祉について                      -ねたきり老人対策の充実-</p>		

発言順	2	発言者	上田 育子 議員
発言の要旨	<p>1. 子どもの地域での健全育成の場について</p> <p>2. 市の非常勤職員の待遇改善について</p> <p>3. 福祉プランの骨子と審議会及び公聴会の取り扱いについて</p>		

発言順	3	発言者	原 重 樹 議員
発言の要旨	<p>1. 乳幼児医療費の無料化について</p> <p>2. 同和問題について</p> <p>(1) ハード面について</p> <p>(2) ソフト面について</p>		

発言順	4	発言者	辻 正 治 議員
発言の要旨	<p>1. 福祉について</p> <p>(1) 老人福祉について</p> <p>(2) 障害者児福祉について</p> <p>2. まちづくりについて</p> <p>(1) 道路について</p> <p>(2) 下水道について</p> <p>(3) 公園について</p>		

発言順	5	発言者	天 堀 博 議員
発言の要旨	<p>1. 幼児（3～5歳）保育園での2歳児保育について</p> <p>2. 和泉市サービスセンターの内容充実と（仮称）和泉中央駅周辺への支所の設置について</p>		

発言順	6	発言者	猪 尾 伸 子 議員
発言の要旨	<p>1. 福祉バスの運行について</p> <p>2. 中央丘陵の公益施設設置計画の内容と進捗状況について</p>		



発言順	7	発言者	赤 阪 和 見 議 員
発 言 の 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 骨髄バンク登録者による骨髄ドナー（市職員）の特別休暇制度について</li> <li>2. 和泉市エイズ対策の現況について</li> <li>3. 公園施設充実と管理について</li> <li>4. 小型合併浄化槽設置助成と今後の問題点について</li> <li>5. 分別収集実態とゴミ減量対策について</li> </ol>		

発言順	8	発言者	勝 部 津 喜 枝 議 員
発 言 の 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 北信太駅前問題と関連するまちづくりについて</li> <li>2. 余熱利用について</li> <li>3. 文化財郷土文化を生かしたまちづくりについて</li> </ol>		

- 議長（竹下義章君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、27番・早乙女実君。

（27番・早乙女実君登壇）

- 27番（早乙女実君） 27番日本共産党の早乙女実でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、市議会議員選挙改選後の初議会であります。そうした点からも、市民の皆さんに日本共産党として市民の切実な要求実現を、と公約いたしました内容につきまして、5人の議員団で分担をいたしましてそれぞれ質問をさせていただきます。市民の期待にこたえる明確な御答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、学校5日制について、とりわけ、社会教育施設の充実と学童保育という項目で質問をさせていただきます。

選挙後の9月14日に市民の方から1つの葉書をいただきましたが、それを少し御紹介をさせていただきます。

全文はちょっと省略いたしまして、御承知かと思いますが、和気小学校において学童保育は、例年、定員オーバー、そもそも定員とは何のためにあるのか。2、3年生はローテーションもしくは断念するよう説得されます。これでは何のための学童保育かと疑問を強く感じます。親の帰るまでの長い時間、1人で家庭に放置され、その間、事故にでも遭えばと気が気ではありません。決してぜいたくなお願いではないと思います。何とか市議会ですら取り上げていただけませんか、重ねてお願い申し上げます、というお手紙をいただきました。

それと合わせまして、指導員さんの身分関係はどうなっているのでしょうか、という点についても、教育委員会の御回答をいただきたいと思います。

合わせて、以前の議会でもわが党の猪尾議員も質問をしておりますが、新しくできましていぶき野小学校での学童保育の実施についてどのようにお考えをお持ちか、再度、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、9月の第2土曜日学校がお休みとなります学校5日制がスタートいたしました。10月は祭りと重なったため実施は9月12日だけなのですが、この間の市及び教育委員会の取り組み経過と当日の施設開放も含めての実施状況、とりわけ、なかよしクラブ、いわゆる学童保育の対象児童や障害児に対しての対応状況についてお教えいただきたいと思います。また、その結果、どのような問題点、検討課題があると認識をされているのか、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

2番目のごみの分別収集についてお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの学童保育と同じように、選挙後、やはり今度は封書で一市民の方からB5で3枚ほどのお手紙をいただきました。幾つかの質問項目がございましたので、これは全文を御紹介をしながら、そのことに御回答をいただきたいと思えます。

問1、先日、小田町会の名前で各戸配布されました「ごみの3分別収集決定について」という資料のごみの種類分けの中に、日常ごみの燃えるごみとしてプラスチック製品、使い捨てかいろ、発泡スチロール、資源物等再利用が可能なものなどとして乾電池、いわゆる異形電池というものが含まれていました。

まず最初に、使い捨てかいろについては、私の記憶違いでなければ、外袋の注意書きに、使用後は燃えないごみとして出すよう明記してあったと思えますが、果たして燃えてしまうのでしょうか。成分としては酸化鉄などが主ですから、焼却灰の中に紛れ込むため、灰の中や煤煙の中には特別な形として残らないはずですが、焼却炉の寿命に何か影響があるかもしれないと思えます。プラスチック製品、発泡スチロールは、そのほとんどが石油樹脂製品で、焼却することによって大気中に有害な成分、詳しくは調べていませんが、硫化水素などが放出される可能性がかなり昔から言われているものです。

焼却場の煙突には、当然のことながら、脱硫装置が装備されているとは思いますが、洗剤の中に含まれている化学物質やスチロールトレイに付いた食品の添加物を焼却したときに発生する各種の有害物質の排出に対することなども含めて、石油製品をごみとして燃やすことによる環境への悪影響をきっちりと考えてのこととは思えません。和泉府中SATYでは発泡トレイも回収ボックスを置いています。実は、今日も不燃物のごみの中のプラスチック製品は残されていました。

乾電池については、数年前から乾電池内に含まれる水銀成分を埋め立て、焼却したときに発生する有害成分のために業界が自主的に小売り店で回収を進めていたはずで、最近、余り回収ボックスは見かけなくなりましたが、それでもコミュニティセンターの受け付けにはひっそりと置かれていたが、という指摘をしています。その制度を強力で推進すれば、資源ごみと一緒に集める必要もないはずで、大量のごみの中から乾電池より小さなボタン型電池が簡単に選り出せるとはとても思えません。

また、収集した乾電池がどういう処理がされているのでしょうか。普通に考えれば、製造者が脇に引き取ってもらっていると思うのですが、そのあたりもはっきりとはしていないようです。まさか、他の不燃物と一緒に埋め立て処理はしていないとは思いますが……。

そのほか再生できない紙くずは日常ごみに、と書いてありますが、再生できる紙くずについては、どこにも書いてありません。新聞雑誌や段ボールは廃品回収で賄えるとしても、牛乳パ

ブックなどの回収は、民間でも一部のスーパーや生協などで行われているだけで、行政側の取り組みは全く行われていないように思います。

これらの分別方法を決定したのが和泉市のごみ減量対策課なのか和泉衛生なのかは知りませんが、当然のこととして、以上のことを他市では十分に踏まえた上で分別収集をしているはずで、和泉市の対応はおくれていると断言してもいいと思います。

2番目に、収集方法についても、資源ごみの日にたまたま見ていたのですが、通常のごみ収集車がやって来て、各家庭で分別してガラス、貴金属、乾電池などを出しているものを、いとも無造作にパッカーの中に突っ込んでいました。この状況を見ると、各家庭に資源物の分類を呼びかけても、結局は、収集車の中で混合されてしまって、何のために分類したのかわからなくなってしまう。収集した資源ごみの処理は、①その後収集場で改めて業者の手で細かく選り分けられているのか②再利用する専門業者に委託をしているのか③一括して埋め立てなどの処理をされているのか……、そのあたりは行政側の裁量でしょうが、疑問に思います、と言っています。

3番目に、日常ごみの処理については、現在のところ、各家庭から出されている量を減らすための取り組みが何らかの形でされているのでしょうか。人口増加も著しい状況でそのまま放置していれば、必ず焼却場の能力がパンクしてしまうのは目に見えています。

一部の自治体で行われているコンポストの貸し出しなどは、ほかの自治体に比べても1軒当たりの敷地に余裕のある家が多いのですから、自宅の敷地で戸別に生ごみの処理をしてもらえば、かなりの量の削減が可能だろうと思います。財政面などの問題もあるとは思いますが、吹田市だったと思いますが、吹田市などでは、敷地面積がある程度以上の家を対象にした貸し出しを行っていますし、それほど維持費のかかるものではないので、市民のごみ問題に対する1つの啓発にもなるのではないのでしょうか。まずは、1人1人の身近な問題として考えるよう、各家庭でもできる方法を提示するのも行政の簡素化につながる1つの方法だと思っています。

ワープロでB5で3枚に打ってありましたので長くなりましたが、以上が、小田町の方からいただいたお手紙の内容でした。

それぞれ若干の誤解といえますか認識の不足もあるとは思いますが、ずばりそのまま申し上げましたので、これに対する一市民への御回答を明確にお願いをしたいと思います。

3番目に、高齢者福祉、とりわけ、寝たきり老人対策の充実についてであります。

高齢化社会が訪れると言われ出して久しいわけですが、論議をする上からも、和泉市の実態と対応について、昭和63年から平成3年ぐらいまでの数年間で結構ですが、データ的に聞きをしたいと思います。

まず最初に高齢者人口、65歳以上だと思いますが、世帯数、人口、そして高齢化率の推移。2番目に、寝たきりの老人数。3番目に、ホームヘルパーさんの派遣件数。もし平成4年度の介護型の途中の実績もわかればお出し願えれば助かります。4番目に、ショートステイ登録者数と延べ利用日数の推移。5番目に、移動入浴サービス利用の推移。そしてまた、寝たきり老人につきましてはその介護実態、いわゆるどういう家族関係のもとで介護しているかという生活実態も含めて把握されているのかどうか、調査データがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上、再質問の権利を留保してこの場での趣旨説明を終わらせていただきます。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 社会教育課長（田丸勝之君） 学童保育についての3点の御質問に対しまして、社会教育課田丸よりお答えを申し上げます。

議員さん御承知のように留守家庭児童会の運営につきましては、40名を定員といたしまして、一定の条件のもとで小学校20校区中14校区において開設してございます。

御質問の定員超過問題につきましては、毎年、2校において定員を超過する申し込み校がございまして、われわれといたしましてはできる限り入会をしていただくため、その都度、クラブ主事、指導員と協議し、なおかつ保護者の方々の御理解を得て運営をまいったところでございます。

しかし近年、定員超過に対する要望がますます強くなってまいっております。したがって、今後、入会希望者が定員を大幅に上回った場合、その対応を考えていかなければならないと考えております。

続きまして、留守家庭児童会の指導員の身分につきましてお答えいたします。

従来より指導員さんは、子育てを終わった方々をボランティア精神によりまして採用させていただいておりましたが、現在は、和泉市非常勤職員の任用に関する要綱に基づきまして、非常勤嘱託員に準じた扱いとなっております。

続きまして、新設校いぶき野における留守家庭児童会の開設についてであります。従来より御説明申し上げてまいりましたように、留守家庭児童会開設につきましては一定の条件を整えまして、その条件に基づき現在まで留守家庭児童会を開設してまいったものでございます。御質問のいぶき野小学校における留守家庭児童会の開設につきましては、過去の経過を踏まえ、一定条件の整備ができた時点において対処してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。

○ 指導部次長（西川義憲君） 学校週5日制の実施状況につきまして、3点に分けて指導課西川よりお答え申し上げます。

まず、第1点目は、和泉市教育委員会の取り組みの経過につきましては、先生御存じかと思いますが、平成3年度末に学校教育法施行規則が改正されまして、平成4年9月12日から公立の幼稚園、小中学校が休業日となることが国段階で決定され、本市教育委員会にも通知がございました。

和泉市教育委員会では、和泉市学校5日制推進会議を発足させ、その委員を連合町会、市PTA、市こ連、連合婦人会、青少年指導員協議会、体育指導委員会、校園長会、学識経験者、教職員組合代表、教育委員会で構成し、検討いたしてまいりました。

学校週5日制の趣旨が、明治以来、教育がそのすべてを学校教育に委ねられてきた従来の教育を見直し、生涯学習の見地から21世紀へ向けて多様化する教育のニーズにこたえるべく、主体的に学習していける子供たちの育成を目指しておりました。休業日となるこの日が、家庭、地域の触れ合いの時間として活用されることをねらいといたしております。

この点を踏まえまして全保護者を対象にアンケート調査を実施し、この結果をもとに協議いたしました。その中間的なまとめといたしまして、学校週5日制の趣旨についての保護者への啓発が最重要課題として挙げられ、市広報誌を通じ8月、9月号に記事掲載をするとともに、夏休み前には、教育委員会からのお知らせプリントを配布いたしました。

次に、学校週5日制の柱である家庭での親子の触れ合いについて啓発を進めるため、8月19日には、家庭教育の見直しをテーマにして教育講演会を実施いたしました。また、土曜日に保護者が家庭にいない子への対応等地域の子供たちの遊び場の確保に向けまして管理指導員を配置し、20小学校の開放を実施することになりました。さらに、障害児童生徒の対応に向けまして、必要に応じて養護教育指導員の配置をしていく用意をするとともに、各学校長にその受け入れについて指示いたしました。さらに、市施設につきましては、20施設を当日午後1時までを無料開放とすることになりました。

以上の内容を受けまして、具体的には、各小学校区で小学校長を委員長として校区推進委員会の設置をお願いいたしました次第でございます。

次に、第2点目の9月12日当日の実施状況についてでございますが、教育委員会の事務局も学校を訪問させていただき拝見いたしました様子や、その後実施いたしました抽出アンケートの結果によりますと、社会教育施設につきましては、12施設に400名余の参加がございました。

次に、学校開放につきましては、当日は、20の全小学校に管理指導員を配置し開放いたしました結果、参加者数は、園児、児童生徒が約1,000名、学校教職員が約60名、PTA、体育指

導員、保護者等一般参加は約60名でございました。

なお、障害児童の参加につきましては、府立聾学校に通う児童が1名、本市小学校の養護学級に在籍する児童1名がございましたが、2人とも他の健常児と楽しく過ごしたとの報告を受けております。

また、大阪府教育委員会より指導があり本市で実施いたしましたアンケートによりますと、「当日、だれと一緒に過ごしたのか」の質問に対して、「友だちと一緒に過ごした」と「家族と一緒に過ごした」が約81%を占めました。さらに、「どのような過ごし方をしたか」については、「ゲーム」「手芸」「読書」等趣味で過ごしたが約19%。「近所の公園などでスポーツをしたりして遊んだ」が約14%。「映画」「ボーリング」「遊園地」「買い物」などに行っただが約12%。また「休養した」と「学校開放への参加」がそれぞれ約9%という結果が出ております。

次に、「土曜日の午前中、家にどなたか子供をみる方がおられますか」の事前のアンケートでは、「ない」と答えられた回答が小学校では16%ございましたが、実施後のアンケートでは、「1人で過ごした」と答えた児童は低学年で2.8%、高学年では4.4%ございました。しかしながら、この割合では、「1人で過ごした」と答えているだけでして、家庭に保護者の方がおられずに1人で過ごしたどうかは十分つかみ切れませんでしたので、その中身を数の多い小学校8校を抽出いたしまして再度、調査いたしました結果、「だれも家族がいない中で1人で過ごした」という児童は、低学年ではゼロ%、高学年では0.1%でございまして、他は、家庭に保護者がおられたが、自分1人で好きなことをして過ごした児童でございました。

次に、問題点を含め市教委として実施後の総括をどのように考えているか、という点でのお尋ねについてでございますが、総括的には、園児、児童生徒は事故もなく無事、この1日を活用してくれたものと考えておりますが、部分的には、幾つかの課題を残しております。例えば管理指導員の確保あるいはボランティアの確保、障害児童への対応等を挙げることができますが、何分、初めての実施ということもございまして、児童生徒の参加者数も流動的な要素を含んでおりますので、第2回あるいは第3回の実施状況を見た上で校区の推進委員長会議と和泉市学校5日制推進会議を開催いたしまして、再度、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- ごみ減量対策課長（松田 孝君） 2点目のごみの分別収集につきまして、ごみ減量対策課松田からお答えいたします。

まず、日常ごみとして収集している中に使い捨てのきいろが含まれており、燃えないものが

燃えるごみとして収集されていることに対する疑問でございますが、使い捨てカイロの主成分は酸化鉄あるいは砂などの不燃物が大部分で、燃える部分といえば包んでいる袋程度で疑問を持たれるのも当然と思えますが、再資源としての利用価値がないごみ、また、粗大ごみになじむものでないということから現状、日常ごみとして収集しているものであり、焼却処理された後は、灰と一緒に埋め立て処分をいたしております。

次に、プラスチック製品、食品トレイ等発泡スチロールが焼却されることにより有害ガスで大気汚染につながるのでは、との御指摘でございますが、プラスチック製品につきましても、基本的にはリサイクルが可能なものでございますが、現状では、残念ながらこのシステムが確立されておりません。また、埋め立て処分するとしてもこれらは土に戻ることがなく、処分場の確保、延命化という面から大きな問題があります。このことから府下のほとんどの自治体が日常ごみとして収集し、焼却しているのが現状でございます。

なお、泉北環境整備施設組合では、排ガス洗浄装置などを設置して大気汚染など公害の防止に十分な対応を図っておるものでございます。

次に、乾電池につきましては、その中に水銀が含まれているため、有害危険ごみとして注目を集めており、燃やせば大気汚染、そのまま埋め立てると土壌を汚染するということから、その適正な処理が望まれているものでございます。本市では、ごみとして出てくる乾電池につきましては資源物の日に収集いたしており、選別場で選別した上、一時保管の後北海道にある再生処理工場に送り、リサイクルに努めておるものでございます。また、昨年4月から市内の小中学校に、また、本年度7月からサービスセンターや体育館、市立病院など主要公共施設の44カ所に乾電池回収ボックスを設置し、乾電池の分別回収に努めているところでございます。

次に、日常ごみの中で紙くずを収集していますが、パンフレットの中で再生できる紙についての記載がなされていない、また、牛乳パック等の自治体での回収について御意見がございましたが、市では、古紙等の集団回収活動に対する助成制度を本年6月からスタートさせ、積極的な回収活動の実施をお願いしており、資源化の推進によるごみの減量を図っております。パンフレットにつきましても、本市が4月に市内の全世帯に配布したものににつきましては、資源として古紙回収業者に引き取っていただくよう呼びかけたり、広報誌でも資源としての有効利用を掲載してPRに努めております。また、牛乳パック等の市での回収には回収ルートの作成がまず重要で、結局、かなりまとまった量でないと引き取り先がないなどの問題点がございます。

こういった市民サイドまたは行政サイドのリサイクルの面でも非常に重要でございますけれども、むしろごみをつくらない、売らないといったメーカー、事業者の責任も重大で、消費者



である市民の皆さんに対しても、ごみをできるだけ出さない努力、工夫をお願いしたいと存じております。それでもどうしても出てくるごみにつきましてはリサイクルを進め、なおかつ残るものは、ごみとして行政が適正に処理するシステムづくりが課題だと考えております。この点については、今後とも各方面にも要望してまいりたいと考えてございます。

資源物の収集につきましては、御指摘のような缶や瓶を1台の収集車に積み込んでいるのが現状でございます。処理場に搬入されますと、手選別、小型選別処理施設によりまして、缶についてはアルミとスチールに分けた上でプレスしております。瓶は、生瓶として利用できるものはそのまま利用し、割れたカレットは4種類に色分けをした上、それぞれ回収業者に引き取っていただき、資源としてリサイクルしているという形でございます。ただ、再利用できない例えば瀬戸物等につきましては、埋め立て処分をいたしております。

最後に、生ごみの減量に効果が期待できるコンポスト化容器の使用に対する助成についての御質問がございました。本市では、現在、ごみ減量モニターの方々にこの容器の使用を通じていろんな御意見、御提言をちょうだいいたしており、データや問題点の把握に努めているところでございまして、モニターの昨年度の調査によりますと、生ごみの減量にコンポストが非常に効果があるという結論が出ております。コンポスト容器の普及につきましても、本市としても今後、具体的な検討を進めてまいりたいと存じております。

いずれにいたしましても3分別収集がスタートして半年、私たちとしても市民啓発に鋭意努力してまいったところでございますけれども、今後とも市民皆さんの御理解、御協力を得るため啓発活動を一層推進してまいりたいと存じておりますので、御了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 3点目の高齢者福祉について、老人障害福祉課長金谷からお答えいたします。

まず最初に、人口関係でございますが、高齢者人口につきましては、住民票と国勢調査等との差がございまして、国勢調査をもってお答えいたしたいと存じます。まず、65歳以上の人口につきましては、昭和55年が8,559人、高齢化率6.9%、老人のいる世帯数が6,461世帯。昭和60年では、65歳以上1万9,033人、高齢化率8.0%、老人のいる世帯が7,845世帯。平成2年では、老人が1万3,548人、高齢化率9.3%、老人のいる世帯が9,566世帯でございます。

次に、寝たきり老人の数でございますが、昭和63年度から平成3年度まで各年度の7月の数字でございますが、昭和63年が280、以下平成元年281、平成2年277、平成3年283でございます。

3番目の老人へのヘルパーの派遣世帯数、これは年度末でございますが、昭和63年度が30世帯、平成元年度も30世帯、2年度が36世帯、3年度末が62世帯。また、介護ヘルパーの派遣世帯数は、一番新しい数字では、今年の9月末現在で全部で70世帯、そのうち介護は13世帯でございます。

次に、4点目のショートステイの関係でございますが、登録者数を63年度から申し上げますと、24世帯、35世帯、59世帯、78世帯でございます。延べ利用日数は、63年度から318世帯、439世帯、485世帯、696世帯でございます。

5点目の移動入浴サービスでございますが、その延べ利用回数は、昭和63年度から順次申し上げますと、76回、105回、160回、平成3年度は月1回から月2回に増やしたこともありまして、526回と急増しております。

6点目の寝たきり老人の介護実態でございますが、従来、市では民生委員さんによりまして寝たきり老人調査を行っていただいております。その際、主たる介護者がだれであるか、ということだけの調査をいたしております。

以上でございます。

- 27番（早乙女実君） それでは、内容が多岐にわたり、それぞれが膨大ですので、1つずつやらせていただきます。

最初に、学童保育と学校5日制を絡めて御質問させていただきましたが、和気町の方からいただいた葉書で質問をさせていただきました。御回答は、和気町は定員を大幅に上回った場合には対応を考える。いぶき野小学校については従来どおりですが、条件整備ができれば前向き検討のようです。確かにこれまでの経過については、議会の傍聴もさせていただきましたのでわかっているんですが、ある程度仕方がない面はあるわけです。ただ、普通の御家庭の主婦が議員のところへ葉書を書いて送り付けるというのは、やはりかなり異常というか、思い余ってのことだろうと思うんです。こうした親御さんの気持ちというものをやはり前向きに解決する努力はぜひやっていただきたいと思うんです。

当然、和気小ですから、かなりの満員状況というか、学校のスペース、空き教室を含め大変な条件の問題があるわけですし、さらに、いわゆるボランティア的にやっておられますけれども、そういう身分の不安定な指導員の方の労働条件の問題もありますので、この点は、ぜひ発想を変えたいと言いますか、前回の議員のときにも委員会でも御指摘させていただいたんですが、やはり今まで和泉市のやってきた延長線上ということではなく、がらっと一歩飛び越えるみたいな取り組みをやっていただきたい。

そこで、御紹介的に指摘をして御意見を言っておきたいと思っております。吹田に姉が住んでおり

まして、学校の教師をやって夫婦共働きですが、ちょっと実情を聞いてみました。吹田では既に2クラスの認可をしていて、今の問題は、90人を超えるか超えないかが非常な問題、すなわち3クラスにするかどうかというのが学校によってはすごく問題になっており、毎年、3クラス目をどうするかということです。今日、僕が質問をしている認める、認めないというのが議会のある面であれば課題になっています。もちろん、その一方では、出生率低下の問題の中で定員割れも出ているそうです。やはりニュータウン関係で高齢化が進み、出生率が低下して定員割れも起こっているんですが、全体としては、3クラス問題の方が大きくなっているという、全く別世界のような話が1つあるんだということです。

もう1つ、以前にも御紹介をさせていただきましたが、前回の議員時代に東京の品川へ視察に行きました。そこは40小学校区あるわけですが、学童クラブは42あります。すべてでやっているわけですが、そこでは、40名までの定員が33カ所、41から60名定員が7カ所、105名定員というのが1カ所、さらに、140名定員が1カ所、都合42カ所あります。全く規模も状況も違うわけです。設置場所にしても、和泉市は学校の中を使っていますが、両方を見せていただきましたが、その1つが児童館内というのが24カ所、残りが小学校の教室内であったり、その小学校の中のグラウンド用地に独立した建物を建てているのが1カ所、そのほか小学校の外に施設を持っているのが12カ所、あとは複合施設で図書館や敬老会館、出張所やマンションの一角というようなもので4カ所という設置形態で実施されております。

先ほど、和泉市の入会率という学校の児童数に対して何人の子供たちがなかよしクラブを利用しているか、ということは聞かなかったんですが、東京の品川区の場合は19.1%なんです。実に2割の子供たちが利用しているわけです。それだけ女性の社会進出が進んできているあらわれですが、それに見合った対応をこれまでやってきているわけです。もう20年近くの長い歴史のある学童保育をやってきております。

特に御指摘をしておきたいのは、職員が110人いるわけです。すべて正規の区職員なんです。身分は児童厚生職、所管は、うちで言う児童課です。この辺のところはかなり違うわけですし、やはり先ほど発想を変えて取り組む姿勢を持っていただきたいと言ったのは、110人もの正職員で、しかも、児童館内ではちゃんと所長もいて複数担任制、いわゆる休暇も取れ、職員の身分、権利状態をきちり守って子供たちに豊かな放課後を保障している。当然、親の方も安心して入会率が2割もの子供さんが来るということです。この辺のところは、今日はそれほど突っ込んで聞かませんが、うちでは無理だということがお話をさせていただきますと出るわけです。そのところで発想を変えてほしいと言ったのは、よそでできているのだからうちでもできるはずだという、もちろん財政問題はありますが、観点を変えてぜひ取り組む努力

をやっていたきたいと思います。

今回は、こういうお手紙をもらい、再選出されてきたので余り突っ込みませんが、後の5日制とのかかわり合いで少しお聞きをしておきたいんですが、現在のなかよしクラブは、土曜日は開設をされていないということを聞いていますが、そうですか。

- 社会教育課長(田丸勝之君) そうです。
- 27番(早乙女実君) 学童保育については、とりあえずそういうことで御指摘と御要望だけしておきます。来年度へ向けて前向きな親御さんの要求をぜひ取り上げていただくようお願いをしておきます。

次に、学校5日制についてお聞かせいただきたいと思います。

大変経過も含めて御丁寧な回答をいただいたわけです。確かに今回はまだ1回やっただけでして、その中で即問題点を洗い出せというのは無理だろうという気は私もしています。今後の推移を見守る必要はあるという御意見は当然だと思いますので、御回答は御回答としてお聞かせいただいたわけです。ただ、2点ほど少し聞いておきたいと思います。

1点目は、この5日制が決められたのが今年の2月26日の文部省の省議で実施を(私どもから言わせると)突然決められたわけです。今年の特徴というのは、この5日制だけでなく、もっと大きな問題として、もともとは週6日制を前提とした新学習指導要領が実施をされたましたが、本当はこちらの方が大きな問題だったと思います。この新学習指導要領は、週6日制を前提としていたわけです。こういう考え方と、今後、学校5日制に取り組んでいくわけですが、これはなかなか相容れない内容が随分あると思っています。前回、猪尾議員も若干聞いておりますが、再度、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、この同じ文部省が省議で決めて以降、3月22日に学校5日制のための省令改正を官報で出しました。官報では、内容的に細かい点は書いてないわけですし、取り組むところで混乱があってはならないということで、同時に留意事項を各都道府県の教育長あてに通知をしています。この中身について、先ほど、障害児と学童保育についてどうされたか、ということをお聞きをしましたが、そのことについて次のような指摘があるわけです。

内容の要点を読ませていただきますが、幼稚園、小学校低学年で土曜日に保護者が家庭にいない幼児、児童、盲学校、聾学校及び養護学校等の幼児、児童生徒で保護者が希望する者などに対しては、学校などにおいて必要に応じて遊び、スポーツ、文化活動などを実施すること。その際、指導員の確保等について、ボランティアなどの協力を求めることにも配慮すること、という、ある面では、特別な項目を1項起こしてこうした人たちへの対応問題を指摘しているわけです。

こうした中では、中学校と養護学校そのものについては対象になっていないという、私たちからすれば問題のある点があるんですが、こうした障害児の受け皿の問題について、今後のこともありますのでどのようにお考えになっているのか、合わせて2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○ 指導部次長（西川義憲君） 指導課の西川よりお答えを申し上げます。

2点ございましたが、まず、1点は、現行の学習指導要領と学校週5日制との関連でございますが、この件につきましては、前回もお答えを申し上げていると思いますが、新学習指導要領では、新しい教育観に立つ教育が示されておりまして、子供がみずから考え主体的に判断し行動できる資質や能力の育成を重視することが教育改革の柱に据えられております。学校週5日制は、家庭や地域において子供たちが自由な時間を生かしてさまざまな体験を通して学校で学んだ成果を試したり、あるいは訓練を強化することによって子供の持つ資質や能力を高めようとするものでありまして、この2つの趣旨は合致しているものと考えております。

なお、授業時数等の問題につきましても、月1回ないし2回の範囲での学校週5日制の実施段階では、研究指定校等の報告から現学習指導要領で対応可能との情報を得ております。ただ、完全学校週5日制実施の段階では、学習指導要領自身の改定もなされるものと推測をいたしております。

次に、障害児への対応の点でございますが、障害を持つ子供たちについては、平素各学校で実施をいたしております通常の学級との交流教育がございますが、その実践の場としてこの土曜日に健常児とともに活動できるよう指導するとともに、また、養護学校に通う児童生徒につきましても、御要望があれば、現状の小学校の施設で対応できる範囲におきまして、養護教育の指導員を配置して対応してまいりたいと考えております。

先ほども少しお答え申し上げましたが、第1回目の実施の段階では、府立の堺豊学校の児童の登校がございました。最初は、初めて会ったということもございましてか、他の児童の中に入りづらい様子でしたが、すぐに親しくなり仲良く健常児と遊んでいた、という報告を受けております。また、養護学級の児童の登校もございましたが、この子供たちは、平素からその小学校において他の子供たちとの交流教育が進められている関係から問題なく健常児と楽しく遊んでいた、とのことでございます。しかしながら、心身に障害のある児童生徒につきましては、その社会参加を図る観点から、今後の対応について府立養護学校等との連携をさらに充実させていく方向で検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 27番（早乙女実君） 御答弁をいただいたわけなんですけど、若干、見解を異にするところも

あるので、意見を述べさせていただきます。

5日制と新学習指導要領については、時間数の問題では改定、見直しがあるではないか、という御指摘がありました。趣旨そのものは、大体合致しているという御認識だと思います。この間、学校5日制をめぐる書籍も出ておまして、いろんな本に荒っぽくざっと目を通したんですが、その中で大阪外語大学の二宮教授が指摘されているんですが、確かにそうだと思うんです。先ほどの答弁でもあったんですが、いわゆる生涯学習教育というか社会ということがかなり強調され、いつでも、どこでも、あらゆる機会を通じて学習する社会だという認識という方向なんですね。耳ざわりというか、なるほどと思わせる面はあるんです。

ただ、そこから考えていろんな延長線上を行くと、いわゆる公教育と先ほどいろんな例で出ましたが、施設開放もやられており、今回の5日制でも民間の塾とか経営団体がいろんな取り組みをやっています。それが全く同じレベル、すべて生涯学習だということで、学校教育と民間がやるのが全く対等平等の関係になってしまいますが、本当にそれでいいのかという問題だろうと思います。いわゆるこれまでの本当に基礎学力づくりといわれた基本的な知識の習得なり、人類社会を生き延びていくための子供たちの教育という公教育の任務そのものが引き下げられるというか、対等だということで逆に下りてきてしまうという問題があるだろうと思います。

逆に言えば、心配のし過ぎかもしれませんが、本当に子供たちの発達保障そのものについてどうなのかという観点でもう一度論議をしていく必要があるのではないかと。とりわけ、公的サポートという問題から言えば、先ほどの文部省からの文書でもそうだが、ボランティアさんにお頼みしなさいとか、いわゆる行政への住民の協力ということで逃げていくという形にすり替えられないかということです。それともう一つ指摘をしましたが、各種商業主義の犠牲にならないかという点があると思います。これは始まったばかりです。5日制の積極的な意義もありますから、前向き検討で議論をしていけばいいと思いますが、根本はやはり子供の生活、つまり発達保障をどのようにやるかという、こういうところだろうと思います。

そういう観点からいけば、大分努力をしてきたと言いますが、障害児や学童保育に対する公的保障という面から言えば、決して十分だとは言えないと思います。府下の吹田やら寝屋川に友だちもいますので、各市の学童保育について聞いてみました。先ほども聞きましたが、もともと和泉市は土曜日の学童保育をやっていませんが、5日制の中でも茨木、寝屋川、八尾、四条畷の4市は、学童保育を受け皿的にも実施しています。吹田市ももともと土曜日の学童保育はないそうですが、今回の学校5日制の論議の中で、次回から土曜開設を始めると言っています。これもいろんな議論の中で、親の要求なり社会状況と見合わせての対応だろうと思います。

こうした前向き努力というものをぜひ和泉市でも期待をしていきたいと思ひます。

いずれにしても、先ほどからの論議を聞いていまして、それと学童保育の問題も含めまして、欠落しているのは児童館という建物の存在だと思ひます。もともとこういう施設があれば何ら問題がない。和泉市も一般的にはないと言われますが、大阪府のデータブックなどを見ますと、児童館は1つあるとなっています。つまり幸青少年センターが児童館であるという府の形の認識、位置付けであります。今回の5日制の中での実態を見ますと、幸青少年センター関係では、午後から親と子の集いですが何かをやっていますし、そのために午前中から子供たちが100人ほど集まって楽しくやっているという、一般のところとかなりの差が出ているわけです。こうした学校5日制という新しい状況のもとで、児童館建設というものが新しい課題として浮かび上がっていると思うんですが、最後に、この児童館建設問題での当局のお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

- 福祉事務所理事（坂田平之君） 児童館の建設について、児童福祉課坂田よりお答えしたいと思ひます。

児童館の建設につきましては、将来的な課題として認識いたしておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

- 27番（早乙女実君） それ以上の答弁は出ないだろうと予想していたんですが、先ほど御紹介しました東京・品川では、42の学童クラブのうち24が児童館内に設置されているという形になっていますし、学童保育が正職員ですから、品川では児童センターと言うんですが、その職員ももちろん正職員できちりとした指導員が付いています。

その点から言えば、和泉市のおくれというか、大阪全体としてもまだまだこれからという状況があるんですが、先ほど紹介した吹田とか寝屋川とか進んだ自治体もあるわけです。吹田が8つぐらいですかね。もちろん、占めている割合からすれば、阪南でも同和施設としての児童館はかなりあるわけですが、一般的な施設での児童館の水準は、東京にはるかに及ばないのが大阪の実情だと思ひます。やはり根本とすべき児童憲章なり教育基本法なりの観点から言えば、当然、児童は健全なる環境で守らなければいけないと義務として書かれているわけですから、この辺のところは将来的な課題ということですが、遠い将来でなく、近い将来としてぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

それともう1点、御指摘をしたいのは、ずっと教育委員会に質問をしていて、最後に児童課所管ということでぼっと飛ぶんですね。現実の幸青少年センターは教育委員会の所管ということですが、こういう所管の違いというか、現実に所管をしているところと将来課題を検討するところが違うという、こういうことで本当に児童館の建設そのものがうまくいくのかという気

もしています。もちろん、補助金が厚生省管轄ですので、答弁が坂田理事さんになったと思うんですが、この辺は庁内的な課題として、現実の今の所管と補助金との関係のずれとかをきっちりしておかないと、多分、将来課題からいっても煮詰まるものも煮詰まらないと思いますので、ぜひこの辺の整理も含めて頑張っていっていただきたいと思います。

以上で1番目の問題を終わらせていただきます。

後は簡単にいきいたいと思うんですが、2番目のごみ問題です。今回は、まだまだ勉強不足で先輩の赤阪議員さんほど勉強していませんので、市民の方には、その回答を持って訪問させていただこうと思っております。御答弁をいただいた中で困難な問題はたくさんあると思います。集めてみても再生ルートがないとか、プラスチックについては、科学技術的にまだまだこれからたくさんあるとか、私自身もちょっとかじっただけなんですけど、難しさを痛感しました。市の方でも今、審議会を設置して論議をされているようです。もちろん、審議会そのものの公表の問題もありますので、お答えできる範囲は限られるかもしれませんが、そのあたりでの御努力の内容を少し聞かせていただきたいと思います。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 審議会についてのお尋ねですが、本市の今後のごみ処理行政のあり方について御審議、御提言をいただくということで、本年6月に和泉市ごみ減量等推進審議会の設置をさせていただきました。現在まで既に2回、審議会を開いていただいております。今月の28日にも第3回目の審議会を開いていただくことが決定をいたしております。われわれとしては、年内に一定の御提言がいただけるものということで考えております。この審議会の御提言を受けまして、本市の施策に反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 27番（早乙女実君） 審議会の提言を受けて和泉市の施策に反映させていく、ということですが、意見だけ申し述べさせていただきたいと思います。

当然、学者関係の方の御意見を聞いておられますので出てくると思いますが、やはり現在の日本経済のメカニズムのあたりまでぜひ分析をしていただきたい。浪費の構造が日本経済の中にばっちり組み込まれておりますので、その辺をどうするのか。もちろん、一地方自治体でそこまでできるはずがないのですが、そうしたことは国に向けて大きく運動を起こすとか、そういう方向性は必要だと思います。

そうした点をぜひ御論議いただきたいことや、先ほどの回答の中でも一部触れられていたんですが、大企業の社会的責任というか、日本では、メーカー側の責任をほとんど問題にしているところは本当に少ないと思います。いろんな勉強をした中では、ドイツとかヨーロッパ関係の文献を紹介しているものを幾つか読みましたが、全然違うところがあります。この辺は、先ほ



どの学童保育の発想の転換ではないが、やはりこの日本では、そうした問題に全く立ち入っていないということは、大変大きな国際的にも孤立をするのではないか。これも一自治体で云々することではないんですが、積極的に御論議をいただきたい問題であろうと思います。もちろん、審議会ですから党派は関係ございませんが、今の自民党政府が取り組んでいる諸施策に対する批判的な検討も必要だと思います。そうしたことにも積極的に触れていただいて御論議していただけることをぜひお願いをしたいと思います。

最後に、締め括りとして、これだけのことを知っておられる方がせっせとワープロでお打ちになって送ってこられたんです。先ほどの学童保育の葉書と同じように、市民的には、こうした形というのはかなり増えているだろうと思います。たまたまその中の1通が私のところへ来ました。読んでみても、原課の方から言わせると、やはりPR不足は否めないと痛感する点が見つかったと思います。その点については、啓発も含めて取り組みを強化して強化し過ぎることはないと思いますので、この辺の御努力はぜひお願いしたい。

最後に、このままちょっと読ませていただきますと、「サザンパークやトリヴェール和泉など周辺の自治体からの転入も増えてきている中、それらの住民がはっきりと納得できるような行政の姿に1日も早く到達してほしいと願っています。私自身、この和泉市に転入してから2年余りになりますが、同和行政とともに立ちおくれた農村型行政とも言える旧態依然とした和泉市の姿をひしひしと感じさせられている毎日です。周辺には、堺市、岸和田市などのお手本もあるのですから、もう少し将来に希望の持てる行政の姿を見せてほしい気がします」とおっしゃっています。

これをそのまま行政の皆さんにお伝えしますので、この市民の方の御期待にぜひこたえていただきたいと思います。ごみの問題は、大変簡単ですが、以上で終わらせていただきます。

3番目の寝たきり老人対策の充実の問題ですが、先ほど、国調を含めていろんなデータを高齢化率とともに御紹介していただきましたが、和泉市は高いんですか。それとも、今は低いが、将来は高くなるというか、その辺についてはどういう判断をされているのか、ちょっとお願いします。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 本市の高齢化率は、全国平均よりもかなり低うございます。全国的にもかなり低い大阪府の中にあつてさえさらに低うございます。ただ、ちょうど団塊の世代の40歳前後の人口が全国平均より非常に多うございますので、これらが定住すれば、急激な高齢化が全国平均以上に進むと予測しております。
- 27番（早乙女実君） 急速に進むだろうということです。  
それともう1つは、寝たきり老人の介護実態については、民生委員さんを通じて掌握すると

ということで主たる介護者を調査している、ということですが、その結果は、データ的には出ていませんか。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） ちょっと今、資料の持ち合わせがございません。
- 27番（早乙女実君） 多分、妻なり夫なりの配偶者が一番高いだろうと思うんです。この間、少しいろんな本を見たんですが、大阪関係については出てなかったんです。「住民と自治」という雑誌の3月号でデイセンターを3カ所持っている千葉県市川市では、そこへ来られる方に「通常、どういう人がみられますか」というアンケートを取って調べているわけです。その中で主たる介護者のトップはやはり妻なり夫、それから娘、後は息子とか息子の嫁さん、「なし」という方も15%ぐらいあります。2〜3割が娘であったり夫や妻という形になっております。

今回、こうしたデータも含めて寝たきり老人の実態をお聞きしたのは、選挙中、私自身が相談を受けた中に奥さんを見られる高齢者のおじいちゃんがいらっしゃいます。その方の相談を1つ1つ解決をしていったんです。いわゆるヘルパーさんを派遣し、お風呂を紹介して、さらに、光明荘から来てもらえる介護型ヘルパーさんを紹介をし、とここまでできたわけです。最近の相談はどうなったかという、「早乙女さん、実はわずかの年金でおばあちゃんをずっとみていて働きに出られないし、底をついてきた。最後は生活保護しかありませんか。保護というのは、ちょっとでも貯金があったらだめですか」という話です。

今、いろんなデータで知らせていただきましたが、介護者の生活の全領域で納得できるというか、カバーをしなければ救われないということが非常によくわかるわけです。介護者を付け、看護婦さんの人も派遣し、お風呂も月2回に増やし、それでも、最終的には経済社会ですから生活費はどうするのか、という問題になっています。その辺のところぜひ今回の質問の中身として確認をしたいのは、こうした介護で御苦労されている方々に対する、これは東京や大阪府下でも実施をされている自治体が出てきていますが、寝たきりの老人介護手当という問題です。この辺について和泉市当局自身、これを実施していく気があるかどうか、極めて単刀直入ですが、お聞きをしたい。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 介護手当の創設でございますが、議員さんがおっしゃいますように、寝たきり老人の介護は、全般的に家族にとっても大変な御負担であろうということは十分承知をしております。そこで、生活の補償という意味で介護手当を支給してはどうかというお話でございます。その家族に対して生活補償的な金銭援助をするのも1つの方法かと存じますが、本市といたしましては、むしろ先ほど申し上げましたように訪問ヘルプサービスその他の在宅福祉施策など、家族介護の負担を軽減するための諸施策を充実することが先決で

はなかろうかと考えております。御理解をお願い申し上げます。

- 27番(早乙女実君) 周辺整備というか介護力をサポートする方が先だ、ということですが、現実には、今の和泉市の寝たきり老人に対する金銭的な給付はどうなってますか。寝たきり老人に対する見舞い金は幾らですか。
- 老人障害福祉課長(金谷宗守君) 金銭的には、府の寝たきり老人給付金が1万円。それから、市の方からは品物をお渡ししております。
- 27番(早乙女実君) 突っ込んだ質問で恐縮ですが、その水準は、府下では高い方ですか、低い方ですか。府の1万円を除いた和泉市の品物の方です。
- 老人障害福祉課長(金谷宗守君) 阪南各市の中では、かなり低い位置にあります。
- 27番(早乙女実君) 私が今まで聞いている範囲では、3,000円程度のシーツ1組というのが実態だろうと思うんです。内容が変わってれば別ですがね。一方では、阪南の中でも低い状態の中でそれはそれとして、いわゆる介護サポートの方を充実させていくということですが、本当にそれでいけるのかどうかです。

今日御紹介したいのは、介護手当をやっているのは大阪関係では少ないんですが、随分昔からやっているのが、泉大津市の在宅寝たきり老人介護手当支給要項というのをファックスで送っていただきました。この目的は、介護者の労をねぎらうとともに、在宅寝たきり老人の福祉の増進に資することを目的とする、ということとして、1年以上の寝たきりで65歳以上の者となっております。ただ、この泉大津の制度は、金額的には年額2万円以内ということですが、それでも最高2万円出るわけです。もちろん、先ほどの寝たきり老人の見舞い金の1万円のほかに大阪府の1万円が出ますから、最大もらえる方は、年間4万円いただけるわけです。そういう現実が1つ泉大津であるということです。

もう1つ事例を紹介したいのは、この問題については、東京都が20年前から老人福祉手当というのを出しています。これも要項をもらいましたので御紹介しますと、手当額は、65歳以上70歳未満の所得基準額を超える者が2万5,000円、所得基準額以下の者が3万7,500円。70歳以上の者4万5,000円。重度心身障害者手当受給者2万5,000円。言いたいのは、これは年額ではありません、月額です。だから、泉大津で年間渡している2万円は、東京都で言いますと、65歳以上70歳未満の所得基準額を超えている者の1カ月の2万5,000円にも満たない。

東京都ではさらに進んだ自治体、日野市ですが、この東京都の制度は6カ月以上の寝たきりですが、これでは3カ月ぐらいから寝たきりになっている人は助からないということで、これにプラス寝たきり老人介護手当というのを市が独自につくって毎月5,000円を上乗せしています。だから、東京都から2万5,000円をもらい、さらに5,000円をもらい、所得基準額オーバ

一の方でも毎月合計3万円もらってます。いわゆる国民年金の額と合わせれば、お年寄りがそれなりに生活が維持できるという福祉水準になってます。

その上に先ほどから言ってます訪問介護とか入浴サービスも十分やられているわけです。この辺のところと比較をしますと、本当にギャップの大きさがあります。東京に住んでおればよかったと思います。まだ市民的に知られていないので怒りになってませんが、怒ると思います。こういう事実も御指摘をした上で、再度、介護手当の導入についてどのようにお考えになるか、お聞きをします。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 先ほど、議員さんがおっしゃってられますように、昨年あたりから泉大津市を初め2、3の市で介護手当を実施しているということも聞き及んでおります。本市では、先ほども申し上げましたように、在宅福祉サービスの充実を優先したいと考えておりますが、先生がおっしゃいました東京都における制度のようなものを府で統一的にそれなりの制度をやられるならば、ということで考えてまいりたいと存じます。

○ 27番（早乙女実君） 多分、大阪府ということで逃げるだろうと思いました。予想どおりの答弁ですが、当然、自治体の行動ですので、大阪府の姿勢も大変大きなかわりがあります。その辺は、本当に大阪府なりに積極的に働きかけ、この和泉市でも介護手当が実現できる御努力をやっていていただきたいと思います。ちなみに泉南市では、今年の4月から泉大津より1万円上乗せの年額3万円の介護手当を実施されています。ですから、社会的必要性ということである程度広がっていると思いますので、そういうところも御検討いただきまして、ぜひ実現への第一歩を進めていただきますよう要望いたしまして、終わらせていただきたいと思いません。

○

○ 議長（竹下義章君） 次に、5番・上田育子君。

（5番・上田育子君登壇）

○ 5番（上田育子君） 5番・上田育子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1番目、子供の地域での健全育成の場についてですけれども、先ほどもありましたように、学校5日制になったことをきっかけにしまして、今まで地域の中でお父さん方、お母さん方が常々心配していた子供が本当に地域で健全な育成の場を持っているのかどうかということが、大きな疑問というか話題になっているのころかと思えます。

それともう1点、1.5ショックとか子供の出生率の低下が相当問題になっておりますが、このことについても、今、特に友人のお母さん方というのは、若いお母さん方も含めまして、結

婚をしても、あるいは連れ合いと一緒になくても子供を産みたくないという、その意見の大きな1つに、子供が今の競争社会の中でぼろぼろにされていくのはもうごめんだという気持ちがすごく多いわけです。子供が何とかしたらだめとか中学校の修学旅行に行く際、鞆など私物の中身まで調査されていくような管理教育の中で子供が本当にかわいそうだ。また、環境汚染の中で被爆したものを一杯口にしないでいけなくなるし、空気もどんどん汚くなる。自分たちが子供時代になじんだ川や海、緑もどんどん汚され、はがされていく。そのような中、もう子供を産むのも育てるのも自信がないという方も随分いらっしゃるという声を聞いているこのごろなんです。

その中で私は、子供の地域での健全育成の場所が、少なくとも児童福祉法でうたわれているような、先ほども出ました児童館の建設問題にしても、さきの国会で継続審議になった子供の権利条約の31条ですが、子供が休息し、余暇を活用し、遊んでいく権利、それから、文化的、芸術的な生活に参加をする権利を守ることが大切ではないでしょうか。この和泉市の中では、かつてはそういうことが権利と言わなくても、子供たちが自然に地域の中でいろんな人と触れ合いながらできたことも多々あったかと思えます。しかし、どんどん鉄道が発達し、いろんな商業サービスが発達し、そして、子供たちに“おたく族”と言わせるような情報通信の網の目の中で、本当に子供たちのための健全な文化、芸術や遊びの中で自分たちの創造力や、その次のいろんな自分たちの生活に必要な知恵などを発見していくチャンスがない中、この児童館の問題は、先ほどのお答えでは、和泉市の中では検討課題にもまだまだという状態ですが、そのことにぜひとも目を向け、今の出生率の低下や子供たちそのもの人権のことを真剣にとらえなければならない時期ではないかと考えております。

そこで、先ほどもありました大阪府下の中で児童福祉法及び教育基本法に基づく児童館というものがどのような形で建設されているのか。そして、特に先ほどもありましたように、吹田市と寝屋川市は大阪府の中で一定進んでおりまして、大阪府の児童福祉課の方でもそこを見学したり紹介をされているモデル地域の1つではないかと思えます。その吹田市と寝屋川市の児童館がどのような中で、どういう人たちによってつくられ、現在の子供たちが休息や余暇、遊びの権利や、文化的、芸術的な生活に参画をしていく場所としてどんな行事等が日常保障されているのか。そのようなことが紹介していただいているものならぜひともその紹介と、それに対する和泉市としての考え方を聞かせていただきたいと思えます。

2点目には、市の非常勤職員の待遇改善の問題ですが、これは私が議会に参加をして以来、再三、いろんな形で質問をさせていただき、幾つかの改善もしていただいたと思っているんです。今年の3月定例会におきましても、非常勤職員の待遇改善問題について御質問をさせてい

ただき、さらには、育児休業法に関連して正職員の待遇に準ずる非常勤職員の待遇改善問題についておさらいをし、一定、前向きな検討という御回答をいただいています。その後、一定の市の要綱なり改善が、予算の計上も含めてなされたと聞いておりますので、どのような視点でどのような改善が行われたのか、その要綱がどのようになっているのかということを明らかにしていただきたいと思います。その改善点と、今後、残された問題点について御報告、御答弁をしていただきたいと思います。後、答弁によって質問をさせていただきます。

3点目ですが、福祉プランの骨子と審議会及び公聴会の取り扱いについてですが、和泉市でいよいよ総合福祉プランがつくられるということでアンケートを取られ、素案もでき上がっていると聞いています。この素案の内容につきまして、骨子であっても議会に紹介し、具体的に示してほしいという形をお願いをしているところなんです。できれば、その骨子について明らかにしていただきたいと思います。

さらに、その骨子に基づいて審議会にかけるということですが、その審議会のメンバーについては、どのような形で構成を計画されているのか。その審議会にかかった案が、聞くところによりますと、今後4年間の和泉市の福祉プランの内容であるそうですので、これは随分重大な内容ではないかと思います。その内容に対して議会なり市民の意見を聞く場をどのように持っていく計画がおありなのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、答弁次第によりまして自席からの再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（竹下義章君） それでは、理事者の答弁は午後をお願いをいたしまして、ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

（午前11時47分休憩）

○

（午後1時00分再開）

- 議長（竹下義章君） 午前に引き続き、会議を開きます。

上田議員の質問に対する答弁を願います。

- 福祉事務所理事（坂田平之君） 午前中の上田先生の児童館建設についての考え方を児童課坂田からお答え申し上げたいと存じます。

まず、平成4年4月1日現在の大阪府下における児童館の建設は62カ所されておりまして、市町村及び社会福祉法人で運営管理されております。その中でも先生がお説のとおり、吹田市、寝屋川市が進んでいると私たちも認識いたしております、早速お訪ねしていろいろお聞きをしたところでございます。何を申し上げても先日のことでございますので、先生の御質問

に十分お答えできるかどうかひとつ御了承賜りたいと存じます。

まず、両市の設置目的でございますが、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として児童館を建設されてございます。

次に、吹田市、寝屋川市の運営形態等について簡単にお答えさせていただきたいと存じます。

設置件数でございますが、吹田市におきましては現在、8カ所でございます。寝屋川市は1カ所でございます。両市の今後の設置計画でございますが、吹田市におきましては、今年度新設する予定でございますが、最終的には、中学校区に1カ所ずつ建設するのが理想であると考えているというお話でございます。寝屋川市につきましては、現在、建築決定が1カ所ございまして、現在の児童館は、他に転用するというところでございます。

吹田市における今年度に建設する規模、内容でございますが、鉄筋コンクリート造り2階建、敷地面積は960㎡、建物の延べ床面積が450㎡、部屋数は、5室を予定しているというところでございます。寝屋川市におきましては、現在、計画はしてございますが、今のところ具体的な案はありませんので、40年に建設された規模、内容についてお答えさせていただきたいと存じます。構造につきましては鉄筋造り2階建、敷地面積1,719.135㎡、延べ床面積907.50㎡、部屋数については16室でございます。

その建物の設置の内容でございますが、吹田市におきましては、事務室、図書室、学習室、集会室、遊戯室、倉庫、便所4カ所、障害用として1カ所設けてございます。寝屋川市におきましては、吹田と同じように事務室、図書室、学習室3、大集会室、団体活動室、遊戯室、相談室等々でございます。

運営形態でございますが、吹田市につきましては非常勤嘱託員で、正職員につきましては一切かかわっていないというところでございます。寝屋川市におきましては、すべて正職員で対応しているというところでございます。

それから、いずれも児童館と他の施設を併用しております。吹田市におきましては、老人憩いの家、コミセン的なものと合築してございます。寝屋川市におきましては、青少年会館、児童会館、セミナーハウス等と施設を共用してございます。

それから、両市における1年間の主な行事計画でございますが、両市とも1カ月に2回程度の事業を行ってございます。主な事業をピックアップさせていただきますと、特に7月につきましては学童キャンプということで、対象は1年生から6年生。それから、7～8月の夏休みの時期には夏休み工作室ということで、小学生4年から6年生を対象としてございます。それから、9月でございますが、チビっ子料理教室でございまして、これも対象は小学生の5年生から6年生ということでございます。それから、11月に児童会館祭ということで一般自由参加、

児童クラブ、母親クラブ等を参加の対象といたしまして、親子触れ合いの行事としてやっております。それから、12月でございますが、中学生の卓球大会ということで、市内の一般中学生を対象に行っております。それと、2月でございますが、人形カーニバルということで、これは一般自由参加になってございます。出演者につきましては、母親クラブ人形劇、学童クラブ人形劇、学童クラブコーラス部、老人会、体育文化サークル等各種団体との交流を図っております。年間行事予定としては、今、申し上げましたような行事予定等が計画、実施されているということでございます。

それと、児童館の建設についてでございますが、午前中の早乙女先生の御質問にもお答えさせていただきましたように、将来的な検討課題という形で認識をしておりますので、ひとつよろしく御了解を賜りたいと存じます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 市長公室次長（石本博信君） 2番目の非常勤職員の待遇改善につきまして、人事課長石本よりお答えさせていただきます。

御質問は、どういう視点でどのような改善をし、また、今後残された問題についての御質問かと思えます。市の非常勤職員の勤務条件につきましては、常勤職員のように法律上明文の規定がなく、適用関係諸法も複雑となっているため、本市も含めた各地方自治体では、大きな課題となっているところでございます。市行政の効率的な運営のためその必要性が高くなっている中で、本市では、今年度から非常勤職員の任用に関する要綱等を定め、その勤務条件について一定の改善を行ったところでございます。

その中身でございますが、いろいろ勤務条件等によって異なる部分がございますが、一般的に主なものを申し上げますと、一時金を特別報酬として支給、それから、交通費については通勤費補助の支給、年次有給休暇の付与、特別休暇の付与、社会保険では健保、雇用保険の適用、それから、健康診断の実施、被服の貸与等が主な中身でございます。

なお、これまでも御指摘をいただいております厚生年金、退職手当の問題が今後の課題として残っております。何分、制度化されていない中での課題でございますが、今後も引き続き研究をし整備をすべく検討を重ねてまいりたいと存じております。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 3点目の福祉プランの骨子と審議会及び公聴会の取り扱いについて、老人障害福祉課長金谷からお答えいたします。

まず、第1点目の福祉計画の内容につきましては、現在、なお行政の内部レベルで検討中であり、公表できる段階に至っておりませんので、その内容についてお答えいたしかね



ますので、御了解賜りたいと存じます。

次の2点目の福祉計画の審議会についてでございますが、これについても現在、委員構成を検討中でありまして、この点でもしかとは申し上げかねますが、基本的な考えといたしましては、広く関係者の方々の御意見をお聞きするのがその審議会設置の趣旨でございます。本議会の議員さんを初め福祉を必要とする方々はもちろんのこと、学識経験者、地域福祉関係団体、福祉施設、関係行政機関等、さらには、市民の生の声を聞くため、さきに公募いたしました家族としての介護経験のある市民の中からも委員に御就任いただこうと考えております。委員総数は、20名程度と考えてございます。

次に、3点目の市民の意見を聞く場というお話でございますが、これにつきましては、ただいま申し上げました福祉計画審議会等に市民あるいは議員さんの御参加をいただき、市民の声を反映する場というように考えております。

以上でございます。

- 5番（上田育子君） 1点目の子供の地域での健全育成の場について、というところで再質問をさせていただきます。

吹田と寝屋川の実態についてお忙しい中御足労をいただき、いろいろ調べてきていただきましてどうもありがとうございました。その内容はいろいろありましたが、吹田と寝屋川の子供たちは本当にうらやましいなという思いと、和泉市の子供たちにも同じような権利を与えながら、生き生きと育ていく地域にしていくため、皆が力を合わさなければいけないと痛感をいたしました。

それで再質問ですが、和泉市においては将来的な検討事項ということなのですが、現在、子供たちが地域で自分たちの創造力を生かしながらお互いに仲間づくりをしていたり、お年寄りと触れ合ったり、親子のきずなをつなぎ合ったりしていく場所については必要であると思っておられるかどうか。

それと、もしそう思っておられるとすれば、現在、学校施設の開放ということで5日制の中でいろんな取り組みが行われているわけなのですが、この学校施設の開放なり、あるいは余った教室の開放なり、保育所の人数が少なくなって人手や保育室が余っているなどの空間を活用しながら、意図的に吹田のように各中学校区に1つずつの児童館とまではいなくても、そのような方向に向かってすぐにでも検討していくことを考えておられるかどうか、お答え願いたいと思います。

- 福祉事務所理事（坂田平之君） 再度、お答えさせていただきます。

公共施設等の触れ合いの場ということも含めまして、将来的に検討してまいりたいと認識い

たしております。

○ 5番（上田育子君） 検討する、ということは、現在、この質問をするときに教育委員会なのか、福祉事務所なのかというところでいろいろ御相談もして下さったと思うんです。例えば私も吹田の方でどのようなことを計画なさってきたのかについて、児童館づくりにかかわってこられた人たちにどのような方がいらっしゃるのか、大阪府にも吹田の方にも問い合わせをしてきたところなんです。

吹田市の場合は、13年前に児童館がただ1つだけ建設されてきた過程があるそうなんです。やはり子供たちを健やかに育てたいという親や先生方の思い、福祉に携わっている方たちの思いが高まり、地元の運動の中でまず1つの児童館がつくれ、それ以降、運営委員会をつくり、そこで先ほどお話があったような今日は人形劇をやっていこう、あるいは日常の教室の中で指導員が5人いらっしゃるわけですが、5人だけでは考え付かないことをやっていく。親も含め、PTAの代表者も含め、例えばごみ袋を切ってそれを何かいろんな形で工作に活用できないとか、無料ですから、段ボールを集めて来て、その段ボールでいろんな面が変わっていくような工作をして子供の新しい発見とか、あるいはこういうもので遊ぶことができるというリサイクルの発想を促し、触れ合ってもらおうとか、そんなことをその月その月あるいはその年、その年に計画をされ運営の中に参加をしているということを知って来ました。

そして、この13年間にただ1つのものが現在は8つにまで、将来は、各中学校区に1つずつそのような子供の遊びの場、親と先生と福祉関係者が子供たちを中心に、学校教育とは別個の視点で子供たちの社会福祉というか社会教育というか、子供の成長を願い、それを保障していく場としてつくってきたという、本当に私たちの町からすれば驚きに値するんです。

でも、和泉市にその芽がないかと考えれば、今、学校5日制でいろんな校区で推進委員会がつくれ、土曜日の時間をどのように過ごしたらいいのか、PTAの方たちや親たちが積極的に提言をしたり、参加をしたり、企画をしたりしてやっていらっしやると聞いてます。そのエネルギーと余った公共施設の空間をつないでいく行政の温かい目とそのシステムづくりに対する尽力があれば、この吹田の13年前の努力に一步でも近づくことができるのではないかと考えます。

だから、将来的な検討課題ということだけでなく、学校5日制がきっかけになってできている推進委員会にあらわれているような、その時間を子供たちに健やかに過ごさせたいという思いとかパワーを拾っていただき、その器である児童館の建設に向けてとりあえず何らかの形、検討会議とかもっと簡単な懇談会でもいいですが、そこで検討していただく用意があるのかないのか、その点に関して答弁をお願いしたいと思います。

- 管理部長（稲田順三君） 民生部門と教育部門という2つの部門に関係いたしますが、われわれ学校5日制を推進している立場からお答えを申し上げたいと思います。

私も、和泉市学校5日制推進会議の会長をさせていただいております。その中でいろんな方々から御意見をいただいております。やはり和泉市にとりましては、生涯教育を推進していく場が少ないと言われております。私たちが公民館活動を含めまして、弱い部分があることは承知をいたしております。

それと、学校開放の問題であります。確かに子供の数が減ってきていることは事実であります。しかし、教育委員会といたしましては、とりあえず学校教育の充実ということに力点を置いて空き教室の活用を図っているのは事実であります。しかし、先生が御指摘のように遊びの少ない現状からすれば、コミュニティーの場としての活用を図っていくことは非常に大事であろうと考えております。

学校開放につきましてもいろいろ難しい問題があります。とりあえず学校現場における先生方の深い理解と地域におけるPTAを初め父兄の方々の深い御理解が必要であろうと考えております。今後、補助金の問題等いろんな関係について研究、検討をしていかなければいけないと考えておりますので、今、しばらく時間をいただきまして、市全体の問題として前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 5番（上田育子君） できるだけ児童館の建設については、今、5日制に向けたいろんなきっかけができていますので、その力というか最大限の信頼しながら、吹田なり寝屋川が既につくっておられる子供たちの健全育成の場所を和泉市でもつくっていくため、懇談会なりに向けて発展をさせていただきたいと要望しておきます。

もう1つは、PTA会費の問題ですが、今、言われましたように財政の問題等もあるかと思いますが、親たちが、自分たちの子供の教育のためにできるだけ自主的に考え、交流していくためのPTA活動の会費が、学校の運営費に使われているという実態が多々あります。そのことに関しても、義務教育で保障されている学校の運営費に税金を払い、もう一度PTA会費で学校の運営費の一部を負担するという、これは前回も一度申し上げたことがあります。まだまだその点について、市民の不信あるいはPTA役員が不信を指摘している実態があります。その点については、PTA会費から学校の運営費を取るのではなく、義務教育の予算の中で計上していただくということを要望しておきたいと思っております。

それから、次の市の非常勤職員の待遇改善等についての回答の中で、本年度から和泉市の非常勤職員の任用に関する要綱が定められたということで、その内容について若干の説明がありました。その要綱に該当する非常勤職員として、一般事務非常勤職員、国民健康保険・国民年

金徴収員、ホームヘルパー、留守家庭児童会指導員、教育相談員、社会教育指導員とありますが、この要綱に該当しない非常勤職員というのはいのでしょうか。

- 市長公室次長（石本博信君） ここに該当しない非常勤職員もありますが、これらの要綱に準じたりして定めているものでございます。あと、病院の専門職等でございます。
- 5番（上田育子君） これ以外に病院の専門職等が非常勤職員としているのでしょうか。それは例えば地方公務員法の任用なり採用ということでのどの条項にそれぞれが当たっているのでしょうか。22条とか17条とか、そういう区別は……。
- 市長公室次長（石本博信君） 非常勤の特別職の位置付けなんです。
- 5番（上田育子君） 大阪府と同じ基準ですか。
- 市長公室理事（鹿島賢昌君） 非常勤については、先ほど、石本次長からお答えいたしましたように法律上の明文の規定がなく、関係諸法も複雑となっております。一般的に見ますと、常勤職員に服することを要しない職にある職員で、実際の必要から生まれた種々の形態の運用によりその内容は多様化しているところがございます。地方公務員法では、行政委員会や審議会、調査会などの非常勤の委員と非常勤の顧問、調査員、嘱託員などと非常勤の消防団員、水防団員を特別職と規定しているだけでございます。したがって、私どもは非常勤の特別職という全国的な解釈では、専門的、学識経験的な仕事は特別職だ、いわゆる地公法3条3項3号に言う特別職の非常勤という解釈をしているわけです。したがって、それ以外はと言いますと、非常勤の一般職であるという解釈に基づいて要綱をつくっているわけでございます。

以上です。

- 5番（上田育子君） 3条3項3号と、それから非常勤の一般職、地公法では17条の意味でしょうか。
- 市長公室理事（鹿島賢昌君） そういうことになります。
- 5番（上田育子君） 17条の場合は、どの職務を言っているんですか。この要綱に該当する非常勤職員として(1)から(6)までありますが、この方たちは……。
- 市長公室理事（鹿島賢昌君） この要綱は、「非常勤職員の勤務条件等の一般的基準を定めるものとし、別に定める場合を除くほか、この要綱の定めるところによる」ということです。例えば外してある病院の専門職等の非常勤でございますけれども、それらは、別個にそういうものを決めてあるやに伺っております。もともと非常勤職員というのは、実態に即した形であちこちにいろいろな種類が出てきて、ようやく2年前から先生から御質問を受けながら、あるいは労使間でのいろんな問題をクリアしながら研究、検討を重ねてきた結果、大体集約するところまでできているわけですが、まだまだそういった明文化の規定がないので、今後もそれらを

統一していくためにもいろいろ研究、検討していかなければならないという問題があるということですのでひとつ御理解願いたいと思います。

- 5番(上田育子君) 3条3項3号の採用とかあるいは17条の採用とか、その都度、地公法による採用はばらばらになってきた経過があるのだが、最終的に非常勤職員に関しては、市長が労働条件を決めていくことができるという中で、とりあえずその一部というか、その部分に関しては、非常勤職員の要綱をつくられたと理解してよろしいでしょうか。
- 市長公室理事(鹿島賢昌君) それで結構でございます。
- 5番(上田育子君) これに漏れたところもあるということですので、それは病院ということですが、あえて別々になったということでは、また、実態に即したというところに合わせて別々に要綱ができて理解してよろしいでしょうか。
- 市長公室次長(石本博信君) これは基本的な基準の分について定めてありますが、若干、この要綱を基準にしながらかつ実態に合わせて定めてございます。
- 5番(上田育子君) そうしたら、実態に即したということでこの要綱にしよ、別の病院の職員の要綱にしよ、そのもとになっている考え方を聞かせていただきたい。組合との話し合いとか、私の質問に対して言っているんですけど、もとになっているものは、やはり労働基準法と労働大臣のパート指針の告示をもとにして、それで世間では、非常勤職員あるいはパート職員であっても1年ごとあるいは半年ごとの契約更新を繰り返した特に女性が多いですけれど、そういう採用方法あるいは使い方に関しては、女性差別撤廃条約の中で大きな問題になり、労働大臣告示という形になり、一人前の労働者にできるだけ近づける、正職との均衡待遇をとるような告示が行われてきている。事実、民間では1年ごとの採用ということで非常勤職員を解雇したとき、最高裁でもその解雇が認められない時代になっているという指摘をさせていって来たと思うんです。

そこで、厚生年金の問題あるいは育児休業あるいは退職金制度の問題についても質問をしてみました。一般の中では、今、告示をもとにして正職との均衡待遇が行われている中、ぜひとも実情に即した、1週間に正職員に近い労働時間を働いている部分からでも、厚生年金や退職金の制度化も含めてやっていただけないかということで要望も質問も重ねてきたところです。その趣旨を汲んでいただき、この要綱をつくられた御努力にはすごく敬意を表するわけですが、実際、非常勤で働いている現場の方にとってみれば、やはり民間の労働者と比べてもまだまだ待遇の面で損をしているのではないかという声が強いわけなんです。

その点に関して検討ということですが、それでは、どのぐらいかかって検討するのかということでもこの前も質問をしましたが、もうすぐと言われました。厚生年金も秋には付くものだと

思っていたんですが、まだ国ができてないということでもまだと聞いてます。大阪府では、私がかかわった非常勤職員に関しては、厚生年金も既に1年ぐらい前からクリアをされており、33項という採用なんですが、その人たちのすべてに関して制度化が行われていると聞いてます。そのところで和泉市の姿勢に関して、もう少し具体的に聞かせていただけたらと思います。

- 市長公室理事（鹿島賢昌君） 上田先生の御質問ですが、労働省告示が基本になっているのではないかと問題がまず1点、ございます。これらを整理しておかなければならないわけですが、あのかの先生の御質問に対しては、私どもは、市で雇用する非常勤職員につきましては、民間企業での雇用形態と相違し、その勤務関係の適用諸法が地方公務員法等の公法関係によることとなりますので、御趣旨はわかりますが、努力していきたい、というような御回答を申し上げたところでございます。

民間においては、期限付き職員を繰り返せば正規の職員になるという説明文もあるやに聞いておりますけれども、私どもでは、十数年前まではそういった解釈できたわけですが、昭和62年あるいは今年平成4年の労働判決を見ますと、期限付き職員は、幾ら繰り返しても正規の職員に転ずることはない、ということでの最近の判例が並んでいるわけです。その点が、先生と私どもの見解の上で法律上の違いが出てきたわけなんです。何はともあれ、労働者にとって労働条件をよくしていくという要求は当然でございまして、私どもは民間の部分あるいは公法による公務員の部分も含め、退職金や厚生年金については、非常勤職員はどうあるべきかという研究を今も続けているところであります。

今回、初めて御指導、御鞭撻によりましてこういった基準ができましたので、いつどのぐらいということちょっと難しいのですが、国においてもそういった研究機関ができていまして伺っております。そういった部分も含めまして検討、研究を重ねていきたいということでございますので、ひとつよろしく御賢察賜りたいと存じます。

- 5番（上田育子君） 今、言われましたように、確かに好ましくない裁判の判例が出ているのは私も知っていますが、一方では、市町村の努力によって鋭意改善がされている事例も近隣にもあるわけです。具体的な例を言いますと、河内長野の市議会においても、実際に障害者を預かる施設で働く非常勤職員の待遇が問題になったと聞いています。彼女たちは勤続は2年少し、まだ3年にも満ちていない新しい施設ですが、一定、正職の人に比べたら労働時間は最初から短いというように位置付けられ、その格差がありました。そこでは、1年を限っての継続更新という形あるいは1年ごとの採用という条件があったのが、たしか今年4月の段階で定年60歳ということで一定の安定雇用が行政の努力によって認められたということです。

それから、育児休業に入る方もいらっしゃったんですが、当初は育児休業もだめと言われて

いたんですが、市議会等いろんなところで皆さんが前向きに検討され、育児休業も行われるようになりました。しかも、それが有給という形で保障されていたということです。そこは、河内長野市と社協が一緒になって運営しているところなので、市が直というところとは法的には若干微妙だとは思いますが、最終的には決裁をする市長が、働く女性に対してどういう姿勢でどういう権利を保障していくかという考えの中でこの条件が決まっていたということは、間違いのない問題だと思います。その意味では、非常勤職員の最終の労働条件を市長が決裁をしなければならぬ現状の中で、最後に、市長の考え方についてお答えを願いたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 先ほど来、それぞれ担当の理事なり次長からお答えをいたしておるところでございます。非常勤嘱託員の待遇改善の問題については、いろいろ難しい点あるいは問題点もあるやに私も聞いております。今後ともあらゆる点を参酌をさせていただき検討を重ねてまいりたい、このように存じておりますので、御理解をいただきたいと思います。
- 5番（上田育子君） 早期に検討ではなく、具体化をしていただくことを要望して、次に移らせていただきます。

福祉プランの骨子と審議会及び公聴会の取り扱いについてですが、内容の骨子についてはまだ公表できない、というお話です。今、福祉の町づくり条例が大阪府で具体化されようとしています、それをどのように盛り込まれようとしているのが1点。

もう1つは、国際障害者年で障害者とともに生きる行動計画が示されてまいりましたが、そのことがどのように反映されるかということが2点目です。

3点目は、福祉に関しては、公的サービスをどのように行っていくのかという問題の中で、先ほど申し上げましたようにホームヘルプサービスの問題を初めとして、福祉にかかわる人手というのは、今まで介護してきた経験があるということも含め女性の登用が何かと多いと思うんです。それに関して、女性差別撤廃条約の中で示された働く女性が一人前の労働者として、男女とも働き続けていく権利の問題あるいは働く人だけでなく、福祉を受ける対象者として、福祉家庭と母子家庭も含めて男女平等の権利が保障されていくのかどうか。そのような女性差別撤廃条約の精神がどのように盛り込まれていくのかというのが3点目の質問です。

4点目には、先ほど言いましたように子供が地域で健全に育っていくための休息、余暇とか遊びとか、文化、芸術を受ける権利がこの福祉プランの中に盛り込まれているのかどうか教えていただきたいと思います。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） まず、大阪府の福祉の町づくりの関係でございますが、当然のことながら、最近の福祉行政の基本的な視点の1つでもあります。福祉の町づくりの件につきましては、この福祉計画の中に十分取り込んでまいりたいと思います。

次に、2点目の長期行動計画の件でございます。国際障害者年の長期行動計画の精神という  
か、その一番の基本になっているのはノーマライゼーション、すなわち障害者が障害を持たな  
い健常者と同様に普通に生活できる社会という思想が根本になっていくと思います。これは世  
界の趨勢であり、同時に日本の大勢ともなりつつあります。当然、この点につきましても、福  
祉計画の中にしっかりと取り込んでまいりたいと存じます。

3点目には、女性差別撤廃条約の関係でございますが、その点につきましては、特に女性を  
差別するということではございません。この審議会においても女性の委員を2割確保する、と  
いう御答弁もさきの議会でさせていただきましたように、男女同権ということを念頭に置いて  
すべての行政を行っていかねばならないと考えております。この福祉計画においてもその  
とおりであります。

次に4点目、母子福祉の関係でございますが、これについても、ただいま申し上げたことか  
ら、母子家庭、福祉家庭特有の問題はございますが、女性差別という点での視点を考えながら、  
その独自性の点については十分考慮してまいりたいと存じます。

- 5番（上田育子君） 子供の人権についての答弁が漏れてます。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 子供の問題につきましては、児童憲章並びに児童福祉の理念  
に沿った方向で作成したいと考えております。

以上です。

- 5番（上田育子君） 全部盛り込まれるという、一応、外見はそうなんです、私たち議員  
なり市民が、その案の中身が答申されるまでにそれを見せていただいたり、あるいは意見を述  
べさせていただいたり、そのような場所が設けられるかどうかが一番大事なところですが、ど  
のような形で保障をしていただくのか。審議会の日程なり答申ができ上がる時期に、議会なり  
にお諮りをされるのかどうか、あるいは公聴会を持たれるのかどうか、その辺のところにつ  
いて答弁をお願いします。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 案ができてから公にするのかどうかという点についてで  
ありますが、行政が福祉計画の案をつくりまして審議会に諮るということでございます。審議  
会には、議会の代表として何名かの議員さんに委員になっていただくということでございま  
す。その審議会で審議をしていただきまして御答申をいただきますれば、最終的に行政が諮問した  
諮問案と答申案を勘案して最終決定に持ち込むという段取りでございます。

なお、審議会の今後の日程的なことでございますが、来月早々、第1回目の審議会に諮問い  
たしたいと考えております。その後、審議会の方で御審議をいただき、一定の審議の後、御答  
申をいただくということでございます。審議会の審議については、審議会でお決めにいただく



ということですので、それがどの程度になるかは、今のところ未定でございます。

以上でございます。

- 5番(上田育子君) 審議会に議会の代表が参加するから、議会ないし委員会での検討はそれで事足りるというお考えですか。
- 老人障害福祉課長(金谷宗守君) 先ほど申しあげましたように、審議会にかけるということになりますと、一般市民に公表するというか公にするということの意味いたします。審議会に諮問する時点でその内容を議会の方にお届けすることもできようかと思えます。
- 5番(上田育子君) そうしたら、審議会が来月早々にも行われるということですが、その段階で素案が明らかになり、それは一応、公表するということになる。議会に諮ることはなくても、その素案に関しては、それぞれの議員が自主的に取り上げる以外に、市民の代表としてそれぞれの議員が意見を表明することができないと受け取れてしまうんですが、そのような内容になってしまうんでしょうか。私が申しあげましたように、委員会なり議会に自発的に諮られて検討するという事はもうないんですか。あるいは公聴会で市民の意見を取り上げていくということもないんですね。
- 老人障害福祉課長(金谷宗守君) 先ほど申しあげましたように、議会の代表ということで議員さんに御参加をいただくわけです。その議会の代表としての議員さんの御発言が、議会を代表しての御発言と受け取っております。

なお、公聴会の件ですが、公聴会の開催につきましては、この福祉計画に市民の意見を反映する手立てとして、昨年の市民アンケート調査に始まりまして市民の意見の聴取会も開きましたし、さらに、この審議会に議会のみならず一般公募で御参加をいただく委員さんもおるということで、そのように市民の参画を予定をいたしております。

また、公聴会というのは、市民の権利を制限したり、あるいは市民に不利益を及ぼすような場合にかかれるわけでございます。本件は、福祉計画の策定ということですので、そのような公聴会の開催を必要とするものではございませんので、その開催は考えておりません。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 5番(上田育子君) 東大阪とか箕面などの福祉計画を取り寄せても、策定の段階で市民の意見を十分反映する形で、それができ上がった後で市民の意見ということではなく、行政と市民が一体になって策定をするという姿勢が、福祉そのものの内容として前面に出ているんです。それに比べて、審議会の20人の委員で決め、そこで審議されたものに対して要望がなければ4年間の福祉のプランとして予算も一杯付いてそれぞれの市民の福祉を左右し、決められていくということは非常に残念なことです。

私の方の要望として、当然、素案ができた段階でいろんな団体や市民にその骨子を広報で公表することも含めやっていただきながら、審議会の途中経過の中でもいろんな意見が十分に反映され、福祉計画を練り上げていくことを要望しておきます。

特に内容の話し合いの場は持たれないということですので、1点だけ、このプランの中に低所得者福祉の問題として、生活保護を受けている人の自立の促進対策も盛り込まれているというのを耳にはさんでいますので、その中身について要望させていただきたいと思います。

いろんな形で生活保護を受けている家庭の自立について御指導くださっていることは、税金の削減とかの面では大切なこともわからないし、不当に時期を延長し、無駄な税金を市民が取り続けていることに対するチェックとかについては十分やっていかなければならない課題だと思います。

ところが、実際には、生活保護を受けている人に対して、3カ月あるいは6カ月ごとにその収入がちチェックをされ、昨日まで生活保護を受けていたが、12月にたくさんボーナスをもらって収入があり、基準額を上回るから打ち切りというような指導がされています。例えば3人の子供を持った母子家庭で収入が28万円以上ある場合、その28万円以上の安定収入を確保するための技術指導、技術習得の手段とか、あるいはその仕事の紹介なり、本人自身の学習の場なり、そういうことを一定、生活保護を受けている期間に保障をして自立を促進する指導がむしろ必要だと考えています。そのことに対して、自立の促進の中のまず第一義的な問題として、本人が生活をしていく最低の基準の収入を得る手立を行政が福祉プランの中に入れるということをごひとも明らかにしていただきたい。

もう1つは、生活保護の打ち切りの基準がかなり機械的に行われているかも知れませんが、民間の労働者については、浮き沈みの激しいところで仕事をしている人も多いです。水商売や保険とかで働いていても、年間決まった収入が保障されているわけではありません。ボーナスにしても毎月もらうわけではありません。ボーナスをもらったからといって、3カ月で平均して月々の収入に加えて、それだけもらったのだから生活ができるはずだ、というようなところで足切りが行われているのではないかと。この点に関して非常に残念に考えていますので、そういう改善も含め自立促進対策をごひとも前向きに取り入れていただきたいということをご要望して終わりたいと思います。



○ 議長（竹下義章君） 次に、26番・原 重樹君。

（26番・原 重樹君登壇）

○ 26番（原 重樹君） 26番・原でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、乳幼児医療費の無料化についてですが、近年、全国的にも出生率が低下し、深刻な状況になっていると言われていることは御承知のとおりであります。こうした状況の中で国の方でもそれなりの対策を講じつつあることも事実であります。

そこで、子供たちを健康に育てるということは両親の願いだけではなく、今や社会的に見ましても大切な課題となっております。特に抵抗力の弱い乳幼児は、医療の面でも病気の予防あるいは早期発見、早期治療が大切であり、乳幼児の医療費無料化はぜひ必要な制度だと考え、今までからも要望をしているところであります。

全国的には、既に5都府県を除く自治体が実施されており、実施していないところは少数であります。大阪府は、残念ながら実施をしていますが、しかし、本市の周りの市では、ほとんど実施している状況であります。さらに、出生率低下などの状況を踏まえ、大阪市など各自治体が現在、検討に入っている状況もあります。本市としてしてもぜひ実施すべきときに来ていると思いますが、いかがでしょうか。明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

2問目の同和問題についてです。

最初の1つ目には、ハード面についてお伺いをしたいと思います。この問題は、選挙前の議会でも質問をさせていただいておりますので、簡単にお聞かせをお願いします。

残事業についてです。残事業はどの程度残しているのか。平成4年分を終わりました、平成5年度以降はどうなるのか、につきまして数字で明らかにしていただきたい。

さらに、こうした残事業に含まれていなかったと記憶をしておりますが、端的な問題で幸青少年センターの移転問題について御質問をいたします。いろいろわさも広まりまして、関係者に大変な不安を抱かせているという点もありますので、端的な質問ではありますが、今、移転先、時期についてどのようになっているのか、お答えを願いたいと思います。

2番目のソフト面について。

まず第1には、資料の提出について。改選前の同和対策特別委員会で要求した資料がいまだに提出されておられません。一体、これは現在、どういうふうになっているのか、いつごろ提出できるのか、お答え願いたい。

2つ目には、個人給付の平成3年度の総額と補助金の金額、率を明らかにしていただきたい。

3つ目には、これは基本的な考え方の確認をしたいのですが、私は、同和問題を解決するためには、今の同和事業の特別対策から一般対策への移行が必ず必要だと考えておりますが、市としてはどのように考えているのか。一般対策への移行なくして同和問題の解決がないという立場でいるのかどうか、基本的な考え方を明らかにしていただきたい。

次に、個人給付全体の具体的な事業について数点、お伺いをいたします。

技能習得費助成であります。いわゆる自動車の免許証を取るために24万円程度の助成をしている制度ですが、平成3年度の実施状況、人数と総額、そして、実施対象者の年齢層がどうなっているのか、お答えを願います。さらに、この制度そのものの目的や必要性についての考え方を明らかにしていただきたいと思います。答弁は簡潔にお願いを申し上げます。

もう1点、この免許証の制度等と関連いたしまして、生活保障費給付というのがあります。これは何件あったのか、お答えを願います。

2つ目の問題は、結婚祝金であります。平成3年度に何組あったのかということと額。それから、1番目と同様、その必要性についてお答えを願います。さらに、この制度該当者が何%ぐらいに当たるのか、わかっておればお答えを願いたいと思います。

3つ目に、老人夏期・歳末給付金についてですが、対象人員と額、それに補助金、その目的、必要性についてお答えを願います。さらに、この適用は60歳からとなっておりますが、普通、統計上も含めまして65歳から老人云々と言われますが、こういう60歳からの適用ということについては、その辺で何か特別な理由があるのかどうか、お考えを願います。

次に、個別事業の4つ目、義務教育特別就学奨励金という項目がありますが、総額と補助金の額及びその必要性について、お答え願います。

次に、これは個人給付そのものではありませんが、減免制度については他にもありますが、例として固定資産税の減免について質問させていただきます。平成3年度の同和減免の件数と額、また、目的と必要性を明らかにしていただきたいと思います。

さらに、以前問題にいたしました前納報奨金と同和減免を同時に使うと納税どころかえって儲かる。つまり、納めた額よりもプラスになるという場合があるということをかつて指摘をしたことがあります。そういう点については、その後、どういうふうに制度改正を含めてしているのか、していないのか、明らかにしていただきたいと思います。

以上ですが、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） まず第1点目、乳幼児医療費の無料化について、老人障害福祉課金谷からお答え申し上げます。

議員さんが仰せのとおり、全国的に見ても実施していないところは、都道府県レベルで見ても5都府県にすぎないということ、また、乳児あるいは乳幼児医療費の無料化が、高齢者対策というか児童対策に有効であるということも承知をいたしております。しかしながら、ゼロ歳児だけを対象に本市で実施をするといたしますと、近隣で実施をしている市の実績から推計をいたしますと、所得制限をしなければ、年間6,500万円程度の財源が必要でございます。市

単独の実施は困難かと思えます。よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 原議員さんからの同和問題についての御質問に対しまして、同対部門林からお答えいたします。

まず、残事業の状況についてでございますが、さきの同和対策特別委員会で御報告申し上げましたところでございますが、平成4年度以降残事業量につきましては、34億2,282万3,000円でございます。平成4年度の予定事業量といたしましては、17億3,015万3,000円を予定いたしております。したがって、平成5年度以降の残事業量は、16億9,267万円と相なるわけでございます。よろしく申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 幸青少年センター移転について、社会教育部生田からお答え申し上げたいと存じます。

幸青少年センター移転につきましては、さきの市議会におきましてもお答え申し上げてまいりましたが、まだしばらく検討委員会におきまして精査しなければならない点がございまして、もう少し時間をいただく中、少なくとも年内には御報告できるものと考えておりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 続きまして、2点目のソフト面でございますが、個人的給付事業の資料提出につきましておくれおきまして、まことに申しわけございません。20数年にわたる給付実績でもあり、現在、資料確認等精査検討中でありますので、今しばらくの御猶予をいただきたいと思います。でき得る限り早くまとめまして、同対特別委員長さんとも御相談の上、資料提出をいたしたく存じておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

2つ目の個人的給付事業の総額についてですが、支給総額は21事業1億5,297万801円で、うち府補助額は12事業、1,988万999円と相なっております。割合は13.0%でございます。

3つ目の個人的給付事業の一般対策への移行が同和問題解決に必要と考えないか、との御質問でございますが、同和問題につきましては、長い歴史における劣悪な環境の中、また、経済的低位に置かれているという中で差別が生じたものであります。これら差別助長要因の解消を図る施策といたしまして、環境改善整備事業のハード面と合わせ、人権意識の高揚と自立促進を中心としたソフト面の推進を図ってまいったものであります。これが施策の一環としての個人的給付事業につきましても、一定、経済的には成果を上げていると理解をしておりますけれ

ども、なお、所得水準での格差が見られることから、一定、必要と考えているところであります。よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 商工課長（山本茂樹君） 個人給付事業のうち自動車技能習得事業並びに生活保障費につきまして、商工課山本よりお答え申し上げます。

まず、自動車技能習得事業につきましては、平成3年度実績につきましては対象者は18名、事業費につきましては、454万6,390円でございます。年齢層に関しましては、10歳代で11名、20歳代で5名、30歳代で1名、40歳代で1名、計18名となっております。平均では、21歳となっております。

この必要性につきましては、地区住民の方が、依然として不安定な就業を余儀なくされている中、より安定した職場への就職を図る必要があり、また今日、就職に際しまして、免許を所有していることを要件としている求人企業が多い中、本制度を今後も継続していく必要があると考えております。

なお、生活保障費につきましては、平成3年度は、該当はございませんでした。

以上、よろしくお願いたします。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 幸青少年センター所長（北橋 励君） 次に、結婚祝金について御説明申し上げます。

平成3年度は1組、7万5,000円でございます。

その必要性と目的でございますが、同和問題の解決に資するためのものであり、この事業の実施により結婚差別を乗り越える青年が増加したことと、地区の青年活動が一定、促進されたことでございます。

また、全体の何%か、ということでございますが、それについては、掌握しておりません。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 個人給付事業の3つ目、老人夏期・歳末給付金についてお答え申し上げます。

まず、単価と申しますか、1人当たり支給額ですが、夏は2万6,000円、冬が2万6,680円でございます。実績としては、夏が866件、冬が871件、支給総額が、4,107万7,880円でございます。また、これに対する府の補助金はございません。

次に、その必要性あるいは効果でございますが、この世に生を受けてから高齢に達するまで、長年にわたっていわれなき差別のもとに置かれてきたお年寄りの社会的低位性を克服するとともに、その健康の保持と福祉の増進のために必要でありまして、かつ効果ある施策と考えてお

ります。

最後に、対象年齢が60歳となっておりますのは、老人福祉施策を実施する場合、老人の年齢範囲を広く取る場合は60歳以上、狭く取る場合は65歳以上となっております、この場合は、広く取って60歳以上といたしたものでございます。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 同和教育室長（出口邦昭君） 義務教育特別就学奨励金につきまして、同和教育室出口からお答え申し上げます。

平成3年度の義務教育特別就学奨励費における府の補助金総額は、小学校109万2,000円、中学校56万7,000円、計165万9,000円になってございます。

一方、給付総額ですが、小学校1,014万7,175円、中学校698万3,000円、総額1,713万175円になってございます。

本制度の必要性についてでございますが、同和地区の地区生の生活状況には、今なお厳しいものがあると認識しております。例えば同教育推進校のある中学校では、平成4年度の学校の調査によりますと、生活保護家庭の全体に対する割合が、学校平均に対して地区生は高い率を示しております。

このような中、この制度によりまして地区生の就学が奨励されておりますし、本制度の趣旨であります対象地域の児童生徒に対し教育の機会均等を保障し、義務教育の段階から差別に打ち勝つ健全な心身を育て、将来、地域及び社会に役立つ有為な人材を育成するといった目的が生かされておりますし、今後とも本制度の継続が必要であると考えております。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 総務部次長（加久本良一君） 固定資産税の同和減免につきまして、資産税課加久本からお答えいたします。

平成3年度固定資産税の減免でございますが、総件数が610件、金額にして6,101万6,020円になってございます。

また、同和減免に係ります目的等でございますが、歴史的、社会的理由によりまして、生活環境の安定、向上が阻害されている地域におきまして、経済力の培養、住民生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的といたしまして、同和問題の速やかな解決の一助として固定資産税の減免が行われ、現在に至っております。

もう1つは、固定資産税の同和減免と納期前納付の報奨金の関係についてであります、以

前に先生の方から問題提起がされまして、その後も検討いたしております。もともと前納報奨金というのは、納税意欲を高め奨励するという目的を持って制度化されております。また、同和減免についても先ほど申し上げましたように、同和問題の早期解決の一助として同和对策を行うことを目的としております関係上、いずれも趣旨、目的を持つそれぞれ別の制度でございますことから、この双方の制度につきましては、全く別のものとして現在、お互いに関係なく事務的に実施をしているものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 26番(原 重樹君) ちょっと分けて再質問をさせていただきたいと思います。

まず、乳幼児の医療費の方ですが、先ほど、出していただきました試算をすると6,500万円程度になるということだったんですが、これはどういう試算内容なのか。というのは、ゼロ歳児だけという意味なのか。ゼロ歳児だけやっているところもあれば、1歳、2歳、3歳とやっているところもありますので、この試算内容はどういう意味なのか。

○ 老人障害福祉課長(金谷宗守君) ただいま申し上げました金額の6,500万円は、ゼロ歳児が9月1日現在1,567名ですが、そのゼロ歳児のみを対象として、岸和田市が行っておりますその岸和田市が必要であると見込んだ1人当たり医療費を掛け合せて試算した金額でございます。

○ 26番(原 重樹君) それは、そういうことで聞いておきます。これは初めて質問するわけでもないの、予算委員会等でも質問をさせていただいている内容でもございます。先ほど、児童対策あるいは高齢者対策に有効である、と言われております。午前中の答弁の中でも、和泉市の状況というのは、現時点で高齢化率はそれほど高くはないが、40歳代が多いので急激な高齢化がこれから起こる、というような答弁だったと思います。

これは統計上の話ですが、そういう状況のもとで、結局、40歳代から65歳ぐらいまでの20年から25年ぐらいとなるわけですが、今から手を打っておかないと大変でしょう、ということが1つなんです。その1つの対策が、この医療費の無料化ではないかと思うわけですが、その辺を含めまして、先ほど、有効である、と言われてましたが、本当に医療費の無料化が必要だと感じておられるのか。先を見通した考え方として、本当に必要だと思っておられるのか、再度、お答えをお願いしたいと思います。

○ 老人障害福祉課長(金谷宗守君) 先ほども申し上げましたように、今の子供さんが20年後には20歳になりますので、急激な高齢化を緩和するという意味では、今、子供を産んでいただくことが効果があるわけです。この乳児医療あるいは乳幼児医療費の無料化が、若干でも出産率の向上、幼児の成長に役立つのではないかと考えておるということございまして、われわれとしてもそういうように考えております。したがって、その面から申し上げれば、乳幼



児の医療費無料化は必要であるということでございます。

- 26番(原 重樹君) 必要性そのものは、それなりに認めていただいている訳ですが、一言で言えばカネがない、ということです。先ほどからいろいろ福祉関係の議論もありますが、医療費の無料化だけではないが、出生率の向上につながるような、安心して産み育てる環境づくりを検討、具体化することが非常に重要なわけですので、その点では、具体的に検討していくときだと思えます。

そういう事態の中で今、各市がこれを実際に検討していているわけです。岸和田のようにもう10年以上も前からやっているところもあれば、例えば大阪市などでも来年度に向け検討したい、ということが、この9月の議会で市長の答弁としてあったように聞いております。各市とも今、出生率の低下でそういうようになってきている中で、和泉市だけがカネ云々ということでこれを先送りしていけば、20年後か25年後か知りませんが、急激な高齢化でございまして、というふうになってしまうということです。本当に先を見通した対策の1つとして、実施に向け検討していく必要があるかと思えます。

もう1点、お聞かせを願いたいんですが、前回の予算委員会等でもこの質問をしているんですが、そのときにも同じような答えて、市単独では無理、国や府が実施をすればともかくとして、と言われております。今、具体的に府に対して、乳幼児の医療費無料化について何か要望している点はございますか。

- 老人障害福祉課長(金谷宗守君) 先ほど申し上げましたように、市単独ではかなり無理でございます。私どもとしても従来、府に対して要望を行っておりますし、今後も府に対して障害者医療費助成とか母子家庭医療費助成と同様の補助制度の創設を要望してまいりたいと存じます。
- 26番(原 重樹君) 府に対して要望をしている、という答えですが、府の考え方はいかがですか。実施していないわけですから、そういう答えが出るとは思っていませんが、府の考え方がわかれば……。
- 老人障害福祉課長(金谷宗守君) 最近の話ではございません、半年ぐらい前の話ですが、その時点では、府の方ではまだ実施の考えはないと聞いております。最近、大阪市が来年度からやると聞いておりますので、あるいは府の考え方も変わっているかもわかりませんが、以前の話では、その意向はないということではございました。
- 26番(原 重樹君) この問題について、なぜしつこく聞くかと言えば、ちょっと理由があります。これは昭和59年10月の会議録のコピーですが、これより以前からやっているんですが、そのときに既にこの医療費の無料化を取り上げまして、周りの市では全部やっているわけでは

が、そのとき試算も出していただきました。そのときの答えも今と同じなんです。それ以後、いろいろと運動する団体があったりして、要望書等あるいはそういう交渉もさせていただいたという経過もあるんです。結局、その後、どういうことになったかと言いますと、担当課がさっぱりわからない。市長さん、これはよく聞いておいてくださいよ。どこが担当するのか。今、金谷さんが答弁を願っているわけなんです、これは高齢者対策といえば対策なんかな、とは思いますがね、先ほどの出生率などからしましてね。まず、そういうことが起こってきた。

実際に何を言いたいのかといえば、四角四面でどこかの隅に書いてあるかもわかりませんが、府の方にこれを要望している中身がないとは言いませんが、市としてそれを積極的にやるという立場で府に要請しているのかどうかについては、今まで話した経過からして非常に疑問があります。一時期、担当課すらわからないということがあったんです。これはもう指摘だけしておきます。市独自在やってくれたら一番いいとは思いますが、市単独では無理、だと平行線をたどりますのでこれ以上は言いませんけど、その意味では、府に対しても真剣な取り組みというものを本当に市として今後、考えていく必要がある。先ほど、大阪市の例を言いましたが、そういうものが次々と検討されてきている中でありますので、その辺は強く指摘しておきたいと思います。

次の同和問題に移ります。

まず、ハード面ですが、残事業の中には、平成4年度からですか、修理費等を入れない、ということで、今までの数字から計算しにくくなっておりませんが、あと5年度以降、4年度を除けば、約16億9,000万円余ですが、この中身については前回も聞いた覚えもありますし、今後の問題もありますので、今日は置いときます。

個別問題で聞かせていただきました幸青少年センターの移転につきましては、もう少し時間がほしい、ということで年内には報告できる、と言ってます。先ほども申しましたようにいろいろわさが飛びまして、それがいろんなところに波及していくわけです。ましてや、別に仮定をしているわけではありませんが、いろいろわさのある保育園等の話からして、うちの子を入れてどうなるのか、しかし今回、募集しているやないか、1カ月早くなっている、ということも含め、私の職場はどうなるのか、といろいろ出てくるんです。だから、いい悪いは別にして、早く決着を付ける必要があると申し上げておきたいと思います。

もう1つ、再質問で言いたいのは、年内といってもできるだけ早くしてほしいんですが、どこそこということで発表しまわね。そのとき、いつから移転をすることになりますのか、その日程でいくとね。

○ 同和対策部長（森 利治君） 同対部より御答弁申し上げます。

御承知のとおり、昨年来、移転先をめぐりましていろいろと煩わしております、恐縮でございます。先ほど、社会教育部長が申しましたように、年内には何とか移転先について決定していきたい、かように存じておるわけでございます。合わせて移転時期につきましても、行き先によりましていろいろ事情もあろうかと思しますので、同時に決定をしていきたい、かように考えておるところでございます。

- 26番（原 重樹君） 言え、と言っても、言えない、ということで無理でございますので、これ以上はやりません。本当に不安等を抱いているところもありますので、その辺は心して当たってほしいと思います。一時期、秋ごろとかいったこともあります。秋といえば選挙もあるのでその後やろうな、という話もありました。もう選挙も終わりましたので、とにかく早いことははっきりさせていただきたい。

同時に、これは意見だけにしておきますが、私は、移転先云々もありますが、中身が問題だと思っております、前から指摘をしている部分もあると思います。その点ではいい機会でもありますので、幸青少年センターの運営のあり方自体について検討をお願いをしておきたい。その点について今日やると長くなりますのでお願いをしておきます。

それから、ソフト面ですが、総論的に聞かせ願った分で資料の提出については、これは改選前の話ですので、正直言って1回途切れたような感じがございます。各課各部でいろいろ書類を引っ張り出して、となると思いますが、これはいつまでも引っ張られては困りますので、とにかく早くしてほしいということだけ申し上げておきたいと思います。

それから、総論の一般への移行の話ですが、なお、一定必要と考えている、と言われております。私が聞きましたのは、時期的な話を全く無視して個人給付等特別対策がある以上、部落差別を解決したということにはなりませんね、という基本的な点をお伺いしたんです。特別対策があるということは解決したことにはなりませんね、という認識ですか、と聞いたんです。今からまだこの対策が必要とか必要でないとかということ聞いてない。解決するとはどういうことや、という1つとして聞いてるんです。解決した、というときにまだ特別対策があるのか、それはない、という基本点を聞いたんです。

- 同和対策部次長（門林良治君） 先ほども一定の答弁を申し上げたという形ですが、前回の議会の中でも、過去の歴史的な経過の中で差別をなくし、平等にしていくなため、一定の時期は傘上げしなければならないというのが、特別措置法の示す意味だと理解をしている、という総論的な答弁をさせていただきました。その中におきまして、逆な言い方になりますと、差別がなくなれば、個人給付的事業も含め同和対策事業がなくなるというふうに解釈をしております。
- 26番（原 重樹君） それは当たり前話ですので、確認だけをしておきます。

次に、個別の問題です。数点について伺いましたが、これに入る前に理事者の皆さんに言っておきたいのは、これは別にそこだけに問題があるということではないというつもりで聞いてほしい。今日、取り上げなかったところは全然問題はないということではないのです。あくまでも例として取り上げたわけですので、その点では、自分のところは関係ないわ、と思わんでほしいとお願いをしておきます。

まず、自動車の技能習得費ですが、先にお聞かせ願いたいのは、これを何年前からやってきたのか知りませんが、この制度を通じて免許証を取った人たちに対するその後の追跡調査みたいなことはされておりますか。

- 商工課長（山本茂樹君） 調査しております。
- 26番（原 重樹君） 中身も言うてください。
- 商工課長（山本茂樹君） 平成3年度の方でよろしゅうございますか。
- 26番（原 重樹君） はい。
- 商工課長（山本茂樹君） 主に小売りの営業関係並びに一般企業の営業関係でございます。
- 26番（原 重樹君） 大分、趣旨と違いますので改めて聞きますが、先ほど、年齢層を言ってもらいましたね、平均21歳とね。10代が11名、20代が5名、30代、40代がそれぞれ1名ということ。実際に若い人が免許証を取るというのは、別に就職云々に関係ない社会状況ですわね。かなりの人が女性を含めて免許証を取る時代です。

先ほどの必要性等々の中身からすれば、いまだ不安定な就業状況がある、と言われておりましたので、この免許証を取ったことによってどれだけ安定した就職できたかを知りたくて追跡調査をしていますか、と聞いたんです。もう余り言いませんが、確かに当初は、これを取得することによってある程度就職が有利になるという状況はあったと思います。まだ、それほど一般の人も免許証を持っていない時代の話からすればね。ところが今の時代は、確かに免許証が必要条件だという企業が多いという話もありますが、それは一般も一緒です。そういう社会の状況になっている中、果たして自動車の免許証の習得奨励金が今後も必要かどうか、非常に疑問な点があるということで質問をしているわけです。

就業状況につきまして、一定、いまだ不安定だ、と言われておりますので、述べておきたいと思えます。私が掌握しているわけでもないのですが、この本そのものの中身は90年、本が出たのは91年ですが、同和対策事業対象地域住民の実態調査の116ページを見ますと、統計上の数字が出ています。ただ、これは一般と比べてないのできっちりした中身はわかりませんが、1982年に調査した中身と比べています。「仕事をしていない」と答えた1,798人を除いて比率を計算すると、これは82年と比べてやり方が多少違う部分がありますので、それを合わせると、と

ということですが、結局、不安定といわれるような状況の臨時雇いがマイナス3.9ポイント、常時雇いがプラス6.5ポイントと間違いなく比率から見れば改善をされていっているんですね。

ましてや、この対象からすればお年寄りが多くなっています。高齢化社会ということでいけば、和泉市の平均の2倍だと言われている地域なんです。高齢化社会が一番進んでいるところなんです。そういう状況のもとでも常雇いが増えて改善がされているという中身だということを指摘しておきたい。単に就業が不安定、不安定だということではちょっと納得がいかないということを一応、申し上げておきたい。

もう一つ、140ページに「仕事をしていない主な理由」という調査結果が出ています。もちろん、病気のためとか高齢のためとか通学している、というのがほとんどです。働く意思がないとか適当な働く口がないというような条項になっている中でね。これは府がやったものの後のまとめですから、別に市が責任があるわけではないが、1982年の調査のときには「資格能力がない」という項目があるんです。ほんの少し1.4%ですが、あるんです。資格からしたら、当然、これは免許証等も含まれてくるわけですね、こういう数字というのはね。それが今回の90年の調査のときには調査項目がない。つまり、既に問題にしていらないんですね。そういうことからすれば、さきほどから申し上げているように、自動車の免許証そのものが果たして本当にどうなのかということなんです。

もう一つ、生活保障費の給付金ですが、これはいわゆる免許証を取りに行くときにその間は休めますから、それに対して1日1,000円、29日間保障しようというものだと思います。これには制度的にいわゆる独立生計の世帯主という条件が付いていると思うんですが、これが今回はないわけです。全然使われていない。平成2年度の一覧表を見ますと、1人なんです。そういう状況のもとで、今、若い人が一般の人が行くように免許証を取りに行っているんです。たまたまあるこの制度をどんどん利用してはいないのが現状だと思うんです。その中でも、本当にこれが今後も必要なかどうかということは十分に検討に値するのではないかとことです。ただし、この答えは担当課では無理だと思いますので、後でまとめて聞きます。

次の2番目、結婚祝金についてですが、これは何%か、と聞きましたが、答えられないのが当然だろうと思います。これを探すと自体差別になると言われていますからね。ところが、いろいろ探したら出てきたんです。これも実態調査なんです。結婚時期別夫婦の組数というのが出てくるんですが、1985年以後107組となっています。65年以降90年の調査となると、年間平均18組ぐらいです。同和地区内の結婚とか地域外との結婚もこの中にありますが、当然、地域外との結婚の比率が上がってきている。本来、こういう結婚祝金をもらえるカップルがどんどん増えていくのが当たり前にもかかわらず、これが余り利用されていない。

先ほど、必要性を聞きました中で結婚差別を乗り越えて、というような答弁がありました。今や7万5,000円で乗り越えられるのかどうか知りませんが、そういう趣旨はもはやこじつけにしかならないのではないかと。その点でも見直し等が必要ではないかと思っています。結婚差別を乗り越える云々と言いますが、結婚するに当たりまして何か貸しているとか意見を求めるとかありますか、これを出すのに当たってね。特別の対象者でもないんでしょう。申請主義だと思っんですが、そうでしょう。

○ 幸青少年センター所長（北橋 励君） そのとおりです。

○ 26番（原 重樹君） だから、申請されれば出すということでしょう。そこでは、もう想像でしかない、皆さんもこれを追求するわけにはいかないが、ほとんど利用されていない。額そのものからしてもそうでしょうし、ましてや、今、差別を乗り越えて云々と思って結婚している人はほとんどいないと思っんです。

次の老人給付金ですが、これは対象人数等は先ほど聞かせていただきました。結局、何を言いたかったのかですが、府の補助金がないんです。府の補助金がないのは、別にこの老人給付金だけじゃないんです。まだたくさんあります。幸か不幸か福祉課担当が多いわけですが、それだけではなく、先ほど言いました技能習得の生活保障費も市単独事業です。そういう市単独事業がたくさんあるからこそ、総事業費1億5,000万円のうちの府の補助金が1,988万円、たったの13.0%なんですよ。単純に額だけを言えませんが、市の単独事業ということなんです。この市の単独事業の中では、以前からのお答えで府の方で検討している云々とあるんですが、府に検討してもらっているんですか。その点だけお聞かせ願いたいと思います。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 市の単独給付事業についての考え方でございますが、この事業につきましては、同和対策事業の一環の形で生活基盤の向上安定を目的に実施をされているものでございます。額の問題も言われておりますが、個人給付的の事業の本市の実情に沿った形での補完的な役割の位置付けがございまして、したがって、府の制度、市単独を問わず一体的に検討する必要があるという考え方でございます。その中で府の動向を見ながら対処してまいりたいと存じております。

○ 26番（原 重樹君） 一体、と言われましたが、先ほど申し上げました老人給付金は全く別にやっていますね。敬老祝金の金品、母子家庭の給付もそうです。一体だという例を1つ出しておきますと、老人医療費の給付、健康課の担当ですが、府の10分の8という助成制度のもとにやっています。先ほど、なぜ年齢を聞いたかと言いますと、ここで端的にあらわれているんです。この府の助成制度10分の8というのは、65歳以上に対して出ている分なんです。65歳未満については市の単独なんです。

平成2年度の数字で言いますと、65歳以上が約866万円、10分の8の補助が693万円。ところが、60歳から65歳までの平成2年の分は1,347万円ですが、これは全くの単費です。これは市がやっている制度で、府の検討ではないはず。だから、年齢も聞いたんですよ。市が単独でやっている分について、府が改めて検討してくれるかどうか、まさかそんなことはないと思いますが、それと合わせた形ということになっていますので、納得がいくものではないという意見を申し上げておきます。

ついでに、ちょっとわからない点がありますので、再度、お答えを願いたいんですが、この老人給付金の制度は一般施策にもありますね。77歳から幾らとかいうやつがね。それと、この老人給付金の制度は全く別の制度だからだぶっているのか。同和の方が額が高いわけですが、それをもらっているひとは、一般の方はもらってないということですか。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 重複して支給をします。
- 26番（原 重樹君） そういうようにだぶっているわけですね。結局、年齢も額も含めての話ですが、一般との格差が大きすぎるんですね。たまたま決算書が来ますので調べましたら、同和の方は4,100万円余、全部市の単費なんですね。一般施策の敬老祝金が77歳から7,000円、88歳から1万2,000円、他市に比べて非常に低いということで選挙のときも市民に宣伝をしました。そういう状況の中、これにかかった平成3年度の総費用が約2,900万円です。同じお年寄りでありながら、福祉の増進と言いながら、これだけの差があること自体市民から見て到底納得のできるものではないと考えております。長年の差別云々ということだけで市民に納得をいただいていると思っておられるのか。その辺の考え方を基本的にお聞かせ願いたいと思います。
- 同和対策部次長（門林良治君） 議員さんの御質問ですが、個人給付の中身で一般との格差が大きいのではないか、ということでございます。その中で個人給付事業のあり方、趣旨、経過等については、種々、申し上げているところでございます。一定、成果も見られるという中、府の同和対策審議会の答申でもいわゆる個人給付事業のあり方につきまして、同和対策事業の進展に伴い既に目的を達したものの、意識や生活の変化に伴い事業手法に効果的でないものも生じており、実施に至る経緯の違いによる不整合性も生じている。個人給付事業の目標として、自立が困難な状態にある者に対して給付事業の継続の必要はあるが、人材養成や自立促進を目的とする事業を除き見直すべきだ、というふうな提言がされ、これを受けまして府におきましてあり方検討がされているという中でございます。したがって、本市としても実情に沿った形での今後の検討課題ではなからうかと存じております。
- 26番（原 重樹君） 全体論になりましたが、要するに実情に合わないものが出てきたとい

うのが府の考え方ですが、その認識に立ってますか、というのが1つです。まだ、4番と5番の問題はありますが、それはさておき、今まで例として出してきた中身は、私が実情に合わなくなってきたという状況を言ったんです。市長、和泉市はそういう認識に立っているのかということ。それと、和泉市としても検討しなくてはならない課題だと言われているので、検討しますか、というのが第2点目です。

○ 同和対策部長（森 利治君） お答え申し上げます。

先ほど、次長の方からお答えいたしましたのは、大阪府の同和対策審議会がこの3月末、知事あてに答申をした内容の中で個人給付に関する一部分でございます。確かに府の審議会におきましては、個人給付の実施以来かなりの年月もたっておりますし、その他もろもろの事情もございまして、一部不整合が生じているという指摘もございまして。今後、人材養成なり自立促進に役立つものについてはなお継続する必要はあるが、それ以外のものについては一定の見直しが必要だ、という答申が出されたことは事実でございます。

したがって、これを受けまして現在、大阪府におきましては、個人給付事業に係ります今後のあり方、これは個人給付の事業に限りませんが、今後の同和対策事業のあり方について検討が開始をされております。われわれ市長会、町村長会といたしましても、そうした大阪府の動向を見極めながら今後の同和対策事業のあり方、その中でも個人給付の事業のあり方について一定の検討をする必要あるということで、目下、取り組みの緒についたというか、今後の1つの検討課題と位置付けられ、協議が始められようとしているという状況にあるわけであり

ます。一方、和泉市におきましては府下的な状況も踏まえまして、個人給付の事業の内容の整理、精査をしながら今後の取り組みについて検討してまいりたい、かように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 26番（原 重樹君） 市長さん、これは明確に答えてほしいんですが、私の認識は、今までちょっと別でした。私の今までの認識では、府で検討しているからそれ待ちだというのが正直、市の考え方だと認識していました。これではあかんということで今日、質問をしているんです。今の答弁でいきますと、不合理なところもいろいろ指摘をしましたが、実際に不合理かどうかは皆さんが検討されるんですが、市としても、そういうことを認めて検討していくということでもいいんですね、府待ちではなくね。

○ 同和対策部長（森 利治君） ちょっと言葉足らずで申しわけございませんが、従来から申しておりますように、個人給付の事業全般につきましては、国や府の動向を見極めながら市としても検討していく、というお答えを申しております、基本的には、その点で変わりはござ



いません。ただ、市長会と大阪府あるいはその他関係機関と協議をしていく段階におきまして、当然、市長会の構成メンバーであるわれわれとしては、一定、市の考え方もその中で申していく必要があるわけでありまして。市長会の構成メンバーの一員としては、市の実態や実情も見極めながら意見を申し上げていく。最終的には市長会、大阪府その他関係機関との協議あるいは大阪府の動向を見極めながら今後とも対応していく、こういうことでございます。

- 26番（原 重樹君） こういうふうにお聞きをしいですか。当然、市長会には市長が出て行って話し合われる。意見の違いも出るとは思いますが、そのためには市としてある程度のものを出していかなないと、多岐にわたる、一言で済むような事業ではないので、一定の考え方を出さなくてはならないので検討をする、と聞いていいですか、いかがですか。
- 同和対策部長（森 利治君） 当然、市長会というのは各市の構成でございまして、それぞれの市の考え方や意見を出し合い、そこで初めて市長会の意向が決定されていくわけでございます。その点では、一定の市の現状を見極めながらの意見、考え方について申していかなければならない。市としては、今後ともその方向で対応していきたいということでございます。
- 26番（原 重樹君） 先ほどの具体例で挙げたことからしても検討すべきは当然だと思います。それを市長会で討論する下地であろうと検討していくとなれば一歩前進だと思いますので、大いにしていただきたい。そこはよろしくお伺いをしたいと思います。

最後に1点だけ。突飛なことをお伺いをするようですが、同和対策事業というのは一般対策と対立するものではない。むしろ、一般対策向上の目標だと考えておられるのかどうか。これは「部落解放基本法制定要求国民運動和泉実行委員会ニュース」ですが、そこで同和問題が正しく理解されていないというので、正しく理解をさせるために書いてある文章があります。つまり、言っていることは、一般対策と対立するものではなく向上目標なんだということです。

なぜこれを聞くかと言いますと、一般対策に移行する上で一般対策そのものも向上させなくてはあかん部分もあるわけですよ。先ほどの例で言いますと、老人給付金までしかいきませんでしたのでその例を使えば、一般が非常に他市に比べて低い今の状況にある。和泉市は、敬老祝金が77歳で7,000円に対し、泉大津は77歳から1万8,000円とかね。それを引き上げる。簡単に言えば、同和の方で4,100万円使っているんだから、それをすぼっと入れると、それに匹敵するかどうかは知りませんが、そういう中身を本当に考えているのかどうか。府の方でも見直しが進み、あるいは市の方でも検討されていく中、一般の方も引き上げていかななくてはならないと思われているのかどうか、お伺いをしたい。

- 市長（池田忠雄君） いろいろと御指摘をいただいているところでございます。御案内のとおり同和行政というものは、あってはならない差別を解消していくためにという特別立法措置

であるわけでございます。いつも私が申し上げておりますように、実態的にも心理的にも差別があったのは事実でございますので、これをなくしていくためには、あらゆる面で低位性を克服するためのかさ上げ立法が、同和基本法の本質ではなかろうかと思っております。したがって、かさ上げすることによって、あるいはかさ上げなしでも一般と同和が平等になってきた時点では、同対法の特別立法ももちろん要らなくなりますし、あるいは低位性がなくなってきたという判断の上に立てば、御指摘のいろんな制度についても見直していくことはあるのではないかと、かように思っております。

したがいまして、先ほどから同対部長がお答えしておりますように、こうした諸制度の中でも現状にそぐわないものにつきましては、大阪府なり、あるいは今、和泉市議会でいろいろ御論議をいただいておりますが、この諸制度は、府下共通の各市町村で行っております同和対策のハード面、ソフト面の事業であるわけでございます。したがいまして、大阪府だけでなく大阪府市長会におきましても、いろいろ検討していかなければならない制度についての課題があるわけでございます。大阪府と話し合い、あるいは市長会の中で話し合っていく中、必要でないもの、あるいは制度としてのいろんな点を提案をいたしまして一定の見直しをしていくべきだ。これは和泉市だけのものではございません。それぞれの府下各市町村が抱えている共通の制度でございますので、市長会としても、府と相談をして見直していくという方向付けになっていくのではないかと思います。その意味合いで先ほど来、同対部長がお答えをいたしているとおりであります。

したがいまして、そういう論理からいたしますならば、同和対策事業のハード面におきましては一定の御理解をいただき、議会の御協力をいただきながら一定の水準に達してきておりますので、何とか法期限内に劣悪な環境改善をしていく努力を積み重ねをしていきたい、このように存じております。ソフト面におきましても、府下各市町村共通の課題でございますので、各市町村と連携をしながら、大阪府とも相談をしながら今後に対応してまいりたいと存じております。

その意味合いの中では、全国有数の対象地区を抱えている本市の今までの課題もございませぬ。財政的にも国、府の御支援をいただきながら、議会の御協力をいただきながら頑張ってまいったわけでございます。そうした制度については、一般行政との比較論の中でいつも御審議を賜っている経過の中で十分承知をいたしております。その中では、一般行政と同和行政という観点の中でも考えていかなければならない点が多々あろうかと存じておりますので、お答えにさせていただきます、このように存じます。

○ 26番（原 重樹君） せっかく検討課題が前に行ったと思いましたが、市長の発言でえらい

元に戻されたような気がします。

- 市長（池田忠雄君） いや、同じことですよ。
- 26番（原 重樹君） 前段は市長と同じです。差別そのものがなくなった時点では特別措置法はないんだ、という認識は一緒なんですよ。それがいつなのか、ということはいろいろあるにしても、その上で今が大切だということです。そこは措置法等の関係もありますので市長も感じておられると思います。その中では、市長会等でやるにしても、和泉市独自の状況も含めて検討した上で市長が市長会にいろいろ和泉市としての意見を出すということにならないとあきませんので、その前段は前段としても検討はきっちりやるべきだということを申し上げておきたいと思います。

それからもう1点、ここは見解の相違のところではありますが、以前の地対協からの意見具申でも指摘をされておりますように、差別を生み出す新たな要因ということで、いわゆる肥大化した事業が差別をなくすどころか、それを助長しているのが今の状況だと思うんです。その点では、今までの答弁からしても、多少市長と見解を異にするところですが、実際に市民の怒りは、本当にすごいものがあると思います。市民からの意見等にも耳を貸していただきながら、早急に1日も早い解決のために努力していただくことをお願いを申し上げまして終わります。

- 議長（竹下義章君） ここで、3時40分まで暫時休憩をいたします。  
（午後3時16分休憩）

---

（午後3時42分再開）

- 議長（竹下義章君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。  
次に、21番・辻 正治君。

（21番・辻 正治君登壇）

- 21番（辻 正治君） 私は、公明党の辻 正治でございます。一般質問の機会をいただきましたので、以下の項目順に申し述べ、市長を初め理事者各位におかれましては、誠実にして具体的な答弁をお願いいたします。

私は、さきの市議会議員選挙におきまして市民各層、各位の御支援を賜り、初当選の栄に浴しました。選挙戦を通じ市民の多くの方々が市政に寄せる熱い期待とそれぞれの御要望を肌と感じ、肝に銘じてまいりました。市政は申すまでもなく市民のためのものであり、市民本位であらねばならないことは当然であります。しかるに現実はどうでありましょうか。私は、ここにもまず、市域の片隅で真面目に、しかも質素に暮らしている市民の声と心を今回は次の項目に集約し、質問をさせていただきたく存じます。

さてその第1として、経済不況の中、低所得の皆さんの切実な願いであります家の高いローンに追われ、夫婦共働きで懸命に生きている人、体のハンデを抱え必死に努力している人々、そして、その家族、さらには長年、社会の中核で働き、生活費にほど遠い年金で細々と日々を送る老人世帯の方の声であり、心であります。

私は、かつて先輩からその市、その町の行政の実態は、単に目に映る道路や建物や施設のりっぱな姿だけでなく、恵まれない人たちや子供たち、それにお年寄りの皆さんなど、社会的にも弱い立場の人々が社会の谷間で泣いていないか。陰にいるこれらの方々に温かい福祉の施策がいかにかきめ細かく行き届いているかどうかをもっとも大切だと聞き、共鳴してまいりました。

先日にも隣の高石市で77歳の寝たきりの夫をリウマチで足腰の不自由な72歳の妻が殺して自殺を図ったという、心の痛む事件がマスコミで報道されておりました。お聞きをしますと、本市においては1人暮らし老人世帯数が1,322世帯、高齢者夫婦のみの世帯数は999世帯、合計3,320の65歳以上の人々が何らかの事情で老人世帯であります。1万4,276人の老人人口の37%に当たるのであります。しかも、この数値は、2年前の平成2年10月における国勢調査時のものであり、既に2年経過しております。増加していることは当然であります。

そこで、まず第1点として市長にお伺いをいたします。

老人福祉の基本をどのように考えられているか。老人福祉の各施策の拡充について、今後、目標の設定、実現への年次計画の確立についてまず、御所見を伺いたしたいと思います。

次に、具体的な諸課題について担当の部課長にお伺いをいたします。

平成2年10月に実施された国勢調査をもととして、毎年、全市的に寝たきり老人や独居老人、老人世帯のみの各世帯の生活実態等について友愛訪問を行い、健康、医療、生計など可能な範囲の実態調査を行っては、と提言をいたします。内容の問題点もあろうかと存じますが、実現を踏まえた温かい施策実施のためにもぜひ検討していただきたいものであります。御答弁をお願いいたします。

具体的な2つ目には、現在、行われている老人世帯へのホームヘルパー派遣事業についてであります。ヘルパー数は正職員が1人、非常勤嘱託員が6人で、その他にパートタイムの登録ヘルパーが23人と、一部委託をしている分があるようであります。

また、ヘルパーを派遣している老人世帯数は、70世帯ぐらいだそうであります。しかも、老人のいる世帯は、市内全部で1万世帯近くありますので、老人のいる世帯へのヘルパー派遣割合は、わずか0.7%程度であります。老人世帯すべてがヘルパー派遣を要するとは限らないにしても、この派遣実態でよしとしてはいないと存じますが、少なくとも健康状態や生活実態に即した飛躍的なホームヘルパー派遣事業の拡充が必要と存じます。ヘルパー増強の諸条件を踏

まえた事業の拡充に今後、いかに対処していこうとされているのか、お尋ねをいたします。

次に、デイサービスについてであります。在宅介護を支援する3本柱としてヘルパー派遣事業、ショートステイ、そして、デイサービスがあるわけですが、本市においても、本年、初のデイサービス施設の建設予定とっておりますが、種々の施策が組み合わさってこそ機能が発揮されるものと存じます。しかも、高齢化が急速に進む近い将来を見据え、デイサービス施設を中核として本腰を入れた内容が不可欠であります。

そこで、デイサービス事業の具体的な内容と他の施策の連携をどのように組み合わせしていくのか。また、ショートステイの今後の需要と供給をどのように整えていくのか。また、建設されるデイサービス施設を中核としたデイサービス受け入れ施策とのネットワークを図ることがどこまで可能か。日帰り入浴サービス、リフレッシュ健康体操や各種のサービス事業を目標に置くべきと考えておりますので、合わせてお願いをいたします。

また、施設への通所利便サービスもぜひ考えていただかなければなりません。年をとると出無精になったり、他人さんに御迷惑をかけては、とつい引込み思案になってしまうお年寄りが多くおります。専用の通行バスの運行や定期バスの割引料金など、多岐にわたる通行利便を展開すべきであります。さらには、痴呆症老人や寝たきり老人の介護や発生を予防するための援助や助言、市、府、保健所や医療機関の連携プレーなど、デイサービス事業のメニューの策定とともに、今後、諸準備をどのように整えていこうとされているのか、合わせてお伺いをいたします。

政府厚生省におきましては、緊急3カ年計画を含む10カ年戦略として昨年より既にスタートしていますが、それによりますとホームヘルパーは現在の5倍の10万人に、ショートステイは約4倍の1万カ所に、デイサービスの施設整備は現状の650カ所を1万カ所に、また、介護技術の指導や入所あっせん、悩みごと相談などに応じる在宅介護支援センターを1万カ所に充実する予定とされており、これらを支えるマンパワーの養成や在宅介護への情報提供、介護機器の開発など、長寿社会福祉基金を専用するとされております。

地方自治体の最前線である市町村に対しても、平成5年までに老人福祉計画の施策が義務付けられているとも伺っております。うたい文句だけでなく、現実には確かな足取りで具体的な施策として目の目を見なければ、絵に描いたもちであります。老人施策推進の方途を総合的に確立すべきと強く主張し、施策確立のためのプロジェクトチームをつくり、市民の声を聞きながら推進すべきと存じますが、御所見と御決意をお伺いをいたします。

さらに、私は現状の問題として1点、ぜひ検討いただきたいものとしてお尋ねいたします。

障害者が福祉センターや医療機関、病院などに通う折、現在、タクシー初乗り券が発行され

ておりますが、住所によっては個人負担が生じ、近い距離の利用者の方々との間に負担格差となつているところがあります。難しい問題とは存じますが、一定の距離基準を設けるなど充実の方向で検討されてはと存じます。電車、バス、タクシーなどとの組み合わせ、交通費助成の充実をぜひお願いしたいのであります。実現方策について積極的な御答弁をお願いしたいと思います。

次に、身体障害者（児）に対する施策対応について少々お尋ねをいたします。

本市においては、肢体不自由者（児）2,221名を初め視覚障害者453名、内部障害者579名など3,589名の方々が、身体障害者（児）として手帳の交付を受けておられます。私は、今回が最初の質問でございますので、極めて概括的に伺いをしたいと存じます。

第1に、本市独自の障害者（児）対策の施策の水準は、近隣都市に比較して低い水準にあるとのことであります。そこでまず、大阪府の各衛星都市と比べどのような位置にあるのか。施策面、予算面、施設面の3点よりお示し願いたいと思います。

第2には、18歳未満の障害児、精神薄弱児の方々への就労と就業対策についてであります。養護学校を卒業しても就労の機会に恵まれず、家の中でもんもんとしているのであります。収入は二の次であり、生きがいを求め親子家族が涙ぐましい努力をされているなど、心がつまされる思いでお話を聞かされております。そこで、授産施設設置を推進するためより大幅な補助制度の拡充やボランティアの育成強化を初め企業経営者への積極的なアプローチなど、障害を持った方々への熱意ある施策の展開を強く望みたいのであります。今後のお取り組みについてお聞かせください。

第3に、障害者（児）や精薄者（児）を抱える家族、介護者への助成であります。情報の提供、介護技術の指導、就労機会の啓蒙の充実はもちろんのこと、身体障害者（児）、精神薄弱者（児）への給付金の飛躍的な拡充を図るべきと存じますが、お答えください。また、温かい友愛訪問制度の創設や交流機会の増大などハード面、ソフト面を総合的に拡充すべきと強く要望し、市当局の取り組みをお伺いをしたいのであります。

以上、今回は3点にしばってお尋ねをしておきます。

次に、町づくりについて伺いをいたします。

市民が安心して暮らせる町づくりは重要であります。しかるに私たちの和泉は、最も自然で当たり前の基本が満たされているとはお世辞にも言えません。まず、道路が狭い。どの道がどこへ通じているのか、初めて訪れる他市の人が必ず言うのは、和泉市の道路は狭くて分かりにくいと言います。地元の私たちでさえ、新しくできた住宅や町へ一歩足を踏み入れれば出口が分からなくなったり、行き当たりで回れ右をしたりしなければなりません。古い歴史のある町

内と新興住宅の接点が特に不自然であり、整合されていないと感じるのは私1人ではありませんまい。

町づくりの基本は、都市計画にあると同っておりますが、新しいマンション建設や住宅開発など従来の町との整った町並みの形成について、地元住民の意見や要望を反映させ、行政と一体となって自分たちの町を守り発展させていく町づくりについて市民参加を提唱するものでありますが、御所見をお伺いをいたします。

特に和気地区におけるサザンパークは、旧和気町や繁和町などに交通量の増加による交通渋滞を起し、騒音を初め各種の環境問題を深刻ささせております。府中町五丁目における高層マンション建設における道路問題や環境問題も心配されています。開発によって引き起こされる将来の課題解決は当然のこと、町づくりの手法を定め、市行政がリードしていかなければならないと考えます。現行の法令や条例の枠の中で制約のあることは理解できますが、地域住民の要望を土台に住民本位の姿勢を貫く市政についてお尋ねをいたします。

この際、地元町会への協力、基金の投入や関係筋への負担金、市への開発負担金の活用など、町づくり対策のあり方を市民のために主にガラス張りにすべきと考えますが、いかがですか、お尋ねいたします。

町づくりの第2は、さきにも述べましたが、道路問題についてであります。岸和田南海線は府道と聞いています。現在、桑原町中央線から岸和田方向に供用されていますが、これが全面市内での開通が待ち望まれております。慢性化した交通渋滞の和泉泉南線のバイパスとして昭和40年代前半に都市計画決定がされたと聞いています。この事業の促進を強力に働きかけるべきだと存じます。

また、和気父鬼線と泉大津粉河線が合流し、26号線へのアプローチも終日渋滞し、極めて深刻であります。中央線の事業促進と並行して拡幅事業の早期着手に市当局の並み並みならぬ取り組みが望まれております。聞くところによりますと、府中駅前再開発事業と絡めたJRの協力が必要と越えなければならないハードルが幾つもあるとは存じますが、20年も前から言葉だけが先行しているようにも存じます。この際、市制施行40周年の平成8年ぐらいを目標として、まず、道路事業の先行着手に踏み切るよう強力に府に働きかけ、用地の先行取得をすべきと申し上げますが、岸和田南海線の延長事業とも合わせ、市としての取り組みの姿勢と御決意をお伺いをいたします。

またこの際、申し上げておきたいのは、既に開通している岸南線で和気、今福、小田町の道路と地域の接点はその進出入口において不便、不自然であると地元より指摘される実態があります。調査の上、適切に対処されるよう御要望しておきます。

町づくりの第3点は、下水道事業の促進についてであります。中央丘陵事業の推進と並行し、公共下水道事業が進んでいると伺っております。本市における現状と今後の事業の年次計画をお尋ねいたします。地味で目立たない下水道事業でございますが、21世紀への町づくりの指標であると存じます。文化水準に比例するとまで言われております。当事業の大幅な促進は極めて重要であります。21世紀まであと8年。何%を目標に事業推進を図られようかとされているのか。また、事業費の確保、見通しも含めお伺いをいたします。

町づくりの最後は、公園整備についてであります。小田公園は一定、整備がなされておりますが、場所的なこともあり、地元住民より種々懸念や困惑の声が上がっております。せっかくの面積が確保されておりますが魅力に乏しく、学校を休んだ中学生や高校生がたまり場としてシンナーの吸引など、このままだと非行の温床になると心配しております。市としては、より前向きに検討すべきであると存じます。

そのためには、私は、地域住民の参加を得てユニークな発想を展開すべきであると提案をしておきたいと思っております。例えばおもちゃの公園とか四季の花が咲く花の公園とか、特徴や個性を育むことができる魅力をつくり出す工夫も大切だと存じます。小田公園などをモデル化し、市民参加で明るく楽しい公園づくりを積極的に提案いたしますが、市長及び部長の御所見をお伺いをいたします。

また、旧松尾川の廃川敷を1日も早く府と協議を整え、緑の散策公園として整備すべきと存じますが、事業の見通しについてお聞かせいただきたく存じます。

以上、私は福祉と町づくりについて、極めて概括的に提言や提唱を交えて質問をいたしました。何分初めてであり、時間の制約もあり意は尽くせませんが、市民の期待と切なる声と心の一端を申し上げました。市長初め理事者各位の誠意と熱意ある御答弁を期待し、私の質問の趣旨説明を終わります。答弁の内容いかんによりましては、再質問の権利を留保させていただきます。御清聴、ありがとうございました。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 辻議員さんの福祉の問題と町づくりにつきまして御質問をいただきましたので、冒頭、まず、私からお答えを申し上げ、その後、各部課長より各論について御答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、御指摘のとおり福祉という言葉は、非常に間口が広うございます。とりわけ、その原点は、だれしもが年がっていくというお年寄りの問題と、自分の責任でもない、子供の責任でもない、障害を抱える障害児の方々の問題が、福祉の原点ではないかと思っております。まだまだ行き届かない点は多々ございますが、それなりに誠意をもって福祉の充実、発展に一歩



ずつ頑張ってもらいたい、このような気持ちであるわけでございます。

福祉問題についての第1点、お年寄りの問題について、市長の基本的な考え方についてお問い合わせになっていただいております。現在、既に人生80年の長寿時代が到来をしております、世界でも例を見ない速さで高齢化が進んでいく中、わが国では、今後、ますます増大する高齢者の介護需要等に適切に対応できる総合的な要介護老人対策を早急に確立し、高齢者の健康と生きがいづくりを積極的に推進していくことが、高齢者対策の重要な課題であると認識をいたしております。このようなことから国におきましては、いわゆるゴールドプランを決定をし、平成11年における具体的な福祉サービスの到達目標値を掲げまして、施策の推進を図ろうとしているところであります。

和泉市といたしましてもその趣旨を十分に体しまして、先ほど来の答弁のとおり福祉計画の策定に入っております、来月ぐらいには、福祉の推進協議会が各界の代表の皆さん方あるいは市民の代表的な方々にもお入りをいただき、そこでいろいろと御提言をいただき、また、策定について御審議をいただく運びに相なっております。

それと並行いたしまして、ゴールドプランの具体化に向けまして、本市なりの実情に合った施策について、今後の審議会の御審議を通じまして、福祉の原点はやはりお年寄りでございますので並行して御審議をいただき、何とか福祉の充実、前進を図ってもらいたい、このような具体的な取り組みを考えているのが、現状の本市の姿でございます。本市の実情に合った高齢化対策について、今後の施策の御審議を通じまして強力に推進をしていく所存でございます。辻議員さんにおかれましては、今後とも御指導、御協力を相賜りますようお願いを申し上げます、高齢化対策に関しての基本的な私の考え方についての説明に代えさせていただきたいと存じます。

以下、各論につきましては、それぞれの部課長より御答弁をさせていただきたい、このように存じます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） それでは、具体的な内容につきまして、老人障害福祉課長金谷からお答え申し上げます。

福祉問題の最初に、寝たきり老人あるいは独居老人のための生活実態調査を行ってはどうか、という点でございます。本市におきましては、従来、民生委員さんを通じまして、1人暮らし老人と寝たきり老人の把握のための実態調査を実施いたしております。また、市民生活部サイドでは、市の保健婦が寝たきり老人を対象に訪問指導も実施をしているところでございます。今後、民生委員さんなどの御協力をいただきながら、可能な範囲においてその生活実態の把握

に努めさせていただきたいと存じております。

次に、ホームヘルパー派遣事業の対象でございますが、現在、ホームヘルパーの派遣は、介護を必要とする家庭にはすべて行っております。派遣時間数は、本年度より従来の1日2時間以内から4時間以内に拡充するとともに、派遣回数も従来の週2回以内から週4回以内にそれぞれ内容を充実してその拡大を図っているところでございます。今後、利用ニーズに合わせて、在宅福祉の担い手でありますホームヘルパーの確保を図るとともに、一層事業の拡充に努めてまいりたいと存じます。

次に、デイサービスあるいはショートステイとの関係あるいは保健所、市医療機関等との連携でございます。まず、老人デイサービス事業の具体的な内容でございますが、在宅の虚弱老人あるいは寝たきり老人を対象といたしまして、リフトバス等でデイサービスセンターまで送迎をいたしまして、入浴サービス、給食サービス等各種のサービスを提供いたしまして、その方の心身機能の維持を図り、介護している家族の負担軽減を図ることなどを目的とした事業でございます。今議会でデイサービスセンターの工事請負契約議案の御提案を予定いたしております。

なお、デイサービス事業と他の施策との連携につきましては、今後のデイサービス事業の運営の中で検討してまいりたいと考えております。

また、ショートステイ事業でございますが、最近、利用者が大幅に増加いたしておりますので、利用契約施設を増やすとともに、ショートステイ専用教室や専用施設の整備を図るべく関係機関とも調整を図り、ニーズにこたえてまいりたいと存じております。

次に、専用の通所バスの運行でございますが、これにつきましては、デイサービスそのものが送迎事業が必須となっておりますので、デイサービス事業の専用の車両を確保し、通所の利便を図ってまいりたいと存じております。

次に、保健所や医療機関等との連携でございますが、従来から高齢者サービス調整チームを設置し、お年寄りの個々の実情に応じた総合的な在宅福祉サービスの供給を図っているところでございます。この調整チームを活用してまいりたいと存じております。

次に、老人福祉推進体制の整備の関係でございます。平成2年の老人福祉法等の一部改正によりまして、老人に対する保健サービス並びに福祉サービスの拡充を総合的かつ計画的に推進するため老人保健福祉計画の策定が義務付けられ、現在、計画の来年度策定に向け福祉のニーズや老人の生活実態の把握のための実態調査を行っているところでございます。

この老人保健福祉計画の策定につきましては、国あるいは府から基本的な考え方も示されておりまして、その中では、住民参加による計画づくりという視点も盛り込まれております。わ

れわれといたしましても、その基本的な考え方を十分に理解をしております。一定の体制を組む中で住民参加による計画づくりを推進してまいりたいと存じております。

次に、障害者の関係でございますが、福祉タクシーあるいは関連公共交通機関との組み合わせを行ってはどうか、というお話でございます。議員さんが御指摘のように、現在、身体障害者手帳1級所持者と療育手帳Aを所持している方に対しまして、障害者福祉タクシー制度として月1回分のタクシーの初乗り券をお渡ししております。この制度の目的とするところは、障害者のうちでも特に公共交通機関を利用したり、あるいは自分で自動車を運転することが困難である重度の障害者の方々は、勢い、タクシーに頼ることが多うございます。そのため他の障害者に比べてもおカネがかかるということでございます。そこで、このような重度の障害者の方々の社会参加を促進する上で経費面での一助にでもなれば、ということで障害者福祉タクシー制度を実施しているところでございます。

したがいまして、御提言がありましたように電車、バスあるいは他の交通機関等を組み合わせる制度になりますと、この対象者がすべての障害者となりまして、現在、行っております公共交通機関の利用が困難なものという対象者の範囲を根本的に見直さなければならないこととなります。また、距離差に応じる基準につきましても目的地が必ずしも一定でないということから、現在のところ、その距離差を導入することは難しいかと存じます。とは申しましても、現行の月1回分の初乗りの利用助成だけで十分であるとも言いきれないところでございます。したがいまして、当面、現行制度の枠内で助成回数の増加について前向きに検討してまいりたいと存じます。

次に、府下衛星都市レベルと比較して本市の障害者福祉のレベルはどうか、という御質問でございます。まず、予算面でございますが、そこまでの資料は持ち合わせてございませんので、お許しを賜りたいと存じます。

次に、施策面でございますが、各市のそれぞれの福祉施策がありまして、それを単純に比較することも困難なことであろうと存じます。

施設面での比較は、大阪市を除く府下32市に障害者関連で105施設ございますが、単純平均で平均しますと、1市3.3施設でございますが、本市では、現在、5施設ございます。

以上、全体に障害者福祉の行政水準を比較することはなかなか困難でありまして、また、必ずしも予算の多少が施策レベルに直結するわけでもないと存じます。あえて比較いたしますと、本市がハイレベルとは言えないまでも、低レベルではないものと考えております。

次に、精神薄弱児の就労機会確保の施策の展開でございます。障害者福祉の推進に当たりましては、障害を克服し、機能を回復し、また、生活費の確保を図り、さらには、生きがいを創

造する上でも、障害者の就労というのは、まことに重要な事項であると考えております。議員さんからいただいた御意見も踏まえまして、就労機会の確保に向けて今後ともより積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、障害者（児）への給付金の飛躍的な拡充を図る、あるいはハード、ソフトを含む総合的な障害者福祉施策の確立についてであります。障害者給付金につきましては、平成2年に平均50%の引き上げを行いまして現在に至っております。その改善につきましては、今後とも検討してまいりたいと存じます。

また、在宅障害者福祉のハード、ソフト両面にわたる総合的な拡充ということでございますが、障害者が、障害者でないものと同じように生活できる、先ほども申し上げましたノーマライゼーションを第一義といたしまして、今後とも積極的に推進をしてみたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 総務部次長（阪 豊光君） 第2点目の町づくりの前段での開発者負担金の活用につきまして、財政課より御答弁させていただきます。

開発者負担金の目的は御承知のとおり、和泉市宅地開発指導要綱の生活環境を確保するための事前協議に基づいて一定の規定を定めて指導し、応分の負担を求め、開発戸数の増加に伴う人口増の対応として、公園、小中学校等公共施設整備事業の経費の一部の負担を願っているところであり、負担金は、後年度の投資財源として公共施設整備基金に積み立て、また、処分する予算措置をいたしておるところでございます。

次に、基金の活用、使途の考え方でございますが、市内一円の公共公益施設整備の充当財源として、教育施設、福祉施設、コミュニティー施設を初め公園、道路、水路、公共下水道等の都市基盤施設の整備の財源として活用しているところでございます。したがって、開発者負担金の臨時的な一般財源の取り崩しにつきましては、事業計画の緊急性、事業効果等適切な事業に限定し、和泉市公共施設整備基金条例第6条の処分規定に基づき運用いたしておるところでありまして、今後も同様の方針で運用していく考え方でありまして、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 都市整備部次長（中屋正彦君） 町づくり問題の2点目、道路問題につきまして、都市計画課中屋よりお答えを申し上げます。

町づくりにおける都市基盤整備、中でも道路整備につきましては、最も重要な課題でありますことから、御指摘の大阪岸和田南海線の整備促進並びに和泉中央線の特に大阪和泉南線か

ら国道26号に至る区間の早期事業化につきましては、積年の重要かつ緊急課題といたしまして、大阪府に対しかねてより強く要望してきておりますとともに、一定、協議及び調整を進めてきているところでございます。

まず、都市計画道路大阪岸和田南海線につきましては、大阪和泉泉南線のバイパスといたしましてその整備促進が急がれているところであります。本市域内における計画延長6,020mの進捗状況といたしましては、和泉中央線から岸和田市境まで延長にして1,520mが整備完了し、既に供用開始がされてございます。また、現在、高石市境から松原泉大津線までの区間、延長約285mにつきまして事業化が図られているとともに、北信太駅前線から池上下宮線までの約1.5km区間につきましても、事業化に向けての検討が進められております。

なお別途、松原泉大津線から和泉中央線までの区間、延長約4.2kmにつきましても大阪府と和泉市で協定を結び、先行取得に取り組んでいるところでございます。

次に、都市計画道路和泉中央線についてでございますが、御指摘の国道26号から大阪和泉南線までの区間、延長約670mにつきましては、全府道であり、大阪府の施行区間となっておりますことから、かねてより大阪府に対し、早期事業化及び整備促進の要望を行ってまいっているところでございます。現在、大阪府におきましては平成3年度で予備設計を行い、JR阪和線との立体交差方式等道路構造についての技術的検討に取り組んできております。

また今後、地元市の協力も得ながら用地の先行取得に積極的に取り組むとともに、府中駅前再開発事業との調整等も図りながら、早期事業化を目指す方針であると聞いております。したがって、今後ともこれら道路整備の促進に向け一層の努力をしまいにたく考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 下水総務課長（中野裕幸君） (2)の下水道の現状と今後の事業計画について、下水総務課中野からお答え申し上げます。

本市の公共下水道につきましては、ほとんどが南大阪湾岸北部流域下水道区域であります。流域下水道は、堺市から貝塚市に至る6市1町の約1万1,000ha、人口約55万8,000人から発生する汚水を処理するため、全体計画として流域下水道幹線約5万4,000mと忠岡町に建設される北部処理場を整備することとし、昭和62年4月から処理場の供用開始を行っております。流域別下水道幹線と処理場は、大阪府で施行されることになっており、本市に関係する流域下水道幹線は、和泉忠岡幹線、和泉泉大津幹線1、和泉泉大津幹線2、高石泉大津幹線の4幹線があります。

流域下水道幹線の延伸によりまず富秋町、旭町等の一部が水洗化され、平成2年度には、小

田町、和気町、府中町等の一部が供用開始されております。昨年12月に完成されました和泉忠岡幹線に隣接する今福町等の一部が水洗可能な状態となっております。下水道は自然流下を基本としておりますので、必然的に下流より推進しているのが現状でございます。

次に、本市の下水道普及率でございますが、平成3年度末で32.8%となっており、全国平均から見ると低い水準となっております。全国平均は、平成3年度末で普及率45%となっております。1日も早く全国平均の普及率を目指し事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、事業費の確保についてでございますが、平成4年度では下水道整備費として約20億円を予算化し、事業執行に邁進しているところであります。国におかれましては、公共投資基本計画に基づき国費の確保に努められております。とりわけ、生活関連事業につきましては特別に配分枠を確保されていることもあり、和泉市としても国の方針に基づき、今後、事業費の確保につきましては、年々拡大してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 町づくりの3点目、公園についての小田公園の整備状況について、公園課田中より御答弁いたします。

現在の進捗状況につきましては、昭和49年より国、府の補助を受けながら公園の施設整備に取り組んでおります。現在の進捗率は、事業認可約1.6haのうち用地が62%、施設整備が約81%でございます。限られた補助枠の中で整備に努めているのが実態でございます。

利用状況についての防犯上の問題については、警察当局との連絡を密にとるとともに、防犯灯についても、一定、検討いたしたく考えております。

先生の御提案については、現在、平成4年度で公園内園路と築山の北側で約2,000㎡の施設整備を予定しており、その中で四季の花木も取り入れた考え方も検討いたしたく思いますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 河川水路課長（樋渡顕治君） 旧松尾川廃川敷の整備見直しにつきまして、河川水路課樋渡よりお答えいたします。

本箇所は、2級河川松尾川の改修によりまして廃川の予定になっております。御指摘の場所につきましては、公共下水道の整備も完了いたしましたので、修景事業につきましては、河川の管理者である大阪府とも調整しながら親水を配慮した緑地公園的な事業とし、本年度で実施設計委託を発注し、施行についても、早期に大阪府並びに市関係課とも調整を行い事業を進め

てまいりますので、よろしく御理解を願います。

以上でございます。

- 21番（辻 正治君） それでは、第1点目の福祉問題につきまして、市長より老人福祉対策の基本方針について、また、老人や障害者（児）対策の各論について担当職員の方から答弁をいただきました。答弁の内容については、決して満足できるものばかりではございませんでしたが、私が質問の最初に申し上げましたように、高齢化が進む中老人福祉の充実が緊急課題であり、また、国際障害者年を機に各種障害者関連施策の実施を通じ、障害者福祉施策についても、飛躍的な充実の必要が広く社会に認識されているところであります。

本市においても、市民皆さんは切実に福祉施策の充実を望んでおります。私の肌にしひしと感じられるわけであります。どうか市長初め理事者各位におかれましては私の質問の意を十分に御理解の上、今後、老人、障害者（児）の福祉を市の重点課題と位置付け、全力を挙げて取り組まれんことを要望し、この問題についての私の質問を終わらせていただきます。

次に、町づくりについてであります。まず、開発者負担金の活用については、地元要望を基本とした町づくりを図られ、有効に運用されるよう要望しておきます。

次に、道路問題につきましては、安全で快適な市街地形成、町づくりを進める上での道路整備の重要性にかんがみ、答弁にあったように、今後、より一層大阪府への働きかけ等努力されるよう重ねて要望し、道路問題についても終わらせていただきます。

次に、下水道についても、先ほど、質問の趣旨で申し上げたとおり、下水道は地味で目立たない事業であります。重要な事業であります。単に生活環境の改善を図ることのみならず、21世紀に向けて地球に優しい環境づくりが大きな問題となっております。水は、地球の生態系の環境を担う最も重要なものであり、われわれが生活していくところで欠かすことのできないものであります。清らかな水環境の回復のためには、どのようにしても下水道整備が急がれるところであります。

府下でも泉州地域は大きな河川がないなど地理的、地形的な条件も含め下水道の整備がおくられてきたと思います。ただいまの答弁では、本市の下水道普及率が平成3年度末で32.8%、全国平均が45%から見て約12%大幅におくれています。本市の下水道も、今後、面整備が進んでいくものと思いますが、面整備には面整備の難しさがありますので、創意工夫をされ、1日も早く全国平均の普及率を目指して促進されんことを強く要望し、この件も終わらせていただきます。

次に、小田公園であります。補助の枠等いろいろ難しい問題があろうと思いますが、地域住民を含め非常に期待しておりますので、できるだけ早期に着工するよう中身も含めてよろし

くお願いをいたします。

次に、松尾川の廃川敷の整備については、市民が憩えるような緑地的なものにしてほしいという強い要望がありましたので、早い時期に事業が完成するよう要望しておきます。

以上、私の質問を終わらせていただきます。今回は、初めての一般質問でしたので要望にとどめましたが、理事者におかれましては、私の切なる要望に誠意と熱意を傾注されるよう期待して私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○

○ 議長（竹下義章君） それでは、ここでお諮りいたします。本日はこれにて散会をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

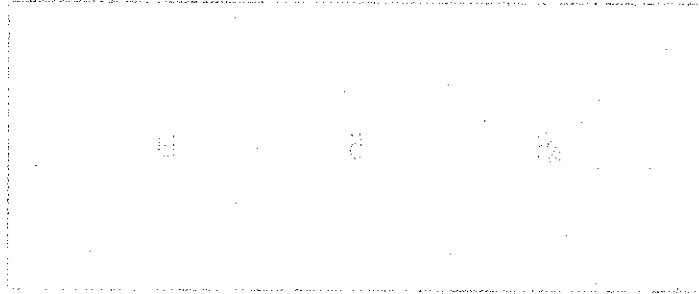
なお、明日20日と21日は休会となっております。22日は引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後4時40分散会）



第 5 日



平成4年10月22日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入	役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室長		堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	解放総合センター所長 兼総務課長	戸口泰明
同理事兼権啓発室長		亀山学	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田平之
同次長兼人事課長		石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾守義
同秘書課長		木寺正次	市民生活部長	麻生和仁
企画調整部長		逢野博之	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀次
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同次長兼健康課長	池辺修晃
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同次長兼保険年金課長	長岡敏之
同企画室長		今村堅太郎	産業部長	大塚孝有
同施策推進室長		井阪和充	同理事	白樫通保
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼農林課長	松林隆介
総務部長		神藤恒治	参与兼建設部長	浅井隆介

同理事兼用地室長	奥村富彦	病院事務局長	橋本昭夫
同次長兼道路課長	谷俊雄	同 理 事	谷上徹
同次長兼建築課長	藤本仁	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長兼住宅課長	西岡政徳	消防長兼消防署長	高宮武男
都市整備部長	萩本啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬喜広
同 理 事	中野義裕	同次長兼消防署副署長	池野透
同理事(コスモポリス担当)	中辻寿夫	土地開発公社事務局長	中西淳富
同理事(コスモポリス担当)	尾崎秀忠	同次長兼総務課長	大宅清臣
同次長兼都市計画課長	中屋正彦	教 育 委 員 長	藤原忠男
同次長兼公園課長	田中武郎	教 育 長	杉本弘文
同 次 長	山下喬三	教育次長兼管理部長	稲田順三
下水道部長	藤原清司	指 導 部 長	木村吉男
同 理 事	緒方和夫	同次長兼指導課長	西川義徳
同 次 長	山崎精二	社 会 教 育 部 長	生田稔
同次長兼下水道工務課長	中野英二	同 次 長	明坂文嘉
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本孝二	同次長兼図書館長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	同次長兼社会体育課長	山本襄
同 次 長	帛田嗣夫	収 入 役 室 長	藤木意継
同次長兼用地課長	藤本英夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	同 事 務 局 長	高着本善夫
水道部理事	仲田博文	監 査 委 員	庄司清三
同次長兼総務課長	城前伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田陽三
同次長兼工務課長	西尾浩	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病 院 長	竹林淳	同 事 務 局 長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次 長	河原茂隆
議事係長	田中康弘
調査係長	井之上光一
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月22日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長(竹下義章君) おはようございます。議員の皆さんには、何かとお忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数および欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、25名でございます。

- 議長(竹下義章君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

- 議長(竹下義章君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

- 議長(竹下義章君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、25番・天堀 博君。

(25番・天堀 博君登壇)

- 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。通告に従いまして、質問の要旨を説明させていただきます。

まず第1点目は、保育園のうち3歳から5歳児を措置するいわゆる幼稚園での2歳児の保育

についてであります。私の質問の基本的な観点をまず、述べておきます。

その1つは、従前は、ゼロから2歳児までのいわゆる未満児の保育は、どちらかというところ、比較的不要でないように考えられてきました和泉市南部の地域、すなわち山間部における未満児保育を今後、どういうふうにされようとしているのか。ゼロから5歳児までの措置をする総合園の必要性について考え方をお聞かせ願いたいと思いますが、そのような観点がまず、1つであります。2つ目は、全国的な子供の減少傾向に伴います園児数の低下のもとでの園の運営の問題が出てきております。そういう2つの観点から質問をさせていただきます。

そこで、質問の第1点目ではありますが、市当局は、今、述べましたような質問の基本的な観点を状況をどう把握し、どのように措置を考えられようとしているのか。すなわち、繰り返しますと、山間地域での総合園の必要性、それから、園児減少に対する取り組みについてお聞かせを願いたいと思います。

2点目は、それらの中で私が住んでおります直接の地元である横山第一保育園について質問をいたします。当局からいただいた資料でも、横山第一保育園の定数3歳児10に対して13名、4歳児定数25に対して5名、5歳児定数25に対して11名、計定数60に対して29名という、約半分の子供を措置しているわけですが、この横山第一保育園の現状や地域の要望などから見まして、未満児保育をどのように考えておられるのか。それぞれ父母の方々や園の方からも要望が出てきておりますが、そのことについてお聞かせを願いたい。特に園の設備その他からゼロ歳からというのは少し無理かと思いますが、その中で2歳児の保育についてどのような考えているのかということについてもお聞かせを願いたいと思います。

次は、質問の大きな2つ目であります和泉市サービスセンターの内容充実と（仮称）和泉中央駅周辺への支所の配置についてであります。私が市議会に初めて出てまいりましたのが昭和50年12月であります。その翌年ぐらいから市役所の出張所を要望してまいりました。村当時から引き継ぎでありました連絡所等を廃止してきたという経過もありまして、なかなかそういう点での観点が市当局に向きませんでしたけれども、私も山間部から役所に通う不便さその他から見まして、どうしても山間地域へのサービスセンターの出張所の設置をいろんな形で要望してまいりました。

やっと昭和55年に調査費が付きまして、翌56年度から横山と南松尾の農協に委託をしまして、市民課窓口の事務取次所が8年間ほどだったと思いますが、続きました。午前中に申請をし、午後から交付されるという二度手間だということで、これについても、即時交付ができるようにという要望を重ねてやってまいりました。とうとう平成元年度から横山は電送システムに切り替えられ、サービスセンターとして設置がされました。同時に光明台にも新たに設置され、

即時交付が実現をいたしました。翌平成2年度からは、南松尾、鶴山台の事務取次所も電送システムに切り替えられ、サービスセンターとしてスタートしたわけであります。

このように市役所から遠く離れた不便な地域での利便を図るということではいろんなことがされてきたわけでありますが、これを言い出してから早いもので15年近くなるわけであります。サービスセンターの取り扱い業務もだんだんと増えてきておりますけれども、他の市に比べてまだまだおこなっている現状であります。そこで、このサービスセンターの現在の取り扱い業務以外について、拡充ができるものかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

さらに、サービスセンターの範囲では市役所のかわりはできないわけであります。中央丘陵に限ったことではありませんが、副都心とも位置付けられているこの地域、新駅周辺で市役所のかわりになるような総合的な支所の建設、設置が必要と考えます。今までの猪尾議員の質問に対しても、駅ができるころには、というようなことでございましたので、その規模、内容についての考え方もお示しを願いたいと思います。

以上、大きな2つの点で質問をさせていただきます。答弁いかんによりましては、自席から再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 福祉事務所理事（坂田平之君） 児童福祉課坂田より天堀先生からの3歳児から5歳児の保育園での2歳児保育につきまして、答弁させていただきたいと思っております。

まず、総合園についてのお尋ねかと思っておりますが、先生も御承知のように近年、出生率の低下に伴いまして乳幼児が全国的に少なくなってきておりまして、和泉市におきましても同じでございます。また、女性の社会参加に伴いまして乳幼児保育の需要が叫ばれているということも認識いたしております。したがって、先生がお尋ねの総合園のあり方についても、特に今後は、乳幼児保育の問題について精査、検討しなければならないと考えてございます。

それから、2点目の横山での2歳児保育の取り組みにつきましては、本年の1月と5月に地元住民の方々から横山第一保育園におきまして2歳児保育をしていただきたい、という要望を私どもの方に提出いただいております。その件につきまして、大阪府と協議を重ねてまいったところでございます。しかし、2歳児から保育をすることになりますと、現状の横山第一保育園では施設的に難しい面があるということで、まず、少なくとも保育室を1つ増設をする必要が生じてまいっております。そうすれば園庭、すなわち運動場の面積が保育所の最低基準を下回る可能性があり、そうなれば、公立保育園としての認可が下りなくなるということがまず1点ございます。

2点目には、2歳児保育となりますと、保母さんの配置基準が当然違ってまいります。また、

自家給食をしなければならないという面から調理員の配置の問題。また、残りの南横山、南松尾、横山第二、南池田第二、信太第一保育園につきましても2歳児保育の問題、あるいはまた、保育全体の問題としても合わせて慎重に検討していかなければならないということで、われわれといたしましては、先生の御質問の件につきましては、いろいろこれから検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 市民課長（辻 勲君） 2点目の和泉市サービスセンターの内容充実につきまして、市民課辻からお答え申し上げます。

先生の御質問は、現在、取り扱っている業務以外で取り扱うものはないか、との御質問であると思います。まず初めに、サービスセンターの経過であります。平成元年4月1日より横山サービスセンター、光明台サービスセンターを設置し、引き続きまして、平成2年4月1日より南松尾サービスセンター、鶴山台サービスセンターを設置し、市民サービスの向上に努めてまいりました。

また、取り扱い事務であります。住民票、戸籍の謄抄本、印鑑証明書、年金現況証明書等の発行及び母子健康手帳の交付等9種類の業務に加え、本年6月より新たに税関係のうち所得証明書、納税証明書の交付を実施、業務の拡大をしてきたところでございます。

また、取り扱い数につきましては、市民課全体の取り扱い交付枚数のうちサービスセンター4カ所の取り扱いは、平成元年度では10.28%、平成2年度16.61%、平成3年度19.47%となり、本年9月分の集計を見ますと22.96%となっており、年々順調に推移しているところであります。

お尋ねのサービスセンターの内容の充実につきましては、窓口事務改善研究委員会におきまして検討いたしておるところであります。各サービスセンターの現状を踏まえた中で、市民課業務のうち行政区画証明書、身分証明書の発行ができるのではないかと考えられますので、窓口改善研究委員会に諮ってまいりたいと考えております。よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 和泉中央駅付近に設置する施設の検討状況につきまして、企画調整課油谷からお答え申し上げます。

関係各課で構成しております窓口事務改善研究委員会では、和泉中央丘陵の駅付近には、どのようにサービスを提供できる施設を設置すべきであるかについて、現在、検討を行っているところであります。また、設置目標年度を新駅が開設されるおおむね平成7年度に置きまして、



取り扱い事務の内容はどうあるべきか、その他設置すべき時期あるいは配置すべき職員数等、種々検討を行っているところであります。

御質問の施設内容及び規模につきましては、現在のところ、取りまとめの段階までには至っていない状況であります。今後とも鋭意、調査検討を重ねまして取りまとめてまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 25番(天堀 博君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、保育所問題であります。今の御答弁では、山間地域における総合園については、乳幼児保育全体について精査、検討をしていく、というのが大体の結論かと思えます。具体的な問題で入った方がわかりやすいと思えますので、先ほど例に出しました私の地元の横山第一保育園の問題を中心に質問をしたいと思えます。

まず、横山第一保育園の2歳児保育につきましては、今もそちらからもお話がありましたように、地元の保護者会の方から非常に強い要望がある。これも単に保護者会が勝手に要望しているということではなく、そちらでは交渉その他でもつかんでおられますように、保護者会と園の職員さんが協力してこの地域でアンケート調査をされました。本来、こういうアンケート調査、いわゆるどういう需要というか御希望があるかということは、行政当局がやらなければならない課題だと思うんですが、行政の方でおくれておりますので、保護者会の特にお母さん方が中心となって非常に苦勞されました。

この横山第一保育園の関係の町、横山第二もあるので横山校区全域というわけにはいきませんが、現在、横山第一保育園へ通っておられる、あるいはその対象地域となっている町の対象者、すなわち3歳児の場合、来年3歳児になるその当時は2歳児、2歳児なら当時は1歳児というようにランクを下げ、「どういうふうな御希望を持っておられますか」と個別に調査をされました。非常に大変なことだったんですが、その調査の状況の中から判明してまいりましたのが、とにかく預かっていただければ働きに行きたいという若いお母さん方が非常に増えています。

これは最初に質問の基本点のところでも述べましたように、従前は、比較的ゼロから2歳児の未満児については必要でないというふうな思われがちだった山間地域も、社会的な現象が多様化し、女性の社会進出も増えてございます。その点からも、現在、仕事を持っていないが預けたい。預かってもらえれば、すぐにも働きに行きたいという御希望も非常に多いということです。後で関係者の方々にお聞きをしましたら、アンケート調査をした御本人らがびっくりするほど希望が多く、また強かったと感じておられます。

その上、園の方でも園児が減少してきています。南横山あたりでも極端なんですが、園児数

が4歳の場合、横山第一保育園では定数が25に対して5名、南横山の保育園も4歳児が5名しかいない。3歳児と5歳児は、それぞれ13名だったり11名だったり複数になってますが、年度によって極端に違いが出てきております。こういう現象によって保育園の運営そのものにも支障を来しますので、できれば園児を増やして活性化していきたいということです。大規模改修をやられる前は、園の方でもいろいろ工夫され、入り口のところにイラストのようなものを書いたりして、できるだけ多くの方が来やすいようにと措置をされておりました。

園の職員さんもぜひ2歳児の保育をしてほしい。ゼロ歳からというのは、先ほども言いましたように総合園として建て替えなければならないような状況ではないが、2歳児であれば無理をすればいけるのではないか。例えばそちらの方にも出されている5月2日付で出された要求書を見ますと、2歳児の保育室については、現在の4、5歳児の保育室の裏へ建ててほしい。プレハブのようなものでも建ててやってほしい。後には、きちんとしたものにしてほしい、と後にも書かれていますね。また、その送迎は、遊戯室と5歳児の保育室の間にある細長い空間を廊下につくり替えて通路にしてほしい、とか現場にいる、あるいは現場で仕事をされていないとわからない細かいことまで含めましていろいろ書いておられます。われわれが外から見てもわからないこともたくさんありますが、具体的にこうすれば園庭をつぶさずにできるのではないか。

先ほど言われましたように園庭の基準がございましたね。あの基準は、いわゆるグラウンドというか運動場の広さのことだろうと思うんですが、私も地元ですから、建っている状況はよくわかるんです。ちょうど裏側にちょっと敷地がございますが、そういうところへ建てれば園庭をつぶさずにいけるのではないかという気もします。その点では、本当に2歳児の保育そのものについて、あるいは園児が減少してきている中、婦人の社会進出も多くなって、預かってほしい方が増えているという状況をよくつかんで対処されようとしているのかどうか疑問なんです。その点をひとつ改めてお聞かせを願いたい。

それから、他の園との関係も言われましたが、市の保育園全体も考えていかななくてはならない。例えば横山第一でやったら、南池田第二や信太第一はどうするんやという問題が出てくる、と言われてます。そうしたら、それらの保育園も全部できるような状況にしないとこもしないのかとなってくる。逆に言えば、保育行政というのは、そんな後ろ向きではだめなんです。もっと行政は前向きにやってもらわなくては困るんですが、その点をどのようにお考えでしょうか。

- 福祉事務所理事（坂田平之君） まず、第1点目の横山第一保育園の件ですが、確かに保護者の方や保母さん等がいろいろ御努力をされ、具体的な地元の要望をまとめていただき、私の

方に提出をしていただきました。われわれといたしましても、何とか2歳児保育をできる方法がないのかということについて、現場の強い保母さん等の意向もございまして、2回ないし3回、現地のグラウンドのところでも新しい保育所を建てるのではなく、保護者や現場の保母さんがおっしゃっているような方法がないのか、ということでもいろいろ検討をしてみました。

2歳児保育をしようと思えば、少なくとも70㎡の建物で保育室とトイレをつくらなければならない。現在の建物と建物間の空間地にそれだけの建物が建つかどうかということも検討してみました。物理的あるいは日照、通風等の問題があってなかなか難しいということです。そうすれば、どのような方法があるのかということで、現場の保母さん等ともいろいろ協議をしてみましたのが現状でございます。

それから、2点目の今後の保育行政の取り組みということでございますが、先生の御指摘の点につきましては、われわれとしても十分認識の上に立ちまして、これからの保育をどのような形でやっていくべきかという基本的な考え方もきちんと持っていかなければならないと考えてございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

- 25番(天堀 博君) 今は、横山第一保育園の問題だけに絞ってやっているんですが、こういうことについて、本当にやっという姿勢を持っておられるか、非常に疑問なんです。現在、園児が減少してきているという背景は、全国的に出生率が低下しているからです。同時に私立の幼稚園がたくさんあります。これは昨年ごろの調査をしていただいた数字ですが、近隣各市と比べて和泉市に私立の幼稚園がどれだけあるかと言いますと、忠岡はゼロ、泉大津が1つ、高石が3つ、岸和田が4つ、それに対して和泉市は13あります。堺は公立園が20と私立の幼稚園が52ですが、市の規模が違いますから例外としても、泉北関係の私立の幼稚園は、横山や南池田あるいは北池田地域は非常に影響を受けます。こういうたくさんの私立幼稚園が和泉市あるいは泉北の周辺にあるんです。

私どもの横山でも、朝、何台ものマイクロバスやワゴン車がひっきりなしに走り回っている。以前でしたら、九鬼町とか中の方へは、遠いので送迎に行かなかった。北田中の上川橋のところまで出てきてください、ということでしたが、今は全部迎えに行くぐらいサービスをやります。しかも、ハイカラな制服で、園によっては鼓笛隊とかプールとかいろんな宣伝をして子供を集める。まさに子供の争奪合戦です。私立の幼稚園は営業がかかっていますから、子供を集めなければ経営が成り立たない。全体的に子供が減ってきている中で取り合いをしているわけです。だから、公立園が手をこまねていればますます園児が少なくなってくる。こんなことは、行政はとっくにわかりきったことなんです。そのことをそのまま放置していくのかどうかと質問しているわけです。

しかも、今まではおじいちゃん、おばあちゃんもおるし、余り外へ働きに行かなかったと言われていた山間地域の若いお母さん方も、とにかく働きに行きたいんだ、子供を預かってほしい、という要望が強くなってきている状況のもと、行政としてどのように取り組んでいくのか。今から精査、検討していくというようなことではもう遅い。今年の予算委員会でも、こういう要望が出ているじゃないか、と言いました。アンケートも取っているんですよ。現地でやむにやまれずお母さんや保母さんが動いているわけです。そういうことに対してどうするのか、早急に検討しなさい、とそのときも言うてます。ところが、いまだにまだそんな状態です。この議会がすめばこのままいってしまうという状況です。

行政としては、このまま手をこまねいて見ているのかどうか。見てないんだ、やるんだというのであれば、具体的に例えば横山第一で2歳児の保育について、これは経過的な措置として、ここでいつまでもやれとは言うてません。山間部地域での総合園化が必要だと言ってるんですが、現地で関係者の方々や現場の保母さんや園長さん、それから有識者の方々、学校関係者も含めましていろいろ御意見を聞くような場所もつくり、この地域での保育行政をどうしていくのかについて話し合ってます。

これは幼稚園とのかかわりもあります。横山幼稚園については、やっと4歳、5歳の2年保育が実現しました。ところが、先ほど言いましたように私立幼稚園の子供の争奪の影響下にあるので、固定された子供さんが、保育所の4歳に行くか幼稚園の4歳に行くかということに変わってくる。それが幼稚園に流れて行くと、保育所の方が少なくなるという現象が起きてきます。本来は、競合したり競争したりするようなものではないんですが、現実になんかそうなっています。

こういうことも含めてどうするのかということをもっと真剣に考えなければ、放っといたら保育園がつぶれてしまいますよ。せっかく大規模改修をしたのにね。南横山もそうです。つぶれてもいいと考えておられるのか。その辺についてもう少し聞かせてください。

○ 福祉事務所理事（坂田平之君） 確かに先生のおっしゃることにつきましては、われわれとしても十二分に保育のあり方について今後、精査、検討していきたい。地元の保護者の方々の御意向等につきましても、いろいろお聞きをするようなことも機会を見つけてしていきたいと考えてございます。平成5年度におきましては、保育園の入園対象者に対しまして、現在の保育の内容等についていろいろとお話をさせていただいて、できるだけ地元の保育園に来ていただくよう、現場の園長を初め職員も頑張っておりますし、私どももできることはしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○ 25番（天堀 博君） 今後、精査、検討していく、というのは非常にいい御答弁ですが、ど

ういうふうにするのかという具体性が何も出ていない。先ほども言いましたように、保育園の保護者会がアンケート調査をしたんですが、これもえらい迷惑や、と考えておられるんですか。

幼稚園については、教育委員会を褒めているんじゃないですが、現在、3歳児あるいは4歳児をお持ちの御家庭に対し、幼児教育振興審議会でアンケート調査をして、一定の人数が確保できるかどうかを見るという教育委員会の方針が出ました。それは1つの宣伝にもなるんですよ。幼稚園はいろいろこういう行事をしています。ある日、おはようございます、と元気な5歳児のリーダーたちの声云々というようなことも入れ、アンケート調査票も付け、現在、4歳児のお宅のお子様は〇〇幼稚園に通園している、あるいは〇〇保育園に通園している、とかのアンケート調査票を全部の対象家庭にお送りし、それを回収しています。今年の場合を聞いて見ると、52件の対象件数に対して回答が52、100%回収しています。非常にこういうことについて関心が高いんです。

その結果では、現在4歳児の方に対して、5歳児になったらどうされるか、ということを見ると、現在、横山幼稚園におられる14名の御家庭では、引き続き横山幼稚園に行くという人がほとんどです。たまたま、ここではありがたいことに、私立の幼稚園に行っておられる1人の方が横山幼稚園に行きたいということでプラス15名になっているんです。それから現在、私立の幼稚園に行っておられるところは22名ですが、この人たちは、そっくりそのまま横滑りで上へ上がって行く。だから、大体、現在行っているところへそのまま行くというのが、3歳児、4歳児、5歳児を含め同じような傾向が出ているんです。

ただし、3歳児の場合、次に4歳の場合どうされますか、というのに対し、かなり在宅の方がおられますが、その方をどこで措置をするのか、今は、このことにかかっているんですよ。そんなことは、幼稚園も保育所もよく御存じだと思うんです。また、2歳の子供あるいは1歳の子供がどこに行くか、それで将来が決まってくる。

現在、私立の幼稚園も3歳児から4歳児、5歳児まで一定の基準で補助が出るわけでしょう。3歳児が私立の幼稚園へ行ったら、そのまま4、5とそのまま行くんですよ。そういうふうに既に1歳、2歳の段階で決まってくるわけですからね。いわば、そういうところにしっかりと眼目を置かなければだめだということですよ。その希望のアンケート調査を保護者会にやらせているのは、行政として恥ずかしいと思います。その実態が出てきているにもかかわらず、どう取り組んでいこうかということがなかなか具体的に考えられない。いや、園庭がどうなる、建物はどうとか、便所をどないかせなあかんということばかり消去法で消していく、否定的な面ばかりえぐり出してくる。もっと前進的に考えられないか。

私は、この横山第一保育園だけで2歳児保育をやれと言ってない。全市的な問題であります。

先ほども言いましたように山間部の総合園化の問題もありますが、そんなものが明日から、来年度からできるわけがない。それだけ御希望が多いわけですから、とりあえず、暫定的な措置としてもやってはどうか。今は、皆が自動車に乗りますから、横山地域では、坪井とか仏並とか横山第一保育園の本来はエリアにしていないうち地域からの御希望も出てくる可能性はあるんです。そうすることによって園の運営がもっとスムーズにいけるようになるんです。地元の保育園の直接の保母さんを初め職員さんなどの関係者が、こないしたらできるやないか、という具体的な案まで出しているのに、なぜそういう否定的なことばかりに走るのか、不思議でならない。

これは市長、後ろ向きの行政ばかりをしているところに問題があるように思います。その点は、他の園のことも考えるというのであれば、早急に総合園化の方向なり、あるいはその方向付けのために精査、検討していくかどうかということです。先ほどは、今後、やっていきたい、と言われてますが、その時期なんですよ。とにかく早くしないと大変なことになりますから、その辺の時期も明らかにしていただくなり、あるいはそういう具体的な例としての横山第一保育園の2歳児保育が本当にできないのかどうか、さらに、真剣に考える余地があるのかどうか、再度、お聞かせ願いたい。

○ 福祉事務所理事(坂田平之君) 保育園の運営につきましては、決して消去法的に消極的にやっているということは、私どもとしては考えておりません。現実問題として、今の問題をどうクリアしていくかということで、いろいろ総合的に一定の判断をしながらやっていかなければならないと考えてございます。現実の問題といたしまして、横山第一保育園を含めまして仮に2歳児保育なりをやっていくことになると、先ほどから申し上げておりますように最低基準をどうクリアするか、保母さん、調理員さんの増員の問題という職員定数の関係、それに伴う予算の関係その他幼児園との問題等、今後、十分問題を整理していかなければならないと考えてございます。先生が御指摘の問題につきましてもわれわれは胸に置きまして、今後、総合的に検討してまいりたいと考えてございます。

○ 25番(天堀 博君) なんぼ言ってもそれ以上は進まないようです。それであきらめているわけではありませんが、これだけのことがあるのに全く具体的な方途が出てこないということは、非常に行政そのものに消極的な面がある、後退面があると指摘をしておきます。

これは保育課だけでなく行政全般ですが、やろうと思えばいろんなことをやりくりして市民のためになるならば、それ以外に同和問題を出せば別として、やってきていることは一杯あるんです。保育園にしても、これは府の方がええと言っているからかもしれませんが、3歳児を定数以上入れているわけでしょう。たまたま4歳児が少ないということもありますけどね。せ

やから、内部的な努力でやろうと思えばできることは一杯あると思うんです。後でサービスセンターの問題も出てきますが、行政全般についてもっと前向きに取り組んでほしい。そうでないと、せっかく皆さんが頑張ってるアンケート調査をされて実態の問題が浮き彫りになってきているのに、行政の方で放っとくという手はないですよ。そんなら、そういうことや、ということで地元の皆さんに返すしかしようがない。その点を指摘をしておきます。

次は、サービスセンターの問題ですが、先ほどの御答弁で行政区画証明書というのは、いわゆる住居表示の証明書のようなものですか。

○ 市民課長（辻 勲君） そうです。

○ 25番（天堀 博君） 市民課としては、現体制のもとでもそういうものとか身分証明書ぐらいの発行はできるのではないかな。それで、窓口事務改善研究委員会に諮っていききたい、ということ。他市の例を出して恐縮なんですけど、それ以外でも岸和田などでは、保育所の入所の申請書の受け付けはやってないが、その交付はやっているんです。申請書を渡しているんです。岸和田のサービスセンターの規模とか内容は和泉市とは違うという点ではありますが、例えば和泉市のサービスセンターの現状からいえば、手狭であるということなどは別にして、こういう保育所の入所申請書の交付やとか、以前、私の方の他の議員が問題にしました児童手当の申請書ですが、これは回答せないかんわけですね。どこかでは葉書でやっているというところもありますけど、こういう申請書の受け付けもしている。

それから今、共働きの世帯が非常に増えてます。学童保育も必要なところではほとんどやられています。先日の早乙女議員の質問のように、和気小学校などでは非常に増えてきてはみ出る状態であるので、それを複数学級に、という要望も出てます。このような共働きの家庭は、昼間は家におらない。例えば印鑑証明を取るには、会社を休んで市役所へ来なければいかん。有給を取ってでも来なければいけないという状況です。今、隔週で2日土曜日を休んでますね。民間の会社でも週休2日制のところが多くなってますから、休んでない土曜日となりますので、市民課の窓口は、閉庁でない土曜日は多いですね。しかし、毎週土曜日が休みになりましたら、来るときがなくなってしまいます。

これは千葉市などで以前にも経験をしていますけど、JR千葉駅に取次所のようなものをこしらえて、朝の早い目から札みたいなものを渡して上げており、夕方、もらって帰るんです。和泉市でも、例えば北信太の駅とか、府中は市役所が近くにありますが、乗降客が多い、しかも、鶴山台という大きな団地を抱えている地域などには、そういうシステムも必要ではないかと思うんです。その辺の拡充という点について、もう少し何とかできないかという点について再度、お聞かせ願いたいと思います。

○ 市民課長（辻 勲君） それ以外の業務では、例えば児童手当の申請書の受け付けとか保育所入所申請書の交付などができないか、というお話でございます。先ほども申しあげましたとおり、本年6月から新たに税関係のうち所得証明書、納税証明書の交付を実施したところでありまして、現在、4カ所のサービスセンターが順調に機能していくことに専念しているところであります。先生が御提案の件につきましては、今後、窓口事務改善研究委員会に諮ってまいりたいと思いますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

○ 25番（天堀 博君） 現在のサービスセンターは、それぞれ臨時の囑託をお願いしている職員さんが張り付いているわけですね。現場では、交付申請に来られる方が多くなって、それぞれ1名ではどうにもならないということで鶴山台と光明台ですか、複数では対処されていると聞いてます。そこで取り扱う業務をもっと増やし、利便性を図っていただきたいと思うんです。

たまたま、河内長野市へ行く用事がございまして、駅前からバスに乗るためバスの待ち時間がありました。駅前に「ノバティ」というきれいな大きな建物ができてます。これは組合方式でなく、開発公社方式でつくられたものですが、ここの3階に総合相談所という大きなものがありまして、その横にサービスセンターがあるんです。そこをのぞいてみました。戸籍を取りましても、和泉市で交付するのは戸籍の謄抄本の写し、戸籍の付表ですが、河内長野では、戸籍の除籍と改正前のいわゆる原戸籍と言われるもの、それから、婚姻と出生の受理証明、死亡診断書の写し、出生証明書の写し、身元証明もやろうと言われてます。それから、埋火葬許可証の写し、戸籍届出書の謄本も取り扱ってます。また、人口統計表というようなものも取り扱ってます。そのほかは、大体住民票の関係とか納税証明書などは和泉市とよく似たものです。

そう大層なものではありません。岸和田はもっと充実されてますが、先ほども言いましたように規模、体制が違いますからね。何人もの職員さんが張り付いてますから、やれる内容は、和泉市や河内長野の形態とはまた違います。ただ、河内長野市は、和泉市とよく似た形態でやっているにもかかわらずこれだけの違いが出てきています。これは私もいろいろ研究してみましたが、職員さんの配置の問題があります。特にこういうように細かく扱うとなると、正規の職員を配置しなければならないという問題が出てきます。例えば現在、河内長野市はやってますが、岸和田市は今年からやるということですが、住民票は端末機をたたくんです。申請書をもって確認だけをし、現地で端末機をたたくと住民票が出てくるシステムになってます。これは資格の問題があるので、正規の職員しかできない。

こういうことが既にやられているんです。河内長野市は3カ所、この駅前と三日市は駅前にプレハブを建ててやっており、千代田が公民館を借りてやってます。その職員さんの話では、「まだ十分ではありませんけど」と謙遜されてましたが、和泉市と同じような体制でやってい



でも中身が非常に濃い。

先ほどの御答弁では、事前に資料をいただいた関係からすれば、9月段階で納税関係などを除けば9項目を取り扱っておりますが、その全体の取り扱い件数の中でサービスセンター4カ所で取り扱っている分が22.96%、約23%まで伸びてきている。既に2割以上がサービスセンターでやられているという状況が起きてきてます。和泉市は市域が広く交通の利便も悪いということから、非常に市民さんに喜んでいただいているわけです。だから、ここで取り扱っていく業務、件数、いろんなものについても充実をさせていく必要があると思います。その辺では、現在の体制で申請書や戸籍関係なども取り扱っていけるのかどうか、その点、ちょっとお答え願いたい。

- 企画調整課長（油谷 巧君） ただいま業務の拡充の点につきまして、企画調整課油谷からお答え申し上げます。

サービスセンターにつきましては4カ所の設置を完了した後、2、3年を経過したわけですが、その間につきまして市民課長からも御答弁を申し上げましたように、市民課の証明交付事務を初めとしまして、この6月から新たに税の証明取り扱いを充実してまいったところであります。その中で業務量が多い鶴山台サービスセンターあるいは光明台サービスセンターの2カ所につきましては、市民課を中心とした関係課協議の中で、本年度当初に人員の一定増員整備を行いまして、サービスの向上を図ったところであります。

今後の取り扱い事務の充実につきましては、先ほど、御指摘のありました児童手当申請書の受け付け、保育所入所申請書の交付など新たなものにつきましては、今、ここでどう取り扱うかという結論は申し上げられませんが、関係課を交えた窓口事務改善研究委員会に諮りまして、取り扱いが可能かどうか検討を加えまして、一定の結論を見出してまいりたい。

なお、現サービスセンターにつきましては、当面、現在の形態を基本としてまいりたいと考えておりますので、制限なく事務量を上げられるというものでもございませんし、消化可能な事務量、また、経済性の問題などおのずと限界があるわけでありまして、現在の形態で新たに取り扱い可能な事務につきましては、できるだけ対応してまいりたいと考えております。

また、議員さんからお示しいただきました河内長野市のサービスセンター等の事例につきましては、今後、研究委員会の中で調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 25番（天堀 博君） やはり行き着くところは、現体制でこれ以上増やせるかどうかの事務量の問題を考えて、できなければそこで止めるということですね。枠を決めてしまうということですね。現体制を変えていこうとしていない。私は、その辺に問題があると思います。

先ほど、例に出しました河内長野市でも、今後、事務改善研究委員会の中で検討もしていきたい、と言われますが、あなた方は和泉市の中だけで考えず、せめて隣ぐらいは見に行ってもいい。別に千葉県までとは言いませんよ。関東地方は非常に進んでいます、そこまでは言いません。堺市、高石市、河内長野市、岸和田市など周辺だけでも見て来てください。それも市民課だけでなく企画も含めてね。行ったら恥ずかしいですわ。よそでやっているのが当たり前なんです。私自身、よそを見て来たら首をかしげますよ。私は正直、河内長野市が駅前でそこまでやっているとは思ってなかった。しかも、中身が非常に濃い。和泉市のように簡単に非常勤の嘱託を雇ってやるだけでなく、ちゃんと職員さんを配置してやっています。

これは後の支所の問題にも関係しますが、例えば先ほど少し申し上げました河内長野市の市民総合相談所ですが、ここの玄関に入って受け付けのすぐ横に相談窓口がありますが、そんなものじゃありませんよ。私が行ったのが2時半ごろですが、フロアで待っている人だけで30人ぐらい。番号が四百何十番とあってましたからね。とにかく広いところなんですわ。そこでは一度にたくさんの人たちが相談できるように受け手がおられるんですね。その隣にサービスセンターがあるんですよ。市の行政の姿勢そのものから出てきているんだと思います。

何もこのサービスセンターだけが特別ではないと思うんですが、とにかく、少なくともそういうものも見たい。あちこち視察にも行かれているんでしょうがね。後に猪尾議員の中央丘陵駅前の公益施設の張り付けの問題も出てきますが、そのことも含めて視察に行かれてええところを見て来たら、真似じゃないが、さらに、それを発展させていくぐらいの方向でなぜ考えられないのか。和泉市の行政というのは、その程度なのかという気がします。とにかく現在の形態を基本にして制限なく事務量を広げるわけにはいかないと言われるが、その辺の基本点についてもう少しお考えいただきたい。これは宿題としておきます。

最初に、農協で事務取次所というものをつくってもらうのに毎議会ごとにやりました。亡くなられましたが、当時、西川さんが参与で公室長をされていましたが、手を変え品を変え、相手が音を上げるぐらいやりました。とうとう事務取次所から始まったわけですが、とにかくこのサービスセンターにつきましては、岸和田市までとはいきませんが、もう少し充実したものにしてほしい。今回は、とりえず行政区画証明書、身分証明書というものを発行できるようにしていきたい、という御答弁をいただいていますので、徐々に増やしていきたい。しかし、基本的にはストップがかかってしまうというところ辺は今後の問題として、これは残しておきます。

それから、支所の問題ですが、新駅が平成7年の開設予定ですから、それに合わせて検討しているんだ、という意味の答弁だったと思います。これは以前、猪尾議員の方からも、とりあ

えず住宅の展示場か何かでしたらどうか、ということに対しても、とにかくちゃんとしたものをつくるんや、という御答弁です。それから、議員さんも他の理事者の方も職員さんも市民的にも、新駅のところにはちゃんとした総合的な市役所の窓口ができると思ってますし、今までの答弁から聞けば、市長が副都心と位置付けてますから、それだけのものをきちんと設置していかなければいけません。市長が副都心や、とええことばかり言われているから、それやったら、それだけのものができるんやろうな、と市民が思ってます。

ところが、まだ種々検討している、ということです。私も以前にサービスセンターがどれだけのものができるんや、と具体的にお聞きをしている中では、なかなかこれも進んでない。今、平成4年ですから、5年、6年と2年しかない。後の公益施設の問題とも合わせて市役所の支所とかサービスセンターなどについては、新駅の周辺のどこにどんなものを張り付けていくか、ということをお早に決めていかないといかんのと違いますか。まだ、影も形もわからないような状況ではぐあいが悪いと思います。その点でも早急に考えていかなければならないと思います。今までみたいなサービスセンターのようなものにするのか、そうではなく、市役所の窓口事務の受け付けができるようなものにするのか。大体、どちらかの方向がなければいけません。ここでこういうふうにするんや、ここでできるかできないかの判断をされているのか、そのどちらなのかついて聞かせてください。

- 企画調整課長（油谷 巧君） 先ほどもお答え申し上げましたように、具体的な内容につきましては、現在、検討中ということでございます。機能的には、先ほども御指摘がありましたように、副都心づくりという位置付けから、現在、市内にある4カ所のサービスセンターの取り扱い事務の規模は最低限押さえ、それをベースにそれ以上のものを考えていきたいと存じます。
- 25番（天堀 博君） それやからあかんと言わんす。今のサービスセンターをベースにそれに毛の生えたようなことをするということですが、例えばああいう地域ですから、転出入を扱うかどうかという問題が出てくると思います。そうなると、教育委員会の学校の関係が出てきますね。それから、国民健康保険、国民年金、後は老人や母子医療などいろいろありますが、そういうふうな取り扱いの窓口も必要になってきます。

どこかの下水が詰まったからどないか、というような現場の対応はできないと思いますが、その苦情や相談の受け付けの窓口ぐらいいつくれるはずやと思います。そのようなことも含め、少なくとも現在の岸和田市のサービスセンターぐらいの機能を持たさないといかんのと違いますか。そこでは戸籍に関する届け出や住民票の届け出も、また、印鑑証明の印鑑登録に関する申請もできます。そういうものも扱うようにしないと、交付事務だけの今のサービスセンタ

一のような考え方では、副都心という名前が泣きますよ。

市長、石尾中学校を取り除いてその跡に市役所が来るんですか。そんな話が山手でいっぱい出てますよ。これは何とも言えないんですがね。これから庁舎の委員会ができていろいろ検討されますから、場所については、ここに置いとくかどうかは別にしてね。規模、内容も含めて全くわからない問題ですが、そんなことが出てくる。こんなことを言うといけません、市長が方々で大ボラを吹くものですから、とにかくあの付近がよくなるという、せやから、市役所も山手に来るんやということです。

僕もそう言われてなるほどなと思ったんですわ。今の石尾中学校は、位置的には変なところにあるんです。もともとあちこちから寄せてますからね。北池田中学校や南池田中学校ができた。だから、北松尾中学校が別にあれば、あれだけの敷地の石尾中学校は要らなくなります。あそこへ市役所を建てたらええな、という声が出てくるのは当たり前なんです。市長がいろんな夢をばらまくから皆さんがそう思っているんです。そんなところにサービスセンターに毛の生えたようなものをつくってどないするんですか。今みたいなちまちましたものでなく、もっと高い見地から総合計画上の構想としてどうしていくか。

岸和田市は、既に15年も前から7つのゾーンに分け、ここは市役所から離れているからサービスセンターを全部設置しましょう、ということにして、年次計画で全部つくっていった。しかも、現在では、母子医療費の支給申請書の交付とか障害医療費の支給申請書とかも含め、身体障害者介護者のバス運賃割引証明までここで発行しているんですよ。こういうように全体計画をきちんと持ち、総合的、政策的な高い見地に立たなければいかんのと違いますか、市長。今の市民課の窓口事務をこちゃこちゃいじって、それをどない拡充しようか、拡充すれば職員も要るし、という考えと違いますよ。その観点をどこに取るかということが、今、非常に大事ではないかと言っているんです。

- 市長（池田忠雄君） 原課からまだまだ精査、検討中というお答えを申し上げているわけでございます。「行政にロマンを」というのが私のモットーでございます。ロマンは申し上げましても、ホラを吹いたつもりはございません。念のために申し上げておきたいと思ひます。このように思ひます。

ただ、庁舎の位置は、基本的にはここだ、ということをお願いしているつもりでございます。石中の話はどこでどうなっているのか、うわさというものは、いろんなところで勝手歩きをいたしますので、その点は、うわさの段階ということで御理解をいただきたい。一切、そういうことを申し上げたつもりはございません。また、そこに持って行くつもりもございません。はっきりと申し上げておきたいと思ひます。庁舎の位置はここでということで、これから検討に

入っていくということでございます。いずれ近いうちに議会にも特別委員会をお願いを申し上げます、御論議をいただいた上で決定をさせていただきたい。これは庁舎問題であります。

それから、副都心という位置付けをいたしておりますので、議員さんが御指摘のように普通のサービスセンターでいいのか、となれば、そうはまいらんと私も思っております。より機能が充実した、少なくとも都心に対する副都心という位置付けからいたしまして、いろんな事務をこれから検討させていただきたいと答弁をいたしております。やはり副都心にふさわしい機能は備えていかなければならない、これは御指摘のとおりおもっております。そういう方向での検討はしてまいりたいと思っております。

- 25番(天堀 博君) 石尾中学校云々は、これは私も言っておりますようにうわさというか、私自身も知らなかったんです。しかし、それだけにホラと言うてぐあい悪いんなら、ロマンをあなたはいろいろ言われる。それに対して期待もされるんです。だから、そういうことも出てくると思っているんです。良し悪しは別にしてね。そういうふうに期待をしているわけですから、今、市長が言われるように副都心にふさわしい規模と体制が必要です。トップの市長が言われているのですから、企画もちまましたことを考えずにやっていただきたい。市長に太鼓判を押してもらいたんですから、もっと高い見地で取り組んでいただけるということが約束できたと思いますので、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○

- 議長(竹下義章君) 終わりました。次に、28番・猪尾伸子君。

(28番・猪尾伸子君登壇)

- 28番(猪尾伸子君) 28番・猪尾伸子です。通告順に従い、質問をいたします。

まず最初に、市内循環の福祉バスについてお伺いをいたします。

本市は市域の広さに比べ、主な公共施設が市の北部に偏っているという状況にあって、交通網も十分に整備されているとは言い難く、地域によってはバスを乗り換え、乗り継がないといけない。そのバスの運行本数も地域によっては非常に少ないなど、高齢者や障害者あるいは小さな子供を抱える人たちにとって大変不便であるという状況があります。こういう状況を踏まえ、1つは、特に高齢者、障害者の利便を図るため、市内の公共施設を回る福祉バスの運行が必要だと考えますが、いかがお考えか、市の考え方をお聞かせください。

2つ目には、福祉会館の利用が年々、増加しているとお聞きしています。現在の利用状況、対応の状況などをお聞かせ願いたいと思います。

3つ目には、今後も福祉会館の利用が増えることが予想されますけれども、今の会館のみで市民の要求にこたえることができるのかどうか。市は、この点についてどうお考えか、お聞き

をしたいと思います。

次に、大きな2つ目としまして、中央丘陵の公益施設設置計画の内容と現段階での進捗状況についてお伺いをいたします。

この問題については、これまでも再三、お聞きをしてきましたが、今回、私は選挙戦を通じてこれまで以上に市民の皆さんの声に接する機会を得、この問題についての市民の関心の高さ、期待の大きさを改めて感じさせられました。

泉北高速鉄道の延伸工事が始まっています。和泉市の副都心と位置付けられるこの町にかなる施設をつくってくれるのか、いつできるのか。市民のこういう疑問、知りたいという気持ちは当然だと思います。それを反映するようにさまざまなうわさや憶測が飛び交っています。豊かな緑を手放し、鳥のさえずりや竹林をわたる風の音を失っても、そこに生まれるであろう新しい別の豊かさ、文化の香りや行政サービスが身近で受けられる便利さ、交通不便の解消などへの期待があればこそ、市民はこの大規模な開発に協力し、工事中の砂ぼこりや交通渋滞にも我慢をしているのではないのでしょうか。市民は、市がこの開発に対して力を入れ、おカネもかけておくれた福祉行政や文化行政、市民サービスの向上を図ってほしいと願っています。こうした市民の願いをしっかりと受けとめる立場から、次の点についてお答えを願いたいと思います。

前回までの質問に対しまして、市長を委員長とする計画委員会と専門委員会で各課から出された要望をまとめ、煮詰めて市としての案をまとめる。シビックセンターについては、市だけでなく公団や学識経験者も入れて整備委員会を発足させ、ここで検討する、との回答をいただいてきました。将来の社会情勢の変動も考慮し、将来を見通した計画策定をする、とのお言葉もいただけてまいりました。

こういうこれまでの経過を踏まえ、それ以後、各委員会が何回開かれ、どういう検討をしてこられたのか。計画委員会や専門委員会で市の案をどの程度まで煮詰めてこられたのか。それは、具体的な設備の個々についての検討まで及んでいるのか。あるいは市としての長期的なビジョンを持つに至っているのか。具体的な施設の見通しはいつごろになれば持てるのか。この点についてお答えを願いたいと思います。

以上、2つの点についてお聞きをいたします。答弁によりましては自席からの再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 福祉事務所次長（松尾 守君） ただいまの猪尾議員さんからの福祉バスの運行等につきまして、福祉会館松尾からお答え申し上げます。御質問の市内を循環する福祉バスの運行につき

ましては、いわゆる福祉バスと限定されたものとは思っておりませんが、若干、その趣を異にするところがございますが、福祉会館も含まれておるという解釈のもとで、私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

先生が御承知のとおり、本市内におきましては、公共の輸送機関の1つといたしまして、私営の路線バスが運行されております。お尋ねの市内循環バス、これは多分無料になると思っておりますが、それを運行することになりますと、いわゆる私鉄バスとの間に競合する問題が生じてまいり、かかる問題の調整は、極めて多難であると考えております。

一方、御指摘のように本市の広範な市域を有しておりますことから、仮にバスの運行を実施するといたしましても、複数の車両が必要かと考えるところがございます。この実施に当たりましては新たに必要の人材の確保、また、これに伴う財政上の問題など、これらを満たすための諸条件は極めて厳しい状況でございますので、市内循環バスの運行につきましては、実施が困難であると考えているところがございます。

次に、福祉会館の利用状況等でございますが、指数だけ申し上げますと、昭和63年を100とした場合平成3年度末で167%、約7割近い利用の増加がございます。

それから、福祉会館は、おかげをもちましてこの10月で6年目を迎えることができました。その間、施設利用の促進を図るための方策といたしまして、当然のことながら、PRに努めてまいりました。また、利用者からの多様なニーズにおこたえするため、いわゆるカルチャーを中心とした事業の拡大、推進を図ってまいったところがございます。しかしながら、この事業の積極的な推進によりまして、年々、利用者が増大してまいり、今後もこの傾向が見込まれるところがございます。限られたスペースをいかに有効に活用するかが、現在、当施設の課題となっておりますが、今後の利用推移を見ながら、創意を持って事業運営を図ってまいりたいと考えてございます。

3点目でございますが、福祉会館の新設の件でございます。現在の福祉会館の利用状況から推測いたしますと、さらに、同様の施設の必要性も考えられるところがございますが、この設置につきましては、用地確保や財源の問題など非常に難しい問題がございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 施策推進室長（辻井正昭君） 中央丘陵の公益施設の設置計画の内容と進捗状況について、施策推進室参事辻井より御答弁を申し上げます。

和泉中央丘陵トリヴェール和泉約370haの中での新住宅市街地開発法に基づく公益施設設置

計画につきましては、小中学校及び幼稚園並びに保育園設置計画を定めております。既に御承知のとおり北部ブロックには、いぶき野小学校、北池田中学校及び北松尾保育園が本年4月より開校、開園いたしております。今後、東部ブロックの開発に伴い順次、建設される予定でございます。

また、その他の公益施設につきましては、老人集会所につきましては、各小学校区に1カ所の設置計画で、一定の用地を確保するよう住宅・都市整備公団と約束を交わしております。町の成熟とともに運営管理体制ができた時点で、和泉市において大阪府の補助を仰ぎながら建設されるものと思われま。

また、自治会館、すなわち地元住民の集会施設につきましては、住都公団が建設する賃貸住宅及び建物付き住宅については、一定の規模によって自治会館を建設することになっております。分譲宅地については、新住法上は建設できないこととなっておりますが、公団と折衝中で一定の用地を確保することになっております。今後、新規に居住されさる方々で市の補助制度等を活用されながら建設されることになろうかと存じます。

シビックセンターでの公益施設につきましては、前回の議会でも御答弁いたしましたように、それぞれ関係各課より要望をいただいておりますが、現在、延伸される和泉中央駅周辺の整備計画構想を検討中であり、この計画構想に基づき、今後の方針を定めてまいりたく存じます。

いずれにしても、和泉市の副都心としての整備が必要かと存じますが、市の財政的な問題、また、既に開発された先進各都市のニュータウンの状況などからいたしましても、一定の町の成熟度によって段階的に整備されているのが実態でございます。本市といたしましても、今後、町の成熟の推移を見ながら段階的に計画を立ててまいりたく存じますので、よろしく御理解を賜りたいとお願い申し上げます。

○ 28番（猪尾伸子君） それでは、福祉循環バスの問題から再度、お聞きをしていきたいと思っております。

今、いろいろ市の側の実施困難な状況や条件をお聞きいたしましたけれども、市民の側が施設を利用する上での困難や、それを何とかしてほしいという市民の声は聞いておられると思います。福祉循環バスの実施を求めて8,000名以上の署名が既に市に提出をされていると聞いております。この署名は、高齢の方が暑いときにも街頭に出て署名集めをされたようにお聞きをしております。市内の広い地域からこの署名に対して賛同が寄せられ、その実現を願う手紙も寄せられています。

私も今、ここに光明台の方からの手紙を持っているんですけど、この手紙によりますと、署



名に対する感謝と同時に、光明台地域も福祉施設から大変遠隔地であり、交通の便が悪いこともあって施設の利用は皆無です。この署名の趣旨によるバスの運行を地域の皆さんが実現を希望しています。署名簿を送りますので、何とか実現に向けてよろしく、という内容が書かれています。市としては、こういう市民の要望を実現する声をどのように受けとめておられるのでしょうか。

○ 福祉事務所次長（松尾 守君） 福祉循環バスの運行問題に係る署名の出ていることにつきましては、私も十分承知をしております。ただ、先ほど申し上げましたように、本市内では、公共の輸送機関である南海バスが運行されているというところまでございまして、それとの競合問題が出てくるということで非常に難しいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○ 28番（猪尾伸子君） 今の状況が大前提にあって、それで困難だということで、今の状況を変えようとする姿勢に立つ限り、それは何の打開にもならないと思うんです。困難があっても、それを市民の立場に立って1つずつ時間をかけても実現しようという方向で取り組むのかどうか。市の姿勢によってその問題がどれだけ短期間に、あるいは時間がかかっても打開される方向になっていくことになると思えます。お隣の高石市では、この福祉循環バスを走らせる方向で、市が600万円の調査研究費を付けたというように聞いています。まず、調査研究し、この困難をどういう方法で打開をしようという姿勢を持つことがまず、第一歩ではないかと思えます。

今後の高齢化社会に向けて福祉のゴールドプランとも関係のある内容だと思えます。いろんな高齢化社会に向けての市の計画の中で、高齢者が地域で本当に豊かな老後を送る、いつまでも生き生きと社会参加ができるためには、高齢者が利用しやすい施設を身近なところにつくっていくことが欠くべからざる条件だと考えます。高齢化社会に向けての施設を増やしていく市の取り組みについて、これは今年、来年という短期には実現しないとは思いますが、長期的にどのように計画を持とうとされているのか。その点についてはいかがでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） 1点、2点につきまして、総合的に考えまして私からお答え申し上げたいと存じます。

1点目の福祉バスの運行につきましては、先ほど、原課から申し上げましたように、和泉市には市営バスがないわけですから、南海に無理を言って公共交通機関的な役割を果たしてもらわんと困るということで、下駄を預けさせて御協力をいただいております。将来的には、この谷を越えて巡回バスを走らせていただくことについて南海に申し入れをし、今後の協議ということに相なっているわけでございます。

御案内のとおり、松尾谷、池田・横山谷という2つの谷がある本市の地形上、そうした谷を横断する巡回バス、これは当然、中央丘陵ができていく中でのことでもございますし、あるいは府中駅前再開発が進んでいく中で相互に乗り入れをしていく、こういう拠点を設定しての巡回バスを私が考え、南海に申し入れをしている点がございます。

ただ、福祉バスとなりますと、先ほどから申し上げておりますように、南海との競合の問題あるいは地形的な面から来る対象者の特定の難しさ、お年寄りや障害者を基本に考えなければならぬとは思いますが、どの地区にどう回して、となりますと、言うは易いのですが、地域的になかなか巡回する点に難しさがあるわけでございます。

ただ、御利用しやすい、あるいは2点目で御質問がございましたように、遠い山間部から府中の福祉会館まで来ることの不便さというものは、私たちはよく理解をするところでございます。福祉会館が1つでいいとは思っておりません。したがって、山間部の方々が御利用する1つの拠点として、副都心に位置付けをいたしております中央丘陵の中に何とか複合的な機能を持つものを、これは2点目の答弁ですが、具体的にはまだ検討中でございますが、私の構想としては、やはり文化と福祉をはめ込んだ複合的な機能を持った公益的な施設をぜひつくらせていただき、山間部の方々も府中まで来るのが遠くて大変なわけですから、市バスはよう回しませんが、御利用いただく核をつくらせていただくことによって、足の便を考えていかなければならないと考えております。

1点目、2点目を総括しての答弁としては、文化的あるいは福祉的なものはぜひつくらせていただきたい。単独の福祉会館あるいは文化会館、婦人会館は難しゅうございますので、複合的な機能を持った施設をぜひ中央丘陵の中につくらせていただき、御利用に供せられるように持っていきたい。これはまだ私の構想段階でございます。まだまだ煮詰めをしていかなければなりません。いろんな公益施設の中でも、とりわけ、この点を考えて検討をしていくことになるという、これだけはひとつ御答弁を申し上げておきたいと存じます。

以上、1点目と2点目に関連することでございますので、お答えさせていただきたいと思っております。

○ 28番(猪尾伸子君) ただいまの市長の答弁では、南海バスと市内循環のバスを走らせるという方向で協議中だということです。これは新たな市のお考えを示していただいたということで、私どもも希望が持てる対応だと思います。本当にそれが実現するという方向で市民の利便を図り、そして、特にお年寄りとか障害者の方たちにとって暮らしやすい和泉市にしていくという方向で、実現に向けぜひ強い姿勢で臨んでいただきたいと思っております。

ただ、私どもが提唱しています福祉循環バスとの違いは、かなり有料で市民の負担の問題が

どうしても残ると思います。この問題については、障害者、低所得者の一定の基準を設けてでも福祉循環バスに対する料金の助成をしていくとかの制度の創設も、今後に向けて検討していただきたいと思います。

それと、中央丘陵の中に複合的な機能を持たせた福祉会館あるいは文化会館的な施設をぜひつくっていきたい、というお考えに対しても、大きな2点目の中央丘陵の公益施設の問題の中できちんと位置付けをし、本当に市民が望んでいるような内容にしていくよう、市民の声も十分に取り入れた形での計画を推進していただきたいと思います。

引き続いて、中央丘陵の問題ですが、先ほどの御答弁の中で老人集会所あるいは地域の自治会館の用地の確保について、一定、公団との約束ができていくという御答弁がありました。それとすぐにできるというような見通しではなく、町が成熟した段階で府の補助金を、というような関係でして、まだまだこれも先の長い話だという印象を受けます。自治会館にしても公団がつくってくれるところは別として、1戸建ての住宅のところでは、新しく住む人たちが自力で建てなければならない、みずから資金計画を持たなければならないという大変厳しい内容だと考えるわけです。

どういう施設をつくるにしても、当然、財源問題はあるんですが、副都心の位置付けで新たな町づくりをしていく上では、最低限、必要な施設は何かということです。図書館など複合的な文化的な施設とか支所的なもの、あるいはこれまで原課から出ているものを集約すると言っていますが、具体的な内容については出てきていないわけです。昨日、たまたま市民の方に、明日、こういう内容で質問をするんだ、と言いましたら、「文化施設はもうできるんですね」と念を押すような聞き方をされるんです。「いや、まだ何も出てないよ」と言いましたら、「いつ、できるんですか」と非常な期待を持っているわけです。

財源問題については、今、私もどうこういう資料は持ってありませんけれども、それらの施設について市がどれだけのおカネをかけていくのか、その発想をどれだけ持っているかという点で何か弱いような気がするんです。これまでの市長さんの御答弁でも、どれだけ公団に持ってもらえるか、公団との折衝があるから、ということです。やはり公団に頼れる範囲で、あるいは市が何とか補助金で賄える範囲で、というようなことがかなり大きなウエートを占めており、市として本当にこういう大きなものをつくるんだ。それは1年、2年の間でなくても、5年、10年かけてつくるその資金については、基金なども含めてこういう段取りでこういう計画を持つんだ、ということを明らかにしていただければ市民としても納得できるし、希望も出てくると思うんです。庁舎問題に関しては、基金とか市議会の特別委員会なども含めて非常に段取りよく進んでいるという印象を受けているんです。長いスタンスで考えなければならない問

題もありますが、検討の途中経過も含めその都度、市民に内容を明らかにしていただきたいと考えております。

この中央丘陵の中で福祉的な複合施設はつくる方向で考える、という御答弁がありました。サービスセンターとか老人ホームとかができるらしい、という話がある会合で出されたということを聞いたんですが、そういうことは具体的にあるのでしょうか。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 福祉関係のことですので、私の方から答弁させていただきます。

中央丘陵の中での老人ホームの建設については、現在のところ、計画はございません。サービスセンターにつきましては、市長が答弁をいたしました福祉会館の中で老人センター的なものができれば、それに併設したサービスセンターについては、合わせて検討していきたいという考えを持っております。

- 28番（猪尾伸子君） 前向きに取り組んでいただくのは大変結構なんです。こういう問題についても、何かいまにもできるような話が飛び交うということは、やはり先ほどの天堀議員の質問の中にもありましたけれども、市が具体的なことを何も出さない中、市民は、自分たちの希望的観測も含めいろんなうわさがどんどん出てきており、ひとり歩きをしているものもあるんです。

ところが、老人ホームやサービスセンターの話というのは、ある集会の中で言われたということで、単なるうわさとは少し性格が違うようにも思います。その点では、一応、市民にきちんとした形で出せるものは順次出していただき、市民が正しい情報を持ち、その過程で市民の意見がきちんと反映できるような内容にする機会もつくってほしいと思います。これはつくってしまうや、という最終案をいきなり市民に出すのではなく、こういう構想を持っているので、その中で市民の皆さんの意見を聞く機会もこういう形で持っていきましょう、ということでも進めていただきたいと思います。そういう点では、まだまだ本当に中央丘陵全体を考えたら、長い計画ですが、その都度、市民の声を反映させる形、市民に具体的な内容も含めて早く情報を明らかにしていく姿勢をぜひ持っていただきたい。この点について、今後もお聞きをしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

- 議長（竹下義章君） 終わりました。ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。  
（午前11時45分休憩）

(午後1時00分再開)

○ 議長(竹下義章君) それでは、ただいまより午後の会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。次に、18番・赤阪和見君。

(18番・赤阪和見君登壇) 18番・赤阪和見です。今回の質問は、さきの市議会議員選挙を通じて市民の皆様方から行政に対しての疑問や質問の声を数多く聞きましたし、私も一議員として今後、取り組んでいかなければならない問題点を提起しながら対話を重ねてまいりましたので、その中から質問をさせていただきます。

1番目は、骨髄バンク登録者による骨髄提供者の特別休暇制度についてでございます。

白血病の再生不良性貧血等は難病として昔は有効な治療法もなく、治りにくい病気でありましたが、血液のがんと言われているこの病気も、最近では、骨髄移植という治療によって健康を回復する画期的な方法であります。しかしこれは、HLA検査で患者と提供者が適合することが前提条件でありまして、HLAの適合する確率は兄弟姉妹で4分の1であると言われておりますが、他人同士の場合5,000人で1人、1万人で1人とも言われております。これは移植提供者が多いほどのHLAが適合する確率がより高くなるわけでありまして。ある計算では、5万人の登録提供者で82%、10万人の登録提供者で90%の適合が可能であるとも言われております。

現在、ドナー登録者は1万3,000人程度であり、5年後には10万人の提供者登録を目指して骨髄移植推進財団が一生懸命に取り組んでいるところでありますが、骨髄幹細胞を提供するためには検査・入院で5～7日間が必要なため、どうしても仕事を休まなければならないことが提供者にとって悩みとなっております。

私は、人の命を守り育てるこの骨髄バンク制度の充実のため、和泉市においても市職員並びに関係者で提供者が検査・入院する期間を特別休暇で職務上の便宜を図ることを提案いたしますが、その点いかがでしょうか。また、市職員、関係者で何名ぐらいの提供者登録をしているのか、つかんでおればお答えください。

2番目に、本市のエイズ対策についてお伺いをいたします。

厚生省は20日、エイズ感染の拡大防止を目指すため、エイズストップ作戦本部を省内に設置し、民間企業や地方自治体との予防キャンペーンにも本格的に乗り出す、との報道がありました。また、WHOの調査では、毎年のごとく世界的にエイズ患者、感染者数が増加の一途をたどっていますが、表に出てくる数よりも、潜在的感染者数が問題であるとも言われております。エイズの原因であるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した人々は、世界で有に1,000万人を超えとも予想され、世界人口の500人に1人の割合になってしまうわけでありまして。

エイズ後進国と言われてきた日本においても、厚生省のサーベランス委員会が8月末まで

に集計したところによりますと、HIV感染者は2,369人、患者数は497人であります。また、日本で90年1年間に届けられたHIV感染者数は97人でしたが、昨年91年の感染者数は238人と1年間で一挙に2.5倍に跳ね上がっているわけであります。そのようにエイズ問題は、知る、知らないを問わず、私たちの身近に確実に忍び寄ってきていることは現実であります。

エイズ対策は国際的にも最も重要な問題であり、ハード面、ソフト面において、国、府が中心となって全般的な対策を確立していくであります。しかし、私は市民生活を守り、心豊かな生活を目指す市行政の責任の上において、次の点についてお伺いいたします。

1点目に、市内病院におけるエイズ対策のあり方はどうか。

2点目に、学校教育現場におけるエイズ理解、予防教育のあり方はどうか。

3点目に、市民を対象とした正しい知識の普及を市としてどのようにするのか。

4点目に、官民一体となった予防対策の充実をどうするのか。

5点目に、患者及び感染者を含めた正確な実態の掌握とプライバシー保護をどのように考えているのか。

以上の点についてお伺いをいたします。

次に3点目、公園施設充実と管理についてであります。

以前の定例会でも取り上げましたが、公園には、トイレ、手洗い場が必要であると何回となく主張してまいりました。最近の新聞報道によりますと、公園、学校の砂場が大腸菌群によって汚染され非常に危険であり、砂いじりの後は十分に手を洗うように注意されていますが、その手を洗う場所がない。これこそ、公園設置者の責任ではないでしょうか。現在、市内の公園で砂場の設置数並びにトイレ、水場のある公園は何カ所であり、ないところは何カ所であるか、ランク別にお答え願いたいと思います。また、トイレ、手洗い場の設置計画はあるのかないのか、お伺いいたします。

次に、市街化調整区域の公園設置については、前回は質問をいたしました。松尾寺公園のほか小さな公園が身近にない。子供が安心して遊べるところが皆無であります。この公園設置について、面積、人口、距離等を考え、市民が平等に行政の恩恵を受けられる施策をとるべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、以前より課題であります墓地公園構想は、現在、どのようになっているでしょうか。市民の中でいますぐにでも墓地を必要とする人は何基ぐらいあり、近い将来、要するという見込みの人は何基ぐらいあると思われるか。また、市内に公設、私設、部落有その他合わせて何基の墓地があるのか、わかればお答え願いたいと思います。

4点目、小型合併浄化槽設置助成と今後の問題点であります。

大阪府下で初めて小型合併浄化槽設置助成が本年より和泉市で実施されたことは、市長並びに関係部局の皆様方の熱意のたまものと深く、深く敬意と感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。また、大変御苦勞様でございました。

さて、質問に入りますが、当市における生活排水処理基本計画が策定されていると思います。その中で処理形態別人口の推移をお答え願いたいと思います。合わせて生活排水の処理形態別内訳表と施設整備計画表をお願いいたします。

次に、農業振興地域は、本市のどの区域かお答え願いたいと思います。

また、本市で都市郊外、自然公園地区、山間集落等と言われる区域はどの町村であるか、お答え願いたいと思います。また、水源の取水をしている地区はどこかもお願いたします。

次に、下水道の維持管理を行う下水道法で定める有資格者がいるのかどうかもお願いたします。

和泉市内に小型合併処理浄化槽が何基設置されているかも併せてお答え願います。

また、小型合併処理浄化槽設置に関し投資効果はどのようなものか、感じる点があれば、すべてお答え願いたいと思います。

5番目、最後の分別収集実態とごみ減量対策についてであります。一昨日、昨日の10月20日、21日の日程で「第3回全国リサイクルの日シンポジウム」が東京・青梅市で開かれました。私も休会を利用して参加してまいりましたが、内容的にも、本市で審議に入っているごみ減量等推進審議会に生かしていきたいと思っておりますので、この項目は今回、留保いたします。

以上、多岐にわたりましたので簡潔にお答え願ひ、再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 市長公室次長（石本博信君） 骨髓バンク登録者となった職員に患者への骨髓移植に際して特別休暇の付与に関し、人事課石本よりお答えいたします。

市職員は、職務遂行のため全力を挙げて職務に専念する義務を負うものでございますが、一定の事由のもとにその職務を免除する休暇制度がございます。この休暇制度についてですが、これらの職員の勤務条件につきましては、法律上、国や他の地方公共団体との均衡を失しないよう定めるべきものとされております。

御指摘の特別休暇制度は、現在のところ、国や府下各市では制度化されていないのが実情でございます。しかしながら、先生から御指摘をいただいておりますように、白血病などの疾患の治療に骨髓を患者に移植することが、医学的に極めて重要な意味を持つものである以上、そのために3日から5日ぐらいの入院期間が必要と聞いておりますが、この期間について特別休暇を付与することは、現在のところ、制度上では困難なものの、緊急を要する輸血などケース

によっては、職務専念の免除という方法も可能だろうと考えるところでございまして、今後、人命尊重という立場からさらに検討を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、登録者数については、現在、つかんでおりません。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、和泉市のエイズ対策につきまして、健康課池辺より御答弁させていただきます。

1981年、アメリカで初めてエイズ患者が発見されて以来、エイズの蔓延は、欧米及びアジア諸国を初め世界的に深刻な状況にあります。わが国でも昭和60年3月に確認され、9月23日の新聞報道によりますと、今年8月22日までに厚生省のエイズサーベイランス委員会で確認された患者、感染者数は879人（血液製剤による者を除く）とされ、特に最近は、異性間の性的接触で感染した人が急増していることが報告されております。

先生御指摘の本市の市内病院におけるエイズ対策のあり方でございますが、まず、大阪府の医療対策整備について、平成元年度より大阪府医師会に委託してエイズの医療体制に関する調査研究、増加する患者及び感染者が安心して医療が受けられる医療機関を確保するための方策の検討等を行っているところでございます。

次に、2点目は学校教育に関係があると思っておりますので、3点目の市民を対象とした正しい知識の普及でございますが、本市は和泉保健所と連携を保ちながら、エイズについての正しい知識の普及と啓発について、7月10日、サティーで開催いたしました暮らしと健康づくりキャンペーン、10月18日、保健センターで開催いたしました市民健康まつりにおいてエイズの正しい知識についてのパンフレットの配布、また、相談指導体制の整備として、保健所において一般的なエイズに関する相談問い合わせの対応、検査体制の整備といたしまして、府立万代診療所で月曜日から土曜日、保健所においてプライバシーに配慮しながら、希望者に対して匿名により迅速かつ安心して受けられるよう、毎週月曜日に血液検査を実施しております。

今後もエイズ対策の推進につきましては、保健所と連携を保ちながら、市民の1人ひとりが正しい知識を持ってエイズに関する感染予防に努めることが最も重要なことであり、今後も市政だより、また今月29日、サティーで開催されます薬剤師会主催の健康展、献血運動、31日、保健センターでの歯の市民健康展など、今後、開催されますイベント等において、パンフレット配布などによる積極的な啓発普及活動に努めてまいりたいと思っております。

次に、4点目の官民一体となった予防対策の充実でございますが、12月1日は世界エイズデーということで、大阪府におきましてもエイズ予防週間が設けられております。これにつきま



しては、府、市及び地区の医師会、衛生婦人奉仕会、性病予防協力員等と連携を取りながらポスター、リーフレットの配布を行い、地域住民に対してエイズ予防の正しい地域の指導、助言を行うこととなっております。

主な重点目標といたしまして、地域に密着したきめ細かい啓発普及活動を積極的に推進する。エイズ感染に不安を持つ人に対する相談や、エイズ感染を心配される人に対して血液検査等を実施する。エイズ患者、感染者の人権に十分配慮し啓発普及活動に努める、という項目で、駅前や商店街等市民の往来の多いところで街頭キャンペーンを実施し、予防対策の充実を図ってまいりたいと思います。

5点目の患者及び感染者を含めた正確な実態の掌握とプライバシー保護をどのように考えるか、という点でございますが、保健所等で確認されております患者及び感染者数は、医師より大阪府に報告をいたしまして、大阪府より厚生省に実態報告を行い、プライバシーを配慮しながら、厚生省のエイズサーベイランス委員会を通じて患者数及び感染者数の報告を行っております。

プライバシー保護に関しましては、エイズ予防に関する法律第14条によりまして、医師並びに事務に従事した職員は秘密を漏らしてはいけない、という項目がございまして、プライバシーの保護に努めているところであります。

以上、よろしく願いいたします。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 指導部長（木村吉男君） 学校教育現場におけるエイズ理解と予防教育のあり方につきまして、指導部木村より御答弁申し上げます。

エイズの感染ルートといたしまして、3つの経路があると言われております。その中で主として性行動と大きくかかわるということから、性に関する課題として、わが国におきましても大きな社会問題になってまいりました。エイズ教育という面からは、特に高等学校における性に関する指導という観点から、健康教育に位置付けてその取り組みが考えられております。府教育委員会に問い合わせましたところ、文部省が作成した高校生向けのエイズパンフレットにつきまして、府の教育委員会段階では、今後の活用について検討するというところでございました。

市行政といたしましては、平成5年度より使用します新しく改定された教科書でございますが、中学校保健体育の教科書の中に、「病原体から身体を守る働き」という単元がありますが、その中にエイズについての記述があります。性に関する指導、血友病患者の薬剤エイズ被害と合わせまして、エイズが人間の生命にかかわる問題であるということを見据えまして、正しい

知識を身に付けさせ、そして、差別、偏見を持たせないということに十分留意をしながら、その指導についての徹底を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 公園施設の充実と管理について、1点目と2点目を合わせてまして、公園課田中が御答弁いたします。

まず1点目、和泉市内における公園内でのトイレ、砂場、手洗い場の現状について御答弁いたします。現在、市の管理公園は、市内144ございます。管理実態としては、財団法人和泉市公園緑化協会に委託し、公園内での遊具の管理、樹木の管理、また、砂場の砂の必要量の管理をいたしております。

また、144公園のうちの施設状況ですが、砂場の設置は、児童公園85、近隣公園5、総合公園1、緑地ゼロ、計91。水道設置状況ですが、児童公園29、近隣公園8、総合公園1、緑地1、計39。砂場と水道を併用しているところにつきましては、児童公園23、近隣公園5、総合公園1、緑地ゼロ、計29。

トイレの設置状況ですが、児童公園1、近隣公園4、総合公園2、緑地1、計8でございます。

砂場と水道施設を併用している公園については、29公園ございます。62公園については、水道施設が未整備の現状にあります。

御指摘のトイレ、手洗いの設置については財源上の問題、また、公園の設置状況も勘案しながら、今後、検討いたしたく存じますので、御理解のほどをお願いいたします。

次に、調整区域内での公園整備の状況でございますが、以前の6月議会でも御答弁いたしましたとおり、民間開発で設置した児童公園も含め市街化区域内で開設している公園は140公園、調整区域内で4公園であります。その中でも民間開発で生み出された公園が大部分であり、公園整備をするに当たっては、国、府の補助金を仰ぎながら整備を行っているのが現状でございます。

ただ、市としては、一定の必要性の認識はいたしております。これらを合わせて現在、大阪府に各市の状況、また、本市周辺の市町村に対して考え方を問い合わせしておりますが、非常におくれているのが現状にあるように聞いております。今後、先進都市の視察も含め一定の考え方を整理いたしたく考えておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） 墓地公園の考え方につきまして、環境整備課西垣よりお答え

させていただきます。

近年、宅地開発が著しく、急激な人口の増加、高齢化社会に伴い、現在、既に墓地の供給不足が深刻化している状態につきまして、一致した認識を持ってございます。恵まれた本市の自然環境と緑のオープンスペースを十分に生かし、公園としての機能を兼ね備えた墓地公園の設置という考え方のもとに長年の懸案としていただいております。

具体的な設置計画となりますと、将来の長期の墓地需要に対応でき得る広さとして、10ha以上の料地を確保することで5,000以上のえい地が区画できるものと思われまます。しかし、緑地系統の一環としての位置付け、都市計画法等の関係法令も考え合わせますと、市街地の進行などにより当用地の確保はますます困難な状況の中、設置場所の候補地選びには相当苦慮し、決定については、大きな問題となるところでございます。十分な調査検討の上鋭意努力してまいり所存でありますので、今後、議員皆様方の御協力、お力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、墓地の必要数でございますが、平成元年度に市設墓苑を公募いたしましたとき、応募されてございます数値を参考に申し上げます。115名でございます。これにつきましては、一定の条件を付してございますので、もう少しの方がいらっしゃるかと考えてございます。

なお、市内の墓苑数につきましては、約2万5,000えい地と考えてございます。

続きまして、合併処理浄化槽設置整備事業に関連をいたしましてお答えをさせていただきます。

まず、この事業の実施に当たり策定いたしました和泉市生活排水処理基準計画の内容につきまして数点の御質問がございましたが、この計画は、平成13年度を目標年次といたしまして策定したもので、中間目標年次を設けておらず、基本的には5年ごとに、あるいは諸条件に大きな変動があった場合には、計画内容の見直しを行うことといたしてございます。

その中の処理形態人口は、目標年次の平成13年度では、行政区内人口を17万5,867人と想定し、その中で水洗化、生活雑排水処理人口を45.6%の8万2,155人と想定してございます。

次に、生活排水の処理形態別内訳としましては、各種の処理メニューがございまして、基本計画の中では、コミュニティープラント及び農業集落排水処理施設は、基本的には採用しないこととしており、公共下水道と合併処理浄化槽による処理についての目標を定めております。13年度では、下水道5万8,462人、合併処理浄化槽2万1,753人の処理を目指し、このほか単独処理浄化槽等非水洗化人口を掲げてございます。

施設整備計画表については、ただいま申し上げましたように生活雑排水については、下水道

と合併処理浄化槽を想定しておりますので、これ以外の諸設備計画はなく、合併処理浄化槽については、下水道の全体処理計画区域である南横山地区を中心に整備していく予定でございます。下水道については、合併処理浄化槽設置整備事業対策地域以外の区域のうち、700.69haで推進していく計画としてございます。

次に、水源地でございますが、私の事業からの観点から申し上げますと、父鬼については父鬼の浄水場、その他の地区につきましては春木川を除き槇尾川に流れ、光明池で一たん受水され、その光明池から和田浄水場で受水されているのが現状でございます。

続きまして、合併処理浄化槽が何基設置されているのか、ということでございますが、平成3年度末で128基でございます。和泉保健所の資料をもとに御報告させていただいております。それと、最後になりますが、投資効果等の問題でございます。まず、基本的にその特徴なり利点を申し上げたいと思います。まず、1点目として、処理性能が高い。2点目として、設置費用が比較的安い。3点目として、設置期間が短い。4点目として、設置面積が小さくて済む。5点目、地域環境改善に効果的である、などの点が考えられると思います。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 産業部次長（松林 保君） 農業振興地域につきましては、農林課松林よりお答え申し上げます。

農業振興地域は、市街化調整区域より森林地域並びに信太山演習場を除く地域で、また、一部森林地域と重複する地域もありますが、面積3,635haであります。それを農業振興地域としております。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 企画調整部次長（今村堅太郎君） 都市郊外あるいは自然公園地区、山間集落等はどこか、という件につきまして、企画室今村からお答えいたします。

お尋ねの点につきましては、都市計画法上定義付けされた地域指定地区ということではございませんので、具体的にどの地域を指すのか、ということにつきましては非常に難しいわけですが、一般的な意味合いから申し上げますと、都市郊外ということになりますれば、市街地を外れた区域ということで少々広くなるかと思われま。また、自然公園地区ということでは、本市の槇尾山の一部に国立公園ということ指定がござい。また、山間集落となりますと、少々山深いところを指すのかと思われま。

そういったことからいたしますと、本市の総合計画では5つのゾーンということに色分けを

しておりますが、その一番南側、保全ゾーンの一部が、こういった地域に該当するのではないかと考えます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 下水道総務課長（中野裕幸君） 下水道の維持管理を行う下水道法で定める有資格者がいるのかどうか、につきまして、下水道総務課中野からお答えいたします。

下水道法第22条第2項により公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項について、政令で定める資格者でないとこれを行わせてはならない、と規定しております。政令で定める事項というのは、処理施設またはポンプ施設の維持管理でございます。

なお、本市の公共下水道は、下水を排除する排水管、排水きょその他の排水施設のみであり、処理施設やポンプ施設は現在のところありませんので、資格者を必要としておりません。

以上でございます。

○ 18番（赤阪和見君） 1つずつお願いいたします。

骨髓バンク登録者の件ですが、全国的に今年からバンク登録制度が実施されまして、まだ日も浅いわけでありまして。しかし、非常に難病中の難病と言われ、また、血液のがんとも言われていますが、移植によってそれが克服できるという、白血病患者または再生不良性貧血の子供さんたちにとって大きな朗報となっております。

その点で骨髓バンク登録者に対する特別休暇制度は、府下云々と言われましたが、今や全国的に見て広島、茨城の両県が職務専念を免除する、という新聞報道もございました。その点では、大阪府がしても、これは大阪府の行政の問題であります。高石市がやられても、それは高石市の問題であります。府下全体をながめるといっても、人の命の大切さ、そして、市職員並びに公共の公僕である私たちが、そういう形で協力したいという崇高な精神を市としてどのように位置付けていくのか。これは他市が云々という問題ではないと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○ 市長公室次長（石本博信君） 広島、茨城は職免ということのようでございますが、お答えいたしましたのは、そういう制度として有給休暇ということでございますので、各市の状況等を見ていかなければならないという面はあると思いますが、現行制度の中では、職務専念の免除という方途もございますので、そういった面から考えていきたいと思っております。

○ 18番（赤阪和見君） しっかりした後ろ盾の制度をつくってこそ、職員が安心して登録とかができるという形なんですね。献血の車が前へ来ます。また、府中駅前へ来ます。そのとき、庁内放送で「ただいま来ています」とやられるわけでしょう。上司の許可を得て行っているの

かどうか、言わず語らずの中に行くという動作は非常に崇高なことです。職務の面から言えば、はっきりしてないわけですね、違いますか。許可を与えているとか与えていないという問題は二の次であり、市の制度としてそういうことをしているんだから、市職員の皆さんの中で行ける人は行きなさい、ということでしょう。しかし、そこでは、人事関係で職務を免除するという方向は今まで聞いたことがありません。言わず語らずの中にボランティア精神またはその崇高な精神を助けるという意味であります。

しかし、今回の場合は、3日から1週間の入院が必要です。この間、東京で骨髄を取った云々ではなく、その過程の中で死亡事故が起きました。それほど全身麻酔という危険を伴うことであっても、1人の命を助けていこうという気持ちの中でやられるこれらの制度について、しっかりと市行政の責任の中で後ろ盾をしていくべきではないか。そして、行政が先頭に立ってやり、市内の各企業に対してもPRしていくべきではないかと思います。その点をしっかりと考えていただきたい。

そして今、職員の中で掌握していない、とおっしゃいましたが、この制度をつくる中で掌握をしていくべきであり、そういう喚起を促す1つの方策でもあります。市民に率先してそういう制度を大きく活用していくという問題ではないですか。特にこの中におられる皆さん方で登録できる人の方が少ないんじゃないですか。年齢制限もあります。であれば、なおかつ若い人たちが人の命を大事にする思いを実現できるよう、きちんとした方向性でつくっていくべきであると思います。これは市長あるいは助役さん、公室長担当の政策的な問題という形で御答弁を願えたらありがたいと思います。

- 市長公室長（堀 宏行君） 先ほど来、次長がお答えしておりますように、現在のところ、はっきりした制度はございません。しかし、ただいまの御指摘を十分考慮いたしまして、今後、市の中における提供者の数の調査、また、言われております3日から1週間程度の入院という内容につきましても、果たしてどのような形でそれに参加できるかについて前向きに考えさせていきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。
- 18番（赤阪和見君） 特に言っておきます。これは僕の骨髄をあんたにやるわ、という問題ではないわけです。白血病、再生不良性貧血という難病になった人とドナー登録者とがびたっと合う、HLAの検査が適合しますと、東京のドナー登録のところにある資料と合わせて、これは北海道の人からいただけるかもわからない。だれからだれに移植したという方向は絶対わからないようになっている制度です。ですから、和泉市内云々でなく、こういう難病を助けていくという思いを、行政がしっかりと補完的な業務として担ってほしいと思います。その点をお願いしておきます。

次のエイズの問題もそうです。今もお答えをいただきましたが、市内病院におけるエイズ対策のあり方というのは、府医師会云々でなく、市立病院1つをとってみてもわかりますように、入院患者の方にそのような人がいるかいないか、いないとも言えない、いるともはっきり言えない。このような疑心暗鬼の中で医療活動をされているわけです。そういう点をかんがみまして、やはり入院患者に対する血液の検査方法等もしっかりした体制でしていくべきではないか。

医療検査、血液検査方法はいろいろありますが、これはプライバシー問題とも絡みますが、しっかりした方向性でその人のあるなしということについてやっていくべきではないか。ともすれば、府や国の方向性が先頭に立ち、市として何もできないということであっては困ると思います。最前線にある市行政がしっかりと市民と対話できる場を持ち、そして、普及宣伝活動の一番効果があるのが、われわれ市行政の最末端の窓口だと思います。その点では、本市として専門家を受け入れてエイズ相談、また、教育問題あるいは医療関係のしっかりした相談窓口のしっかりした体制をとっていただきたい、このように思いますが、いかがなものでしょうか。

- 市民生活部長（麻生和義君） 議員さんから再度の御質問がございましたエイズ対策でございますが、先ほど来、担当次長の方から答弁させていただいておりますように、現時点では、国を初め大阪府、なakanずく和泉保健所と十分連携を密にしながら今後、対応してまいりたいと考えておる次第でございます。

お説の本市に専門家を招聘して市民に対応すべきである、という高度な御意見でございますが、しからは、どのような形で、ということもでございます。現時点では、機会あるごとに市民に啓発の機会を提供しておりますので、それと並行しながら今後の課題と受けとめさせていただきたいと思う次第でございます。

- 18番（赤阪和見君） 専門家というのは、エイズの専門家云々ではないわけです。何か誤解をされているように思います。エイズの専門家呼んで和泉市で相談を受けてもしょうがないと思う。そうではなく、医療の精神医学ですか、精神の不安定な形の中でエイズではないかということをおられるわけですから、そういう知識なり精神的な相談を受けられる方、そういう専門家を張り付けて、市立病院ないし市民相談室等でエイズに関する電話相談なり面談相談なりができる方向性をしっかり持てないかということです。テレビに映るわけでもないのですから、エイズの専門家呼んでエイズはこうなっているんや、ということがわかってもしょうがないわけです。

精神的に安定した、なるほどそうなのか、とわかるような点で今後の方向性を訴えられるような、子供が母親に相談ができるような、悩みというのは、子供の悩みもあり大人の悩みもあります。学校の先生の悩みもあります。そういういろんな悩みを持つ人が、医療の専門家、精

神医学の専門家、保健医療の中でやられる保健婦さんのような専門家、これらを合わせて持っているとするならば、何もよそから雇ってくる云々でなく、そういう窓口をしっかりとつけていくべきだということです。

今、全国の各市町村でおっしゃられことは、府や県は別にして、全部何か保健所と相談しなければ動かない。また、府と相談しなければ動かないということであっては困ると思うんです。過去、東京の高校でも避妊用具のコンドームを配布するということでけんけんがくがくとなりました。これを配るとか配らないとかの善し悪しは別にして、エイズというのはそこまで来ているんだということです。今、1年、2年、3年のうちに予防措置を講じなければ、30年、50年、100年遅くなるんだというところにエイズ問題があるわけでしょう。

エイズ感染の問題は、血液製剤あるいは注射針からの感染、性的感染、母子感染の3つしかない。その中で私たちができることは、正常な性行為のようなものをしっかりとタブー視しないで見詰め合っていくことが大事ではないか。それが市行政として、保健所よりもなおかつできる体制にあるべきなんだというのが私の主張です。その点をしっかり考え今後の問題に取り組んでいただきたいと思いますので、その点を考えていただけるかどうか、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○ 市民生活部長（麻生和義君） お答え申し上げたいと存じます。

市民の予防といいますか、そういった職務を担当しているのが、私ども市民生活部健康課所管ということでございます。したがって、先ほど来、大阪府ということをおっしゃっていますが、私どもよりも大阪府の方がより専門的な方々がおられます。そういった方々の御指導なり御援助をいただく中、私どもが中心となりまして、医療機関を初め関係機関その他学校現場を所管する教育委員会等とも連携を密にしながら、今後の対応ということで御理解を願いたいと存ずる次第でございます。

以上です。

○ 18番（赤阪和見君） 最後に1点だけ。

先ほど、厚生省のサーベイランス委員会が8月までに集計したのが800何人……。この497人という数字が間違っているのですかね。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） 9月23日の朝日新聞の報道によりますと、エイズ患者、感染者が全国で879人となっております。

○ 18番（赤阪和見君） もう1回調べてほしいと思いますが、ここではHIV感染者は2,369人であり、患者数は497人とあります。その点、これは議事録に残りますので、後で調査しておいてもらいたいと思います。



その点は終わります。

- 市民生活部次長（池辺修次君） 先生の御指摘の数字は、凝固因子製剤（血友病）の患者数338人と感染者数1,649人を含めた数字でございますので、よろしくお願い申し上げます。
- 18番（赤阪和見君） 次に、公園施設の充実と管理についてですが、今、大腸菌群が非常に問題になっております。この前、和泉保健所で出され各家庭に回覧した「今日は、和泉保健所です」という資料が回ってまいりました。その中にちょっと気になる生き物、大腸菌群の話が載っておりました。犬、猫、亀、小鳥、鳩、ざりがに、川魚というところでどんな病気があり、どうしてどうなってしまうのか、それではどうしたらいいのか、というところで、すべて触ったら手をしっかり洗いなさい、と書いてます。

先ほど、市内公園の砂場があって手洗いが無い。トイレと手洗いを別にしましてね。トイレのことはまた言いますが、この砂場があることによって、犬や猫のフンに触る。また、その尿は下にしみ込んでいきます。最近、大腸菌がとてつもないほどはびこっている。この砂場に消毒のため薬を撒くことによって二次感染が発生する。ここで保健所も指導しているように、手をしっかり洗うべきである。全部が全部、公園の隣に家はありません。家へ帰るのは、手を洗ってから帰るべきであると指導しています。

学校の保健体育でも指導されているように、そういうものを触った後、土遊びをした後は必ず手をできれば石鹸でよく洗う、ということで指導されております。手洗いの励行というのは、基本的な病原菌をシャットアウトする問題である、このように訴えております。片や、教育の保健体育の面で指導をしながら市の公共施設に水道がない、手洗い場がないというのは非常に矛盾したことです。そういう点では、この計画を緊急課題として立てていくべきである、私は訴えます。

その次に、本当に大腸菌によってどのように汚染されているのか、ということについて、大阪府の方でも、何かこの前の議会でわが公明党の府議員の方から質問があって、「早急に調べる」と確約をしております。調査をしながら、実態に即した手洗い場所を早急に設置をしていかなければ子供に対して申しわけがないというのが2点目です。

その次に、飼われている犬や猫というのは首輪をし、適切な飼い方をすれば問題はないわけですが、問題は、最近では猫をくくってあるところもたくさんありますが、この犬、猫の飼い主がいない野良と付く部分ですね。太古の昔から野生の犬というのは狼から発展して愛玩動物になってきたという経過があります。最近でもペットとして愛玩的に飼われる心ある飼い主は去勢手術をし、避妊手術をしっかりと管理をしながら飼っていますが、残念ながら、非常に野良犬が多い。また、年2回のそういう時期になると、たくさんの子犬や子猫が捨てられる。その

中では、犬や猫の飼い方についてしっかりした方向性を持っていただかなければ、大事な未来を背負う子供たちが大変な病気になる原因が大腸菌に含まれている。大腸菌自体問題はないのですが、大腸菌が1つのものを運び、そこで繁殖するというものですので、それは専門家の方は御存じだと思います。

その点で、この3点について再度、お答えを願いたいと思います。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 先生が御指摘の水道施設の緊急性は、原課といたしまして也十分考えております。現在の総合公園を含め児童公園の利用状況を見ながらということの中で、例えば民家の横にある公園とか、ちょっと離れたところとか、そういう考え方をしながら実態調査をし、来年度以降整備していきたいと考えてございます。

それから、砂場につきましては、一定、検査の方法ですが、大阪府にもせんだってから御相談をかけておりますし、各市の状況をつかんでいる中で、その検査の中身は別にいたしまして、水道設置については、別個の考え方で緊急課題としてとらえておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 市民生活部次長（池辺修次君） 犬の飼い方ということでございますが、現在、健康課におきましては犬の登録事務をしておりますので、そういった観点からお答えをさせていただきます。

大阪府におきまして、飼い犬の管理に関する条例というのがございます。その中で飼い犬による迷惑行為の禁止という条項で「飼い主が道路、公園、広場その他の公共場所または施設を汚損しないようにすること。使用の場所を常に清潔にしておくことにより、近隣に迷惑をかけるないようにすること。飼い主が他人に迷惑をかけるないようにすること」という条文がうたわれているわけでございます。

現在、飼い主の方につきましては、広報いずみ、保健所の広報誌によりまして、「犬は責任を持って正しく飼いましょう。犬は必ずつないで飼い、散歩のときは、フンは飼い主が責任を持って始末をしましょう」と周知徹底をしているところでございます。そういうことにつきまして、引き続き広報等で飼い主の方に周知をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

- 18番（赤阪和見君） 飼い主のいるやつはいいわけですよ。飼い主がおらんやつは、自分で広報を読まんからね。「公園に入るな」と言っても犬は知りませんからね。その点は今後、去勢とか避妊の問題についても検討してもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、この水道、手洗いの設置については早急に計画を立てていただき、本年度の予算の中でも何カ所かをやっていくという方向でなかったら、これこそ、おそきに失しています。片方

で言うていることと片方でやっていることがちぐはぐである。洗え、洗え、と言いながら、洗うところがないのに洗えまっかいな、という話になってしまいますので、この点もよろしくお願ひいたします。これは12月を楽しみにお待ちしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、市街化調整区域の公園設置についてですが、市長、これは政策的な問題だと思うんです。原課で答えろ、と言っても、答えようがない。計画せよ、と市長、助役が命令をすれば何ほでもできますが、今、調整区域の中では、公園はないわけですからね。今までは、寺の場、宮さんの場、学校、そこらの空き地で遊びましたが、最近の遊びは形が違ってきてます。やはりきちんとした砂場、きちんとしたぶらんこ、シーソー、ジャングルジムをほしいというのが、府中の子供であっても横山の子供であっても松尾寺の子供も一緒です。そこで、政策的な問題として御答弁をいただければ御答弁をほしいし、御答弁がないようでしたらそれでも結構ですが、今後、基本的な考え方をしっかり策定するということをお願いします。後でついでの御答弁で結構ですから。

次に、公園墓地ですが、平成元年に何件か募集したところ115名の申し込みがあったということですが、潜在的に市設墓地があればほしいというのをどのぐらいと見込んでいるのか。先ほど、話がありました10ha、5,000基と言われましたか、実際、この5,000基が妥当な数字なのか、再度、お聞かせ願ひたいと思います。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） お答え申し上げます。

基本的な考え方としまして、年間200えい地を計画してまいりたい。その中で20年から25年対応でき得る形で5,000という計画を立てさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○ 18番（赤阪和見君） 今日の毎日新聞の「データBOX」というところに“お墓も核家族化時代”という見出しで墓の話が載ってます。「死後別居とでもいうのだろうか。女性の1割近くが、死後は夫と別々に葬られることを望んでいる。冠婚葬祭を手掛ける『くらしの友』が首都圏の会社員計300人にお墓の意識調査を行ったところ、こんな数字が明らかになった。別居派女性を年代別に見ると、20代では4.0%なのに、30代17.6%、40代13.3%と跳ね上がる。伝統的な『家』を守ることになる夫の実家の墓を考えている女性は10人に2人もいない。一方、男性は49.6%がすんなり『自分の実家のお墓に入る』と考えており、新たに購入する意欲があるのは29.9%止まり。お墓の核家族かは女性の意識変化の表れと言えそうだ」という記事です。

本当に墓の問題が人生観までも変える。今、生きている、生活の実態を引きずっているような思いをいたします。その点では、5,000基もつくっていただける形で非常にありがたいと思いますが、5,000基は5,000基で結構ですが、絵に描いたもちでは食べられません。実際、今、

要るという人が115人と仮定すれば、墓があれば、今でも買っておきたいといわれる人はどのくらいあると推定されているのか。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） 恐れ入ります。実数はつかんでいませんが、あくまでも推計ですが、先ほど申しあげました115基の倍ぐらい、大体200から250あるであろうと考えてございます。

○ 18番（赤阪和見君） 今、新聞を読んだように、今回の市議会選挙を通じて、「墓がないか」と言われる人が10件や20件できません。皆さんもそのとおりだったと思います。200、250と言われておりますけれども、今の人口が4万5,000世帯、平成7年には20万都市を目指す中では、5,000基や6,000基で話は終わらないと思います。その点の重要性に加え、今の火葬場の問題等もあります。その点でしっかりした案を立案しながら、和泉市の墓地の方向性をとらえていかなければならない。

現状に即した内容というのは、何も平たい大地にするのが目標ではないと思う。高い建物もあれば、その下ということもあります。墓の大きさにしても、土地がなければという場合もありますが、土地がなくてもいい、本当に安らかに安置できるような場所という点では、今までの概念を外して新たな「ああ、和泉市は楽しいことをしているな」という、墓を楽しくできるような方向性のものをしっかりと市民に示し、市民の賛同を得ながらやっていく方向性をとらないと、先ほどの答弁にあったようにだんだん人が住んできて土地がなくなっており、非常に難しくなっていることは事実ですので、しっかりと計画を立てていただきたいと要望しておきます。

次に、小型合併浄化槽に入ります。生活排水の処理形態別と5年前にさかのぼった処理形態別人口を出さなければならなかったもので、そういうのを出してますね。そして今、答弁をいただきました生活排水処理形態別内訳ということで、合併処理浄化槽になるのが2万1,753あるというんですが、この区域はどこどこの区域なのか。

また、農業集落排水施設はできない、ゼロだ、平成13年にはね。しかし、農業振興地域を規定して、そのような農業集落用の排水施設をすることが、1つの大きな方向性が出てくるんじゃないかと思います。特に水道水を利用する中、水というのは処理するのも大事ですが、水源を守る方が最も大事である。だから、汚れた水をきれいにするのはあくまでも対症療法となります。そのものを美しくして流すという方向性から言えば、これらの農業振興地域、農業集落型の排水には事業費の負担等もありますので、こういう点をつかまえて物事を見ていかなければ何ら進んでいかないと思いますが、その点の考え方はいかがでしょうか。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） お答え申し上げます。

まことに申しわけございません。過去の数値を算定してございませんので、その点、お許しをいただきたいと思います。人口2万1,753の対象地域につきましては、下水道全体処理計画区域外地域ということで父鬼町、大野町、出口の部分を除く春木川町、槇尾山町、仏並町の該当地域が小川、福瀬町の10班という形で最終的な数値と相なるものと考えます。

- 18番（赤阪和見君） おかしいですね。そんなところで人口2万人にもならないでしょう。私が水道の件でちょっと計算してみたんですが、調整区域の平井から上、こちらは春木川から上ですが、現在、こちらの谷で4,531人、また、平井から上の谷で1万4,131人です。それを足して2万何ぼになるということはありませんよね。ここは調整区域ですから、外部からの影響で増えるということはありませんので、人口比率の死亡率と出生率を見たとき2万1,000人になるのかどうか。ここを入れても人口はそれだけです。そんな人口の計算というのはいけません。
- 市民生活部理事（岸田秀仁君） 申しわけございません。先ほど、課長が説明いたしました区域の人口につきましては、約2,200人でございます。訂正させていただきます。
- 環境整備課長（西垣宏高君） 申しわけございません。処理形態別人口2万1,753と実際の該当地域の人口2,181との違いが出てございます。該当地域が2,181と御理解をいただきたいと思えます。
- 18番（赤阪和見君） 平成13年の人口が17万5,867でしょう。それから、水洗化の人口が8万2,150、コミュニティープラントがゼロ、合併処理浄化槽が2万1,750でしょう。調整地域の人口が2,100でしょう。僕の言うている調整区域は合併処理浄化槽にしなさいよ、おおむね7年以上という計算の中ですね。集落型の農村地域、準農村地域なんだというところからすれば、全国農業新聞によると、国の予算が50%、府や県の予算が17.5%、これは富山県の数字ですが、村の予算が32.5%です。受益負担は宅地部分の配管、トイレの水洗化の費用が60万円で済む。  
そこで、調整区域の人口が2,100ですね。下水道人口は……。
- 環境整備課長（西垣宏高君） 5万8,460人です。
- 18番（赤阪和見君） 部落集落型は……。
- 環境整備課長（西垣宏高君） 農業集落排水施設はゼロでございます。水洗化生活雑排水未処理人口が5万1,911人、非水洗化人口が4万3,741、計画処理区域外人口がゼロでございます。
- 18番（赤阪和見君） これは何年に策定しましたか。
- 環境整備課長（西垣宏高君） 平成2年でございます。平成2年末の数値をもちまして、平成4年、この事業に合わせて計画を策定したものでございます。

○ 18番（赤阪和見君） 大体、これで23万の人口があるんですか。8万215、2,170、5万8,462、5万1,911、4万3,741を足しますとね。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） 恐れ入ります。計画処理人口が17万5,867でございまして、水洗化生活雑排水処理人口が825、その内訳といたしましてコミュニティープラントがゼロ、合併処理浄化槽2万1,753、下水道が5万8,462……。

○ 18番（赤阪和見君） 違うでしょう。そんな計算じゃないですね。

○ 議長（竹下義章君） ゆっくり頭に置いて答弁しなさいよ。理事から答弁しなさい。

○ 市民生活部理事（岸田秀仁君） 岸田からお答えさせていただきます。

要するに水洗化人口につきましては8万215人、その内訳といたしまして、合併浄化槽の設置人口が2万1,753、下水道が5万8,462人、これが8万215人というわけでございます。汲み取り人口が5万1,911人ということですので、御理解いただきたいと思います。

○ 18番（赤阪和見君） 合併処理浄化槽が2万1,700でしょう。2,170とか1桁間違っていると言うから後で聞いたんです。合併処理浄化槽2万1,700という計画を出したんでしょう。

○ 市民生活部理事（岸田秀仁君） この計画につきましては、あくまでもわれわれが考えておりました生活雑排水処理基本計画ということで、下水道は一切含まれない、われわれの環境整備課としての考え方を基本におきまして計画書を策定したものでございます。下水道との整合性は十分取れてないかもわかりませんが……。

○ 18番（赤阪和見君） いやいや、そうじゃなしにね。あなたの方の推計では、平成13年に和泉市の人口が17万5,867人ある。そのうち合併処理浄化槽で処理する人口が2万1,000人ということですね。そのうちの2,000余人は、今回の助成金を使ってやりますよ、ということでしょう。それでは、あとの2万1,000から引いた1万8,000から1万9,000の人たちは、平成13年までに勝手にやってもらうの。それとも、市として指導するの。その点は、平成13年までにどうなのか、ということです。それは先ほど答弁いただきましたが、今、和泉市では大阪府で最高の128基が設置されている。その128基で使用人口は何人ですか。わかりませんね。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） 申しわけございません。

○ 18番（赤阪和見君） わかりませんね、結構です。だけど、1万9,000人を平成13年までに合併処理浄化槽にしようという計画を立てたわけでしょう。この区域はどこですか、というわけです。ちょうど人口比からすると、調整区域の人口が約1万5,000しかないところから見ると、これは調整区域から上は、おおむね7年以内に公共下水道は来ないということから、これはしっかりよく考えていただいているんだと感謝申し上げているんです。そう理解してよろしいですか。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） すみません。生活排水処理形態別人口でございますが、基本的に2万1,753というのは、市内全体の数値を考慮して置いたものでございます。先ほど申し上げました2,181というのは、今回、われわれが事業をやらせていただいている対象地域の分でございます。

○ 18番（赤阪和見君） わかりました。そうしたら、今あるコミュニティープラントは全部公共下水道に入るんですね。コミュニティープラントはゼロなんです。しかし、現実にはコミュニティープラントがあるわけです。万町の子供服団地、緑ヶ丘、青葉台がそうでしょう。それから、各地域にもコミュニティープラントというのがありますね。それは平成13年には、すべてそういう形で公共下水道ないし何かに入れられるということでこれを見積もっているのかどうか。そうじゃないでしょう。

議長、もうこれは宿題として置いときます。そこで言いますが、生活排水処理形態別内訳を出してください。それから、施設整備計画もできていると思いますので、これも出してください。後ほど、議長と相談していただいて結構です。

それから、農業振興地域であると理解していますので、農業集落排水施設等も考えていくべきであるということです。農村地域ですから、現実には市長、2戸から1,000人単位までつくれるんです。特に今、調整区域の補助金を出そうとしているところ、小川にしても30軒か35軒ぐらい、福瀬の10班にしても大した数ではありません。槇尾山町にしても非常に川も美しいし、その辺は、集落型のものを市として考えていくべきである。そして、しっかりした方向性をつかんでいきなさい、というのが私の主張です。その効果を見たとき、先ほども効果を言っていたいただきましたが、非常に効果が出ているのは事実です。その点でお願いしておきます。

最後に、専門家というんですか、これは公共下水道で聞いているんじゃないしに、128基も設置されているという大阪府下最高の現状の中、小型合併処理浄化槽の管理者を市の職員の中にも1人、2人を置いてしっかり指導する立場を厳格にとっていただきたい。今、保健所に任しているような状況の中では、これをしっかり管理せよというのは非常に難しいところがあります。その点をしっかり把握しながら、その管理者を育成してもらいたい。そうでなければ、やはり市民は万能のものであると思いがちなんです。私は、1匹の犬を飼っているつもりで、その浄化槽は生き物であると訴えております。その点でしっかりとした考え方を持ってもらいたいと思います。

以上で終わりますけれども、本当に市行政としては、市長ないし特別職の皆さんの方向性1つによって市職員が動いていただけるわけですから、政策的な面までも各原課に任すのでなく、しっかりした政策を市行政の管理者として特別職の皆さんはとっていただきたい、このように

要望だけしておきます。

以上で終わります。

○ 議長（竹下義章君） 終わりました。次に、29番・勝部津喜枝君。

（29番・勝部津喜枝君登壇）

○ 29番（勝部津喜枝君） 29番・勝部津喜枝でございます。一般質問の趣旨説明を行います。

第1点、北信太駅前問題と関連する町づくりについてであります。この問題につきましては以前から本会議等で質問をするとともに、直接原課に改善のための当面の対策などを要望してきたところであります。しかし、今回の市議会議員選挙戦の中で多くの市民の皆さんから何とかしてほしい、という多くの声が出されましたので、今回、改めてお尋ねをしたいと思います。

1つには、北信太駅前周辺及びその地域での放置自転車と、無料自転車駐車場の現況、今後の対策をどのようにお考えになっているかということです。

なお、参考までに信太山、府中駅前の放置自転車数についてもお尋ねしておきたいと思いません。

次に2点目、北信太駅についてであります。去る8月21日、私は数名の方とJR西日本本社を訪問いたしまして、次の3点にわたって要望してまいりました。

1つは、ひさしが大変狭いため、突然の雨などで通勤の帰りの皆さんが大変困っている。ひさしを拡張するわけにはいかないか。

2点目には、自動販売機前のジュースの販売機は果たして必要なものかどうか。駅前にたくさんのお店がある中、こうしたものについては検討の余地があるのではないか。

さらに現在、ベンチが1カ所設置されておりますが、高齢者や障害者の方のことを考えて、さらにもう1カ所増やす必要があるのではないか。

こういう3点について要望してまいりました。残念ながら、JR西日本本社の姿勢は全く官僚的と言っていいほどの態度で、現在のところ、何の対策も回答もいただいておりません。こういう状態の中で本市といたしましても、利用者である市民の立場に立ってJR西日本本社とこうした問題について、放置自転車等も含め協議の場を設ける必要があるのではないかと思います。お考えをお尋ねしたいと思います。

2点目は、余熱利用の問題についてであります。

この問題につきましては、市民の多くの皆さん方の期待もあり、日本共産党市会議員団も10年来、要望してきたところであります。こうした中で、北信太府営住宅の建て替えと同時に用地が確保されることが明らかとなり、また、改選前の本議会で本市としての窓口と、また、泉



北環境施設組合の窓口も明らかとなりました。まだ日時はそうたってはおりませんが、現在の状況、さらには、3市の市長の合意はどの点まで行き届いているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

第3点目に、文化財郷土文化を生かした町づくりについてであります。

和泉市文化財設置条例の規則によりますと、保護委員は計画立案、必要な事業を行う、となっております。そういった点から、この保護委員の皆さんの活動状況、また、これを保障する上での予算措置等はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

以上、3点について趣旨説明を行いました。自席より再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（竹下義章君） 勝部議員の一般質問の途中であります。理事者の答弁は休憩後に行うことにし、ここで、3時まで休憩をいたします。

（午後2時33分休憩）

○

（午後3時00分再開）

- 議長（竹下義章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。勝部議員の質問に対する理事者の答弁を願います。

- 交通公害課長（大塚俊昭君） それでは、放置自転車の対策につきまして、交通公害課大塚よりお答えいたします。

JR3駅前周辺の放置自転車の状況でございますが、和泉府中駅周辺では約550台、信太山駅周辺では約110台、北信太駅周辺では約200台であると把握してございます。

次に、北信太駅周辺の現在の対策といたしましては、無料自転車駐車場の場内整理を行い、長期間放置されている自転車、ミニバイクを撤去し、また、路上に放置する自転車等の減少に努めております。また、駅並びに無料自転車駐輪場につきましては、周辺に自転車整備員を配置して巡視を行うとともに、路上駐車に対し警告ビラなどの指導を行い、迷惑駐車の防止に努めているところでございます。

現状、放置自転車がなかなか減少しない中で交通公害課といたしましては、当北信太駅前周辺での自転車の駐車場用地の確保に取り組んでまいりましたが、駅周辺地域は近隣商業地域であるとともに、整備された住宅街で遊休地も少なく、自転車駐車場として適地が得られず、苦慮しているところでございます。当面につきましては、放置自転車の特に多い個所、また、住民生活に特に迷惑をかけている個所等を重点といたしまして撤去するとともに、駐車場用地探索の範囲を少し広げまして用地の確保に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 交通公害課参事（黒川一成君） それでは、2点目のJRとの対応につきまして、交通公害課黒川より御回答申し上げます。

JR駅周辺におきましてはいろいろ問題も多く、市民の方の要望も多岐にわたっております。放置自転車の問題もその1つであります。その対策に日々、努力を重ねているところではありますが、いまだ抜本的解決に至っていないというのが現状でございます。

放置自転車の原因の多くは通勤通学の鉄道利用者であり、その事業者たるJRの積極的な協力は、当然、求められるところであります。しかし、過去においても協力を呼びかけてまいりましたが、JRにおいても事情があり、協力的姿勢が得られなかったところであります。

また、現在の法律、これは自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律であります。鉄道事業者の協力義務規定がありますが、これがあいまいであり、これも腰の重い原因の1つとなっております。このため同様の問題を抱えた各自治体で全国自転車問題自治体連絡協議会を組織し、この団体を通じ国に対し、鉄道事業者の役割、責務について明確に法制化するよう要望しているところであります。したがって、今後ともJRに対し、法改正等も含め協議できる体制づくりの取り組みに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 企画調整部次長（井阪和充君） 続きまして、第3点目の余熱利用につきまして、担当の施策推進室井阪よりお答えを申し上げます。

余熱利用施設につきましては、去る6月の第2回定例会におきまして、先生の御質問に対して御答弁申し上げましたように、本事業は、泉北環境整備施設組合の新炉建設に当たり地元からの要望に対する施設であり、大阪府の府営北信太住宅の一部を借用いたしまして建設しますので、府営北信太住宅の建て替え全体計画に合わせまして進めなければならないものであります。

大阪府と調整をいたしましたところ、府営住宅の建設は第1期と第2期に分けて工事が行われます。第1期工事は、平成5年度から着手し平成7年3月完成、入居でございます。第2期工事は、平成7年度から着手し、余熱利用施設温水プールはこの2期工事で行うものであります。また、建設方法等について、府営住宅の全体計画との関係もございまして、大阪府と協議に入っているところでございます。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 余熱利用に関連をして勝部議員さんから3市の市長の話し合いはいか  
が、という御質問だと存じますので、私からお答えさせていただきたいと存じます。

基本的には、今、施策推進室長がお答えをいたしたとおりであります。泉北環境の新炉建設  
に伴う地元要望もございませう。地元市長としては、何とか強力に泉北環境の事業としてはめ込  
ませていただく、こういうことで今までも進めさせていただいてまいりました。一番の基本で  
ある敷地が問題でございましたが、やっと大阪府の住宅管理課の御高配をいただき、建て替え  
のところ、1階部分（？）にはめ込ませていただくという合意ができましたので、早速、先般、  
3市長に相寄っていただきまして、この件について話し合いをさせていただきました。そうい  
うことで余熱利用の建設については、3市長から基本的な合意をいただいたところであるわけ  
であります。

ただ、規模とか内容とかについては、当然、これは3市の負担になってくることございま  
すので、いろんな論議があるところでございませう。とりわけ、ごみの代替施設的な意味を持  
っております関係で、和泉市地番にできることになりませうと、利用度からいたしますれば、泉大  
津、高石の方々がなかなか利用しにくいということも絡むことございまして、3市が兄弟分  
として仲よくやっている半面、利害というものがございませうので、その辺の調整は、これは言  
わなくてもわかっていただけると思いますが、難しさがあるわけございませう。そうした点を  
踏まえまして、規模、内容等については、今後、煮詰めてまいるということになっているわけ  
でございます。

ただ私は、「これは泉北環境整備施設組合の事業ですよ」という位置付けはぴしっとさせて  
いただいております。事業主体は、泉北環境整備施設組合が当たるべきだということで主張を  
いたしておるわけでございます。先般、3市長会議におきまして、補助金その他の受ける問  
題等がございませうし、条例の改正事項も出てまいります。いろんな点からいたしまして、泉大  
津、高石の両市長から「すまんけど、やはり地元市である和泉市さんで事業主体になっていた  
だけないか」という要請がございました。

基本は、これは泉北環境整備施設組合の事業であります、行っていくのは地元市でござい  
ます。補助金を受けたりすることは、泉北環境整備施設組合としては、事業面からして余熱利  
用施設はちょっとそぐわないという、確かにある面がございませうので、私としては、「それ  
では両市長の要望を入れて一応、事業主体は和泉市でやってまいりませうか」。ただし、当然  
のことながら、泉北環境整備施設組合は3市の共同の設備でもございませうので、負担は3市が  
行う。人口比率等がありますので3等分ではございませうが、半分ぐらいはうちの負担になる  
のではないかと思いますが、この事業を円満にやっていく上に立てば、和泉市が事業主体にな

らざるを得ないであろう、このように実は考えております。

今後の泉北環境の議会の御審議もごさいますし、規模、内容その他については、やはり3市との話し合いで円満に煮詰めてまいり、いい余熱利用施設を実現をさせていただきたい、このように存じております。

以上、少し長くなりましたが、大事な点でございますので、私から3市長の合意事項について御報告申し上げた次第であります。よろしくお願いをいたします。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 社会教育課長（田丸勝之君） 第3点目、文化財関係につきまして、社会教育課田丸よりお答え申し上げます。

本市におきます文化財保護委員さんにつきましては、教育委員会規則に基づきまして委嘱をさせていただいております。任期につきましては、2年となっております。現在、和泉市の文化財保護委員さんは6名、報酬といたしまして9万円計上してございます。また、任務につきましては、本市の文化財の保全保護のため専門的な立場から意見を拝聴し、それに従いまして保全保護に努めるものでございます。また、その他市民の方々に広く文化意識を見聞していただき、本市の文化財を再認識し、理解を深めていただくため、年2回の文化財見学会を開催していただくものでございます。

以上でございます。

- 29番（勝部津喜枝君） それでは、まず第1点目の御答弁から3つほどお尋ねいたします。

その1つは、JRに対しまして種々協力要請もしてまいりましたが、事情があつてなかなかできなかった、言われておりますが、できましたら、その事情というものをひとつ明らかにしていただきたいということ。

それから、無料自転車置場の場内整理をしてまいりました、ということですが、私は、今日の質問の準備も含めまして昨日の夜半12時半前後に無料自転車置場を見てまいりました。目で点検しましたので正確ではございませんけれども、約150台から200台ぐらいの自転車が置いてありました。これはいろいろ事情があつて置いてあるものもありますので、全部が長期の放置というわけにはいかないと思いますが、それが通常の状態ではないかなと思います。そういう点で場内整理の内容について、どういうものをやられているのか、お伺いをしたいと思います。

もう1点は、用地の確保に苦慮している、ということですが、実際、担当の方がなかなか御苦労されているということは、これまでも原課をお訪ねして察知しているところでございます。現在、そのめどは全くないのかどうか。用地確保に努めているということですが、もし御報告

いただける点がございましたら、この場で若干でもお示しただけたらと思います。

以上、3点です。

- 交通公害課参事（黒川一成君） それでは、JRの事情ということについて御説明申し上げます。

御承知のとおりJRにおきましては、生産性の問題から特に最近、経費節減とか経費のかかるものについては節約するというので、かなり厳しい内容をもって臨んでいるところでございます。したがって、要望等については、経費のかかるものについてはかなり厳しく対応するという事情がありまして、われわれの要望に対してはなかなか協力的な対応はしてもらえなかった、こういうような事情でございます。

- 交通公害課長（大塚俊昭君） 無料自転車置き場の整理の内容ということでございますが、この件につきましては、この駐輪場自体約1,000台ほど収容ができるということになっております。以前、議員さんから御質問がございました当時は、非常に場外に溢れて周辺の方に御迷惑をかけたという実態がございました。それ以後、そういう個所には、路上に放置禁止のペイントで記入をしたり、立て看板を立てたりしたことで、おかげをもちまして現状は、以前ほど無料駐車場周辺の皆様方に御迷惑をかけることはなくなりました。

この状態を維持するため、現状1カ月半ないし2カ月に1回、長期間放置の自転車の撤去をいたしております。ちなみに前回は、8月25日に44台の整理をさせていただきまして、その前の6月の終わりには、100台余り撤去をいたしまして、もう間もなく行うという計画を持っております。何分、長期間ということで出張される方であるとか、いろんな事情で毎日乗っておられない方もございますので、その辺の難しさはございますが、できるだけわれわれとしては、駐輪場が少ない中でできるだけ効率よく利用していただけるよう整理を行っていきたくと考えてございます。

それと、用地の確保の件でございますが、先ほど申し上げましたようになるだけ駅に近い場所で確保する。どうしても遠いところになりますと、せっかくつくっても利用されないという状況になりまして、各市のいろいろ状況を聞く中では、やはり200mないし300mぐらいまでが適当ではないかという判断をされておりました。

しかし現状、これはどうなるかもわかりませんが、いろいろ探索をしている中、先日、1件、自転車の駐輪場に使っていただければ、という御紹介をいただいた経過がございます。先日、現地を見せていただきお話を伺ってきましたが、その土地自体については地権者が多数おられ、その辺の調整を地主さんの方でやってもらわないといかんという状況があるようでございます。現在、そういうことも含めまして地権者の方に事前の調整をお願いをしている状況になってご

ざいます。

以上です。

- 29番（勝部津喜枝君） 3番目の用地の確保については、まだ不確定要素はあるが、一定、前向きな状況の中で、本市の職員の方もかわりながら自転車置き場の用地の確保について進めていっている理解してよろしゅうございますか。
- 交通公害課長（大塚俊昭君） はい。
- 29番（勝部津喜枝君） 改めてお尋ねしたいんですが、これは市長さんもよく聞いておいてほしいんですが、高石や泉大津等におきましては、毎日のように放置自転車の撤去が行われております。

それと、本市の総合計画を改めて読んで見ますと、駅前整備の問題ということで事業者にも自転車置き場の設置義務をさせるための条例の制定等についても検討していきたい、と述べられております。先ほど、JRが非常に経済性を考える余りなかなか話に乗らないということですが、こうした放置自転車は今後ともますます増えていき、利用者も増えていく中、本市としての根本的な対策をいずれかには打ち出していかなければならないと思います。これも原課の範囲を越えまして、トップの間で打ち出す方向が今こそ求められているのではないかと思いますので、その点でのお考えをお聞きをしておきたいと思います。

- 企画調整部次長（今村堅太郎君） 北信太駅前の抜本的な対策ということでございます。現在の総合計画は、昭和59年におおむね10年後の市の将来像を見詰めまして策定したものでございます。この計画をもとにその時々々の社会経済情勢の変動、財政的な裏付けその他の状況を勘案しながら施策を展開し、町づくりを進めてまいったところでございます。しかしながら、種々の条件、制約等がある中、総合計画に盛り込まれている施策を限られた期間内に実現をしていくには非常に難しい面がございます。北信太駅前では、再開発というものをその方法論の1つとして総合計画でうたっているものでございますが、この事業につきましては、現時点では、まだ取り組みには至っていないところでございます。しかし、われわれもその必要性は十分認識しているところでございます。

また、現総合計画の基本理念といったものは、次の総合計画に発展的に引き継がれていくものであり、次期の第3次総合計画は、第2次総合計画による成果を踏まえながら策定されていくべきものであります。したがって、御質問の点につきましては、現総合計画の期間内に実現できなくても、少なくとも駅前再開発を含んだ北信太駅周辺の町づくりは、当然、次期総合計画策定の際における重要課題の1つと認識しておりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

- 29番（勝部津喜枝君） 私が市長さんにお尋ねをいたしましたのは、総合計画策定の問題として、1つは、近いか遠いかは別にして、将来計画の中での位置付けという観点と、今、お尋ねいたしましたのは、当面の対策としてもっと力を入れるべきではないかということで高石、泉大津の例を引かせていただきました。

実は、今回の質問をするということで原課の職員の方にいろいろ教えていただいたり、いわゆるすり合わせというのがございましたが、その中でこういうことも明らかになってまいりました。高石、泉大津は禁止区域をきちんと設け、毎日、放置自転車を撤去することができている。これをやろうと思えば、そういうものを持って行く場所が確保されていなければできないんだ、という原課の職員の方のお考えでした。これは当然だと思うんです。

合わせまして、先ほど、場内整理と申されましたが、これをどの程度の間隔でやっているのか、とお尋ねいたしましたら、平成3年度の10月8日に133台、そして、それから実に1年近く間を置きまして平成6月29日に109台、そして、同じく平成4年8月25日に44台、これが無料自転車置き場の長期放置自転車を撤去した実績ということなんです。

そして、参考までに府中、信太山、北信太3駅の放置自転車の数をお尋ねいたしました。これはよく聞いてほしいんですが、担当職員の方がわずか2名ということなんです。これではやはりなかなか大変だと痛感いたしました。この点では、当面の対策を本気でやっていく上からも、体制の強化、職員の増強ということが欠くべからざる条件だと思いますので、市長さんのお考えをお尋ねいたしました。何かお答えをいただけるでしょうか。

- 市長（池田忠雄君） 先ほど、企画から基本的なスタンスについてお答えをさせていただいたと存じます。当然のことながら、今、府中駅前の再開発に全力を投球しておりますので、それと見合うように今後、計画におきましても、一番過密になっております北信太駅前の事柄については取り組んでいかなければならない、かように私も承知をさせていただいている次第でございます。

ただ、当面の問題についていろいろと御指摘がございました。放置自転車については、まことに頭の痛い問題でございます。率直な話、駅前の歩行者の皆さん、車で通行する皆さんすべての市民の皆さんに御迷惑をかけているのが実態でございます。われわれとしても、今後とも何らかの強い体制で対応してまいり、迷惑な放置自転車をどうなくしていくか、いろんな対策について、御指摘の点を胸に置きまして厳しく対応させてまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

- 29番（勝部津喜枝君） ぜひともよろしくお願ひをしておきます。  
先ほど、総合計画について御答弁をいただきましたが、1つ、確認をしておきたいと思いま

すが、現在の第2次総合計画は70年度を目途としている、となっておりますので、ぼつぼつ見直しという作業に入る時期ではないかと思えます。その点につきましての計画なり準備の状況がありましたら御答弁をいただきたいのと、その中で北信太駅前再開発の問題については最重点課題という認識を持っている、というお答えでしたが、それは、そういうことでよろしいかどうか、まずは、確認をしておきたいと思えます。その点はいかがでしょう。

- 企画調整部次長（今村堅太郎君） 御承知のとおり総合計画は、町づくりにおける総合的、体系的なマスタープランでございます。行政が、将来に向けて進めていく施策運営の根幹をなすものでございますので、市民の方々の声も含め十分に理解をした上で策定をしなければならぬと考えてございます。

また、策定の時期的なお尋ねでございますが、平成7年が今の総合計画の目標になってございます。それに向けてということでございますので、平成5年度には、ぼつぼつ資料集め等から入りたいという予定であります。

以上でございます。

- 29番（勝部津喜枝君） 来年度からぼつぼつ資料集めの作業に入る、北信太駅前の再開発については、くどいようですが、最重点課題と認識し、位置付けてやっていく、こういうふうに確認をしておきたいと思えますので、よろしく願いを申し上げます。

合わせまして2点ほどお聞かせ願いたいんですが、現在、こういう町づくり、総合計画を含めまして住民参加が言われております。第3次総合計画策定に当たりましては、住民参加の方策をどのような形で取り入れられるお考えを持っておられるのか、その辺を改めてお尋ねしておきたいと思えます。

それから1点、市長さんに申し上げておきたいと思えます。私は、今回の質問に当たりましていろいろ本市が発行しております冊子を改めて見ましたが、その中で「和泉見聞録」ういうものを出されています。たまたまこの中に「明日の和泉市」ということで「和泉市のここか自慢です」ということで前途ある若い青年男女と座談をやっておられます。その中で「葛葉稲荷の伝説は歌舞伎でも非常に有名なのですが、これが和泉市にあるということを知らない人が多いんですね。北信太の駅を降りてすぐのところですから、ぜひたくさんの方々に行ってほしいと思えます」と書かれています。

そのとおりだと思いますが、先ほどは深く触れませんでした。JR北信太駅が大変狭隘になりまして、鶴山台団地の入居が始まってもう20年が経過しております。以前とは違った町の状況の中、あの駅の状況では、なかなか現在の通勤者を含め、町づくりの中で不便をかこっていることは御承知のとおりです。こういう中で本市として優れた伝統を持つ葛葉稲荷神社を含



めたくさんの方々を知っていただくという意味からも、この北信太駅前の再開発整備は、本当に緊急課題としてプランに乗せていかなければならないと思っております。再度、くどいようですが、この点は強く意見として申し上げておきたいと思えます。

そこで、住民参加の方策についてお答えをいただきたいと思えます。

- 企画調整部次長（今村堅太郎君） 住民参加ということでございますが、1つの事例といたしまして、現在の総合計画の策定に当たりましては、市民の方々3,000人に対するアンケート調査を実施いたしまして、町づくりについての意見や要望をいろんな観点からお聞かせを願い、それらを計画案策定のための貴重な資料として反映をさせていただきました。また、諮問委員会ということで市議会を初め各界各層の代表者の方々を構成委員とする審議会を設置し、そこで貴重な御意見をちょうだいをしながら計画案を練り上げ、最終的に議会の御議決をいただくという手法をとってまいりました。

次期総合計画の策定につきましても、先ほど申し上げましたように来年度から資料収集等の作業に着手してまいりますが、まだ方法論について申し上げるところまでは至っておりませんが、何らかの形で市民参加を得ながら総合計画を策定をしていくというスタンスは、次期計画策定におきましても、われわれの基本ということで進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

- 29番（勝部津喜枝君） 住民参加の方法として、アンケート調査も1つの方法として決して無駄ではないと思えますが、昨今、世田谷の住宅条例、建築協定を含めまして、大変優れた住民参加の方法があちこちで生まれております。ぜひとも市内の英知や住民の英知を集める、まさに市民こそ主人公の立場に立った総合計画策定の姿勢を示していただきたいということを強く要望して、この項の質問を終わらせていただきます。

次に、温水プールの件ですが、市長さんから直々に3市の市長の合意の到達点と今後の方向を示していただきまして、ありがとうございます。改めてお尋ねしておきたいと思えますが、事業主体はあくまでも泉北環境だが、実際に仕事をしていくのは和泉市だ、ということになるのでしょうか。この辺は、法的な問題とかいろいろ難しいと思えます。

北信太の府営住宅の建て替えは、既に具体的に市民に図面も示されております。温水プールの用地についても、一定、図面が示されております。実は、私は8月12日、共産党議員団として大阪府にまいりまして、この件についてお尋ねをしてまいりました。大阪府の方では、十分この計画を歓迎する意向として受け皿もできている。さらに、進めていく立場として、和泉市の方の体制を早急につくっていただくことを希望している、ということに係の方が申されておりました。

本来、住宅用地ですが、これは住宅ではないけれども、こうしたプールを建設することについてはやぶさかでないので、府としては売却ということではなく、提供する方向を打ち出していくんだ、というお話でございました。さらに、今後の建設につきましては、建設省の許認可事項にもなるので、計画の立案、体制をはっきりとさせていただくことは、府としても受け皿もはっきりしているし、前へ進めていく上で非常にいいんだが、というお話でもございました。ただいまの市長さんのお話も、一定、それを裏付けるものとして受けとめさせていただきたいと思えます。

先ほど、担当職員さんの話では、全体計画の協議に入っている、ということですが、その辺について、もう少し明らかにというか明確に示していただくわけにはいかないでしょうか。

- 市長（池田忠雄君） 先ほどの御答弁で申し上げましたように、この事業は、あくまでも泉北環境整備施設組合の事業である。なぜならば、ごみの焼却による新炉の建設に伴いまして、地元町会を初め各方面から余熱利用あるいは温水プールということで御要望をいただいてまいりましたし、議会でも勝部議員さんを初め前々からいろいろと御要望をいただいていたところがございますので、当然のことながら、泉北環境の事業であるという位置付けには変わりございません。

ただ、その事業をやっていく主体については、やはり補助金をいただいたり、あるいは府と協議をしたりするいろんな点については、泉北環境の直接の事業にはそぐにくいし、3市の議会も含め条例改正等もろもろございます。円滑にこの事業を進めていくためには、設置の場所にある和泉市さんで事業主体になってほしい、という両市長から要請をいただいたところでございます。そうなりますと、事業主体は、やはり和泉市でやっていってあげなければならない。ただ、費用とかいろんな面については、当然、泉北環境の事業でございますので3市に御負担をいただく。人口割等がございますので、3市が公平な分担ではございません。本市が、大体半分近い費用を負担していかなければならない。あとは、泉大津、高石さんで持っていただく、こういうことになろうかと思えます。

事業主体は和泉市さんに頼む。事業は、泉北環境の事業である。ちょっとややこしいございますが、そういうことで合意に達しております。大阪府にも大変御配慮を賜っております。30日に泉北環境の議会がございますので、そこで議員さんの大方の御了解も賜りながら、具体的な面についてはその後に協議をし、煮詰めにさせていただきたい、このように存じております。

ただ、余熱利用の温水プールのために何面か取りますのと、やはり集会的な機能を持ったものにしてほしい、という地元御要望もございましたので、地元の方々が利用しやすいよう集会

機能も併存させていただけたらありがたいと思っております。何を言いましても3市の負担でございまして、泉大津、高石さんの御理解も得ていかなければならない。3市が仲よくという半面、やはり設置の場所によっては3市の利害が相反する場合は、当然のことながら出てまいります。そういう微妙な点を調整をさせていただく作業も実はあるという点を御配慮いただきまして、議会挙げての御協力、御支援も合わせてお願いを申し上げたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

- 29番(勝部津喜枝君) 市長さんの再度の御答弁、恐れ入ります。もう一度お伺いをしておきたいんですが、それならば、その全体計画はどこで立案をし、どこで承認をもらって進めていかれることになるのでしょうか。
- 市長(池田忠雄君) 当然ながらその方向づけは、和泉市さんで事業主体になってほしい、と首長間の協議で言われております関係で、30日の環境議会でもそういう発表を事務局からするでしょうし、その後に煮詰めをしていくわけでございます。当然、事業主体が本市となつてまいりますと、本市の企画部の施策推進室、先ほど、御答弁を申し上げました井阪次長の手元が担当部局と相なり、泉北環境、3市と調整をやらせていただくということになります。設計とかいろんなことと合わせまして、泉北環境事務局、3市と本市の施策推進室が協議をさせていただく、こういうことで御理解をいただきたいと思っております。
- 29番(勝部津喜枝君) 府営住宅の第2期工事の平成7年度から建設に入る、と言われておりますので、そう遠い将来ではございません。全体計画等も含め協議に入っていく、との答弁がございましたが、今日は、その内容等の要望につきましては省きますが、本市のこの議会の中において、進捗状況等について今後とも質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞぜひ地元住民を含めまして有効な施設、喜ばれる施設にさせていただくよう強く要望しておきたいと思っております。

3点目の文化財の問題ですが、御答弁をいただきましたが、この件に関しましては、引き続き、私自身ももっと勉強してお尋ねをするということにしたいと思っております。実は、この選挙のとき「和泉市の文化行政は非常におくれているように思う」というお手紙もいただきました。とりわけ、泉州路の中でもこの和泉市が優れた文化の発祥の地であるという点からも、郷土資料室とか文化財保護条例、和泉市史の発刊等についても、いまだに手が付けられている状況がない。ぜひとも市議会でこうした点についても要望してほしい、という内容でございます。その点からまず、第1回目として取り上げさせていただきました。

現在、本市の文化財保護条例制定についての取り組みと、郷土資料室を含めそうした問題については、社会教育を含め教育委員会ではどの程度考えられておるのか、お尋ねしたいと思

ます。

- 社会教育課長（田丸勝之君） 文化財保護条例につきまして、お答え申し上げます。

わが国におきましては御存じのとおり、文化財保護行政のための法律といたしまして文化財保護法がございます。この法律の主目的は、文化財保護行政機構の強化、歴史的、学術的価値を持ち、かつ保護の措置をとらなければ破壊され、または消滅する恐れのあるもの及び活用することが国民の文化的向上及び世界文化の振興に役立つものを国宝、重要文化財、特別史跡、名勝、天然記念物等に指定し、保存を図る。3点目といたしまして、文化財を単に保存するだけでなく、必要に応じて公開することによって国民の文化的教養の向上を図る、という3点が挙げられております。

ただいま申しましたような趣旨から、文化財保護法にも地方公共団体が条例の定めるところにより国指定以外の文化財を指定し、保護及び活用に必要な措置を講ずることができる、という趣旨の条項がございます。この条項を受けまして、都道府県及び市町村では、それぞれの地域における特色ある文化財を保護するため条例を定め、文化財を指定しております。

全国的に見た場合、9割以上の地方自治体が既に条例化しているようですが、大阪府下におきましては条例化が非常におくれておりまして、全国的には低い数値でございます。そのため国、府からも制定するような指導を受けているところでございます。

条例化いたしました場合、市の文化財と指定するための必要な資料収集のための調査実施、指定することが適当であるかどうかを諮問するための文化財保護審議会の設置、指定後保護を図るための指導や財政的援助等が必要となります。また、これらのことに対応でき得るように行政組織の充実も必要であると存じております。これらの前提条件を見極めた上で、将来的に制定すべく考えてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、郷土資料館等についても、将来、建設すべきということで、事務局サイドで考えておりますので、実現に向けて努力していきたいと思っております。

- 29番（勝部津喜枝君） 文化財保護条例につきましては、お隣の堺市が最近、制定したとも聞いております。また、市史につきましては、現在、和泉市では大変開発も進んでおります。私、議会の図書室で市史を少し見させていただきましたが、たしか横田磯治市長さんの時代に長い間かかって編集され、今日に至っていると聞いております。江戸時代を含め今日、現代史の問題が一向に取り組みされていないと思います。たくさんの和泉市の貢献された方々がお元気で生存されている間に、ぜひとも今日の和泉市の歴史を保存すべく、早い時期に新しい和泉市史の編纂作業に入れる体制なども組んでいただくよう要望しておきます。

それでは、私の一般質問はこれで終わらせていただきますが、最後にまとめのような形にな

りますけれども、今回、改選後の初議会ということで、第1番目の質問者の早乙女議員が申し上げますように、日本共産党議員団5名が、それぞれ公約実現の立場で5つの課題を中心にいたしまして質問をさせていただきました。引き続き、市民こそ主人公の立場に立ちまして、私ども、そうした市民皆さんの要求の実現に力を合わせて奮闘してまいりたいと思います。決意を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ 議長（竹下義章君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、過日の会派代表者会議で御了解を賜っておりますので、引き続き、明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

また、去る5日に市政要覧作成のために議場内風景の写真撮影を許可いたしましたが、撮り直したい旨のお願いが出ておりますので、明日の本会議の中で再度、撮影をすることについて御了解をされるようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後3時50分散会）

1900

1901

1902

1903

1904

1905

1906

1907

1908

1909

1910

1911

1912

1913

1914

1915

1916

1917

1918

1919

1920

1921

1922

1923

1924

1925

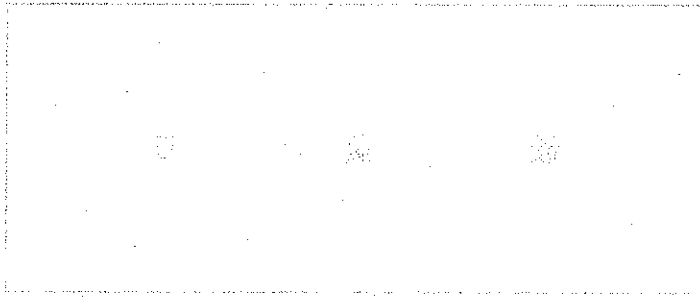
1926

1927

1928

1929

最 終 日





平成4年10月23日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室長	堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	解放総合センター所長 兼総務課長	戸口泰明
同理事兼人権啓発室長	亀山学	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田平之
同次長兼人事課長	石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾守
同秘書課長	木寺正次	市民生活部長	麻生和義
企画調整部長	逢野博之	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼健康課長	池辺修次
同副理事 (施策推進第二担当)	吉祇利朗	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室長	今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
同施策推進室長	井阪和充	同理事	白樫通有
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼農林課長	松林保
総務部長	神藤恒治	参与兼建設部長	浅井隆介

同理事兼用地室長	奥村 富彦	病院事務局長	橋本 昭夫
同次長兼道路課長	谷 俊雄	同 理 事	谷上 徹
同次長兼建築課長	藤本 仁	同次長兼総務課長	梅山 世紀
同次長兼住宅課長	西岡 政徳	消防長兼消防署長	高宮 武男
都市整備部長	萩本 啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜広
同 理 事	中野 義裕	同次長兼消防署副署長	池野 透
同理事(コスモポリス担当)	中辻 寿夫	土地開発公社事務局長	中西 淳富
同理事(コスモポリス担当)	尾崎 秀忠	同次長兼総務課長	大宅 清臣
同次長兼都市計画課長	中屋 正彦	教育委員 長	藤原 忠男
同次長兼公園課長	田中 武郎	教 育 長	杉本 弘文
同 次 長	山下 喬三	教育次長兼管理部長	稲田 順三
下水道部長	藤原 清司	指 導 部 長	木村 吉男
同 理 事	緒方 和夫	同次長兼指導課長	西川 義徳
同 次 長	山崎 精二	社会教育部長	生田 稔
同次長兼下水道工務課長	中野 英二	同 次 長	明坂 文嘉
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本 孝二	同次長兼図書館長	北野 喜平
改良事業部長	富田 宏之	同次長兼社会体育課長	山本 襄
同 次 長	帛田 嗣夫	収 入 役 室 長	藤木 意継
同次長兼用地課長	藤本 英夫	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道事業管理者	田中 稔	同 事 務 局 長	着本 善夫
水道部理事	仲田 博文	監 査 委 員	庄司 清三
同次長兼総務課長	城前 伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田 陽三
同次長兼工務課長	西尾 浩	農業委員会会長	森口 義忠
病 院 長	竹林 淳	同 事 務 局 長	農 端 小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野 敦 雄  
 次 長 河原 茂 隆  
 議事係長 田中 康 弘  
 調査係長 井之上 光 一  
 議事係員 田村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月23日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成4年3月分)	別冊 P. 1
2	監査報告 第19号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年3月分)	別冊 P. 11
3	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年3月分)	別冊 P. 17
4	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成3年度平成4年4月分)	別冊 P. 22
5	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成4年4月分)	別冊 P. 32
6	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年4月分)	別冊 P. 42
7	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年4月分)	別冊 P. 48
8	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成3年度平成4年5月分)	別冊 P. 53
9	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成4年5月分)	別冊 P. 63
10	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年5月分)	別冊 P. 73
11	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年5月分)	別冊 P. 79
12	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成4年6月分)	別冊 P. 84
13	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年6月分)	別冊 P. 94
14	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年6月分)	別冊 P. 100
15	監査報告 第32号	定期監査(平成4年度第一次分)結果報告	別冊
16	報告 第19号	専決処分の承認を求めることについて (小学校児童の事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 1
17	認定 第1号	平成3年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について	P. 4

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	認定 第2号	平成3年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 6
19	認定 第3号	平成3年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 7
20	議員提案 議案 第9号	決算審査特別委員会の設置について	別紙
21		決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
22	議案 第46号	工事請負契約締結について（阿弥陀橋改築工事）	P. 9
23	議案 第47号	工事請負契約締結について （（仮称）和泉市老人デイサービスセンター建設工事）	P. 11
24	議案 第48号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	P. 13
25	議案 第49号	和泉市防災会議条例の一部を改正する条例制定について	P. 18
26	議案 第50号	和泉市立解放総合センター条例等の一部を改正する条例制定について	P. 21
27	議案 第51号	和泉市保育所入所措置条例の一部を改正する条例制定について	P. 26
28	議案 第52号	平成4年度和泉市一般会計補正予算（第2号）	P. 29
29	議案 第53号	平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	P. 47
30	議案 第54号	監査委員の選任について	P. 56
31	議案 第55号	公平委員会委員の選任について	P. 58
32	議案 第56号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 60
33	議案 第57号	教育委員会委員の任命について	P. 62
34	議員提案 議案 第10号	第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の投資規模の拡大に関する意見書	別紙
35	議員提案 議案 第11号	第11次道路整備五箇年計画の策定に関する意見書	別紙
36	議員提案 議案 第12号	「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書	別紙
37	議員提案 議案 第13号	関西国際空港飛行コースの陸上ルートに反対する意見書	別紙

日程	種別及び番号	件名	摘要
38	議員提出案 第14号	佐川急便事件の真相徹底究明を求める意見書	別紙
39	議員提出案 第15号	エイズ予防対策に関する意見書	別紙
40	議員提出案 第16号	「小児糖尿病」を特定疾患として早期指定の実現に関する意見書	別紙

○

(午前10時00分開議)

- 議長(竹下義章君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、何かとお忙しいところ連日にわたり御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席届け出の出ている議員さんはございません。上田議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。
- 議長(竹下義章君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 議長(竹下義章君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解をお願いいたします。

- 議長(竹下義章君) それでは、これより日程審議に入ります。
- 日程第1より第15までは、いずれも例月出納検査結果報告及び定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

監査報告第18号	例月出納検査	収入役扱	平成4年3月分	P. 1
監査報告第19号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成4年3月分	P. 11
監査報告第20号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成4年3月分	P. 17
監査報告第21号	例月出納検査	収入役扱	平成3年度 平成4年4月分	P. 22

監査報告第22号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成4年4月分	P. 32
監査報告第23号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成4年4月分	P. 42
監査報告第24号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成4年4月分	P. 48
監査報告第25号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成3年度 平成4年5月分	P. 53
監査報告第26号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成4年5月分	P. 63
監査報告第27号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成4年5月分	P. 73
監査報告第28号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成4年5月分	P. 79
監査報告第29号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成4年6月分	P. 84
監査報告第30号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成4年6月分	P. 94
監査報告第31号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成4年6月分	P. 100
監査報告第32号	定期監査（平成4年度第一次分）結果報告			別 冊

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第18号より第32号までの報告を終わります。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第16「専決処分の承認を求めることについて」（小学校児童の事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告第19号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第6号

小学校児童の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、小学校児童の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成4年8月28日 専決

和泉市長 池田 忠雄

市は、小学校児童の事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市鶴山台一丁目8番11号 親権者 小園治良  
親権者 小園和子  
児童 小園浩行
- 2 損害賠償の額 3,335,782円
- 3 和解の要旨

市は、和泉市立鶴山台北小学校理科室での児童の事故について、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 管理部長（稲田順三君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました報告第19号「専決処分承認を求めることについて」、その内容を御説明申し上げます。1ページでございます。

本件は、昭和60年6月28日に発生いたしました鶴山台北小学校児童の事故の示談解決に伴うものでありまして、相手方と示談交渉を進めてまいりましたところ、去る8月28日、円満解決を見るに至り、損害賠償額の支払いに当たりまして御議決をいただくいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、平成4年8月28日付で専決第6号「小学校児童の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分」として専決させていただきました。本日、御報告申し上げる次第であります。

その内容であります。相手方は、和泉市鶴山台一丁目8番11号にお住まいの当時小学校6年生小園浩行君の父親小園治良氏、母親和子さんに対しまして、損害賠償金として333万5,782円を支払うことで和解し、円満解決を図ったものでございます。

次に、損害賠償の原因となった事故の概要でございますが、3ページの参考資料を御参照願いたく存じます。この事故は、昭和60年6月28日（金）午後1時50分ごろ、理科室におきまして木炭をつくる実験の授業中、木炭片を試験管に入れアルコールランプで熱しておりましたが、炎が試験管とずれていたためアルコールランプを移動させた際、弾みでアルコールランプが倒れ、アルコールが当時鶴山台北小学校6年生小園浩行君の服に飛び散り、腕、肩から首にかけてやけどを負ったものであります。

事故発生後、養護教諭等により応急処置を施しまして病院へ搬送するとともに保護者に連絡を行いました。診断の結果、顔面、頸部、右脇、右手が熱傷によりケロイド状態で、25日間の入院を含めまして平成2年8月25日に傷病が固定いたしましたものであります。

その後、円満解決を図るべく親権者小園治良氏との間で示談交渉を行ってまいりました結果、損害賠償金333万5,782円を支払うことで示談が成立いたしました。

なお、損害賠償金総額333万5,782円の内訳であります。医療費33万5,782円、障害見舞い金150万円、慰謝料を含むその他一切の賠償金として150万円でありまして、これについては、日本体育学校健康センター及び全国市長会学校災害賠償補償保険により全額でん補されるものであります。

以上が、報告第19号の説明であります。

なお、児童生徒の事故防止、特に学校管理下における安全対策につきましては、常々、細心の注意を払うよう指導いたしておるところでありますけれども、今後とも一層指導の徹底を期してまいりたいと考えておりますので、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 12番（大谷昌幸君） この件は、これで結構なんです。ちょっとお教えいただきたいんですが、現在、小中学校の理科実験室で火を使う場合の熱源ですが、都市ガスが入っていると思うんです。ガスのバーナーでやると、恐らくこのような事故がないように私は記憶しているんですが、その点、どのような設備条件になっているか、ちょっとお教え願いたいと思います。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 指導部次長（西川義憲君） 指導課の西川よりお答え申し上げます。

ガスバーナーの使い方、アルコールランプのそれぞれの使い方ということで、両方とも小学校4年生、5年生の部分でいわゆる実験の過程の中で使用法等の単限がございます。それぞれの小中学校におきましては、そうした単限配分に従いながら、都市ガス等を引いていない学校におきましては、アルコールランプの部分がほとんど中心になりますが、両方とも実際には使いながら実験等をしているのが実情でございます。

なお、本事故等との関連を含めまして、このアルコールランプの使い方や、ガスバーナーその他薬品類を使用する場合もございますので、そうした内容も含め理科実験をする前に教師による予備実験等の徹底や、また、実施段階におけるこうした安全対策面の研修等を充実をさせているところでございます。よろしく願いいたします。

- 12番（大谷昌幸君） 私もこの理科教育に携わって20年以上になるので古い話かもしれませんが、ガスバーナーは、私の子供の時代の戦時中から大阪市内では使われていたように記憶しております。それぞれ実験のやり方によってはガスバーナーがいいかアルコールランプがいいか、その目的によって使用方法も変わってくると思います。短い単限の時間内で実験をやる場合、何といたってもガスバーナーがええと思うんです。できるだけ今後は、小中学校ともアルコ



ールランプも結構ですが、ガスバーナーも使えるような設備をしてやっていただきたい、かように考えます。都市ガスが入ってなくても、現在、プロパンでも安全対策も講じられますので、その点を要望しておきます。

- 議長（竹下義章君） 他に。
- 3番（若浜記久男君） 端的にお聞きをしたいんですが、この事故発生から7～8年が経過しているんですが、これが円満解決に至るまでどういう経過があったのか。以前、死亡事故があったときは、短期で決着した経過も聞いてます。これまでに長引いた経過と、これが早い時期に決着していれば、保険のことですからどうこういうことはないわけですが、金額的に貨幣価値がどうかということもありますので、その2点。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 管理部長（稲田順三君） 御存じのように小学校6年生のときの事故でございます。現在、高等学校を卒業されて専門学校へ行っておられます。御承知のように、小学校、中学校、高等学校と言いますと成長段階です。そういうことで傷病が固定してから本格的な示談交渉に入るのが本筋のようでございます。弁護士にも相談しましたが、平成2年に傷病が固定したのでいよいよ示談交渉に入ったということで、親御さんも含めましてその成長段階、発達段階を十分に見極めまして、一応、傷病が固定した段階になって解決に至ったということでございます。保険金につきましては、当然、補償交渉、示談交渉でありますので、現時点における損害賠償額ということになると思います。
- 3番（若浜記久男君） そういう経過でしたら、別にどうこうないわけですが、後遺症の問題で遅くなったという考え方でですね。そうすると、今までもいろんな事故もあるわけですが、当然、示談の円満解決後にいろんな形の後遺症状というのが出てくることもあり得ると思います。そういう後遺症状における示談交渉はどんな形になっているわけですか。
- 管理部長（稲田順三君） 今、申し上げましたように、やはり傷病が固定するというのが一番の前提になると思います。円満解決した後で後遺症が出てくるとなると、親御さんにとりまして非常に心配な点があると思います。そういうことで時間がかかったわけでございます。そういう考え方に立って解決していきたいと思っております。一応、傷病が固定することの上に立って円満解決に努力していきたい。そういうことによって後遺症の問題が防げるんじゃないかと思っております。
- 3番（若浜記久男君） 今回の問題と切り離してもいいと思うんですが、示談交渉が終わった後で後遺症が出てきた場合、将来的に改めて話し合いをするとか、そういう項目が入っているのかどうかということです。

- 管理部長（稲田順三君） 一応、円満解決の段階では、当然、親御さんを含めまして一切そういう権利の放棄をする。示談書の中には、その後に仮に後遺症が出たところで、出たところで、というのはおかしいですが、そういうことがないという上に立って解決していきたい。その点では、告訴とか告発はいたしません、という書類をもらっております。
- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、報告第19号は承認することに決しました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第17「平成3年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」を議題といたします。

#### 認定第1号

#### 平成3年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成3年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。  
（市長登壇説明）
- 市長（池田忠雄君） それでは、ただいま御上程をいただきました認定第1号「平成3年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定」をお願いをするに当たりまして、概要を御説明をいたしたいと存じます。  
ただいま御認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計の5会計であります。監査委員さんの意見につきましては、御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり決算審査意見書をちょうだいをいたしております。  
御承知のとおりわが国の経済情勢は、バブル経済の崩壊等の影響によりまして景気後退が予想以上に厳しく、現在のところ、本年度の経済成長率の目標である実質3.5%の実現が危ぶまれているわけであります。このような状況の中で早急な景気対策の実施が求められております。

このため政府としては、生活関連に重点をおきました公共投資等の拡大、住宅投資の促進、民間設備投資の促進、中小企業対策、雇用対策等を中心とした過去最大の10兆7,000億円に上る総合的な経済対策を実施する予定であります。

地方財政に関しましても、地域の実情に即して適切かつ機動的な財政措置を講じることが強く期待されているところであります。しかし、現下の地方財政は、71兆円を超える借入金残高を抱え、その償還が大きな負担となるとともに、新たな財政需要にも対応する必要があるなど、依然として厳しい状況下にあります。

さて、本市の平成3年度の決算であります。歳入面では市税収入が堅調に伸びたこと、歳出面では人件費及び公債費等に増があったものの、財政運営の効率化と健全化を期してまいりました結果、普通会計におきまして3億2,740余万円の実質収支黒字決算と相なった次第であります。これひとえに議員皆さん方の御支援、御協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第であります。しかしながら、財政構造は依然として硬直化傾向にありまして、単年度収支では3億4,230余万円の赤字となり、今日の経済情勢の低迷や行財政需要の増大等、多くの課題を抱えた行財政運営であると認識をいたしておるところであります。

次に、一般会計につきましては、歳入総額410億4,570余万円、歳出総額406億5,860余万円、歳入歳出差し引きいたしますと3億8,710余万円の形式的な黒字と相なり、既に御承認をいただきました平成4年度への事業費の繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源5,960余万円を差し引きいたしまして、3億2,740余万円の実質黒字と相なる次第であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額67億9,060余万円、歳出総額66億2,640余万円、歳入歳出差し引き1億6,420余万円の黒字と相なります。

次に、老人保健事業特別会計であります。歳入総額61億5,110余万円、歳出総額61億5,790余万円、歳入歳出差し引き670余万円の赤字と相なります。これは平成3年度におきまして支払基金交付金の収入不足が生じたもので、平成4年度におきまして交付されるもので、先般、繰り上げ充用により補填措置をいたしております。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入歳出総額とも3億1,170余万円の同額。

公共下水道事業特別会計につきましても、歳入歳出とも26億6,400余万円の同額と相なり、収支均衡と相なる次第であります。

以上が、今回、御認定をお願いいたします各会計の決算状況であります。よろしく御審議をいただきまして、御認定を相賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件は、その内容からして十分御審議を願いたいと思いますので、後刻、議員提出議案として上程される決算審査特別委員会を設置し付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第18「平成3年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

認定第2号

平成3年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成3年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

- 水道部理事（仲田博文君） お許しを得まして自席から、ただいま上程されました認定第2号「平成3年度和泉市水道事業会計決算認定」につきまして、水道部仲田より御説明申し上げます。

初めに、13ページを御覧いただきたいと存じます。水道事業報告書から当年度の経営状況について、総括して申し上げます。

収益的収支勘定における収入面では、夏場の水需要期において天候不順により給水量が伸び悩み、給水収益では、対前年度比で1.5%の低い伸びと相なっております。一方、支出面では、受水費や人件費等諸コストの増高と消費税の未転嫁による税負担などにより、經常収支は、依然として赤字基調の厳しい状況にあります。

幸い、水質検査受託や下水道業務受託収益並びに預貯金利息などの増収と、その他各般の企業努力などによって、単年度収支は、921万円の純損失にとどまりました。これに前年度よりの繰越欠損金を加えますと、1億1,327万円の未処理欠損金が生じております。

また、資本的収支勘定では、水道施設等整備事業を初め配水管更生事業や中央丘陵水道施設建設事業など、各施設の建設改良投資を積極的に行った結果、資金不足が生じました。不足額については、過年度分損益勘定留保資金をもって補填をいたしました。

次に、給水状況について申し上げますと、給水人口の増加等により給水量は、対前年度比1.5%増と相なっております。

また、有収率の向上につきましては、常に漏水しない工事に留意し、最新漏水調査機器の活用と合わせ漏水の早期発見修理に努め、前年度実績を0.1%上回る成果を得ております。

それでは、最初に戻りまして1ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、収益的収支勘定の収入の部では、第1款 水道事業収益最終予算額23億5,454万2,000円に対し、決算額は23億6,359万9,774円となり、予算額に比べ905万7,774円の収入増となっております。

決算額の内訳でございますが、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で21億3,499万2,141円。第2項 営業外収益は、加入金外で2億2,859万4,941円。第3項 特別利益は、過年度損益修正益相当額と相なっております。

次に、2ページの支出の部でございますが、第1款 水道事業費用最終予算額24億225万4,000円に対し、決算額は23億6,571万9,490円で、不用額は、3,653万4,511円でございます。

なお、不用額発生の主な理由といたしましては、人件費減を初めその他需要費の節減によるものでございます。

決算額の内訳といたしましては、第1項 営業費用では、水づくりから料金回収までの費用として20億5,081万1,161円。第2項 営業外費用として、企業債の支払利息外で3億1,412万1,264円。第3項 特別損失では、過年度損益修正損となっており、第4項 予備費につきましては、全額不執行となっております。

次に、3ページの資本的収支について申し上げます。

収入面では、第1款 資本的収入最終予算額4億8,342万円に対し、決算額は4億8,477万188円であります。

内訳といたしましては、第1項 企業債決算額2億300万円は、予算額どおり収入いたしました。次に、第2項 工事負担金につきましては、決算額2億6,247万188円で、予算額に比べ136万188円の収入増と相なっております。その他第3項では、一般会計からの消火栓新設に伴う負担金と水道検査機器購入負担金であります。

次に、4ページを御覧いただきたいと存じます。

支出につきましては、第1款 資本的支出最終予算額7億2,240万2,000円に対し、決算額は7億693万2,596円で、不用額は、1,546万9,404円でございます。

決算額の主な内訳といたしましては、第1項 建設改良費決算額5億4,654万8,787円で、その内容といたしましては、赤水対策の配水管更生事業を初め水道施設等整備事業や中央丘陵水道施設建設事業のほか、開発に伴う配水管布設工事、そのほか量水器及び固定資産購入のための営業設備費でございます。

なお、ここで1,546万9,213円の不用額が生じておりますのは、各事業費の減額及び人件費の減によるものであります。

工事概要につきましては、17ページ以下に記載いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

また、第2項 企業債償還金につきましては、決算額1億6,038万3,809円と相なっております。

最後に、財政の収支状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当年度未処理欠損金が1億1,327万2,474円となり、同額を翌年度に繰り越す厳しい状況下でございます。

以上が、今回、提出させていただきました決算報告書の概要でございます。

損益計算書のほか決算附属書類として14ページ以下に各明細書を添付いたしておりますので、これらを御参照賜り、何とぞ原案どおり認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第19「平成3年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

認定第3号

平成3年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成3年度和泉市病院

事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました認定第3号「平成3年度和泉市病院事業会計決算認定について」、提案の理由並びにその概要を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成3年度の病院事業会計決算を御認定していただきたく御提案を申し上げたものでございます。

次に、その概要でございますが、平成3年度における病院運営の基本方針として、経営健全化4年目最終目標の不良債務解消に向け、近年、鈍化しております医業収益の伸びを少しでも伸ばし、前年度以上の増収を確保し、支出の増加も可能な限り抑制して自主努力の成果を上げるよう全力を尽くしてまいりました。その結果、病院自体の自主的な経営健全化の努力を市理事者も高く評価されまして、不良債務解消のための補助金の支出もしていただきましたことも相まって、当初の目標でございました不良債務の解消が達成されました。これもひとえに議員各位の温かい御理解と御支援のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、その内容を御説明申し上げます。決算書14ページを御参照いただきたいと存じます。

平成3年度における病院の利用状況は、入院患者数が年間延べ10万4,070人、1日平均284.3人でございます。外来患者数は年間延べ23万9,038人、1日平均800.3人となっております。平成2年度と比較いたしますと、入院患者数は延べ2,116人、2.0%減、外来患者数は延べ1万115人、4.4%の増となっております。

次に、収益的収支の状況でございますが、決算書2ページ以降を御参照願いたいと存じます。

第1款の病院事業収益につきましては、予算額52億2,880万6,000円に対しまして、決算額52億1,085万8,637円でございます。1,794万7,363円の収入減となっております。

次に、各項目別に御説明申し上げます。第1項の医業収益は、予算額46億7,905万2,000円に対しまして、決算額46億6,331万3,084円でございます。1,573万8,916円の収入減となっておりますが、これは入院収益の減によるものでございます。第2項の医業外収益でございますが、予算額4億4,175万4,000円に対し、決算額4億3,954万5,553円でございます。これは主に一般会計からの繰入金でございます。第3項 特別利益でございますが、これは一般

会計からの繰入金でございまして、予算、決算とも1億800万円でございます。

次に、支出でございますが、第1款の病院事業費用は、予算額51億7,883万6,000円に対しまして、決算額51億4,929万5,919円でございます。2,954万81円の不用額が生じております。

以下、簡潔に申し上げます。

以上の結果、収益的収支におきまして5,912万8,230円の純利益が生じ、未処理欠損金につきましても、26億9,196万9,882円に減少することができました。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入につきましては、予算額、決算額とも11億7,664万4,000円でございます。企業債につきましては、予算額、決算額とも6,000万円の同額でございます。

以上の結果、資本的支出と収入の決算でございますが、4,996万2,952円の不足額が生じましたが、これにつきましては、当年度損益勘定留保資金並びに当年度消費税資本的収支調整額により補填をいたしました。

以上、簡単に内容の御説明を申し上げます。

今後とも、病院運営の健全化に全力を挙げてまいりたいと存じます。

なお、貴重な時間を拝借いたしまして申しわけございませんが、かねてから御指摘のございました病院の来院者の方々に対します駐車場の確保でございますが、このたび、新館の中央線の和歌山側になりますが、そこに約60台の駐車場の確保ができました。御利用される方は、信号のある横断歩道を利用して玄関に入っていただく不便さがございますが、現在の中央線で路肩駐車をされている車はなくなるものと考えております。

以上でございます。どうぞ原案どおり御認定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 20番（並河道雄君） 私も決算委員に入ることになっておりますので、端的に簡単にお聞きをいたします。

当初予算に比べ約1,500万円の医業収益の減になっておりますが、参考資料を見ますと、入院患者が非常に減っているわけです。その原因について以前にも指摘をしましたが、病棟の統廃合とか看護婦さんの不足とかいうことです。市民病院は、非常に医療サービスがよいという点で評判がよいのですが、最近、必ずしもそういうことだけではないように思います。どういう要因があったのか。

それと、本年度はほとんど終わろうとしておりますが、入院患者数はどのようになってきているのか、お聞きをしたいと思います。



○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 病院事務局理事（谷上 徹君） 私の方からお答えさせていただきます。

まず、収入減の原因でございますが、確かにおっしゃるとおり、平成3年度におきまして病棟の統廃合、職員の減員もございましたが、われわれの決算分析をした結果では、小児科、産婦人科の辺の部分については、非常に変動の大きい部分でございます。この辺が、収入減の大きな原因になっているものと思います。

それと、今年度の患者の状況でございますが、収入につきましては、この4月からの診療報酬の改定によりまして、入院収入では、大幅な改定がございまして増となっておりますが、外来につきましては、改定減の影響を受けまして、収入は減となっております。患者数につきましても、前年度と比べて横ばいまたは増加している現状でございます。

以上でございます。

○ 20番（並河道雄君） 詳しいことは決算委員会でお聞きしますが、今の答弁では、産婦人科についても、民間の病院でも設備の充実が図られ、サービスがよくなってきておりまして、その点での競争も厳しくなっているように思います。産婦人科の出産費については、市民病院の方がむしろ高いように聞いております。そういう点も含め医療サービスの一層の充実を図っていただき、当初予算どおりの決算ができるよう努力していただきたいということで終わっておきたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査を願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

平成4年10月23日

和泉市議会議長

竹 下 義 章 殿

提 出 者

和泉市議会議員 友 田 博 文

同 若 浜 記 久 男

同 松 尾 孝 明

同 中 塚 新 治

同 大谷 昌幸  
同 須藤 洋之進  
同 穴瀬 克己  
同 西口 秀光  
同 天堀 博

決算審査特別委員会の設置について

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第9号

決算審査特別委員会設置について

1. 本市議会に地方自治法第110条並びに和泉市議会委員会条例第3条の規定により、決算審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、平成3年度和泉市一般会計及び特別会計決算並びに水道・病院事業会計決算について、調査審査することを目的とする。
3. 本委員会は、委員13名をもって構成する。
4. 本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

○ 議長（竹下義章君） 日程第20「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

本件は、友田博文議員外8人から認定第1号から認定第3号までの3件の決算認定について慎重に審査するため、13人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置されたい、とするものであります。

お諮りいたします。本件については、提案理由の説明、質疑並びに討論を省略し、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第9号は、原案どおり可決いたしました。

○  
決算審査特別委員会委員名簿

森 悦 造	須藤 洋之進
若 浜 記久男	穴瀬 克己
田 代 一 男	並 河 道 雄

讃岐 一太郎 柳瀬 美樹  
池田 秀夫 天堀 博  
柏 富久蔵 早乙女 実  
井坂 善行

- 議長（竹下義章君） 次に、日程第21「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定によってお手元に配付いたしております名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本件は、名簿のとおり選任することに決しました。委員の皆さんには、大変御苦勞でございますが、よろしく審査のほどをお願いをいたします。

- 議長（竹下義章君） 日程第22「工事請負契約締結について」（阿弥陀橋改築工事）を議題といたします。

#### 議案第46号

##### 工事請負契約締結について

阿弥陀橋改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- |          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 阿弥陀橋改築工事                               |
| 2 契約者    | 和泉市長 池田 忠雄                             |
| 3 入札の方法  | 指名競争入札                                 |
| 4 契約金額   | 119,274,000円                           |
| 5 契約の相手方 | 和泉市大野町580番地<br>株式会社 寄田組<br>代表取締役 寄田 年文 |

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第46号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容につきまして、総務部神藤から御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、大野町内の父鬼川にかかる阿弥陀橋が老朽化が進み、危険状態となってまいりましたため改築工事をするもので、工事の請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、阿弥陀橋改築工事でございます。契約金額は、1億1,927万4,000円。契約の相手方は、和泉市大野町580番地、株式会社寄田組代表取締役寄田年文と契約しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、参考資料と別途図面にお示いたしましたとおり、起点 和泉市大野町759番地の1先から終点 和泉市大野町135番地の4先までの父鬼川にかかる橋長22.40m、橋梁幅員6.3m、道路幅員5.00mの橋梁で、仮設橋工、橋梁工、護岸工一式を施行いたしますものでございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成5年3月22日を予定いたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第46号「工事請負契約締結について」御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第23「工事請負契約締結について」〔（仮称）和泉市老人デイサービスセンター建設工事〕を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

議案第47号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉市老人デイサービスセンター建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 (仮称)和泉市老人デイサービスセンター建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 220,935,000円
- 5 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内 博文

○ 改良事業部長(富田宏之君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第47号「工事請負契約締結について」、改良事業部富田から提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本件は、在宅で介護を必要とする老人及びその家族の福祉向上等、老人福祉施策の一環として建設する(仮称)和泉市老人デイサービスセンター建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約金額は、2億2,093万5,000円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3、株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。

また、工事の概要につきましては参考資料にお示しのとおり、和泉市旭町106番地の2、用地528㎡内に鉄筋コンクリート造り2階建て1棟、延べ床面積523㎡の老人デイサービスセンターを新設し、関連する設備工事、附帯工事を含め施行しようとするものでございます。

工期につきましては、御議決を得ました日から平成5年3月31日を予定しております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第47号についての提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、参考資料及び別冊参考図面を御参照いただき、よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 27番（早乙女実君） 27番・早乙女です。予算委員会というが行われておりますが、その当時は議員ではございませんでしたので、若干、内容にかかわることも含め、関連して質問をさせていただきます。

最初に、工事請負契約ということですので、そのあたりからお聞きをいたしますが、指名競争入札となっておりますが、この指名というのは、どういう業者になるのですか、同和事業なのかどうか、このあたりについてちょっと確認をさせていただきたい。

それと2点目は、予算委員会の委員会録も読ませていただきましたが、この参考資料で平面図などが提示されています。かなり具体的に内容面についても準備が進められていると存じますが、予算委員会の審議の中でははっきりされていなかった運営形態の問題について、どのようにされる方向性が明らかになっているのか、お聞かせ願いたい。

それと若干、デイサービスセンターについての勉強不足もありますが、B型とかC型とか、行政内部ではいろいろ基準等があるようですが、このデイサービスセンターは何型になるのか。BとかCとかに応じて、この面積については、一定の基準があってこの広さになっているのか、そのあたりについて詳しい御説明ができればお願いしたいのと、当然、利用定員という問題があると思います。それに応じた広さであるかも問題になるかと思いますが、そのあたりのことについてはどのようにお考えになっているのか。

さらには、いわゆるデイサービスセンターであれば、介護が必要な方の施設利用ですので、当然、送迎の問題が起きます。高石では送迎バスを走らせておりますが、この施設についてはどのようにお考えになっているのか。

以上、若干、この請負契約の内容から外れますが、関連でお伺いをしたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 改良事業部次長（梶田嗣夫君） 業者選定について、改良事業部梶田からお答えいたします。ただいま部長が説明いたしましたとおり、この事業の設置場所は、環境改善整備事業地区指定内であるということと合わせまして、この事業については、同和加算としての補助を受けております。そういうことから同和事業に準じ、同建業者を選定したということでございます。

以上です。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 2点目以降につきまして、老人障害福祉課長金谷からお

答え申し上げます。

まず、運営形態でございますが、デイサービス事業の実施主体そのものは市町村となっております。その市町村がその事業の運営に直接当たるか、他の地方公共団体あるいは社会福祉法人または公益法人に運営を委託するかといういずれかでございます。今回につきましては、この公益法人に委託して運営をしてみたいと思っております。

次に、3点目の何型か、ということでございますが、補助基準で言いますB型でございます。それが面積との関係かどうか、というお尋ねでございますが、B型の面積については340㎡でございます。

このA型、B型、C型の区分でございますが、事業内容によって変わってまいります。A型では、基本事業6事業、それから通所事業が2事業、訪問事業が2事業ございますが、それらのすべてを行う。

今回のB型では、基本事業の6事業と通所事業の2事業も行います。ただ、訪問事業については選択制、やるかやらないか、どちらでもよろしいということになってございます。

また、C型については、基本事業6事業のうち送迎を含む4事業を選択実施する。通所事業あるいは訪問事業のうちの2つ以上を選択実施するという形でございます。

そういう事業の内容によって変わっているということでございます。そういうことから本件はB型で、基本事業6事業並びに通所事業の2事業を必須事業として行うものでございます。

4番目に、利用定員でございますが、15名ないし20名を予定いたしております。

次に、送迎でございますが、先ほど申し上げました基本事業として送迎が定められております。したがって、当然、必須事業として行う予定をしております。

以上でございます。

- 27番（早乙女実君） 同和加算で同和事業に準じて、ということですが、同和事業ではないということですか。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 改良事業部の方からも答弁がありました。たまたま建設予定地が環境改善の地区内ということもありまして、できるだけ有利な補助を導入したいということで大阪府にもいろいろお願いをしたところ、補助としては、面積的なものも含めてその制度を適用させていただいたということです。ただ、これにつきましては、老人デイサービスセンターということですので、一般事業としての位置付けでございます。
- 27番（早乙女実君） その件は、予算委員会でもあったので、ちょっと確認をさせていただきました。

内容の方の問題ですが、先ほど、聞きましたA、B、C型がある中で、A型はほとんど完璧

にやる形、B型の方は訪問の部分が選択になっている。今回は、訪問の方はされないということで認識したらいいんですか。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 現在のところは基本事業ということで、訪問事業の方は、まだ実施の予定はございません。

○ 27番（早乙女実君） 来年度予算で具体的なこと聞いていくつもりですので、余り突っ込みませんが、今、聞いてびっくりしたんですが、定員が15～20名ということでかなり少数になっているんです。高石で同じくB型でやっている瑞松苑というのがありますが、高石へ行きまして、この要綱もパンフレット等も含めすべていただけてきました。かなり定員に差があるんですが、このあたりの御認識がちょっとわからないので、その辺を再度、お聞きしたい。

それから、平面図の設計図をいただけてますが、食堂が付いてます。高石の場合もいわゆる給食サービスを実施しているんですが、そのあたりについても、具体的に実施をされる方向になっているのかどうかの確認と、全部ひっくめて公益法人に委託ということですので、こういう付随したいろんな事業も委託ということでお考えになっているのかどうか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

もう1点は、お隣に診療所がございますが、そことの連携というのは、当然、図られるのかどうか。重症患者というか、かなり寝たきりの方が来られるということですので、医療面でのケアも当然必要かと思しますので、その辺はどうお考えですか。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） まず、定員でございますが、先ほど、15～20と申し上げましたのは、1日の利用定員でございます。お1人が週に1回程度の利用ということでございますので、原則的には、週5日間は老人そのもののサービスをする。6日目の土曜日は、主として家族ということになっておりますので、少なくとも十五名で5日間、75名ということで、登録者が100名を超えても、十分対応が可能だと考えております。

それと、給食等でございますが、給食も必須事業として行う予定でございます。その委託の関係でございますが、包括的に委託をする予定でございますが、送迎あるいは給食等につきましては、民間業者に委託をすることもできる、となっておりますので、これについては、さらに検討をしてみたいと考えております。

次に、診療所との関係でございますが、近くに老人福祉センターがございますし、診療所もございます。これらとも保健、福祉、医療の連携を図る意味からも、十分にこれを活用してまいりたいと存じます。

○ 27番（早乙女実君） 質問そのものは終わっておきますが、先ほども言いましたように来年度事業で多分、出てくると思いますので、要望も含めてこれからの勉強もしながら御意見を



述べさせていただきたいと思います。

こうした契約の締結ということですが、ここまで具体的な分が出されておって、質問をすれば、福祉課の方からああいう答弁が出るわけです。確かに契約ですが、現実的には、予算委員会の審議もあって議論もされているところですので、これぐらいの資料は、はっきり言って全議員に配付するぐらいのことは、これはサービスではなく義務だと思うんです。添付資料が平面図だけ、一切、事業内容には触れないというのは、余りにもばかにしているとは思いますが、非常に不十分だと思います。これからもこういう形は、新規事業で起こってくると思いますので、その都度、事前の配付資料というか、その辺の内容について御検討いただきますよう、これは議長さんにも要望しておきます。

以上で終わります。

- 議長（竹下義章君） 他に。
- 18番（赤阪和見君） 今、内容的に間かせていただいたので、重複するところは避けたいと思います。

先ほど、同和関連云々という話もありましたが、もし一般事業として場所があそこと違う場合の予算と、今回の予算とどれだけの予算が市行政として違うのか、建設内容についてお答えを願いたいと思います。

もう1点は、15名から20名、送迎を含む、ということですが、こういう施設は、近いところの人がよく利用されるのは事実ですが、送迎という中では、全市的に平等にやってもらわないと困るわけです。その体制は本当にいけるのかどうか。広い市域でちょっと心配な面がありますので、その点、どうされようとしているのか。

以上、2点です。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 1点目の補助金につきましては、同和事業ということで8,157万3,000円でございます。一般事業の補助であれば、5,686万5,000円でございます。これは府の補助だけの差でございます、国の補助は抜いております。その差が2,470万円でございます。

それから、2点目の送迎でございますが、一般事業ということで全市一律を対象としております。地理的に阪和線沿線に近いということで、山間部からはかなり遠いということもございしますが、特に1時間以上かかるというところであれば、實際上、デイサービスを提供することは困難でございます。そういうことで地理的な制約があるということは御了解を賜りたいと存じます。

- 18番(赤阪和見君) 1時間以上かかるということは、車で1時間以上かかるということですか。それなら、どこから上が無理ですか。
- 老人障害福祉課長(金谷宗守君) 時間的なこともございますので、実際上は、かなり山間部と申しますか、そのあたりですと、往復で1時間以上はかかるかと存じます。
- 18番(赤阪和見君) 山間部というと、どこから山間部ですか。ちょっと線を引いてください。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) 失礼いたしました。原則としては、和泉市内全地域を回らせていただくという建前を取っております。ただ、虚弱老人等の方ですので、遠ければ、車の酔いその他の問題もあるかと思えます。たまたま今年度、第1号として和泉市の北部地区にこのセンターを設置するわけでございます。高齢者保健福祉推進10カ年計画、いわゆるゴールドプランに沿い、来年度以降もこれらの建設について前向きに検討しているところでございます。当初、1、2年の間は、若干、遠いということで御不便もかけるかと思えますが、ほんの近い将来、第2号、第3号の見通しについてもほぼ固まりつつありますので、それらの問題についても、何とか克服できると考えております。
- 18番(赤阪和見君) そういう制度がゴールドプランの一環としてということで、基本的にはよくなっていく。今回、その第1号をやるわけですので、問題は言えないと思います。ただ、言えることは、二千数百万円云々の中では、一般事業と言いながら入札などもやはり同和の縛りを受けているわけですからね。受けているというよりも、受けさせているといった方が適切かどうかわかりませんがね。  
 そういう点を考えまして、市民に上下の差もないし、市民を都市部、山間部という分け方もおかしい。特に高齢化社会を迎える中での1つの方向性とすれば、次の場所も考えているんだ、ということはわかるんですが、そこで1つの方向性が出てこないように思うんです。市内全域ということで考えれば、先ほどの予定される100名という、その施設を使える人の年齢などをちょっと教えてくれませんか。和泉市にどれぐらいの対象者があって、ここで100名を対象とする。そして、次、次となると思うんですがね。
- 老人障害福祉課長(金谷宗守君) 対象といたしますのは、原則として65歳以上の寝たきり老人並びに虚弱老人でございます。寝たきり老人につきましては市内で約250名。虚弱老人と言いますと、どの程度まで虚弱と言うか、その範囲の分け方が難しく、何人という数字を挙げにくいところでございますので、御了承賜りたいと思います。
- 18番(赤阪和見君) 今、寝たきり老人が250名と聞きましたが、虚弱をどのぐらいの線で見ると、それをどのぐらいの対象者と見ているか。今、65歳以上はどのぐらいですか。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 65歳以上の老人の人口は1万4,000人程度です。虚弱老人については、市の方ではっきりつかんでいるわけではございません。虚弱の程度も合わせ、現在までのところは、申し込みを受けた方の調査をいたしまして、虚弱であるかどうかを把握していきたいと思います。

○ 18番（赤阪和見君） 特にデイサービスということで食事も伴うとなりますと、ひとり暮らしで寝たきりとかの虚弱というのがありますね。しかし、年金が大体6～7万円ある。そして、自分の家となると生活保護にかからない。しかし、食事の世話というのが大変であるということから、ホームヘルパー制度がありますね。一番喜ばれるのが風呂や食事など、これは生活の基本の中に入ってくると思います。そういう方向性の中で、市内の人口が集中しているのが結構だと思いますが、やはり中間、山間のところ辺のところもしっかり考えていただき、一般事業ということですのでほかの縛りがないう、しっかりと市民全般にその施設がこれから使われるよう要望だけしておきます。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ありませんか。

○ 26番（原 重樹君） 早乙女議員も聞いておりますので、簡単に伺いたいと思います。

1つは、公益法人に委託する、と言われましたが、その名前とか代表者について具体的に教えていただきたい。

もう1つは、工期が3月31日になっているんですが、実際に建物が建って機能するのは、4月から実施と受け取っていいのかどうかという実施時期の問題。

それから、平面図を見ると、どちら側が診療所になるんですか。玄関の反対側が診療所ということでもいいのかどうか。

それから、これは改良事業部になると思いますが、この場所というのは、もともとこの建物が建つということでしたわけではないと思います。ここは何だったのが、公園だったのか、何か知りませんが、その中身について。

それと、契約関係ですが、先ほどから同和事業なので同建ルール云々と言われておりますが、これからのこともありますので明確にしてほしいのですが、同建ルールにする条件とは何かということです。先ほどから補助金等の関係で地域内だとか同和加算だとか言われてますが、明確に同建ルールにするのかしないのかという条件についてです。というのは、今後、修理等を含めいろんな事業が出てくると思いますので、その場合同建ルールにするのかしないのかわかりませんが、そういう条件を当てはめていくには、どういう条件を付けているのか。今後のこともありますので、明確にしておいてほしいと思います。

以上です。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 前の3点について、老人障害福祉課からお答えいたします。

まず、公益法人でございますが、現在、公益法人の設立に向けまして、府の担当部局と相談を行い、いろいろ御指導をいただいているところでございます。準備が整い次第、設立の申請をいたしたいと存じます。

○ 26番（原重樹君） 具体的には言えませんか。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 具体的には、恐らく新年度になろうかと存じます。一般的に言われる財団法人福祉公社を考えております。そういうことでまだ代表者等は決まっております。

2点目の事業の実施時期でございますが、請負契約では、工期が3月31日となっておりますが、補助金の関係でこの日程を掲げておるわけでございます。事業量からすれば、やや難しいかと考えております。それらを含めまして実際のデイサービス事業を行うのは、2カ月程度新年度にずれ込むと考えております。

3点目の玄関でございますが、玄関の反対側が診療所側になるということでございます。

以上です。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 改良事業部長（富田宏之君） 2点について御答弁を申し上げます。

まず、建設場所でございますが、これは当初、その周辺の団地のプレイロットとして活用してきた場所でございます。このプレイロットにつきましても、一定の国、府の補助金を導入しておりますので、そこに目的外のもので建てるということで、その後、この周辺で買収してきた住宅事業用地がございますが、それに変更していくということで、面積的には、交換という形で行っていくものでございます。

次の同和建設業者ということでございますが、当然、この同和建設業者が発足当時から大阪府下で統一されておりますのは、当初、各衛星都市で計画します環境改善整備事業を中心とする工事請負契約につきましては、同建業者の育成という中、同建というものが1つルール化されております。

今後の問題でございますが、現実には、やはり同和関連事業として一定の同和予算として組んでいく、並びにそれに対する国、府の補助金を導入するというものを合わせまして、環境改善整備事業の工事については、今後とも同建業者になると予想をしております。

○ 26番（原重樹君） 公益法人については、まだ具体的には答弁ができないということでは

のでこれ以上は聞きませんが、この平面図でいきますと、先ほどから言われておりますように和泉診療所等との連携について、その事業内容から考えられるということですが、この建物は、和泉診療所と裏同士で引っ付くこととなりますね。その裏同士で行き来できるような形については何か考えているんですか。玄関からだ、ぐるっと回らないとあきませんね、その点が1つ。これは、これでいいんですが、構造上の問題としてね。

それから、同建ルールに乗せていくということですが、今の説明で納得するつもりはないんですが、今の説明だけでは、いろいろ理由を付けていくと、今回のように2,500万円のために同建ルールか、という端的に言えばそういう意見もあります。例えば環境改善事業というのはどこまでか、これは非常に難しいと思います。今回、同和対策の方から資料をもらう分、その元が改良事業部から出ているんですが、例えば修理費等が入らなくしたというところがありますわね。それをもって環境改善事業から外れたということになるのかどうか知りませんが、その場、その場で対応するということが懸念されます。いわゆる同和の補助金あるいは地域内ということで同建ルールに入るのか、その条件をきちんとしてもらわないといけないと思います。それとも、その辺は決まってないんですか。今までは、改良事業として新しいものをやってきたのでわかりますが、今後の話として問題になるので、その辺はいかがですかということです。

- 改良事業部長（富田宏之君） 現実には、この同建業者の組合が発足してから、大阪府の市長会も含めまして一定のルールづくりを行ってまいりました。先生が御指摘の点については、私どもも十分理解はできますので、今後の進め方については、われわれも真剣に検討を加えていきたいという考えでございますので、御理解を賜りたいと存じます。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 診療所との関係でございますが、ちょうど裏側に通用口をつくってございます。この通用口と診療所の通用口と連携を持たせ、お互いに利用できるようにしていきたいと思います。
- 26番（原 重樹君） 今後、これは大変問題になってくると思います。小さい工事ならともかく、大きい工事でも国、府の補助金が付かない修理等も含め出てくると思います。そのときに地域内だ、今までやってきたということだけではこれを残していくのは非常に問題があると思いますので、ルールづくりをきっちりしていただきたいと要望だけしておきます。

もう1つ、公益法人に委託するんですが、大体、何人ぐらいで運営するんですか。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 標準的な職員の配置としては、このB型については、一応、7名程度となっております。これを1つの目安としながら職員数を定めてまいりたいと思います。
- 26番（原 重樹君） 意見だけ。

なぜこのような聞き方をしたかと言いますと、和泉診療所と隣り合わせで行き来できるようになるということですが、ましてや、公益法人に委託する、それがどこか知りませんが、それでやる。そうすると、それでいいんですが、中身としてはっきりしてほしいことがあります。それは和泉診療所の問題なんです。前から会計報告云々と言ってるのにさっぱり出ない。そういうところへもってきてタイアップして裏で行き来できるものが1つできるわけです。市の職員も和泉診療所へ行っている人がいるんでしょう。和泉診療所自体が雇った人もある。となると、ごちゃごちゃになってくるんですね。

診療所さえはっきりしてないのに、ここにもう1つのものが付いてくるということやるとなれば、会計上ははっきりできるのかどうか心配なところがあります。質問したら「できます」と答えるでしょうが、診療所さえ議会に明らかになってない状況のもとでは問題が起こり得るので、今後、早急に明確にさせていただきたいということで意見を述べて終わります。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第24「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

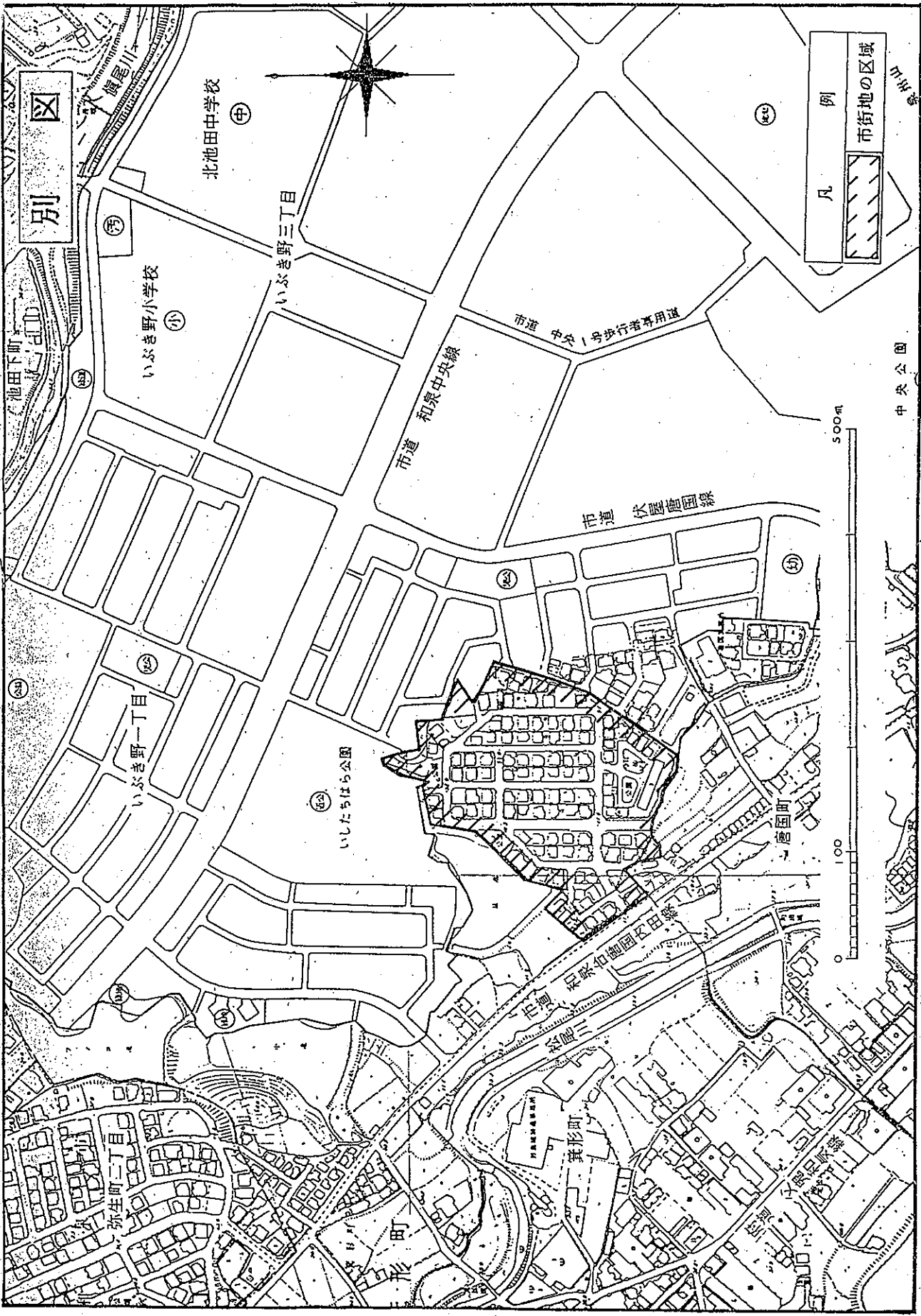
議案第48号

市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、当市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田 忠雄



別

例

市街地の区域

中央公園

500m

100

北池田中学校

いぶき野小学校

いぶき野三丁目

市道 和泉中央線

市道 中央1号歩行者専用道

市道 伏見園線

いぶき野一丁目

いしたらはら公園

唐国町

和泉中央公園

三益

箕形町

弥生町三丁目

新島町





- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第48号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の提案理由並びにその内容について、都市整備部長萩本より御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、今回、お願いいたします市街地の区域は、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業区域の北部地区に接しております通称唐国台の住宅地を対象といたしております。当地区は、昨年11月24日付で実施いたしましたいぶき野一丁目、いぶき野三丁目の住居表示の整備に伴い池田下町の飛び地となっておりますことから、このまま放置いたしますと、既存の池田下町や中央丘陵内に居住される方々はもとより、周辺の町の方々にも、今後、住所の表示によります混乱が生じることは明らかであります。このことから中央丘陵北部地区住居表示未整備区域の処分計画と整合を図り、今回、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示整備事業を行おうとするものでございます。

なお、当地区につきましては、昨年度より現況調査を行いました結果市街地形成がなされており、中央丘陵北部地区と一体化いたしておりますことから、本年6月に関係町会並びに実施予定区域内であります唐国台自治会の役員会に諮っていただき、御理解と御協力をお願いしたものでございます。

次に、内容でございますが、別図にお示しております唐国台の区域約4haを中央丘陵北部地区に合わせまして住居表示の整備を図っていかうとするものであります。

なお、唐国台の世帯数は約130世帯、人口約420人となっております。

次に、今後の予定でございますが、11月下旬に和泉市住居表示整備審議会の開催をお願いし、町の区域及び名称の変更について御審議をお願いし、来年3月開会予定の第1回定例市議会におきまして町の区域及び名称の変更を御上程いたしまして、御可決をいただいた後、大阪府公報により告示をしていただき、5月下旬に実施いたしたく予定をいたしております。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

- 議長（竹下義章君） 日程第25「和泉市防災会議条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第49号

和泉市防災会議条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市防災会議条例の一部を改正する条例（案）

和泉市防災会議条例（昭和38年和泉市条例第19号）の一部を次ように改正する。

第3条第5項第4号中「6人以内」を「7人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

本市の地域防災計画は、昭和63年に一部修正を行って以来5年経過しており、今般一定の見直しを実施するに当たり、本条例についても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 企画調整部長（逢野博之君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第49号「和泉市防災会議条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして、企画調整部逢野から御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本市の地域防災計画は、社会情勢の変化に対応すべく、おおむね5年ごとに修正を行っているところでございまして、前回の修正は昭和63年3月に行いましたことから、現在、関係機関の御協力を得まして、その修正作業を行っているところでございます。つきましては、地域防災計画の作成及び修正は、災害対策基本法第42条第1項の規定により防災会議の所掌事務でありますことから、今回の修正に係る防災会議を招集するに際しまして、本条例の整備もこれを機会に一定、行おうとするものでございます。

なお、ここで防災会議につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

防災会議は、災害対策基本法第16条第1項により、地域防災計画の作成及びその実施の推進のため設置が義務付けられておりまして、その組織及び所掌事務については、都道府県の例に準じて条例で定めるよう同法第16条第5項に規定されているところでございます。

したがって、組織といたしましては、大阪府の防災会議に準じまして、会長は市長をもって当て、委員は本市の防災関係部局の職員と、本市以外では国の地方行政機関の職員、大阪府の関係職員、NTT、関西電力、大阪ガス、JR等の関係公共機関の職員及び学識経験者というメンバー構成となっております。

所掌事務は、主なものといたしましては、地域防災計画の作成及び修正と、それに伴う事務として防災関係機関からの資料の収集、知事への協議、修正要旨の公表等でございます。また、災害が発生した場合における情報収集等もでございます。

なお、災害対策本部との関係でございますけれども、災害対策本部は、市長が地域防災計画の定めるところにより防災会議の意見を聞いて設置するものであり、災害対策本部が行う災害予防及び災害応急対策については、防災会議と緊密な連携のもとに実施するものであります。

以上が、防災会議の位置付け、組織及び所掌事務の概要であります。

次に、本条例改正の内容でございますが、議案書20ページにございます新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

本条例第3条第5項の規定は、防災会議の委員定数を定めたものでございまして、各委員定数のうち、第4号の市長がその部内の職員から指名するものにつきましては、御承知のように平成2年11月におきまして、本市の助役が一人制から二人制になりましたことに伴い、6人以上とありますのを7人以内に改めようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第49号の提案理由並びにその内容につきましての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議を賜りまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 18番（赤阪和見君） 1点、この防災会議の開催状況と、近々に開いたその内容についてお示し願いたいと思います。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 防災会議につきましては、和泉市地域防災計画の改正時点ですべてその都度、開催をお願いしているものでございます。近年につきましては、昭和63年3月に開催いたしております。

- 18番（赤阪和見君） そうしたら、計画を立てる時点だけですか。実務的なときというのはないかどうか、その点。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 今までの推移では、計画書の修正あるいは改正の時点で開催をいたしております。
- 18番（赤阪和見君） そうしたら、これを受けてする次の会議はどういうふうになりますか。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 先ほど申し上げましたように、実際の開催をお願いしております機会というのは、計画の修正時点のみということでございます。
- 18番（赤阪和見君） そうではなく、それを受けて次の実務段階でやる会議というのはどういう会議なのかということです。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 実は、計画の策定手順に及ぶ内容かと思いますが、現在、私どもでこの修正に向けまして……。
- 18番（赤阪和見君） そうじゃなしに、現実的に会議がなされ、そこで決まったことを行う実務的に会議はどこなのか、ということです。
- 市長（池田忠雄君） 今、御提案を申し上げますのは、防災会議でございます。風が吹いたり雨が降ったりしているんな災害がございます。それらに現実的、実務的に対応するのは、庁内に設置しております災害対策本部会議というのが、私を本部長といたしましてその都度、招集をさせていただき、いろいろ防災会議の議を受けて防災に当たっているという実務的な形態がございます。御理解賜りたいと存じます。
- 18番（赤阪和見君） そこがおかしい内容なんですよ。防災会議というものがあって1つのものが決められた。そして、実務的には、現実にはいろんな災害があったときには、市長を先頭にいつ開くかわからない対策会議というものがありますね。そうではなく、災害が終わった後、やはり防災会議を開いて和泉市全体の防災をどうするのか、前回決めたものをどうするのか、ということがあってしかるべきではないか。その要綱を変えるため、5年や6年に1回寄っているような防災会議やったら何の意味もないと思います。私は10年ぐらい前にも、この防災会議を開いているのか、ということで聞いたことがあります。そういう形の中で防災会議によって実務が動いていくのではないですか。これではつくらないとしようがない、規約を設けなければしようがないということでやっているだけであります。

今回、次に解放センターの条例も出てきますが、以前、私が条例の問題で質問したように、条例や規則の中に不備がたくさんあるということを指摘しました。その後の結果報告は、僕個人にはされてますが、現実、条例を変えたかと言いますと、まだあの条例は変えてないですね。そういうことが放ったらかしにされ、上から来て仕事をせざるを得ないようになってからして

いるという状態がこの条例じゃないですか。そういうところをしっかりと見据え、きっちりとした和泉市の条例を整備してもらわんことには、ほかの市の人に見られると恥ずかしい。肝に銘じてやってください。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（竹下義章君） 日程第26「和泉市立解放総合センター条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

#### 議案第50号

和泉市立解放総合センター条例等の一部を改正する条例制定について  
和泉市立解放総合センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市立解放総合センター条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市立解放総合センター条例の一部改正）

第1条 和泉市立解放総合センター条例（昭和52年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「啓もう」を「啓発」に改める。

（和泉市立隣保館条例の一部改正）

第2条 和泉市立隣保館条例（昭和41年和泉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「啓蒙」を「啓発」に改める。

（和泉市立幸青少年センター条例の一部改正）

第3条 和泉市立幸青少年センター条例（昭和54年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「啓もう」を「啓発」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

啓もう（蒙）の意味は、無知な者の知識を開き導くことであり、人権問題に取り組む行政としては適当な用語ではなく、相手の知識を向上させる意味である啓発に改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。
- 同和対策部長（森 利治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第50号「和泉市立解放総合センター条例等の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について、同和対策部森より御説明申し上げます。

本条例の改正案につきましては、さきの第2回定例会市議会におきまして、条例、規則等の精査を要するのではないかと、との御指摘をいただいたところでございます。そういう状況の中、解放総合センター条例、規則等を精査いたしました結果、「啓蒙」の語句を「啓発」に変更することが適切であるということで、今回、改正しようとするものでございます。

内容につきましては、第1条は、和泉市立解放総合センター条例第3条第3号中「啓蒙」を「啓発」に、同じく和泉市立隣保館条例第3条第1号中「啓蒙」を「啓発」に、また、和泉市立幸青少年センター条例第3条第3号中「啓蒙」を「啓発」にそれぞれ改めようとするものでございます。

今回、改正しようとしている「啓蒙」という語句は、漢和事典によりますと、「啓蒙」の「蒙」は「暗い」という意味があり、また「知識が足りない」という意味も含まれております。また、広辞苑によりますと「啓蒙」の意味は「無知な人」、また「無知蒙昧な状態を啓発して教え導くこと」とあります。したがって、「啓蒙」は適切な用語でなく、相手の知識を向上させる意味であります「啓発」に改正しようとするものであります。

以上、まことに簡単であります。提案の理由並びにその内容についての御説明を終わらせていただきます。

なお、24、25ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、御参照をくだされまして、よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 20番（並河道雄君） この件につきましては、いろいろ差別用語とか苦勞されておられて、これは、これでいいと思います。以前、議会でこれも含めて言葉の見直しということで、お役所用語が非常にわかりにくい点がある、と一般質問で指摘をしたことがありますので、この際、

その経過をお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 先般、御指摘をいただきまして、その後、企画調整課の方でいろいろ先進都市の事例等を調査し、一定のものを冊子としてまとめ、この年度当初でしたか、関係全課に配付したところでございます。
- 20番（並河道雄君） 今回、たくさんの新人議員さんが当選されておりますが、私もそうでしたが、非常になじみにくい。例えば「還付」とか難しい言葉を何気なく使っているんですけど、非常にわかりにくい。日本の学者独特のもので、難しい言葉を使うと知識があるような風潮があるようです。わかりやすい言葉を使う方が一般市民も理解しやすいので、この件も含め条例の言葉については考えていただきたいと指摘をしておきます。
- 議長（竹下義章君） 他に。
- 27番（早乙女実君） 一言、意見だけ。

差別性云々問題も含めてのこうした用語の改正だと思うんですが、私どもとしては、いわゆるだれが認定をするのかという問題も含め、いわゆる日本語そのものの歴史的な成立の過程というか、民族的な言葉の意味合いがあると思います。最近、いろんな差別用語問題を見ましても、1つの運動団体による糾弾問題も含めいろんな事象が起っています。

こうした形で行政が洗い出して1つのものに改めるということは、1つの前提というか、それが拡大の延長線上で運動団体に取り込まれて糾弾という、差別性云々ではない、別の違った形になってくる例が多々あります。行政側が取り組んでいくとき、運動団体に大きな影響を与えるということを含めまして、そして、いわゆるそれを判断するときの基準というか、それが本当に文章全体あるいはその人の意思の問題も含め、十分考慮すべきことがたくさんあると思います。そうしたことの一方的な判断にならないよう、老婆心ですが、要望いたしまして御意見を申し上げておきます。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（竹下義章君） 日程第27「和泉市保育所入所措置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第51号

和泉市保育所入所措置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市保育所入所措置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市保育所入所措置条例の一部を改正する条例（案）

和泉市保育所入所措置条例（昭和62年和泉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「該当児童」を「当該児童」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

「該当」も「当該」もこれらを含む条文の中で別個に捉えた場合は、内容的にはほぼ同義のものであり、それぞれ異なる解釈をする余地のないものであるが、それぞれの言葉をより適切に吟味して捉えた場合は、これらの意味は異なるものであるため、より適当な字句に修正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 福祉事務所理事（坂田平之君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第51号「和泉市保育所入所措置条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について、児童福祉課坂田より御説明申し上げます。議案書26ページでございます。

保育所入所措置条例を精査検討する中で、「該当」と「当該」の語句をより吟味し、とらえた場合意味が異なりますので、和泉市保育所入所措置条例第2条及び同条第2項中「該当児童」を「当該児童」に変更することが適切であると考えますので、今回、改正しようとするものであります。

広辞苑等辞書によりますと、「該当」とは「一定の条件に当てはまること」、「当該」とは「そのこと、そのもの」という意味がございますので、保育所の入所措置につきましては、保護者や同居の親族に対しまして、外勤や家庭内労働等で児童を保育できない等の一定の条件が



必要であります。児童そのものについては、入所措置条件がございません。したがって、「当該児童」に改めるとともに、児童福祉法施行令等の語句に修正するために今回、改正しようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたすものであります。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容について御説明を終わらせていただきます。

28ページに参考資料といたしまして、新旧対照表を添付いたしておりますので、何とぞ御審議賜りまして、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願いいたします。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 18番（赤阪和見君） 先ほどの条例の説明のときに、昨年6月第2回定例会で指摘があった、というように言われましたので、これも多分、その中でやられたことだと思います。さきにやろうかと思いましたが、今回、やらせていただきます。

今回、3件の条例案が出ておりますが、1つは、6人を7人にするもので、あとの2つは、見直したところこうなった、という説明を伺いました。もっとほかにたくさんあるのに、何か語句だけのものが今回、出てきたと理解したらいいのか。現在、ほかに検討しているものがあるということで、わかっておれば答えていただきたい。

それと、参考資料の新旧対照表の第2条「保育所への入所措置は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育する……」という言葉が、先ほど、並河議員が指摘したように難しい言い回しなんです。もし、この「当該」「該当」という言葉を普段使っている言葉でしゃべってくれませんか。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 福祉事務所理事（坂田平之君） 回答になるかどうか自信はありませんが、「当該児童を保育する」ということは、児童を保育所に入れたいと希望する保護者ということでございます。「該当児童」ということは、児童そのものを保育所に入れたいということでございます。そのようにわれわれとしては解釈してございます。
- 18番（赤阪和見君） 今回、改正するということが、間違っていたから改正するという意味に取ったらいいのか。「児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する」、すなわち「当てはまる」ときに保育する。「該当」とか「当該」とか言わずに、「その児童を保育することができないと認められる場合」ということでいいんじゃないですか。「該当」が並ぶとぐあいが悪いのでひっくり返しただけと思うんです。できれば、こういう文章は他にもたくさんあると思いますので、先の質問の答弁を願います。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 平成3年12月、企画調整課から各課に例規の改廃について紹介したところでございます。その結果、廃止ということで上がってまいりましたものは、条例が1件、規則が3件、訓令が3件、消訓令が1件となっております。そのうち条例につきましては、平成4年7月の議会でお願ひしたことになっております。

改正の関係では、該当条例が5件、規則が23件、訓令が14件、消訓令が8件、通達が2件という内容でございます。このうち条例5件の中身でございますが、1件につきましては、和泉市下水道条例でございまして、これは先ほどと同じく7月議会で既に処理されております。あとの4件といたしまして、ただいまの保育所入所措置条例でございまして、残りの3件については、検討中ということでございます。

○ 18番（赤阪和見君） そうしたら、人事の「給仕」という職種、これは検討中ですか。それから南横山公民館、これも検討中ですか。

○ 市長公室次長（石本博信君） 職員の名称部分につきましては規則事項ですが、現在、改正の手續をしているところでございます。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 現在、検討中でございます。

○ 18番（赤阪和見君） 他の面もあると思いますが、わかりました。そうしたら、「該当」と「当該」、これはどうですか、そのように変えたら……。これではよけいわかりにくい。そのように意見を申し上げているんです。現実的にはそういうことなんですよ。内容を精査せよ、精査せよ、と言っているわけですからね。内容的に精査したのなら、早急な態度を示してもらわんことにはいかんと思うんです。言葉の語句だけをいらって、それを遊ぶような形でされたら困るわけです。

条例を見直すならばするで、きちんとした方向で検討するべきです。できるやつから検討しているんだ、という努力を認めるというのかもしれませんが、これはちょっとずつよくなるという問題ではないでしょう。条例をきちんとした方向で、いつ見られても自信を持って出しているわけでしょう。それによって行政が動いているのですから、条例をいらう場合は全般的に見直せ、と言っているわけですからね。その点、何か原課でいらいやすいやつだけ拾ってくるという態度は、とても認めることはできません。そこで、「該当」「当該」という点は、私たちが今後の検討課題でもありますが、1つの方向性の中で出てきた内容の中で審議をしているわけですから、意見として申し上げておきます。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

- 議長（竹下義章君） お諮りいたします。ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。  
（午前11時55分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（竹下義章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案審議を続けます。  
日程第28「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

#### 議案第52号

#### 平成4年度和泉市一般会計補正予算（第2号）

平成4年度和泉市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ993,245千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,941,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田忠雄

#### 第1表 歳入歳出予算補正

##### 1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 分担金及び負担金		1,036,815	18,650	1,055,465
	2. 負担金	1,004,806	18,650	1,023,456
11. 国庫支出金		4,044,821	19,631	4,064,452
	2. 国庫補助金	1,230,023	19,631	1,249,654
12. 府支出金		3,172,676	9,285	3,181,961
	2. 府補助金	1,908,230	9,285	1,917,515
13. 財産収入		1,765,596	320,000	2,085,596

	2. 財産売却収入	1,503,457	320,000	1,823,457
14. 寄附金		241,000	2,300	243,300
	1. 寄附金	241,000	2,300	243,300
16. 諸収入		3,133,397	408,911	3,542,308
	5. 雑収入	2,029,516	408,911	2,438,427
17. 市債		1,624,060	52,100	1,676,160
	1. 市債	1,624,060	52,100	1,676,160
18. 繰越金		165,079	162,368	327,447
	1. 繰越金	165,079	162,368	327,447
歳入合計		40,948,674	993,245	41,941,919

## 2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,468,939	260,898	4,729,837
	1. 総務管理費	2,971,000	246,671	3,217,671
	2. 徴税費	644,529	14,227	658,756
5. 農林水産業費		450,162	12,714	462,876
	1. 農業費	444,325	12,714	457,039
7. 土木費		6,521,447	587,862	7,109,309
	2. 道路橋梁費	1,695,001	131,700	1,826,701
	3. 河川水路費	482,691	15,000	497,691
	4. 都市計画費	2,675,846	441,162	3,117,008
9. 教育費		5,269,826	19,771	5,289,597
	2. 小学校費	1,481,138	2,300	1,483,438
	4. 幼稚園費	458,443	11,000	469,443
	5. 社会教育費	1,476,919	6,471	1,483,390
11. 諸支出金		964,412	112,000	1,076,412
	2. 基金費	957,412	112,000	1,069,412
歳出合計		40,948,974	993,245	41,941,919

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	前				後					
	補	正	補	正	補	正	補	正		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
交通安全施設 整備事業	4,600	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	6,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政 行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。
道路橋梁 整備事業	292,300	同上	同上	同上	同上	342,700	同上	同上	同上	同上
計	1,624,060					1,676,160				

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第52号「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」につきまして、総務部神藤より内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の主なもの、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金の追加、道路、水路などの維持補修費、国庫補助金などの財源確定に伴います事業費の補正等でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。29ページをお願いいたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億9,324万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ419億4,191万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、交通安全施設整備事業債及び道路橋梁整備事業債の限度額の変更で、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりであります。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明を申し上げます。38ページでございます。

総務費2億6,089万8,000円の追加計上でございますが、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金の追加2億800万円。交通安全対策費では、駐車場対策基礎調査委託料45万円。また、交通安全施設費では、青葉台1号線歩道改良工事費の追加、信太4号線歩道設置用地購入費合わせまして2,372万2,000円を計上いたしました。公害対策費では、近畿自動車道沿線環境影響調査委託料追加、常時監視測定機器管理委託料並びに機器購入費追加で1,449万9,000円を計上いたしました。固定資産税賦課費では、土地評価に係る鑑定評価委託料1,422万7,000円を計上いたしました。

次に、農林水産業費1,271万4,000円の追加計上でございますが、和泉市内農業協同組合合併促進協議会補助金200万円、畜産経営環境整備事業補助金671万4,000円、土地改良事業費補助金追加400万円を計上いたしました。

なお、まことに申しわけございませんが、お手元御配付の正誤表のとおり、「農業共同組合」の「共」の字が間違っておりますので、お詫び申し上げますとともに、御訂正方をよろしくお願い申し上げます。

次に、土木費では、5億8,786万2,000円の追加計上を行いました。内容につきましては、道路維持補修費2,500万円、黒鳥観音寺線整備事業費7,660万円、水路費1,500万円をそれぞれ追加計上し、(仮称)中央2号歩行者専用道路整備事業費として設計委託料3,000万円を計上いたしました。また、公共下水道整備事業特別会計繰出金2,380万円、地域開発公園整備事業費1,005万円、室堂4号公園整備事業費3億9,441万2,000円、和泉中央線整備事業費1,290万円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、教育費では、1,977万1,000円を追加計上いたしました。内容につきましては、小学校図書購入費追加230万円、国府幼稚園整備事業費として設計等委託料1,100万円、女性政策に係る経費として252万7,000円、学校5日制に係る経費として316万9,000円を計上いたしました。

最後に、諸支出金では、公共施設整備基金積立金追加1億1,200万円を計上いたしました。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容につきまして御説明申し上げます。35ページをお願いいたします。

まず、分担金及び負担金1,865万円、国庫支出金1,963万1,000円、府支出金928万5,000円、財産収入3億2,000万円、寄附金230万円、諸収入4億891万1,000円、市債5,210万円、これらは歳出予算に関連する特定財源でございます。

最後に、繰越金追加1億6,236万8,000円は、前年度繰越金を計上いたしましたものでございます。

以上が、御上程いただきました議案第52号「平成4年度和泉市一般会計補正予算(第2号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(竹下義章君) 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 27番(早乙女実君) 27番・早乙女です。内容説明も含め5点ほど質問させていただきます。すべて歳出です。

38ページの交通安全対策費の中の駐車場対策基礎調査委託料45万円が上がっておりますが、内容の御説明を願いたいと思います。いわゆる一般的な意味での公営施設等の駐車場という認識でいいのかどうか。

同じく38ページから39ページにわたっていますが、公害対策費の委託料と合わせて機器購入費等近畿自動車道の分が出ていますが、これの具体的な内容説明をしていただきたいと思います。

それから、2ページの教材設備費の図書購入費について、これは歳入の方で教育寄附金として36ページに載っていますが、その支出として230万円が出ています。この件については、当初予算の図書購入費そのものが幾らだったかについて具体的にお答え願いたいと思います。

それと、この230万円というものは、各学校ごとの蔵書数を一覧表で教えていただいたんですが、各学校に均等に渡すのか。それとも、いわゆる蔵書の少ないところをフォローする意味で使うのか、その辺の使い方も含め御説明願いたいと思います。

同じく教育費の43ページ、国府幼稚園の整備事業費ということで建て替え計画が出ているわけですが、この辺について、工期等具体的な仮園舎問題など内容の御説明を願いたいと思います。

最後に、公共施設整備基金追加で1億1,200万円出されていますが、これが最終的なこの年度末では、基金の総額はどれぐらいまでになるのか、見込みについて金額的に教えていただきたい。

以上、5点です。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 交通公害課参事（黒川一成君） 第1点目の駐車場対策基礎調査委託料として計上した45万円でございますが、これは一般公共的な駐車対策といたしまして、違法迷惑駐車等の問題個所の把握を的確に行う必要がございますため、その地域の選定作業を委託するものでございます。
- 議長（竹下義章君） 次。
- 交通公害課長（大塚俊昭君） 公害対策費の近畿道関係につきまして、交通公害課大塚よりお答えいたします。

今回、補正をお願いしておりますのは、委託料と備品費でございますが、御承知のように近畿自動車道等が来年の秋ごろに開通を予定されていると聞いております。したがって、これの環境を監視するため道路公団等各事業者と協議を進めてまいりまして、一定、常時監視施設等の設置につきましては当初予算に計上をお願いいたしまして、現在、建設をしているところでございます。

今回、補正をお願いいたしました321万3,000円の常時監視測定機器管理委託料につきましては、現在、建てております施設が11月末ごろに完成予定をしております。その後、稼動していくわけですが、これの機器の管理委託料の本年度分を計上いたしましたものでございます。

それと、備品費でございますが、これは先ほど申し上げました監視局の備品の購入費追加でございます。これは当初、近畿自動車道の側道横で公団用地の提供を受けまして建設を予定しておりましたが、事業者の都合によりまして、若干、位置が移動したことに伴いまして、多少、



土地が低くなったということで、騒音計については高さの問題と、騒音計自体の感度の問題でより正確なものが必要になったということで追加をお願いするものでございます。

それから、887万8,000円の環境調査委託料の追加でございますが、もともと当初予算では413万円ということで、窒素酸化物の簡易の調査を沿道15カ所で行うということでお願いをしています。それと、騒音振動についても15カ所お願いするというので、当初予算でお願いを申し上げたところでございますが、今回、事業者や地元との協議が整いまして、常時観測施設から外れた地点2カ所、想定しておりますのは尾井町地区と唐国町地区の2カ所につきましては、開通前の状況の調査をするということで、移動観測車によりまして大気質の測定、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、風向、風速等の測定の事前調査を行うということにいたしましたので、今回、補正をお願いした次第でございます。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 総務課長（田丸周美君） 学校図書の関係並びに国府幼稚園の整備の関係につきまして、総務課田丸よりお答え申し上げます。

まず、当初予算における図書の1校当たりの予算でございますが、20万円でございます。

それから、今回、補正をお願いしております230万円につきましては、幸小学校への指定寄付でございます。

それから、国府幼稚園の整備関係でございますが、現在、国府幼稚園につきましては、昭和31年度に木造で建設されまして非常に老朽化しております。また、損耗箇所も多くなっておりまして、平成5年度に現在の敷地に全面建て替えを計画してございます。建設規模でございますが、鉄筋コンクリート造り平家建て700㎡、保育室6室、遊戯室1室、その他管理諸室を予定しております。

なお、現敷地に建て替えを予定しておりますので、建設中の保育についてでございますが、平成5年度中は、和気町のサザンパークの前、槇尾川の横でございますが、この土地3,370㎡を借地をいたしまして、仮設園舎で保育をする予定でございます。

なお、仮設園舎の規模でございますが、プレハブ平家建て650㎡、保育室6室、遊戯室1室、その他管理諸室ということでございます。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 総務部次長（阪 豊光君） 公共施設整備基金の残高につきまして、財政課阪より御答弁させていただきます。

平成4年度末といたしまして、64億2,279万1,000円の見込みを立ててございます。

- 27番（早乙女実君） 最後の基金の総額は、そのものとして聞かせていただきます。

最初の交通安全対策費の駐車場の分でございますが、いわゆるこれからどこに対策が必要かということ进行调查するという認識でよろしゅうございますか。

- 交通公害課参事（黒川一成君） そのとおりでございます。そのための基礎調査を行うというものでございます。

- 27番（早乙女実君） いわゆる開発指導関係で言われている一般的なマンション等の周辺での不法駐車で道路が交通渋滞を起こしている等の個所は対象に入ってくるわけですか。それとも、幹線道路的な個所での不法駐車ですか。

- 交通公害課参事（黒川一成君） 住宅地域等における問題につきましては、法的に義務付けられている車庫については、基本的には、その車の管理者の責任において解決していただく。しかし、そのため周辺等に対して交通事故等が起こる危険のあるところについては、今後、進めていく対策の中では考えていかなければならないと思います。しかし、基本的には、一般公共的な駐車場対策という観点から進めてまいりたいと考えております。

- 27番（早乙女実君） 新しい事業だと思しますので、これからの推移を見させていただきますが、町づくり全体の分ではいろんな要素が絡んでいると思しますので、いわゆる交通公害課単独という側面からでなく、調査も含め全体の町づくり関係との連携をうまくやっけていけるよう要望しておきます。

続きまして、公害対策費の問題ですが、当初予算の分に追加ということですが、こうした費用の財源は、すべて市費からの持ち出しになるのか、その辺、確認の意味で公団との関係はどうなるのか、ちょっとお聞きをしておきます。

この調査の委託料としては、当初に400万円が組まれていたらしいのですが、今回、新たに追加で調査委託をされるということは、11月末にそういう1つのものができ、さらに、近道そのものの開通時期の1年前ぐらいから具体的にしておくということですが、こうした考え方というのは、近畿自動車道に限ってのものかどうか。例えば平成7年度に中央線の開通問題が言われておりますが、こうしたかなり大きな幹線道路関係での公害対策にまで考え方としては波及をし、類推的に対策を講じられる考えをお持ちなのか、お聞きをしたいと思います。

- 交通公害課長（大塚俊昭君） 費用につきましては、全額年度の終わりに精算をいたしまして事業者から負担をしていただくということで、全額事業者負担となっております。

それと、後の御質問ですが、特に和泉市域につきましては、今回、初めて高速道路が通ることとでございます。道路公団としては、全国的に大きな道路を建設する事業をしている中

では、当然、公団としての今までの経験の中からこういう問題が起こると予測をされ、その対策を講ずるとともに、事業者としての後々の環境保全について考えていただいているという観点から、私ども交通公害課の方で事前、事後の調査をして環境を監視をしていくことになってございます。今回は、特に高速道路であるという観点から事業者のそういう意向がありましたので、こういうことにさせていただいたという経過であろうと考えております。

普通の生活道路的なものにつきましても、それなりの対策が必要であるとよく言われますが、例えば国道26号線の場合のように、既に私たちの今までの騒音調査では、数値上では、確かに環境基準をオーバーしております。その対策となりますと、いろんな資料を見ますと、全国的にもほとんどの道路が環境基準をオーバーしているという実情でありまして、決していいことではないわけですが、どうしてもその対策がとりにくいということもあります。今後、新たに道路建設をされる場合には、その辺を事業車の方でよく考えていただいた道路づくりをしていただきたいと、私たち環境の立場からは申し上げたいと思っております。

以上でございます。

- 27番（早乙女夷君） つくる側の責任みたいですが、1つ考えておいてほしいのは、データ処理というか、この分も供用開始1年前のデータと比較するというので今回から調査もするという事です。和泉市内に横断的な、あるいは縦の中央線問題も含め、基礎的なデータとして、和泉市内の環境状態をきっちり整理をしておいていただきたい。

もう1つは、道路そのものを計画的につくる段階では、今回は、公団で常時監視という形になってますが、やはりこれはおカネが要ることですので、市単費になるのか補助金が出ないのかもしれませんが、和泉市として住民の環境をきちんと把握する意味からも、一般の道路についても、常時監視施設をつくっていく方向性についても具体的に検討していただくよう、今回は補正ですので、合わせて要望だけしておきます。

続きまして、教育費の教材費問題ですが、この230万円が丸々幸小学校への指定ということらしいです。事前にいただいた議案書を読みながら、先ほど、ちょっと言いました各小学校や中学校における図書の保有冊数をいただいたんですが、幸小学校が3,008冊、この230万円でかなり増えますね。最高は国府小学校の1万2,000冊、最低ラインの2,000台では、富秋中学校が2,500とかなりばらつきがあります。

それで、当初予算が1校20万円だということです。数年前に比べると少し増えているようですが、いわゆる各学校の図書室の蔵書というのは、実際上は、親の負担というかPTA会費の中での図書費で賄われているのが実態なんです。今、PTAの役員をしているのでよくわかるんですが、合わせて、それを管理している先生方も非常に御苦労されているのも事実です。予

算委員会では、多分、聞かれているだろうと思いますが、こうした学校図書の管理というのは、具体的にどういう先生方がやられているのか、把握されているならば御紹介ください。

○ 指導部次長（西川義憲君） 指導課の西川よりお答えを申し上げます。

学校の中での図書の管理あるいは読書指導等との関連の中から、まず、第1点は、小中学校とも児童生徒たちの委員会活動がございます。その中の1つに図書委員会がございまして、各学級から1名ないし2名の児童生徒がこの委員会に属しその委員会指導という形で行ってございます。また、学校教員の方でもそれぞれの委員会がございまして、例えば今、御質問がございまず図書の委員会に所属する先生方は複数で入っておられますし、あるいは体育や理科とか、それぞれの施設部門の管理や活用に向けた子供たちへの指導ということで教員の方の委員会もございまして。

この教員の側の委員会と児童生徒の委員会が1つになりまして、図書の場合におきましても、その活用とか図書室の本の貸し出し、また、壊れた本の整備や、返却してくる子供たちが正しい返し方をしたり、あるいは中身について、こういう本を図書委員会で読んだが、こんな本がいいですよ、という御案内等を配布するなど、子供たちと教員が一体になりながら図書室の本の管理という面と、もう1つは、その活用に向けての読書指導の両面にわたって活動しているのが現状でございます。

○ 27番（早乙女実君） 実態は、今、お聞きしたとおりだと思います。意見を言いたいのは、それぞれの先生方は、クラス担任を持ったりして授業をやられているわけですが、子供たちにとってみれば、いわゆる公共的な図書館とは違った形の学校の図書館におけるいろんな活動を通じて本と親しむということになっているんですけど、先生方の御意見を聞くと大変らしいです。以前、私が現職議員のときにお聞きしたのでは、さきの蔵書冊数のデータは出てこなかった。把握ができてなかったんですね。それぞれの学校で具体的に把握する先生方の配置はされてなかったんです。ある程度蔵書の予算も増え、前向きな取り組みになってきているわけですが、全国的な水準からいえば、まだまだおくられていると思うんです。

岡山県では、いわゆる専門的な司書という資格を持った方が専門職員として、もちろん、身分的には正職員の方から非常勤の方まで幾つか分かれています。全校に配置されています。先生方が片手間に図書委員という触れ方をしている形にはなっていません。生徒がいつでも行けば本の指導を受けられるという状態になってます。これはかなりの差だと思います。一度に和泉市がそこまでいけるとは思いませんが、今回、230万円の指定の寄付があって幸小学校に図書購入費として追加されるんですが、これから学校教育の中での週5日制の環境問題も含め、図書室そのものを開放するという問題も検討材料に上がっているようです。そうしたとき、日

ごろからきちんと図書の管理と蔵書そのものを増やしていく問題も含め専門職員、しかも、司書の資格を持った方を配置するぐらいの基本的な方針を持って取り組んでいく必要があると思います。この辺のところは要望にとどめますが、今後の検討課題としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、国府幼稚園問題ですが、建て替えて仮園舎云々の対応ですが、来年度に申し込まれる親御さん、PTAの方々には、当然、こうした建て替えも含めた説明はされると思いますが、そのあたりはどうですか。

○ 総務課長（田丸周美君） 来年度就園の保護者への説明でございますが、入園の受け付けをした際、個々に事情の説明をいたしております。

○ 27番（早乙女実君） 明確に場所も移動するということもありますので、市民にわかりやすい御説明を願いたいのと、後は要望ですが、サダンパークの横に変わっていくようですが、通園路も変わってくると思うんです。交差点の状況も変わってきます。今、余り使われていませんが歩道橋を使ったり、あるいは橋を渡って右折とか、まだ供用開始されていないサダンパーク横の道路を使うという、今は、バリケード的に封鎖をして車が入れない車止めがあるんですが、そうしたところも含め多分、環境的に変わってくる問題がいろいろ起こると思います。そうした意味での交通安全対策等の確な配慮をされて事業が進められるよう要望しておきます。

以上で終わります。

○ 議長（竹下義章君） 他にございませんか。

○ 18番（赤阪和見君） 2、3点、お聞きをします。

公園費の中で地域公園と室堂4号公園について、場所と規模をお聞きしたいと思います。

もう1点、国府幼稚園について、今の質問と重複する点は避けますが、今、国府幼稚園は4歳と5歳児ですね。4歳をこちらで過ごされ、5歳になって向うへ行って卒園されるという形態になるかと思えます。私は、来年卒園される方については、せめて卒園前1カ月ぐらいは、新校舎で幼稚園教育を受け、卒業していかれるということは、やはり親御さんの願いではないかと思えます。丸々1年間仮校舎であれば、新園舎へ1日も入らず、私はあの園を卒業したんだ、と大きくなったとき思い出に残らないと思うんです。今からの計画ですから、設計、取り壊し、建築になろうと思えますので、その点では可能かどうか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 公園関係につきまして、公園課田中から御答弁いたします。

1点目の開発公園につきましては、場所から申し上げますと、光明池自動車運転試験場の横

に民間開発でマンションを建てております。開発面積が5,560㎡ほどですが、その敷地内に指  
導要綱に沿った面積確保の公園です。公園面積については約335㎡でございます。

続きまして、室堂4号公園の関係ですが、これは交通公害課から話がありましたように、府  
道泉大津粉河線と泉州山手線の交差部分の室堂町地内におきまして、民間開発業者が設置した  
チェリータウンという住宅の開発区域に約700㎡の公園がございます。高速道路、準高速、側  
道も含め道路が輻輳するということの中、一定、公園を拡大しながら緩衝緑地を兼ね備えた公  
園にするということで、道路公団、大阪府、住宅公団が各事業者になって公園を設置する費用  
でございます。

ちなみに用地と補償費が一番ウエートがかかっております。緩衝緑地をつくる中、約700㎡  
の公園を約3,000㎡に拡大するというので、用地につきましては、そのエリアの中に7軒の  
方が住んでおりましたので、その方の用地費、面積が大体986㎡。それから、補償費が7軒分、  
565.83㎡でございます。概要ですが、そういうことの補償費でございます。よろしくお願ひ申  
し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 総務課長（田丸周美君） 国府幼稚園の件でございますが、来年度の5歳児が、新しい幼稚  
園で少しでも過ごさせて卒業させたらどうか、ということでございます。その辺は関係課と調  
整をいたしまして、配慮したいと思います。
- 18番（赤阪和見君） この公園ですが、設計委託料という形になってますね。委託をするわ  
けですから、こちらからこういうものをどのように設置したらいいだろうかということについ  
て、これは公園ですから建物を建てたり、ボーリングしたりすることはありません。いつも私  
が言っているような設備はどういうような委託の仕方になるのか。何もなくて、ここを公園に  
したいんだ、緩衝緑地にするんだ、ということではない。向こうが勝手にこんなものを付けな  
さい、というわけではありませんよね。委託をするまでにヒアリングがあるはずなんです。こ  
の委託の方法についてですが、その点はどうなんですか。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 先ほど、答弁いたしましたように地元の7軒の方の移転の  
問題があるのですが、地元の方と協議しながら緩衝緑地をつくるということが基本的にありま  
したので、今後、測量する上で公園利用の中身も含め緩衝緑地をどのような格好でしていっ  
たらいいか、コンサルの専門的な意見を取りながら、また、地元の方々の意見も取りながら、公  
園の面積を3,000㎡の中でどこへどういふような格好に取るか、それに見合う緩衝緑地をど  
のような格好で取っていくかという、今後、中身も含めて専門的に委託をかけていくこと  
でございます。

- 18番（赤阪和見君） そうではなく、基本的には、実際にトイレや手洗い場を設けるのか、ということなんですよ。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 基本的には、市が主体性を持った公園、緑地も含めてでございますので、手洗いや砂場という一般的な公園の必要な遊具や施設は確保するようにしております。
- 18番（赤阪和見君） 一般的な、と言われると、一般的には便所はないんですよ。一般的に、と言われると、トイレが付くのかどうかとなってきます。その点、きちんとしておいてください。
- そこで、これはあくまでも広くはなるが、室堂4号公園ということには変わりはないわけですか。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 変わりはありません。
- 18番（赤阪和見君） その点でお願いをしておきます。上の欄の公園もよろしく願いしておきます。
- 国府幼稚園の件ですが、検討していただく、ということです。この幼稚園が建てられて30年ですか、30年に一度あるかないかという話なんです。そのうちの1カ月がどうかということです。つなぎの仮園舎に当たる児童の気持ちを十分に汲んであげることが、やはり心の通う行政だと思います。その点、しっかりと落ち度のないようよろしくお願いします。
- 議長（竹下義章君） 他にございませんか。
- 5番（上田育子君） 43ページの一番下の青少年教育費の中の学校5日制推進会議の委員報酬とか小学校区養護教育指導員報酬などがありますが、具体的に人数と1人平均どのぐらいかということ。また、指導員に対する保険などはどうなっているのか、お教え願いたいのが1点です。
- もう1つは、学校5日制の中で土曜日に出てくる子供たちに1人46円とか保険料を請求されている学校がありますが、その学校の中でも「おカネがなかったら持って来なくてもいい」と言われている、あるいは全然請求されていないところとか、ばらばらなんです。この辺の費用面と、実際に災害が起こったとき、子供が漏れなくきちんと補償されていくのかどうか、その辺について質問をしたいと思います。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 指導部次長（西川義憲君） 学校5日制の関連につきまして、指導課西川よりお答えを申し上げます。

まず最初に、予算書の中に出ております内容の説明でございますが、委員報酬として出てお

りますのは、和泉市の学校5日制推進会議の委員さんとしてお願いしております学識経験者あるいは連合町会やPTA代表の方、市こ連、婦人会代表等9名の方に対しまして、1回6,000円ということで6回開く予定をしております金額でございます。

次に、小学校区の管理指導員報酬でございますが、学校開放に伴う施設設備の管理等指導業務に携わることを目的といたしまして、20の小学校を開放いたしますので、それぞれの小学校区につきましてお2人の管理指導員をお願いしております。単価の方は、お1人当たり4,700円ということで20校、そして、本年度につきましては6回5日制が実施されますので、その合計金額でございます。

養護教育指導員報酬につきましては各小学校区1名ということで、単価は同じでございます。以上が、御質問の予算書の部分でございます。

なお、傷害保険等についての御質問でございますが、和泉市の場合は、従来から学童共済制度というのがございまして、その制度の中で交通事故に遭った場合には適用はされませんが、それ以外の学校の内外を問わず、日曜日であっても土曜日であっても、家庭にいた場合でも一定の給付がなされる制度がございます。原則的には、この制度でもって本市としては対応していきたいと考えてございます。

しかしながら、先生が御質問の46円という件でございますが、どうしても御心配だという御家庭のケースについては、原則的には、御家庭でお考えをいただきたいという考えでございますが、それぞれの御家庭でそのための傷害保険を別途、加入されるというのは、手数の点からいっても、金額的な点からいっても難しい点もあろうかということで、市の教育委員会としては、特に御希望される方につきましては、46円の別途の保険も御紹介を申し上げている。各校区の推進委員会ではその内容を受けまして、御希望される方につきましては46円の保険があります、というような形での対応をさせていただいているものと考えております。

以上でございます。

- 5番(上田育子君) 指導員さん等に対する保険についてのお答えがなかったんですが……、明細はわかりましたけど。
- 指導部次長(西川義憲君) 失礼いたしました。指導員さんの部分あるいはボランティアの部分については、市の方で来ていただくということで、この分については別に考えていきたいと思っております。ただ、学校施設を開放する点では、施設の上でぐあいの悪いところがあって子供たちがけがをした場合の保険等につきましては、従来から市の方で入っておりますので、その部分で対応してまいりたいと考えております。
- 5番(上田育子君) 前半の部分については、説明をいただいて理解をさせていただいたん



ですが、後半のところでは、子供たちが学童共済制度ということで土曜日、日曜日、家庭でも対応ができています。どうしてもというところで46円については、希望者ということをやられているということです。この辺では、教育の機会均等の面から言えば、子供たちの生命に係わる問題が、46円を持って来る子供と持って来ない子供で違ってしまうのかどうかという点について、PTAの方からの疑問が投げかけられています。

そこで、要望としては、できるだけそういう子供たちあるいは家庭の方たちに金額の差で子供がけがをしたとき、いろんな形で子供の値打ちが問われるような心配がないような今後の指導を強く要望しておきます。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第29「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

#### 議案第53号

##### 平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成4年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

##### （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,441,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

##### （債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

##### （地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		128,000	80,000	208,000
	1. 国庫補助金	128,000	80,000	208,000
5. 繰入金		968,036	23,800	991,836
	1. 一般会計繰入金	968,036	23,800	991,836
7. 市債		1,815,100	70,400	1,885,500
	1. 市債	1,815,100	70,400	1,885,500
歳入合計		3,267,286	174,200	3,441,486

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		2,751,315	174,200	2,925,515
	2. 下水道整備費	2,076,919	174,200	2,251,119
歳出合計		3,267,286	174,200	3,441,486

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事	項	期 間	限 度 額
公 共 下 水 道 整 備 事 業		平成4年度	100,000
		平成5年度	

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			後		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	期限	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	期限	起債の方法
公共下水道整備事業	1,815,100	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	1,885,500	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。		普通貸借 又は 証券発行

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第53号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、国庫補助金の増額に伴います下水道事業費、債務負担行為、地方債の追加等でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。47ページでございます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,148万6,000円とするものでございます。

この歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の追加でございまして、内容につきましては、「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条は、地方債の変更でございまして、内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりであります。

続きまして、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明を申し上げます。53ページでございます。

まず、歳出予算でございますが、大阪府下水道技術センター委託料1,420万円、公共下水道整備事業工事費1億6,000万円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、これらに充当いたします歳入予算でございますが、52ページでございます。

国庫支出金8,000万円、一般会計からの繰入金2,380万円、市債7,040万円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、御上程いただきました議案第53号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

- 議長（竹下義章君） 日程第30「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案第54号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第54号「監査委員の選任について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市監査委員の定数は2名でございまして、議会議員さん及び識見を有する者よりそれぞれ1名で構成されております。

今回、議会議員さんの任期満了に伴いまして、監査委員1名が欠員となっております。しいたがいて、議会議員さんより監査委員1名を選任するに当たりまして、友田博文議員が人格識見とも兼ね備えた方でありまして、適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正なる運営を期待しているものでございます。どうか友田博文議員さんを監査委員に選任するにつきまして、議会の皆さん方の御了承を得まして、満場一致で御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。どうかよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第54号を原案どおり同意することに決しました。

ただいま同意されました監査委員さんのごあいさつをお受けいたします。

(監査委員就任あいさつ)

- 監査委員(友田博文君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

このたび、皆様方の御推挙によりまして監査委員という大役を仰せ付かりました。もとより浅学非才でございますが、皆様方の御指導、御鞭撻を仰ぎながら一生懸命に職務に精励する覚悟でございます。本当にありがとうございました。(拍手)

- 議長(竹下義章君) ここで、ただいま友田博文君が監査委員に選任されましたので、過日の議員全員協議会の申し合わせによりまして、泉北環境整備施設組合議会議員として、友田博文君に代わり松尾孝明君を改めて指名推選いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました松尾孝明君は、地方自治法第118条第3項の規定により当選されました。

それでは、当選されました松尾孝明君に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

○

- 議長(竹下義章君) 日程第31「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案第55号

#### 公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するにつき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長(竹下義章君) 提案理由の説明を願います。

(市長登壇、説明)

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第55号「公平委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

現在、公平委員会委員として御尽力をいただいております荒木吉之助氏は、来る11月8日をもって任期満了と相なります。引き続き、荒木吉之助氏を公平委員会委員として選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

荒木氏は、大阪府職員として永年勤められ、退職後は、光明池土地改良区理事の要職に就かれ、御活躍をされてまいりました。市の多年にわたる地方自治行政に精通された行政経験により、昭和61年、公平委員会委員に選任され、今日に至っております。

荒木氏は、人格高潔で卓越した識見と情熱を兼ね備え、地方自治の本旨及び民主的、能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に関して正しい理解と適切なる判断を持って当たられているところであります。公平委員会委員としてまことに適任者であると存じます。

お手元配付の資料のとおり、住所は、和泉市和田町104番地。生年月日は、昭和7年8月21日生まれ。職業は、酒販業を営んでおられます。

何とぞ議員皆様方の御同意を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号を原案どおり同意することに決しました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第32「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題いたします。

議案第56号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するにつき、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第56号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員の定数は3名でございますが、このたび、小路山雄一氏が任期満了を迎えられることに相なりました。これに伴いまして後任の人選を進めてまいりましたが、小路山雄一氏におかれては、昭和61年以来、2期6年間にわたり豊富な知識を生かし、昨今の目まぐるしい税環境の変化の中、その職責を全うされておりますので、今後とも引き続いてその任に当たっていただきたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、小路山雄一氏の住所は、和泉市福瀬町909番地。生年月日は、昭和7年2月2日生まれの60歳であります。職業は、醤油醸造業等を営まれておられます。

経歴の御詳細につきましては、お手元御配付の参考資料のとおりであります。何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案どおり御選任を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号を原案どおり同意することに決しました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第33「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案第57号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命するについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成4年10月5日 提出

和泉市長 池田忠雄



住 所

氏 名

生年月日

職 業

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第57号「教育委員会委員の任命について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市教育行政の運営に際し格段のお力添えをいただいてまいりました藤原忠男委員さん並びに老木英男委員さんには、来る11月8日をもって任期満了と相なります。藤原先生には、卓越した識見と教育に対する御熱意から昭和47年11月9日、本市教育委員に就任され、20年の長きにわたり教育行政に御尽瘁をいただいてまいりましたが、このたびの任期満了を機会に御勇退をいただくことに相なりました。藤原先生の長年の御功績に深く感謝の意を表する次第であります。

なお、老木委員さんにつきましては、引き続き教育委員として豊富な御経験をもとに本市教育行政の発展にお力添えを賜りたく、御再任の御同意をお願いを申し上げる次第であります。

また、藤原忠男委員さんの後任といたしまして、今回、和泉市府中町三丁目12番7号、吉美妙子氏を教育委員として御同意をいただきたく、御提案を申し上げる次第であります。

吉美氏は、お手元御配付の資料のとおり、昭和3年1月19日生まれ。住所は、府中町三丁目12番7号でありまして、大阪第一師範学校研究科を卒業、小学校の教壇に立たれて以来39年間、学校教育一筋に御精励をいただいたものであります。この間、教頭、校長職を7年歴任され、昭和63年、光明台南小学校校長をもって御退任をされました。氏の教育者としての御功績は高く評価されるところであります。退任後も市の人権擁護委員として、市民の人権意識の高揚に御尽力を賜っているところであります。

性格は極めて温厚、誠実な方でございます、本市教育行政の一層の充実のために御尽力をいただけるものと存じます。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、本市教育委員として老木英男氏、吉美妙子氏の両氏の任命につきまして、議員皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由並びにその内容の説明に代えさせていただきますと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号を原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま同意いたしました公平委員さん及び固定資産評価審査委員さん並びに教育委員さんよりあいさつの申し出がありますので、これをお受けいたします。

（公平委員会委員就任あいさつ）

- 公平委員会委員（荒木吉之助君） 荒木吉之助でございます。ただいまは、私の公平委員の選任につきまして御承認を賜りまして、まことにありがとうございます。

私、6年間、公平委員をさせていただいたところでございますが、その間、研修会等におきまして研鑽をしておりましたけれども、これからも公正、公平な職務遂行について努力してまいりたいと存じます。市議会先生方の御教示、御指導を賜りますようお願いをいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、御礼を兼ねましてのごあいさつといたします。まことにありがとうございます。（拍手）

（固定資産評価審査委員会委員就任あいさつ）

- 固定資産評価審査委員会委員（小路山雄一君） このたび、固定資産評価審査委員会委員に選任されました小路山雄一でございます。浅学非才な私に再び固定資産評価審査委員会委員という重責を与えられましたことは、まことに身に余る光栄と感謝いたしております。本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

近年、地価の異常な高騰の後、バブル経済の崩壊に伴う急激な下落など、社会情勢の目まぐるしい変化の中、住民の固定資産税に対する関心も非常に強いものがございます。それだけに固定資産の評価に当たっては、住民の理解を得ながら、特に慎重な対応が求められておるところでございます。これらのことを十分認識いたしまして、審査委員として厳正、公正な立場を保ち、適切な審査に努める所存でございます。議会の皆様にも従来同様、御支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。まことに簡単で失礼でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

(教育委員会委員就任あいさつ)

- 教育委員会委員(老木英男君) ただいま御紹介をいただきました老木でございます。このたび、市の教育委員の任命に際しまして御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。昭和63年11月に教育委員に任命をいただきまして以来、先生方の御指導と御理解によりまして4年間、務めさせていただきまして。このたび、重ねて任命をいただきまして、まことにありがとうございます。

現在、教育行政は非常に複雑な問題を抱え、高度な知識を必要とする難しい時代に遭遇しております。このたびの再任に際しまして、その責務の重大さを感じております。これからも微力ではございますが努力してまいりますので、市議会議員先生方の御指導と御理解をよろしくお願い申し上げます。どうかよろしく願いいたします。(拍手)

(教育委員会委員就任あいさつ)

- 教育委員会委員(吉美妙子君) ただいま御紹介をいただきました吉美でございます。このたび、教育委員の任命につきまして、市議会の御同意を得まして、ここに厚く御礼を申し上げたいと思います。

教育委員の職務は、学校教育、社会教育及び地域の学術の向上のため、中立公正な立場から教育行政を推し進めていくと同時に、円滑かつ効果的に遂行していくため少しでも力になれたらと思っております。微力ではございますが、誠心誠意頑張りたいと思っておりますので、今後とも議員皆様方の御指導をどうかよろしく願いを申し上げます。

大変、措辞ではございますが、御礼に代えましてごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

- 
- 議長(竹下義章君) 日程第34「第3次急傾斜地崩壊対策事業5箇年計画の投資規模の拡大に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

平成4年10月23日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員 友田博文

同 若 浜 記久男

同 松 尾 孝 明

同 中 塚 新 治

同 大 谷 昌 幸

同 須 藤 洋之進

同 穴 瀬 克 己

同 西 口 秀 光

同 天 堀 博

第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の  
投資規模の拡大に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第10号

第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の  
投資規模の拡大に関する意見書

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から国民の生命、財産を守り、安全で豊かなうらおいのあるまちづくりを推進するため、最も優先的に実施すべき根幹的事業であり、緊急かつ計画的に整備すべき国政の重要な課題である。

本市は、南部に和泉葛城山系に連なる山間地、中部に丘陵地、北部に平坦地と南北に細長い地形で、その山系を源とする二級河川槇尾川、松尾川が市域を貫流しているが特に、山間地を中心に急峻かつ脆弱な地形、地質が広がっており、過去幾多の土砂災害に見舞われ、又、近年都市化の進展に伴い、山間地付近まで宅地化が進んでおり、広く市民からがけ崩れの災害防止の要望も切実に叫ばれている。

このような実情に鑑み急傾斜地崩壊対策事業を強力かつ着実に推進することが必要である。

したがって政府におかれては、平成5年度を初年度とする「第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画」を策定し、大幅な投資規模を確保し、安全で快適な地域社会の基盤形成に向けて、計画的な急傾斜地崩壊防止施設の整備、良好な生活環境の形成など、急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年10月23日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案趣旨の説明を願います。
- 7番（松尾孝明君） ただいまの朗読どおりでありますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（竹下義章君） 本建について質疑、御意見ございませんか。  
 （「なし」と呼ぶ者あり）  
 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
 お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ございませんか。  
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）  
 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第10号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第35「第11次道路整備5箇年計画の策定に関する意見書」を議題といたします。  
 意見書を朗読させます。  
 （事務局職員朗読）

平成4年10月23日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	友田博文
同	若浜記久男
同	松尾孝明
同	中塚新治
同	大谷昌幸
同	須藤洋之進
同	穴瀬克己
同	西口秀光

第11次道路整備5箇年計画の策定に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第11号

第11次道路整備五箇年計画の策定に関する意見書

道路は、わが国が21世紀に向けて、活力ある地域社会の形成、東京一極集中の是正、多極分散型国土構造形成等の課題に対応し、豊かさゆとりの実感できる生活大国の実現を図るうえで、最も重要な役割を果たす施設である。

本市においても、関西新空港の開発を目前に控え、空港へのアクセス道路の整備等が著しく立ち遅れているため、その整備を求める市民の声は切実なものがある。

そのため、地域活性化の基盤であり、かつ地方拠点の整備を進める上での基幹となる地域高規格幹線道路整備の新たなる展開、日常生活に密接に関係する渋滞解消のためのバイパス・環状道路の整備、良好な環境の保全・形成を図るために必要な道路整備が必要である。

よって、政府においては下記事項を速やかに措置されるよう強く要望する。

記

1. 第11次道路整備五箇年計画の総投資76兆円を確保すること。
1. 道路特定財源である揮発油税、自動車重量税等の暫定税率を、平成4年度以降継続するとともに、一般財源を大幅投入する等、道路財源の充実を図ること。
1. 自動車重量税を含む道路特定財源は、全額道路財源に充当すること。
1. 地方公共団体の道路整備財源の充実強化を図ること。

平成4年10月23日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案趣旨の説明をお願いします。
- 22番（西口秀光君） ただいまの朗読どおりでありますので、議員皆様方の御同意をよろしくお願いいたします。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 26番（原 重樹君） 本意見書に対しましては、反対の立場で日本共産党を代表いたしまして、意見を申し上げておきます。

皆さんも御存じのように第11次道路整備5カ年計画は、今年度で終了する第10次道路整備5カ年計画の後を受けまして、来年度から始まる5カ年計画であります。

これに先立ちまして、内閣総理大臣官房広報室あるいは総理府が、国民の意見や声を聞くため道路に関する世論調査を行っております。両方とも同じような結果が出ているわけでありま

すけれども、その結果を見ましても、例えば今後、力を入れてほしい道路事業のトップに43.0%の人が「歩道の整備」を挙げ、次いで日常生活の基盤となる地方の道路、自転車道、バイパス、国道など利用者の多い道路、都市部の一般道路の整備となっております。地方の高速道路の延伸や整備は7番目、都市内の高速道路は10番目に挙げられているのが実態であります。

しかしながら、第10次道路整備5カ年計画は、新たな日本列島改造計画と言われる第4次全国総合開発計画に沿って高速道路網拡大を優先する道路交通政策をとり、自動車の増加の悪循環をさらに拡大し、それに比べ地方道路整備がおくれていることなどから交通渋滞や交通事故の増加、さらに、交通公害と環境破壊を激化させてまいりました。

第11次道路整備5カ年計画は、先に言いました4全総の路線に基づきまして、さらに、アメリカなどからの強い要求のもとにつくられた430兆円に及ぶ公共投資基本計画などに積極的に誘導され、第10次の予算規模53兆円から76兆円と約7割方拡大されております。

計画の内容を見ますと、国民の要望の実現に力点が置かれているとは言い難く、高規格幹線道路は、これまでに整備されている分の1.31倍に、都市高速道路は1.37倍に対しまして、要望の強い歩道の設置は1.21倍、一般市町村道の改良は1.09倍などとなり、歩道の整備は、同じ速度で整備したとしても、20年以上先になる計画となっております。

そういう理由をもちまして、本意見書には反対をしたいと思います。こうした問題に触れていないばかりか、一般財源を大幅に投入することを求めており、結局は、社会保障や福祉生活密着型の公共投資など、道路以外への社会資本の投資を圧迫するものであります。

また、意見書の4番目に書いております地方公共団体の道路整備財源の充実強化を図ること、これについては賛成であります。ただいま述べましたような基本的観点から本意見書には反対をいたします。

終わります。

- 議長（竹下義章君） 反対意見がありますので、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議員提出議案第11号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第36『「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

平成4年10月23日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	友田博文
同	若浜記久男
同	松尾孝明
同	中塚新治
同	大谷昌幸
同	須藤洋之進
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博

「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第12号

「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書

政府は、義務教育費国庫負担制度について、1985年度以来、旅費、教材費、恩給費の除外、共済追加費用の負担率の引き下げなど地方財政に大きな負担を及ぼす措置をとられてきた。さらに、来年度予算編成において義務教育諸学校事務職員、学校栄養職員の給与費に対する国庫負担の適用除外が懸念される。学校事務職員、栄養職員は学校教育の基幹職員として、義務教育諸学校において中心的かつ重要な役割を果たしており、この給与費を国庫補助から外すことは、地方自治体に過重な財政負担を強いるだけでなく、教育の機会均等とその維持向上を図る上で多大な影響を及ぼすことになる。

よって政府は、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費に対する義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、教材費、旅費等について同制度の適用を復活されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。



平成4年10月23日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案趣旨の説明をお願いします。
- 3番（若浜記久男君） ただいまの朗読とおりでありますので、議員各位の御理解をいただきまして、原案とおり御同意をいただきますようお願いいたします。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案とおり意見書を提出することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第12号は、原案とおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（竹下義章君） 日程第37「関西国際空港飛行コースの陸上ルートに反対する意見書」を議題といたします。  
意見書を朗読させます。  
（事務局職員朗読）

平成4年10月23日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	友田博文
同	若浜記久男
同	松尾孝明
同	中塚新治
同	大谷昌幸
同	須藤洋之進
同	穴瀬克己

同 西 口 秀 光  
同 天 堀 博

関西国際空港飛行コースの陸上ルートに反対する意見書  
標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第13号

関西国際空港飛行コースの陸上ルートに反対する意見書

開港予定を2年後に控え関西国際空港の離着陸コースの検討がすすめられているが、このほど運輸省で東行き出発便を離陸後大阪湾上で旋回、陸地に進入して信太無線標識を通過する案が有力視されていると報道されている。

もともと関西国際空港は現空港の騒音対策が原点であり、「泉州沖5キロメートル」の位置がそのために決定されたことも周知の事実である。事業計画の決定に際して行われた環境影響評価も大阪湾上での離着陸コースに限られたものとしてクリアしたものである。

離着陸コースが航空機の燃料などの経済性の問題に起因して陸上ルートがIATA（国際航空運送協会）などからも要請され、最近では国内線の便を引き込むために、環境影響評価と異なるコースの採用がいわれているが、それは、事業の計画から供用開始に至る手順をも無視した暴論であるとともに、空港計画の前提条件そのものをくつがえす明白な約束違反である。

よって、政府は、関西国際空港の離着陸コースについては地元で提示した当初の案どおり海上ルートを厳守するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年10月23日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案趣旨の説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局の朗読どおりであります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第13号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長(竹下義章君) 日程第38「佐川急便事件の真相徹底究明を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

平成4年10月23日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	友田博文
同	若浜記久男
同	松尾孝明
同	中塚新治
同	大谷昌幸
同	須藤洋之進
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博

佐川急便事件の真相徹底究明を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第14号

佐川急便事件の真相徹底究明を求める意見書

佐川急便事件は政界の中枢にかかわる過去最大の金権腐敗事件である。政界、財界、暴力団のみにくい癒着も露呈されている。また、佐川急便からの5億円の「やみ献金」が明らかになった

金丸信前自民党副総裁に対する検察の特別扱いは、「法の下での平等」を定めたわが国憲法の理念に背くものであり、国民の怒りが沸騰している。公判を開かない略式起訴で真相をうやむやにし、罰金で終りとするなどは断じて容認できない。また、佐川マネーは多数の政治家に流れたと指摘されており、この真相解明もまだ手がついていない。

和泉市議会は、金丸信氏が議員辞職をしたが、佐川急便事件について司法として刑事責任を徹底的に追及すること、国会が国政調査権を発動し、関係者の証人喚問など断固たる措置をとること、また、企業、団体からの献金禁止を含む政治資金規正法の改正等、清潔な政治を実現するために抜本的な政治改革法案を早急に策定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年10月23日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案趣旨の説明をお願いします。
- 19番（穴瀬克己君） ただいま事務局の朗読どおりであります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第14号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（竹下義章君） 日程第39「エイズ予防対策に関する意見書」を議題といたします。  
意見書を朗読させます。  
（事務局職員朗読）

平成4年10月23日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員 友田博文

同 若 浜 記久男  
同 松 尾 孝 明  
同 中 塚 新 治  
同 大 谷 昌 幸  
同 須 藤 洋之進  
同 穴 瀬 克 己  
同 西 口 秀 光  
同 天 堀 博

エイズ予防対策に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第15号

エイズ予防対策に関する意見書

世界中で患者・感染者が蔓延しているエイズは、昨今の国際化の進展による活発な人的交流を背景に、我が国においても大きな社会問題となっている。

我が国における患者・感染者の累積報告数は、諸外国に比し、少数にとどまっているが、今後、患者・感染者が爆発的に増加するか否かは、現在のエイズ予防対策如何にかかっているといえる。

国においては、「エイズ問題総合対策大綱」を改正するとともに平成5年度予算の概算要求では、102億8千万円と前年度予算の5倍という規模の総合的エイズ対策予算を要求することを決めた。

今後は、広く国民の理解と協力を求めつつ、カウンセラーの育成などエイズに取り組む人材の育成・確保といったソフト面も含め、より総合的なエイズ対策を推進する必要がある。

あわせて、地方自治体のエイズ対策が円滑に実施できるよう格別の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年10月23日

大阪府和泉市議会

- 議長(竹下義章君) 提案趣旨の説明を願います。
- 19番(穴瀬克己君) ただいま事務局の朗読どおりであります。議員各位の御賛同をよろし

くお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第15号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第40『「小児糖尿病」を特定疾患として早期指定の実現に関する意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

平成4年10月23日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	友田博文
同	若浜記久男
同	松尾孝明
同	中塚新治
同	大谷昌幸
同	須藤洋之進
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博

「小児糖尿病」を特定疾患として早期指定の実現に関する意見書  
標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第16号

「小児糖尿病」を特定疾患として早期指定の実現に関する意見書

現在、小児糖尿病（小児期発症インシュリン依存型糖尿病）の医療費は、厚生省の難病対策要綱に基づく小児慢性特定疾患として、医療費の公費負担制度によって20歳までは無料となっているが、その後の医療費は、自己負担となっている。

この小児糖尿病は、大人になれば治るというものでもなく、成人後も、毎日インシュリン注射を欠かすことができない。そのため、患者や家族は、インシュリンの適量を定め、副作用を防ぐための血糖検査等の費用を初め、多額の医療費負担を強いられ、また、就職に際しても大きなハンディキャップを背負っている。

よって、本市議会は、政府及び大阪府が下記事項を早期に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 小児糖尿病を早期に特定疾患として指定し、成人後の医療費についても、公費負担制度の適用範囲を拡大すること。
- 2 患者が病気を隠さずに就職できる環境の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年10月23日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案趣旨の説明をお願いします。
- 3番（若浜記久男君） ただいまの朗読どおりでありますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第16号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（竹下義章君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了い

たしました。

それでは、閉会に当たり市長のあいさつを お願いいたします。

(市長登壇、あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 去る5日、平成4年和泉市議会第3回定例会をお願いを申し上げ、多数の議案を御提案を申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず、長時間にわたりまして慎重御審議をいただき、御可決、御承認を相賜りましたことにつきまして、衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

本議会を通じまして議員皆様方より御指摘、御要望を賜りました諸点につきましては、十分これを尊重させていただき、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。

なお、本議会は改選後の初議会でごさいます、役員改選が行われ、皆様方の御推挙によりまして議長に竹下義章議員さん、副議長に木村静雄議員さんが御就任されました。心から改めてお祝いを申し上げますとともに、今後の市政運営につきまして、何とぞよろしく御支援、御協力を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

また、監査委員さんには、先ほど、友田博文議員さんが皆様方の御同意によりまして御就任をされました。友田議員さんには、今後の地方自治監査制度の適正なる運営を御期待を申し上げる次第であります。

なおまた、各常任委員会委員さん、特別委員会委員さんには、今後とも正副委員長さんを中心にいただきまして、それぞれ所管をされます事項につきまして、今後、種々御相談を申し上げ、御審議を煩わすことと存じますが、今後ともよろしくをお願いを申し上げる次第でございます。

閉会に当たりまして、長時間にわたり御審議を相賜りましたことに対しまして重ねて感謝申し上げますとともに、議員皆様方には、これからの御健勝を衷心からお祈りを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、心からなる御礼のごあいさつに代えさせていただきたいと存じます。長時間にわたりまして本当にありがとうございました。

○  
(議長あいさつ)

○ 議長(竹下義章君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

去る5日開会以来本日までの長期間にわたりまして、役員選挙並びに一般質問、多数の重要議案等につきまして慎重御審議を煩わし、本日、ここに全日程を終了することができましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に今回の役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大な御推挙をいただき、身に余る



光栄と存じ、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、今後の議会運営に格段の御支持、御協力を賜りますようお願いをいたします。

それでは、これもちまして平成4年第3回定例会を閉会いたします。長期間、本当にありがとうございました。

(午後2時35分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

竹 下 義 章

同 副 議 長  
(臨時議長)

木 村 静 雄

同 署名議員

友 田 博 文

同 署名議員

森 悦 造

同 署名議員

若 浜 記久男

